

令和5年 第4回定例会

摂津市議会会議録

令和5年12月 4日開会
令和5年12月20日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和5年第4回定例会

○12月4日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 4
市長挨拶	
開議の宣告	1- 4
会議録署名議員の指名	1- 4
日程1 会期の決定	1- 4
日程2 認定第1号～認定第8号	1- 4
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（森西正議員、嶋野浩一郎議員、弘豊議員、福住礼子議員）	
採決	
日程3 議案第68号～議案第97号	1-24
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市長公室長、 消防長、生活環境部長、建設部長、教育総務部長、次世代育成部長）	
委員会付託	
日程4 報告第9号	1-43
報告（総務部長）	
採決	
日程5 議案第98号	1-43
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（藤浦雅彦議員、増永和起議員）	
採決	
休会の決定	1-46
散会の宣告	1-46

○12月19日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	

塚本崇議員	2-3
光好博幸議員	2-8
出口こうじ議員	2-23
三好俊範議員	2-30
西谷知美議員	2-38
増永和起議員	2-45
藤浦雅彦議員	2-59
嶋野浩一朗議員	2-68
村上英明議員	2-76
延会の宣告	2-81

○12月20日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-4
会議録署名議員の指名	3-4
日程1 一般質問	
安藤薫議員	3-4
香川良平議員	3-11
三好義治議員	3-18
森西正議員	3-24
福住礼子議員	3-30
弘豊議員	3-40
南野直司議員	3-45
日程2 議案第68号～議案第97号	3-51
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、駅前等再開発特別委員長）	
採決	
日程3 議会議案第20号～議会議案第23号	3-53
採決	
閉会の宣告	3-53

☆添付資料

審議日程	資料-1
議案付託表	資料-2
一般質問要旨	資料-4
議決結果一覧	資料-8

摂津市議会会議録

令和5年12月4日

(第1日)

令和5年第4回摂津市議会定例会会議録

令和5年12月4日(月曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総務部理事	丹羽和人	生活環境部理事	西川 聡
会計管理者	柳瀬哲宏		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-----------|--|---|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 認 定 第 1 号 | | 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 2 号 | | 令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 定 第 3 号 | | 令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 定 第 4 号 | | 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 5 号 | | 令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 6 号 | | 令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 7 号 | | 令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 8 号 | | 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 3, | 議 案 第 68号 | | 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号） |
| | 議 案 第 69号 | | 令和5年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 70号 | | 令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 71号 | | 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 72号 | | 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 73号 | | 摂津市長期継続契約に関する条例制定の件 |
| | 議 案 第 74号 | | 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 75号 | | 摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 76号 | | 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 77号 | | 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 78号 | | 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 79号 | | 指定管理者指定の件（摂津市営住宅） |
| | 議 案 第 80号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム） |
| | 議 案 第 81号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ301・303） |
| | 議 案 第 82号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ） |
| | 議 案 第 83号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター） |
| | 議 案 第 84号 | | 指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか8施設） |
| | 議 案 第 85号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立温水プール） |
| | 議 案 第 86号 | | 指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール） |
| | 議 案 第 87号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館） |
| | 議 案 第 88号 | | 指定管理者指定の件（摂津市斎場） |
| | 議 案 第 89号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立保健センター） |
| | 議 案 第 90号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所） |
| | 議 案 第 91号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設） |
| | 議 案 第 92号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路） |
| | 議 案 第 93号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設） |
| | 議 案 第 94号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場） |
| | 議 案 第 95号 | | 指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館） |
| | 議 案 第 96号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター） |
| | 議 案 第 97号 | | 指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター） |
| 報 | 告 第 9号 | | 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第6号）専決処分報告の件 |

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程4まで

(午前10時 開会)

○水谷毅議長 ただいまから令和5年第4回
摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。
市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

師走になりまして、寒さが一段と厳しさを増しております。そんな中、本日、令和5年第4回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私何かとお忙しいところ、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第6号)専決処分報告の件、予算案件といたしまして、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)外5件、条例案件といたしまして、摂津市長期継続契約に関する条例制定の件外5件、その他の案件といたしまして、指定管理者指定の件(摂津市営住宅)外18件、合計32件の御審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○水谷毅議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び嶋野議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、認定第1号など8件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第5号、令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、以上2件について、10月20日、25日及び26日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、認定第5号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○水谷毅議長 文教上下水道常任委員長。

(村上英明文教上下水道常任委員長 登壇)

○村上英明文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第2号、令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件、以上3件について、10月19日、20日、23日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をも

って認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○水谷毅議長 民生常任委員長。

(増永和起民生常任委員長 登壇)

○増永和起民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第4号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号、令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上5件について、10月19日、23日及び25日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○水谷毅議長 議会運営委員長。

(村上英明議会運営委員長 登壇)

○村上英明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月29日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○水谷毅議長 駅前等再開発特別委員長。

(塚本崇駅前等再開発特別委員長 登壇)

○塚本崇駅前等再開発特別委員長 ただいまより、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月27日、委員全員出席の下、委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、これを報告いたします。

○水谷毅議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件に反対の立場から討論いたします。

令和4年度の一般会計、特別会計の決算は、歳入決算額が630億1,880万3,000円、歳出決算額が605億6,733万8,000円で、形式収支が24億5,146万5,000円、実質収支が15億7,595万7,000円となっています。

しかしながら、一般会計は、歳入総額が438億4,351万8,000円、歳出総額が429億9,766万8,000円、形式収支は8億4,585万円の黒字となっているものの、翌年度へ繰り越すべき財源8億7,550万8,000円を控除した実質収支は2,965万7,690円の赤字となっています。

この赤字の要因は、令和4年度一般会計決算概要において、「令和4年度決算は2,966万円の实質収支の赤字となりましたが、これは、収入見込みの誤りにより

生じたものです。」とされています。

令和4年度摂津市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書の「むすび」において、「一般会計の実質収支の赤字について、留意事項を申し上げる。今回、財政状況が逼迫していない中で、収入見込みの誤りにより、実質収支で赤字が生じた。これは、正確な事務処理が行われず、結果として歳入不足が生じたものである。このことによる市民サービスへの直接的な影響はないものの、予算執行管理に対する認識の甘さが露呈したものであり、市政に対する信用を損なうことにもつながりかねない。今後、このようなことが二度と起こらないよう、市全体の問題として重く受け止め、様々な角度から原因の検証を徹底した上で再発防止に努め、市民から信頼される適正な予算執行管理を行われたい。」と厳しく意見されています。

令和5年第2回定例会において、報告第6号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）、令和4年度一般会計の実質収支が事務処理ミスにより3,660万3,000円赤字となる見込みから、令和5年度一般会計から3,660万3,000円を繰り上げて補填されるという専決処分報告の件が承認されました。当初、実質収支の黒字となる予想でありましたが、国庫支出金の教育・保育給付費負担金約2.8億円が入金されることが誤りであったため、約3,000万円の实質収支の赤字となったという説明でありました。

私は報告第6号について反対し、他の多くの議員からも厳しい質疑がありました。けしからん。許せない。腹立たしさがある。バブル崩壊後、摂津市が赤字再建団体になると言われる中で、行財政改革にも相当取り組み乗り切ってきた。今は財政力指

数も大阪府内でトップクラス、基金もある。なのに、何で実質収支赤字を出さなアカンのか。情けなくて仕方がない。今回のミスは小さくても、赤字決算を出してしまった結果は非常に大きい。市民に対しても大きく誤解を生んでしまう結果になっている。違法ではないのかと、かなり厳しい意見がありました。採決は、可否同数となり、議長裁決となり、前代未聞の結果となりました。

本市では、平成30年4月、総務部市民税課が平成30年当初課税事務において課税処理システム端末への入力誤りに端を発する1,500万円余りの誤還付を生じた案件、平成29年4月以降、当時の総務部防災管財課職員による私的な親睦会において集金された親睦会費の盗難が疑われる案件、令和元年12月以降、市民生活部市民課、現在は生活環境部市民課において、交付前のマイナンバーカードを複数回にわたって亡失し、かつ職員による不適切な事後処理が疑われる案件が発生し、摂津市事務執行適正化第三者委員会を設置し、諮問し、答申を受けました。今後、事務処理ミスがないよう、研修を実施し、決してミスのないようにしていくとの反省の弁を述べられたにもかかわらず、重大なミスが発生しました。

摂津市事務執行適正化第三者委員会での諮問、答申は何だったのか。報告第6号の際には、今後このような事態にならないよう、今回の事象について、市役所全体で情報共有の上、事の重大性を再認識し、緊張感を持ち業務に取り組んでまいります。具体的対応策として、決算見込みの照会回数を増やし、各所属長が内容確認の上での報告を求め、歳入歳出の状況について、財政課及び会計室のバックアップ体制の強化、

庁内研修などを実施してまいりますという弁でありましたが、その都度、同じ弁の繰り返しであります。

今後このようなことが決してないことを強く指摘させていただきます。これが最後であってほしいです。

事務処理のミスにより赤字を生じさせ、混乱させたことは大きな問題であります。よって、認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件の反対討論いたします。

○水谷毅議長 嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一郎議員 自民党・市民の会を代表いたしまして、市長が提案されました認定第1号から認定第8号につきまして、賛成の立場から一括して討論をいたします。

令和4年度は、ロシア・ウクライナ情勢を契機とした原材料やエネルギー価格の高騰が続く中、実に32年ぶりとなる急激な円安の進行も重なり、市民生活に大きな影響を及ぼした1年でありました。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の高いオミクロン株への対応を強いられたこととなりましたが、年度後半には、行動制限の緩和も徐々に進み、感染症法上の5類への移行も検討されるなど、社会全体がアフターコロナに向け歩み出した1年でありました。

令和4年度は、世界的に見ても、先行きを見通せない不透明感が漂い、平和、経済ともに非常に厳しい1年でありました。現在、ウクライナ情勢に加え、パレスチナでは軍事衝突が続いており、一刻も早い平和の実現を期待するものでありますが、我が国周辺に目を移すと、先月21日、北朝鮮が弾道ミサイル技術を用いた衛星の打ち上げを強行し、何らかの物体が地球の周回軌

道に投入されていることが確認をされました。また、本年3月30日に、尖閣諸島周辺の我が国領海に中国海警局の船3隻が実に80時間余りにわたり侵入するという事態も発生をいたしました。我が国も大変に厳しい安全保障環境に置かれているという状況を真正面から受け止めていかなくてはなりません。そして、不透明な国際情勢に起因した価格高騰の収束が見通せない現状において、市民生活に目を向けた的を射た取組が強く求められていると考えております。

本市の行政運営を振り返ってまいりますと、財政状況につきましては、令和4年度決算における経常収支比率は93.6%となっておりますが、主要基金については、令和4年度末残高は約139億3,100万円と、前年度末残高から約1億2,400万円の減少となっております。今後も、超高齢社会に伴う社会保障関連経費の増加や、老朽化した施設の維持補修等に加え、JR千里丘駅西地区再開発をはじめとする大型公共事業も続くことから、財政面では厳しい状況が想定をされます。かつての危機的な財政状況を不断の努力で乗り越えられた、これまでの森山市長が積み重ねてこられた御経験を今こそ生かし、引き続き、財政運営に注意を払いつつ、誰もが住み続けたいと思えるつながりのまちの実現に一層の努力を重ねられることを期待するものでございます。

それでは、令和4年度の具体的な施策や実施事業について、摂津市行政経営戦略に示す七つのまちづくりの目標に沿って申し上げます。

初めに、市民が元気に活動するまちについて申し上げます。

広報事務事業においては、大阪成蹊大学

と広報紙の特集記事を作成するなど、市民に親しみやすい広報紙の作成に取り組まれたことを評価するものでございます。

令和4年7月に、本市のまちづくりにおいて大きな転換期となることが期待される鳥飼まちづくりグランドデザインが策定されました。同取組におきまして、鳥飼地区をテーマに、同地域が抱える課題等について、多くの地域住民と意見交換を進められましたことを高く評価いたします。地域の活性化には、住民同士のつながりに加え、同地域で活動する団体や事業所等ともつながる必要があります。引き続き粘り強く取組を継続し、同地域の多様なステークホルダーとの連携を広げられることを期待します。

(仮称)味生コミュニティセンターの整備に係る基本構想策定に取り組まれましたことを高く評価いたします。安威川以南地域における人口減少の問題は、鳥飼まちづくりグランドデザインの取組の中で活発に議論が交わされておりますが、同じく安威川以南地域である味生地域におきましても、持続可能なまちづくりの取組を進めていく必要性を感じております。新たにできるコミュニティセンターは、同地域におけるにぎわいの核、多くのつながりを生み出す交流拠点となることを期待しております。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちについて申し上げます。

千里丘駅西地区再開発事業につきましては、権利変換計画を決定するとともに、特定事業者の選定に向けた取組を進めてこられました。現在は、建物の解体も進み、新しいまちへの期待も高まっております。

また、もう一つの大型事業であります阪急京都線連続立体交差事業につきましては

は、用地取得を着実に進めるとともに、仮線工事に伴う付替道路の実施設計を進めてこられました。いずれも本市の将来における持続可能なまちづくりにおいて重要な取組であり、着実に進められたことを評価するものでございます。

先行き不透明な状況が続く中、引き続きこれらの大型事業が進められることとなりますが、描いた夢を形にすべく、一步一步着実に取組を進められますことを期待しております。

防災対策につきましては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、広域避難の重要性を示す動画作成及び防災協力農地への案内看板の設置などに取り組まれたことを評価するものでございます。しかしながら、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率は70%から80%と言われており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。市の防災体制の一層の強化を図るため、一刻も早く実際の災害を想定した訓練を行っていただきますよう強く要望するものでございます。

消防・救急救助施策では、5市による消防指令センターの共同運用に向け、システムの構築に着手されましたことを評価いたします。より効率的で迅速な活動の実現を期待するものでございます。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちについて申し上げます。

本市では、令和4年2月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向け、取組を進めることを表明されました。この問題は、地球規模で対処しなければならない問題であり、非常に大きな課題であると考えておりますが、市民に一番身近な行政機関として取り組むべきことは多いと考えてお

ります。

令和4年度は、公共施設への太陽光発電設備の設置について、実施設計を進められました。また、本年度では、温水プール施設において設置工事が進められております。加えて、学校施設等におきましても、照明灯のLED化も進められました。本年度は、住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置費用の助成を開始され、取組を全市的に広げられておりますが、今後もこの流れを加速させ、ゼロカーボンシティの実現に取り組みますよう期待するものでございます。

茨木市とのごみ処理の広域化につきましては、様々な難しい課題をこれまで乗り越えてこられました。その結果として、本年4月から広域化を達成されました。これまでの皆様方の御努力に感謝申し上げるとともに、これまでの取組を高く評価するものでございます。今後は、安定的な業務運営に努めていただくとともに、収集業務等でのさらなる効率化を図っていただくことを期待しております。

あわせて、環境センターの解体や新たな公園の整備等、鶴野地域の発展に向けた取組が着実に進められますことを期待するものでございます。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちについて申し上げます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への万全の対策を図りつつも、行動制限の緩和を踏まえ、市民活動等の再開を模索していくことが求められた年でございました。特に、長期にわたるコロナ禍で、高齢者をはじめとする市民の健康への影響が懸念をされております。

そのような中、介護保険の要支援認定者等を対象とした移動支援サービスを開始す

るとともに、高齢者が気軽に参加できるつどい場を鳥飼地域に新設されましたことを高く評価いたします。

さらに、ユーチューブ等で健康に関するオリジナル動画を発信するとともに、クックパッド等で食生活の改善を促すオリジナルレシピを発信するなど、コロナ禍においても創意工夫により健康の取組を進められましたことを高く評価するものでございます。

人生100年時代と言われる今日、単に長生きするだけでなく、いつまでも健康で人間らしい生活を送ることが肝要であります。今後におきましても、コロナ禍での経験を生かし、さらなる健康・医療のまちづくりを推進していただきますようお願いいたします。

続きまして、子育て支援でございます。

厚生労働省が公表している人口動態統計によりますと、令和4年の出生数は約77万人と、調査開始以来最少となっております。本年6月に国が示したことも未来戦略方針では、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国は人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となるとの認識の下、次元の異なる少子化対策を推進するとされております。

本市の令和4年の合計特殊出生率が1.57となっており、大阪府内では比較的に高い値となっておりますが、人口は令和4年度をピークに減少に転じることが想定されております。そのような状況において、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現していくためには、より一層少子化対策に取り組んでいかなければなりません。

本市におきましては、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置して以来、

子育て支援策をスピード感を持って取り組んでいただいておりますが、令和4年度におきましても、訪問ヘルパーや産後ケア制度の利用期間の拡充、多胎児世帯に対する移動支援サポーター派遣制度の創設、多胎妊婦に対する妊産婦健康診査受診券の追加交付を行うなど、妊産婦の支援のさらなる充実に取り組まれましたことを高く評価するものでございます。

また、子供の健やかな成長を支える取組といたしまして、弱視幼児の発見のための視力屈折検査機器をいち早く導入されましたことも高く評価するものでございます。

保育の問題につきましては、せつつ幼稚園を認定こども園として民営化し、園舎の建て替え等、整備費を補助されるとともに、安威川以北圏域における民間保育施設の整備費補助や、とりかいこども園の実施設設計に取り組まれましたことを高く評価するものでございます。しかし、保育のニーズはさらに高まっており、待機児童の解消が見られない状況でございます。引き続き、保育所等の整備や保育士の確保に全力で取り組んでいただきますことを要望するものでございます。

児童虐待の問題につきましては、令和3年に本市で発生いたしました虐待により3歳児の貴い命が失われるという大変痛ましい事案を教訓に、児童虐待に対応する職員の増員も含めて体制の見直しを図ってこられました。大阪府の検証会議などから指摘をされたリスク認識の問題につきましては、スーパーバイザーを配置するなど、リスクアセスメント力の強化に取り組まれました。さらに、就学前施設との連携強化に向け、幼保ソーシャルワーカーを配置するとともに、子供に関わる職員、関係者に研修を実施され、児童虐待防止に関わるネッ

トワークの強化を図ってこられました。

令和4年度のこれらの取組は、今後の本市の子供たちの健やかな成長のために欠かせない取組であると認識をしております。現在、児童虐待防止に関わる条例制定に取り組んでおられるわけでありますが、子供たちの健やかな成長を願う全ての大人たちの思いを象徴するような条例となるよう、そして、本市が真に子育てしやすいまちとなるよう、私も共に考えていきたいと存じております。

次に、誰もが学び、成長できるまちについて申し上げます。

教育施設の整備につきましては、千里丘小学校の建て替えに関わる設計業務や、小・中学校へのエアコンの設置など、教育環境の改善に取り組まれるとともに、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置という大変に難しい課題に取り組まれましたことを高く評価いたします。

学力向上の取組につきましては、学力定着度調査の科目に理科を追加するとともに、全小学校へのプログラミングロボット教材の導入などに取り組まれましたことも高く評価するものでございます。

令和3年度に続き、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症への対応を強いられ、5類移行後の現在におきましても、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行により学級閉鎖が相次ぐなど、教職員の皆様方におかれましては引き続き御苦労が絶えない状況にあらうと拝察いたします。そのような状況におきましても、本市の児童・生徒の学力向上に向け、たゆまぬ努力と情熱を持って取組を進めてこられました教職員の皆様方に改めて敬意を表したいと存じます。実際に本市の子供たちの学力は着実に向上しております。引き続き

き、本市の児童・生徒の生きる力の育成に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

生涯学習につきましては、市立公民館、市民図書館及び鳥飼図書センターに無線LANを整備するとともに、電子図書館サービスを導入されましたことを高く評価いたします。図書館サービスにつきましては、コロナ禍を経て、デジタル化のニーズが高まっていると感じております。今後は、デジタル図書のさらなる充実や学校との連携など、さらに多くの方々に読書に親んでもらえるような取組を進めていただきたいと思います。

文化・スポーツにつきましては、第3期撰津市文化振興計画を策定するとともに、子供を対象としたトップアスリートによるスポーツ教室の開催や、鳥飼体育館へのエアコン設置等に取り組まれましたことを高く評価いたします。新型コロナウイルス感染症の5類移行後、人々の生活は日々活発になっております。この機会に、より一層文化スポーツの振興に取り組まれますことを期待しております。

続きまして、活力ある産業のまちについて触れてまいります。

本市は、産業のまちとして市内に約4,000の事業所を抱えておりますが、その多くを占める中小零細企業は、昨今の物価高騰による影響に必死で立ち向かいながら経営を続けておられます。

そのような状況において、新事業の展開に向けた商品開発費用の補助制度や、ビジネスサポートセンターにおける訪問やオンラインでの相談実施などに取り組まれましたことを高く評価するものでございます。さらに、物価高騰対策として、中小企業等への支援金を支給されましたことを評価す

るものでございます。物価高騰や人口減少、働き方改革などにより、急激に社会情勢が変化する昨今、事業所を取り巻く経営環境は今後も厳しくなることが予想されております。引き続き、頑張っておられる事業所の方々を応援する取組の推進を期待するものでございます。

消費者支援施策といたしましては、消費者安全確保地域協議会を設置されましたことを評価するものでございます。特殊詐欺の被害防止をはじめとした消費者安全確保施策は喫緊の課題の一つであります。引き続き、民間事業者の御協力を得ながら、市域全体での取組の充実を期待するものでございます。

次に、計画を実現する行政経営について触れてまいります。

シティプロモーションにつきましては、令和4年度は、ふるさと納税の事業を開始するとともに、市公式インスタグラムを活用したフォトコンテストの開催及び大阪成蹊大学と連携したノベルティグッズの作成などに取り組んでこられました。さらに、つながりのまちを象徴する淀川わいわいガヤガヤ祭や、鳥飼地域の大きな魅力の一つでもあります大阪銘木イベントの開催にも支援をしてこられました。様々な人々を巻き込んでいながらシティプロモーションの取組が広げられていることを高く評価するものでございます。

人口減少時代におきましても、持続可能なまちづくりを進めていく上で、シティプロモーションの取組は非常に重要であると考えております。今後、大阪万博の開催なども控えておりますが、様々な機会を捉えて積極的にシティプロモーションに取り組んでいただきますことを期待するものでございます。

続いて、人材育成でございます。

令和2年度に摂津市事務執行適正化第三者委員会の報告を受け、令和4年3月に新たに摂津市コンプライアンス基本方針と摂津市職員育成・行動基本計画を取りまとめてられました。令和4年度は、これらの方針等に基づいて、コンプライアンス等の研修のほか、専門家による公益通報外部窓口の設置などに取り組んでられました。

そのような中、今年に入って、事務処理ミスにより令和4年度の決算が赤字となることが発覚いたしましたことにつきましては、市民の本市に対する信頼が揺るぎかねない事態であり、大変に残念に感じております。本件につきましては、既に対応策も取られているわけでありますけれども、森山市長はじめ、幹部職員の方々には、このようなことが二度と起こらないように、いま一度、職員の意識改革に全力で取り組んでいただきたいと思います。

一方で、本件を含め、事務処理ミスを隠蔽することなく適宜公表し、真摯に対応されるようになったことを実感しております。この点につきましては、庁内におきまして、コンプライアンスの向上に向けた取組の一定の成果が現れているものと認識をするものでございます。引き続き、庁内におきましても、事務処理ミスの情報共有を図るとともに、風通しのよい職場づくりを推進し、適切な事務執行に努めていただきますよう要望いたします。

続いて、水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、市民サービスの向上や市民の安全・安心な暮らしに向けた取組を進めながら、計画的な運営に努められておりますことを評価するものでございます。今後も将来を見据えた運営をお願い

し、賛成の理由とするものでございます。

結びに、森山市長におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行や歴史的な物価高騰など、大変厳しい社会情勢の中でも、JR千里丘駅西地区再開発や阪急京都線連続立体交差事業などの大型公共事業のほか、鳥飼まちづくりランドデザイン、鶴野地域の公共施設再編など、まさに本市の将来を形づくる事業に積極的に取り組んでられましたことに改めまして敬意を表すものでございます。

現在、世界的な物価高騰は、我が国においても深刻な影響を及ぼしており、今後も本市のかじ取りは大変に難しいものになると想定されております。しかしながら、これまでも我々の先人たちがそうであったように、我々も、どのような困難が訪れようとも、人と人とのつながりの輪を広げることにより、必ず乗り越えることができると信じております。

私にとりましても非常に印象深い出来事といたしまして、令和4年8月に開催されました第46回摂津まつりがございました。2日間で延べ約4万人の来場者が訪れ、大盛況のうちに終えられましたことは、市長の言われております人と人とのつながりの重要性を再認識させられる出来事でもありました。この成功により、多くの市民が勇気づけられ、その後は市民主導のイベントも徐々に再開される状況でございます。私自身、それぞれの地域で尽力されておられる市民や事業者の皆様方を身近に拝見し、摂津市の力強さを改めて実感している次第でございます。

私ども自民党・市民の会といたしましても、市民の皆様や、この場におられる議員の皆様、そして森山市長をはじめ行政職員の皆様と協力し、市民がいつまでも安心を

して生き生きと暮らせるまちづくりに最大限努力してまいる決意であることをここに表明いたしまして賛成の討論とさせていただきます。

○水谷毅議長 弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号に対する反対討論を行います。

まず初めに、国内外の状況について触れておきたいと思います。

2022年度から現在に至るこの間、世界は平和と人権の危機に見舞われています。パレスチナ・ガザ地区の人道危機は極めて深刻です。イスラエルによる攻撃は、その規模と残虐さからジェノサイドとの批判が寄せられています。ガザの深刻な人道的危機を打開するためには、即時停戦に向けた各国政府と国際機関による緊急の行動が必要です。また、ロシアのウクライナへの侵略、北朝鮮の核・ミサイル開発、中国の力による一方的な現状変更の試みが許されないことは当然ですが、それへの対抗を名目に排他的な軍事ブロック的対応が進められていることも問題です。対立をより深刻にするのではなく、国連憲章を守れの1点で世界が団結し、全ての国を包摂する安全保障の枠組みを推進することこそ重要です。摂津市としても、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を持つ自治体として、国連憲章を守れと声を上げるよう求めておきます。

国内の状況は、コロナ禍に加え、物価高騰が市民生活を襲った年でもありました。長きにわたり経済が停滞し、失われた30年と言われる先行きの展望が持てない状況です。労働者の実質賃金は1996年のピーク時から年64万円も減少し、日本経済

の5割以上を占める家計消費の落ち込みは国内経済を停滞させ、国民一人当たりのGDPは、G7でアメリカに次ぐ第2位だったものが、現在では最下位となりました。一方で、大企業は利益と内部留保を急膨張させ、今や510兆円を超え、この10年間で180兆円も積み増したことになりました。

我々日本共産党は、この財界・大企業の利益最優先のゆがみを正し、経済停滞と深刻な生活苦の打開のために、三つの改革による経済再生プランを提唱しました。第1に、政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる一人間を大切に作る働き方への改革、第2に、消費税減税、社会保障充実、教育費負担軽減－暮らしを支え格差をたす税・財政改革、第3に、気候危機の打開、エネルギーと食料自給率向上－持続可能な経済社会への改革です。摂津市としても、物価高騰から市民の暮らしを守る立場に立ち切ることを強く求めておきます。

それでは、以下、個別項目ごとに反対理由を述べていきます。

最初に、自治体としての基本的な問題について述べます。

第1に、市民の暮らしと市内中小企業を支える財政運営についてです。

2022年度も、新型コロナウイルス感染症第7波が猛威を振るう中で、物価高騰も加わり、市民生活は大きな影響を受けました。より深刻になっている市民生活と市内中小企業を支えたのかという角度で振り返ることが大事だと思います。

新型コロナウイルス感染症対策については、2022年度までの3年間において、国からの臨時交付金などを含め、総額で164億6,000万円が使われましたが、そのうち摂津市の一般財源の持ち出しは1

0億6,000万円にすぎません。セッピープラチナプレミアム商品券をはじめ、グルメクーポン券、物価高騰対策支援金、子育て世帯の低所得者への支援金、そして市独自の自宅療養者支援パックなどを実施されましたが、大変不十分と言えます。

その一方、市の財政は引き続き大阪府内トップクラスです。市の貯金である四つの主要基金残高は、前年度より1億円減少しただけで165億円となりました。摂津市の納税者の65%が所得200万円以下という実態ですが、生活の深刻さに心を寄せ、基礎自治体として、預かっている財政を市民の暮らしを守ることに、そして、産業のまちにふさわしく中小企業支援の拡充にこそ活用すべきだということを述べておきます。

第2に、個人情報保護行政についてです。

個人情報保護法改正に伴い、2022年度に摂津市個人情報保護条例が廃止され、法律施行条例の制定により、2023年度以降、個人情報の取扱いとともに個人情報保護審議会の在り方も大きく変えられました。2022年度の審議会は3回開催、オンライン結合による外部提供や目的外利用のための外部提供など3件の諮問事項について審議されましたが、今後の審議会は、条例の改廃など、その審議内容は非常に限定的なものとなります。

しかしながら、法律や条例が変わっても、個人情報の重要性は変わりません。自治体が保有する膨大な個人情報は、基本的人権に関わるプライバシーそのものであり、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものです。これまでの審議会における重要な意見を今後の個人情報保護行政に引き続き活用することを求めま

す。

第3に、全体の奉仕者として生き生きと働ける職員体制についてです。

摂津市においては、2021年3月の事務執行適正化第三者委員会報告書を受け、2022年3月にコンプライアンス基本方針を策定し、また、毎年4月には各部長によるハラスメントゼロ宣言や、今年7月にはハラスメント防止宣言をつくるなど、様々な取組を行ってきました。にもかかわらず、今年7月のアンケートで、この6年間に31名がセクシャルハラスメントを受けたこと、そのうち9名が今も受けていることが判明しました。これからプロジェクトチームを設置して対応することになっていますが、この数年間の取組の中で、こうした結果が出てきたことは非常に残念です。また、指摘を受けた職場における隠蔽体質やコミュニケーション不全などは、本当に改善に向かっているのかと疑念を持たざるを得ません。

職場環境改善の土台は適正な職員数です。そして、適材適所の職員配置であることは言うまでもありません。全体の奉仕者として仕事に誇りを持ち、生き生きと働ける職場環境への改善を強く求めておきます。

次に、暮らしと営業を守る市政について述べます。

第1に、国民健康保険についてです。

2022年度は国民健康保険料の大幅値上げを行いました。これは、平成24年度からの大阪府国保統一化完全実施に向けて、大阪府の示す統一保険料に近づくためです。一方で、市の国保基金は引き続き4億円超えの状態です。新型コロナウイルス感染症、物価高騰で市民の生活が大変なときに、基金をため込みながらの値上げは許

せません。全国一高い保険料になるなど、百害あって一利なしの大阪府国保統一化には断固反対すべきです。

第2に、介護保険についてです。

要支援高齢者の移動支援をスタートさせましたが、市内全体に自動車僅か2台では間尺に合いません。ニーズに対応すべく公共交通の抜本的な改善が求められます。

また、移動支援事業の財源として、おむつ代補助が削減され、多くの方からの苦情が寄せられています。ビルド・アンド・スクラップの方針でサービス拡充をほかのサービス削減で行うやり方は改めるべきです。高齢化社会では、それにふさわしい予算措置を行い、施策を充実して高齢者の生活を支えることこそが必要です。高齢者が元気で生き生き暮らせることが介護度の重症化も防ぎます。現行相当の介護サービスを守ること、第9期の保険料値上げをしないことも求めています。

第3に、生活困窮者支援についてです。

生活保護が権利であることを積極的に打ち出す呼びかけ型のホームページに改善されたことは評価しますが、物価高騰の下、生活保護が権利であることを呼びかけるポスターやチラシの作成・活用を強く求めます。子供の貧困が広がる中で、母子世帯の保護利用数が減少していることは見逃せません。必要な人が利用しづらい状況が生じていないか心配です。女性ケースワーカーを複数配置し、きめ細かい対応をすることも求めています。

通院移送費が僅かしか支給されていないことも問題です。制度の周知や申請方法など早急な改善を求めています。

第4に、中小企業支援についてです。

新型コロナウイルス感染症、物価高騰、消費税インボイス制度など、中小企業にの

しかかる負担は何重苦にもなっています。

2022年度には個人事業主5万円、法人10万円の給付金を支給されましたが、1回限りの給付金だけでは支えられません。

4,000事業所を有する中小企業のまちにふさわしい予算規模で、家賃補助などの恒常的な支援策、住宅店舗リフォーム助成制度など、波及効果の高い支援策が必要です。新型コロナウイルス感染症対策として政府が行ってきたゼロゼロ融資の返済が始まっていますが、資金繰りに苦しむ中小業者に寄り添った対応をし、摂津市の融資制度のさらなる拡充も求めています。

次に、子育てと教育について述べます。

第1に、家庭児童相談課の体制と虐待防止の取組についてです。

一昨年の3歳児虐待死事件を機に、家庭児童相談課の職員体制拡充や様々な施策が取り組まれてきました。リスク認識やスキル蓄積等の課題についても一定の改善がなされてきたのも評価していますが、学童保育の分野やほかの部署も含め、庁内連携の部分ではまだまだ課題があるのではないのでしょうか。要保護児童と保護者に対する寄り添った支援、こども家庭センターをはじめ関係機関との連携を一層密に行うよう求めます。

第2に、保育待機児童と公立就学前施設の在り方についてです。

この数年、年度初めからの保育待機児童の課題解決に向けて、新たな小規模保育所や認定こども園の定員枠を増やす取組、保育士確保に向けた制度の実施などに取り組んできましたが、一方で、公立の市内3施設では、入所定員に空きがあるのに受皿となっていない状況が続いています。年齢別のクラスの問題や保育士が足りていないなどを理由に挙げていましたが、そもそも1

号認定、2号認定の定員枠の設定に問題があるとも言えます。また、虐待などのリスクが見られる要保護児童などは積極的に公立の園で対応するなど、待機児童の解消も含めて民間任せにしない公的責任が求められます。量と質の両面から摂津市の保育実践の底上げをしっかりと果たされることを強く求めます。

第3に、学童保育についてです。

この間、入室希望に対して、教室数の確保や指導員確保など課題もあり、学童保育でも待機児が出ている状況です。延長保育や土曜日毎週開室などは始まったものの、4年生以上の高学年保育についてはこれからです。全校での早期実施と併せて、終日保育の際の学童給食についても検討を求めます。お弁当やおやつ代を持参できていない児童がいることについても実態を把握し、保護者への対応など、学校や関係機関とも連携して親身な援助を求めておきます。

第4に、学校給食についてです。

物価高騰による賄材料費の値上げを保護者負担にしないといった取組がされてきましたが、時限的で、翌年には保護者負担に転嫁していくことは残念と言わざるを得ません。近隣市が給食費の無償化にどんどんとかじを切っていく中で、摂津市はこの点では遅れていると言わざるを得ません。一日も早い無償化の実現に真剣な検討を求めおきます。

また、中学校給食センターの用地選定に関わって、ようやく候補地が示されましたが、建設に当たっては、近隣住民の納得と合意が得られるように、また、実施する給食の中身についての検討も、早い段階から中学校教員、関係者と詰めていくことも大事です。小学校で培ってきた給食を継承し

た温かくておいしい中学校給食のためにも、栄養士や調理員の体制についてもしっかりと確保するように求めます。

第5に、支援教育についてです。

国連の障害者権利委員会からの勧告や文部科学省通知などの動きの中で、支援教育の在り方について大きく揺れ動いた年だったのではないのでしょうか。支援学級から通常学級への転級の動き、通級指導教室を各校へ整備するなどの取組が行われてきましたが、一人一人の児童・生徒にとって最善の教育の場を選択することができるようになったとは言いきれません。少人数学級を独自でも推進していくことや、支援学級と通常学級とのダブルカウントの実施、教職員の人員確保などの課題もありますが、一人一人の子供に目の行き届く教育環境や体制の整備を強く求めておきます。

次に、まちづくりについて述べます。

第1に、鳥飼まちづくりについてです。

鳥飼まちづくりグランドデザインの住民説明会は5回開催、延べ196人の住民が参加されました。しかし、まちの人口減少、衰退を防ぎ、活力のある住みやすい鳥飼のまちづくりを進める上で、計画の内容の周知や意見聴取の実態は不十分でした。これは、国と共同で行う河川防災ステーション計画での取組にも言えることです。

また、まちづくりにとって重要な施設である学校の適正規模・適正配置、いわゆる学校統合計画については、グランドデザインの目指す人口減少の抑制やにぎわいづくりと矛盾しており、住民説明会での積極的な説明が行われるべきでした。グランドデザインや学校統合計画について知らない住民が多く存在していることを認識し、説明会開催の在り方、計画の周知方法、意見集約方法などの工夫を求めます。

また、既存の地域資源を生かしたまちづくりの機能に加え、今後は、人口減少の抑制や転入促進のための新たな取組の提案や他市事例の紹介などを積極的に行っていくよう求めておきます。

第2に、旧味舌・旧三宅小学校跡地についてです。

旧味舌小学校跡地西側半分については、体育館建設工事やストックヤード、認定こども園の仮園舎として一時的には使われてきましたが、暫定的な利用にとどまっています。市長がこれまで発言してきた、跡地は防災空地として活用するという方向での具体的検討をこの任期中に発現すべきです。

旧三宅小学校跡地については、小学校統合後も毎年、年間の3大行事として、夏祭り、体育祭、防災訓練を積み重ね、跡地活用により地域の絆を深めてきました。歴史的には、建設のために地域の皆さんが土地を提供してきたこともあり、地域の核として、これらの土地に対する思いは深いものがあります。住民から今後の活用についての話し合いを求める声も出ています。

両小学校跡地について、売却方針は凍結されていますが、将来的にはどうなるのかという不安も抱えています。地元の思いを受け止め、防災拠点や市民の憩いの場としての活用に動き出すことを求めます。

第3に、市民合意に基づくまちづくりについてです。

この間、阪急正雀駅前広場計画や鶴野地域の公共施設再編計画など、幾つかのまちづくり計画において住民の合意を得られない事態が起きています。市の計画を進める上で、関係者をはじめ地域住民への説明と対話に問題があったのではないのでしょうか。行政側の論理や思い込みを排し、住民

に寄り添う丁寧な説明を求めます。

また、政策形成過程における市民参画を促進することを目的に実施しているパブリックコメントの在り方についてですが、2022年度に実施した5件のパブリックコメント募集に対する市民意見は、多いものでも37件、ゼロ件だったものもあり、その取組は不十分でした。もちろん、意見の件数の多少でその評価を下すことは困難かもしれませんが、パブリックコメントの目的を達成するために、少なくとも計画内容の周知方法、閲覧方法、意見提出方法の見直しを図るべきだと述べておきます。

第4に、市営住宅についてです。

市営住宅長寿命化計画の改訂版が策定されました。老朽住宅の建て替えなどもあり、低額家賃の民間住宅が減少するなど、住宅困窮者の見込み数が公営住宅や低廉な民間貸家の供給見込み数を上回っています。ところが、計画では公営住宅の供給は増やすものになっていません。市営住宅鳥飼八町団地の建て替え、民間貸家の借り上げなどで供給増への見直しを求めておきます。

第5に、公共交通についてです。

公共交通在り方検討会やアンケート調査などが行われました。民間バス事業者の採算問題や人手不足などの課題を乗り越え、路線バスの維持・充実、利便性の向上、不便地域の足の確保、シティプロモーションなど、自治体としての責任を果たす立場から地域協議会に臨むこととともに、具体的な公共交通システムの構築を早期に実現するように求めます。

次に、市民の安全と環境を守る市の役割について述べます。

第1に、防災・災害対策についてです。

安威川ダム供用開始に伴い、改めて流域

全体の対策を推進することが必要です。ダム建設については、雨量が1時間当たり80ミリを超えれば放水するとのことですが、毎年各地で発生する線状降水帯のような大雨の場合に対応できるのか、大変心配です。科学的な検討に基づき、安威川流域全体の総合治水対策を関係機関と協力して行うべきです。

私は、この間、各自治会と協力して地域版防災マップづくりに取り組んできました。その蓄積を生かし、現在の災害想定に基づき、見直しと災害時対応訓練を行うことが求められます。そのためにも、必要な職員体制を確立し、市役所各分野における災害時の業務継続計画を早く仕上げて次の段階に進むべきです。国や大阪府の動きがあるにせよ、摂津市として準備することを着実に推進し、103名まで達している防災サポーターの増員にも努め、その活用を含め、市民全体として災害に強いまちづくりを構築するように求めています。

第2に、地球温暖化防止についてです。

市長は、ゼロカーボンシティ宣言を行い、摂津市の地球温暖化対策地域計画が国の目標に沿ってつくられています。しかし、国の目標そのものが世界的に見ても大変低いものです。地球沸騰化とまで言われる現在、沸騰化を止める本気の取組が必要であることを指摘しておきます。

第3に、環境センターの跡地についてです。

環境センターを解体し、その跡地を含め、公共施設を再編する計画が今年1月に突然出されましたが、これまでの議会への説明や地元地域との関係性からも唐突感はありません。環境センターの解体に当たっては、土壌汚染の調査と対策がまずは重要です。市民に対して責任ある調査を行い、

随時公表することを求めています。

第4に、PFOA汚染についてです。

ダイキン工業株式会社発出の有害な有機フッ素化合物PFOAが、全国一の高濃度で摂津市の地下水から検出されています。市民の一番の不安は健康への影響です。この間、2回、市議会は全会一致で血液検査、健康影響調査を求める意見書を国へ提出しましたが、環境省は汚染の広がる摂津市での調査に背を向けています。

行政がやらないなら、大阪では千人規模の大規模血液検査を実施する運動を市民団体がスタートさせています。医療機関と京都大学が連携した検査は大阪府内各地で行われ、摂津市でも既に3回実施、2回までの分析速報も出ました。それによると、摂津市民のPFOA血液濃度は他市よりも優位に高いとのことで、結果を表すグラフがテレビでも映し出されました。

本来なら、市民の不安に応える血液検査、健康影響調査は行政が行うべきものです。国や大阪府に調査を強く要請するよう求めるとともに、市としても独自調査を行うことを求めます。

また、これまで大量にPFOAを排出してきた主たる汚染源であるダイキン工業株式会社は、国連ビジネスと人権作業部会の指摘どおりに汚染者責任を果たすべきです。まずは、敷地内濃度など、情報公開が必要です。この問題も、市議会は全会一致で大阪府に意見書を提出しています。市は、大阪府とともに強い姿勢でダイキン工業株式会社に公表するよう働きかけ、市の持つ情報も公開することを求めます。

最後に、2022年度一般会計決算において、実質収支が異例の赤字になったことについて触れておきます。

この赤字は、事務処理上のミスによるも

ので、チェック機能がきちんと働いていれば避けられていたものです。既に同様のミスを防止するための対策は講じられたとのことですが、こうした問題を単に事務ミスとチェック体制の脆弱さのみに求めるのではなく、2021年の摂津市事務執行適正化第三者委員会の報告書で指摘された、職員のコミュニケーション不足など、職場環境や職場風土がその背景にあるのではないかという観点からもしっかりと検証して、改善に向けた不断の努力を求めておきます。

以上、反対討論とします。

○水谷毅議長 福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 大阪や関西にとって待ちに待った阪神タイガースが38年ぶりに日本一となり、大阪、関西を大いに盛り上げて令和5年を締めくくってくれました。経済効果は大きく、今回の優勝はもっと早く巡ってほしいと願うところです。

ただ、ロシアとウクライナの戦闘が2年近くになるろうとする中、ハマスのイスラエル侵攻に始まった武力衝突に対して、ほかの勢力が加わり、中東戦争へ発展するのではないかと懸念されております。その陰で、全く罪もない子供たち、多くの市民が犠牲になっている事実の上に、どのような理由があろうと戦争は断じて許されません。即時停戦と話し合いによる解決を強く求めるものであります。

こうした武力紛争が長引く影響で、物流や物品等が値上がりし、市民生活を圧迫し続けていることから、国の補正予算には速やかに連動する対応をお願いいたします。

それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました認定第1号から認定第8号について、賛成の立場から一

括して討論をさせていただきます。

まず、一般会計を総括的に申し上げます。

令和4年度は、夢を形にするまちづくり、千里丘駅西地区再開発事業及び阪急京都線連続立体交差事業の支出がピークを迎え、大きく前進する年となり、令和4年度時点で過去最大の予算となりました。鳥飼まちづくりグランドデザインの策定により、次のステージへと進められ、また、国土強靱化とファシリティマネジメントの下に、インフラ等の戦略的な改修、ゼロカーボンシティを宣言しての地球温暖化対策の取組、SDGsの実現とシティプロモーション戦略の実施を見据えた行政経営戦略の推進等々、非常に戦略的な予算執行となりました。また、重点テーマである「安全・安心」、「健康」、「こども」について、バランスのよい、メリハリを利かせた予算執行となりましたことを高く評価したいと思います。

それでは、個々の施策について申し上げます。

まず、未来を見据えた魅力あるまちづくりについてです。

鳥飼まちづくりグランドデザインが策定され、鳥飼地域の活性化に向け、民間事業者との公民連携による取組を模索されました。淀川河川防災ステーションの誘致が決定され、高台まちづくりの推進と、上部にコミュニティー施設設置の検討に着手されたことを高く評価します。これにより、教育環境、公共交通、地域コミュニティー活動の活性化、魅力ある公園などの課題がクローズアップをされ、防災意識の向上と、高台まちづくりや水辺空間の創出など、具体的な取組の検討に続いてまいります。今後も、多くの市民を巻き込み、地域人材の

発掘と育成に努め、市民、事業者、団体と協働したオール鳥飼を進めていただくよう強く要望いたします。

千里丘駅西地区再開発事業の推進については、権利変換計画が令和4年12月に決定し、令和5年5月の明渡し以降は予定どおり順調に進められ、これまでの取組を高く評価いたします。

阪急京都線連続立体交差事業の推進については、令和5年度から仮線工事に伴う付替道路の実施設計が行われることを評価します。仮線移設に向け、用地交渉の正念場となりますが、地権者や関係者に対して親切丁寧な対応で理解が得られるよう、最大努力をお願いいたします。

健都イノベーションパークにおきましては、NKビルが完成し、国立健康・栄養研究所が開設され、本市と連携した健康施策も着手されていることを評価いたします。全ての企業誘致が整って、産官学民連携の下、市内事業者とのイノベーションがさらに展開されることを期待し、要望いたします。

物価高対策としまして、国の地方創生臨時交付金の一部を利用し、9月にグルメクーポン券配布、10月にプレミアム付セッピィ商品券発行を実施されました。プレミアム率150%は市民に大変評判もよく、物価高騰対策として効果を発揮する中で、さらにセッピィスクラッチカードの第7弾も実施されましたことを高く評価するところです。

また、令和5年1月には、中小企業等物価高騰対策支援金として、法人事業所に10万円、個人事業者に5万円支援されたことを高く評価します。そのほか、介護サービス事業所、障害者・障害児福祉サービス事業所、民間保育所、医療施設等にも物価

高騰支援金を支給されたことを高く評価します。

森山市長の公約である高齢者の移動手段を拡充する取組では、公共交通の確保、持続可能な在り方の検討をされたことを評価します。既存バス会社やタクシー業界に議論を誘引されることなく、オンデマンド方式や乗合タクシーなど、幅広い検討をお願いし、要望とします。

シティプロモーション戦略に掲げた「ちっちゃな摂津のでっかな野望」のキャッチコピーにも負けないでっかい施策が継続的に展開できるよう、職員の意識変革と、市民も交えたワンチームで取り組む体制づくりをお願いし、要望といたします。

次に、安全・安心のまちづくりについてです。

摂津市下水道総合地震対策計画の策定に努められ、市内の全小・中学校にマンホールトイレの設置を進められることを評価します。

地域の防災力向上を担う人材育成をするため、防災士資格取得支援制度の継続と、4年間で104人の防災サポーターを育成し、マイタイムラインの普及に努められたことを高く評価いたします。

また、SOS避難メソッドの取組では、三島地域で広域避難について協議されるとともに、吹田市内の事業所と災害時の緊急避難等についての協力に関する協定を締結されたことを評価いたします。

市道千里丘三島線道路改良事業の推進を評価します。JR千里丘駅南交差点から三島幼稚園までの歩道拡幅の令和5年度完成をお願いし、続いて、香露園1号線の大型車両の規制も併せて推進を要望いたします。

高齢者を狙った特殊詐欺が多発する中

で、消費者安全確保地域協議会を設置し、見守り体制を強化されました。特殊詐欺撃退に効果がある通話録音装置を貸与されることを評価します。もっと市民に周知していただきますようお願いし、要望といたします。

次に、健康づくりで市民の健康寿命を延ばすことについてです。

健康せつつ21推進事業につきましては、まちごと元気！ヘルシーポイント事業の参加者増加のため、健幸マイレージポイント対象のイベント拡大や、秋フェスを開催して、関係者ととも健康施策の開発を実施されました。

また、ロコモ予防体操、せつつはつらつ脳トレ体操のさらなる普及を評価します。

特定健康診査の受診率向上では、安威川以南地域で出張による集団特定健康診査の実施と個別通知による受診勧奨を実施されたことを評価します。

次に、子供や若者の健やかな成長についてです。

不妊治療が国により保険適用されることになり、経済的な面で子供を諦めていた方々に明るい光が見えてきました。

子育て世代包括支援センターの活動の展開においては、多胎児世帯支援として、健診や買物時等に移動支援サービス派遣を新設され、多胎児妊婦には、妊婦健診診査受診券5回分、2万5,000円の追加をされ、これら一連の取組を高く評価します。今後は、妊娠確定の初回受診料助成の検討など、さらなる妊娠から出産、育児まで、安心して子供が育てられる摂津市の構築をお願いいたします。

保育所待機児童解消の取組につきましては、せつつ幼稚園を民営化し、認定こども園として建て替えられ、令和5年8月に開

園、併せて病児・病後児保育が実施されたことを評価します。

しかしながら、もう一方の19人の小規模保育事業所募集は不調に終わり、結果的に、令和5年4月時点では、前年とほぼ同数の29人の待機児童が発生いたしました。一刻も早く待機児童を解消できるよう最大努力をお願いいたします。

市立とりかいこども園の建て替えは、児童センター機能も含む複合施設として基本設計、実施設計を行われたことを評価いたします。

学童保育室のサービス向上については、令和5年度より土曜日の完全保育が実施され、令和6年4月から鳥飼地域の4校で4年生まで学年引き上げ、令和10年4月から全小学校で6年生まで引き上げると明言されております。実現できるよう最大努力をお願いいたします。

本市でも、ようやく子ども食堂を実施する団体に運営費等の補助が開始されます。そのことについて評価をいたします。子供の居場所づくり、地域で子供を見守る拠点として、様々な関係者とネットワークが構築されることを期待しております。

児童虐待再発防止の徹底強化では、関係職員の研修強化、スーパーバイザーの配置、就学前施設と連携強化のための幼保ソーシャルワーカーを配置されたことを評価いたします。

子供の成長過程にあって、軽度の難聴児補聴器イヤモールドの交換費用助成を実施されました。

また、子宮頸がんワクチンの接種勧奨を再開されたことを評価いたします。新規及びキャッチアップ接種率が伸びないのは課題ですが、さらなる接種勧奨をお願いいたします。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてです。

高齢者の移動支援サービスが開始され、民間企業と連携し、介護予防、生きがいづくりにつながる高齢者向けスマートフォン講座の開催など、これらの取組を評価いたします。高齢者の移動支援サービスは、採算の取れない現状があることから、さらなる対策と支援をお願いし、要望とします。

介護予防を目的に、気軽に集える新たな場所づくりとして、つどい場の増設については、第21集会所を追加し、市民団体委託の9か所に加え、地域住民補助型が20か所で実施となりました。

また、最後まで自分らしく生きられるよう、親族や関係者との人生会議の普及につながられるよう、エンディングノート発行を実施されたことを評価いたします。

在宅医療・介護連携の推進については、せつつ医療・介護つながりネットを構築し、市ホームページのトップページに掲載され、サービス向上を図られました。また、医療、介護、福祉の多職種による企画会議を適宜開催し、効果的な連携が行われていることを総じて評価いたします。

福祉において最も求められるのは、地域であらゆる市民を見守れる体制構築、いわゆる重層的支援体制の構築と、複雑化する課題に対して断らない窓口の構築であります。これは、自分たちの市町村にあってほしいと思う支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働の在り方などを、地域住民や地域の支援関係機関等が考え方、進め方を共有し、議論し、実際の取組に移していくものであります。そのためには、地域福祉の実働部隊である社会福祉協議会の認識向上と組織の成長が不可欠であります。子ども食堂やフードバンクもその一翼を担

う存在になりました。令和4年度は前向きに取り組まれたことを評価し、今後も前進していただくよう要望いたします。

次に、教育、生涯学習、スポーツ推進についてです。

小・中学校の特別教室及び体育館に無線LANを整備され、教育環境の整備と災害時の避難所でのWi-Fi環境の整備が図られました。また、全小・中学校にプログラミングロボット教材を導入するとともに、未来を切り開く力を育むキャリア教育プログラムを構築され、これらの取組を評価いたします。

国の取組により、令和7年度に小学校全学年が35人学級になります。令和4年度は3年生を対象に実施されました。また、教科担任制による専科指導で授業の質の向上にもつながり、これらの取組を評価します。

また、デジタル教科書の導入、学力定着度調査科目に理科を追加、小学6年生、中学全学年を対象に、算数、数学、国語の撰津SUN SUN塾を無料実施、希望する中学3年生には実用英語の技能検定料を全額補助するなど、学力向上のための取組を評価いたします。

コミュニティ・スクールモデル校の実施では、保護者や地域の住民等が参画する学校運営協議会が設置をされ、撰津市らしさのあるコミュニティ・スクールと学校支援地域本部を構築し、全市に展開できるよう期待し、要望といたします。

全小・中学校の体育館に5年計画でエアコンを設置されることを評価いたします。令和4年度は、鳥飼北小学校及び第三中学校に設置、鳥飼・味舌小学校、第四中学校の実施設計をされました。

また、全小・中学校の照明灯のLED化

の令和5年度完了を目指し、令和4年度は、鳥飼・鳥飼西・鳥飼北・鳥飼東小学校及び第五中学校で実施され、評価をいたします。将来の児童数増加により、千里丘小学校は校舎などを全面建て替えとする基本設計、実施設計をされました。プールの解体や仮校舎の設置工事が行われ、これからのプール授業や運動会の開催について、保護者の不安解消につながるよう、学校の最大支援をお願いいたします。

一方で、将来の児童数減少により、鳥飼地域で学校の在り方を検討し、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合する方針を決定されました。保護者や関係者の意見に対して柔軟に取り組み、納得と安心の統廃合の実現を目指されることを要望いたします。

中学校給食では、令和8年度より全員喫食ができるように、令和4年度は給食センターの用地選定等を実施されたことを評価いたします。関係者への丁寧な対応を行い、小学校のおいしい給食を継承し、開始が遅れないよう強く要望いたします。また、給食費無償化についても重ねて要望いたします。

味舌体育館が令和4年5月に供用開始、(仮称)味生コミュニティセンター整備に係る基本構想を策定、市立公民館及び市民図書館、鳥飼図書センターに無線LANが整備されるなど、生涯学習の環境が充実しました。

あわせて、第3期摂津市文化振興計画を策定されたことを総じて評価いたします。

次に、環境、産業振興、その他についてです。

摂津市地球温暖化対策地域計画が完成し、ゼロカーボンシティを宣言され、2050年にカーボンニュートラル達成への取組を評価します。

温水プール施設の太陽光発電設備設置に係る実施設計に取り組みされるとともに、学校施設等の照明灯のLED化と併せて評価をいたします。

令和5年4月、茨木市とのごみ処理広域連携開始に当たり、茨木市環境衛生センターの長寿命化工事を進め、リサイクルプラザから茨木市環境衛生センターへ通じる専用橋梁工事が完成し、これらの取組を評価します。

摂津市災害廃棄物処理計画の推進に努められました。仮置場の位置など、具体的な計画の策定に向けた取組を加速していただくよう要望いたします。

また、全市的な展開といたしまして、ごみ減量、温室効果ガス削減、貧困対策など、複合的な目的達成を目指して、市民団体とフードドライブや食品ロスパネル展の開催のほか、さらなる活発な取組と、令和7年度にはフードバンク設立を要望いたします。

産業振興においては、ビジネスサポートセンターの相談員を増員し、南千里丘別館の駐在型と、新たに訪問やオンラインでの相談も実施をされ、市内中小企業者が経営改善コンサルタントに相談できる事業を評価いたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、将来を見据えた計画的な財政運営をされていることを評価いたします。これからも先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

最後に、コロナ禍で止まっていた市内行事や団体活動、地域のイベントが徐々に再開をされ、市民活動が活発に始まる一方で、運営を担う方々の高齢化や後継者の不足でコロナ禍前と同じようにできないジレ

ンマもあります。それでも、新しい発想と、地域をつなぐために動いてくださっている新たな市民の力も感じる昨今です。

日本の経済もコロナ禍で苦しんだ3年間を乗り越えつつありますが、国は、デフレから完全脱却するための総合経済対策の補正予算を立て、物価高に苦しむ国民への生活防衛策、光熱費やガソリンなどの負担軽減策、中小企業の賃上げ、重点支援地方交付金の積み増し等々が盛り込まれました。

自治体を運営する側としては、市民生活の実情を敏感に受け止めて、補正予算の速やかな対応をしていただき、市民が安心できる、市民の力が湧いてくる、そんな事業の展開を期待し、私ども公明党は、森山市長とともに、市民のため、全力で取り組んでいくことをお誓いし、賛成討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 以上で討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第5号及び認定第6号を一括採決します。

本4件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、本4件は認定されました。

認定第4号、認定第7号及び認定第8号を一括採決します。

本3件について、認定することに賛成の

方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者多数です。

よって、本3件は認定されました。

日程3、議案第68号など30件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対する支援のため、市独自の施策として、物価高騰対策割引券交付事業や、医療施設等、介護サービス事業所等、障害者・障害児福祉サービス事業所、民間保育所等に対する物価高騰対策支援金のほか、人事院勧告による期末手当や勤勉手当の支給率引上げや、人事異動などに伴う人件費に係る補正などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,571万5,000円を追加し、その総額を473億8,362万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金1,625万3,000円の増額は、通所支援等負担金などの増加でございます。

項2国庫補助金576万7,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の減少などによるものでございます。

項3委託金14万6,000円の減額は、基幹統計調査委託金の減少でございます。

款16府支出金、項1府負担金2,791万4,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金などの増加でございます。

項3委託金4億2,404万2,000円の減額は、連続立体交差事業調査委託金の減少などがございます。

款19繰入金、項2基金繰入金5億7,588万7,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款20諸収入、項4雑入868万4,000円の減額は、会計年度任用職員共済組合個人掛金の減少などによるものでございます。

款21市債、項1市債1億1,570万円の減額は、阪急京都線連続立体交差事業債などの減少によるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款1議会費から款9教育費までの人件費を補正し、2億5,066万円を減額するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、54ページからの給与費明細書に記載をいたしております。

続きまして、人件費を除いた増減といたしまして、款2総務費、項1総務管理費4万9,000円の増額は、会計年度任用職員に係る費用弁償の増加でございます。

項3戸籍住民基本台帳費778万8,000円の増額は、住民基本台帳システム改修委託料でございます。

款3民生費、項1社会福祉費1億798万9,000円の増額は、広域連合医療給付費等過年度精算負担金や介護サービス事業所等物価高騰対策支援金などの増加でござ

います。

項2児童福祉費1億4,577万3,000円の増額は、子ども医療費や通所給付費などの増加でございます。

項3生活保護費5,388万3,000円の増額は、過年度分国庫府費返還金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費3億1,199万9,000円の増額は、過年度分国庫返還金などの増加によるものでございます。

款6商工費、項1商工費2億2,390万7,000円の増額は、物価高騰対策割引券交付金に係る経費の増加でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費356万7,000円の増額は、千里丘駅東口改良工事実施設計委託料などによるものでございます。

項4都市計画費5億3,858万円の減額は、阪急京都線連続立体交差事業に係る不用額などによるものでございます。

次に、第2条継続費につきましては、6ページ、第2表継続費に記載のとおり、とりかいこども園建設事業及び千里丘小学校建設事業でございます。

次に、第3条繰越明許費の補正につきましては、7ページ、第3表繰越明許費の補正に記載のとおり、駅前広場施設管理事業及び小学校施設改修事業を翌年度にわたり実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第4条債務負担行為の補正につきましては、8ページ、第4表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

追加分といたしまして、障害者自立支援事業につきましては、令和5年度から令和8年度までの期間、492万3,000円を

限度額とするものでございます。

認定こども園廃棄物回収委託事業につきまして、令和5年度から令和6年度までの期間、201万9,000円を限度額とするものでございます。

都市公園等都市計画図書作成業務委託事業につきまして、令和5年度から令和6年度までの期間、1,713万8,000円を限度額とするものでございます。

英語指導助手（ALT）派遣業務委託事業につきまして、令和5年度から令和8年度までの期間、7,950万円を限度額とするものでございます。

学校水泳指導事業につきまして、令和5年度から令和7年度までの期間、2,801万2,000円を限度額とするものでございます。

中学校給食予約システム運用等委託事業につきまして、令和5年度から令和8年度までの期間、2,965万9,000円を限度額とするものでございます。

変更分といたしまして、防犯カメラ設置事業（令和5年度）につきまして、限度額を2,267万6,000円に変更するものでございます。

千里丘駅西地区再開発事業（令和5年度）につきまして、限度額を2億9,357万3,000円に変更するものでございます。

次に、第5条地方債の補正につきまして、9ページから11ページ、第5表地方債の補正に記載のとおりでございます。

追加分といたしまして、千里丘駅東口改良事業について、新たな起債同意が見込まれるものでございます。

変更分といたしまして、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業及び阪急京都線連続立体交差事業に係る起債の限度額を変更す

るものでございます。

以上、議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第73号、摂津市長期継続契約に関する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

長期継続契約につきましては、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象となる契約範囲の電気、ガスもしくは水の供給、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に、その他政令で定める契約を加えて契約範囲を拡大する一部改正が平成16年に行われました。それを受けて、地方自治法施行令第167条の17では、地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする規定されました。

平成16年11月10日付各都道府県知事宛て総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について」では、政令に規定する長期継続契約に該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであることとされております。例として、OA機器を借り入れるための契約や庁舎管理業務委託契約などが想定されております。

また、当該契約の締結に当たっては、さらなる経費の削減や、より良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性に鑑

み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであることが示されております。

以上、法律及び政令の長期継続契約についての考え方を受けまして、本条例を提案させていただきます。

それでは、各条文につきまして御説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨に関する規定で、この条例は地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、市が締結する長期継続契約に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約に関する規定で、地方自治法施行令第167条の17の条例で定める契約について、電子計算機、複写機または印刷機、車両を借り入れる契約、庁舎その他の施設の警備、清掃等の施設管理に関する契約、電気設備の保守点検または運転監視に関する契約、機械設備の保守点検または運転監視に関する契約、そのほか役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものと規定しております。

第3条は、長期継続契約の期間に関する規定について、5年以内、ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでないと規定しております。

第4条は、委員に関する規定で、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定めることとしております。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第73号、摂津市長期継続契約に関する条例制定の件の内容説明とさせ

ていただきます。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定に係る議案第79号から議案第97号までの提案内容の説明に先立ちまして、総括的に手続及び議案の内容について御説明申し上げます。

本市におきましては、平成18年4月から公共施設で指定管理者制度を導入しておりますが、今回、令和5年度末をもちまして45施設の各指定管理者の指定期間が満了いたします。これらの施設につきまして、指定管理者の指定及び指定期間の設定をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第79号、議案第80号、議案第84号、議案第85号、議案第93号及び議案第95号は、公募を実施したものであり、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、令和5年4月より計13回開催してまいりました。選定につきましては、当該委員会において施設ごとに書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その審査結果から管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

議案第81号から議案第83号、議案第86号から議案第92号、議案第94号及び議案第96号から議案第97号までは、指定管理者制度導入に関する指針（第2次改訂版）に基づき、現在指定管理者として指定している団体を引き続き指定管理者として指定するものでございます。これらの施設につきましては、指定を受けようとする者から申請を受け、提出された事業計画書等の書類を慎重に審査し、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

なお、指定期間につきましては、同指針に基づき5年としております。

次に、議案の概要について御説明いたします。

まず初めに、指定管理者に管理を代行させる公の施設の名称を明記しております。

次に、当該施設の管理を代行させる指定管理者の住所及び名称を明記しております。

最後に、当該指定管理者として指定する期間を明記しております。

以上が指定管理者の指定に関する各議案の共通事項でございます。

それでは、議案第79号、指定管理者指定の件（摂津市営住宅）につきまして、提案内容を御説明いたします。

本件は、摂津市営住宅の指定管理者として、日本管財・日本住宅管理共同事業体を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、日本管財・日本住宅管理共同事業体の所在地は、兵庫県西宮市六湛寺町9番16号で、代表者は福田慎太郎でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第79号、指定管理者指定の件（摂津市営住宅）の提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第69号、令和5年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費関係の予算の補正、令和4年度決算に伴う予算の補正、不用額の補正並びに債務負担行為を追加するものでございます。

補正予算書1ページを御覧ください。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は、既決額21億4,526万3,000円から44万4,000円を減額し、補正後の額を21億4,481万9,000円とするものでございます。

第2項営業外収益は、既決額1億6,909万9,000円から44万4,000円を減額し、補正後の額を1億6,865万5,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は、既決額21億1,202万9,000円から2,524万4,000円を減額し、補正後の額を20億8,678万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額20億5,421万9,000円から2,249万1,000円を減額し、補正後の額を20億3,172万8,000円とするものでございます。

第2項営業外費用は、既決額4,781万円から275万3,000円を減額し、

補正後の額を4,505万7,000円とするもので、その内容につきましては、22ページから27ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第1款資本的支出は、既決額13億9,492万4,000円から1,081万5,000円を減額し、補正後の額を13億8,410万9,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額9億9,567万1,000円から950万7,000円を減額し、補正後の額を9億8,616万4,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金は、既決額3億9,386万2,000円から130万8,000円を減額し、補正後の額を3億9,255万4,000円とするもので、その内容につきましては、28ページから29ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額7億6,332万4,000円を7億5,250万9,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額6億7,740万9,000円を6億6,659万4,000円に改めるものでございます。

補正予算書2ページを御覧ください。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の補正を定めるもので、給配水管維持管理事業の修繕業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、1,464万9,000円を限度額として、一般事務事業の上下水道ビジョン等中間見直し業務委託料は、令和5年度

から令和6年度までの期間、1,227万6,000円を限度額として、施設改修事業の施設設備工事設計業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、2,358万4,000円を限度として、配水管整備事業の千里丘駅西地区再開発配水管布設工事は、令和5年度から令和6年度までの期間、2,080万円を限度として、配水管整備事業の鶴野四丁目21番地内配水管布設工事は、令和5年度から令和6年度までの期間、1億173万3,000円を限度額として、配水管整備事業の別府二丁目10番地内配水管布設工事は、令和5年度から令和6年度までの期間、5,335万2,000円を限度額として、それぞれ追加するもので、その内容につきましては、21ページの債務負担行為に関する調書に記載いたしております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、既決額3億2,845万6,000円から1,695万7,000円を減額し、補正後の額を3億1,149万9,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから20ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第69号、令和5年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号、令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

ます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費関係の予算の補正、令和4年度決算に伴う予算の補正、不用額の補正並びに債務負担行為を追加するものでございます。

補正予算書1ページを御覧ください。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款下水道事業収益は、既決額37億7,250万5,000円から6,801万8,000円を減額し、補正後の額を37億448万7,000円とするものでございます。

第1項営業収益は、既決額27億9,103万2,000円から6,876万6,000円を減額し、補正後の額を27億2,226万6,000円とするものでございます。

第2項営業外収益は、既決額9億8,147万3,000円から74万8,000円を増額し、補正後の額を9億8,222万1,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は、既決額37億1,802万1,000円から6,419万5,000円を減額し、補正後の額を36億5,382万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額33億8,064万2,000円から5,890万5,000円を減額し、補正後の額を33億2,173万7,000円とするものでございます。

第2項営業外費用は、既決額3億2,737万9,000円から529万円を減額

し、補正後の額を3億2,208万9,000円とするもので、その内容につきましては、22ページから25ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第1款資本的支出は、既決額30億1,776万4,000円から4万1,000円を増額し、補正後の額を30億1,780万5,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額6億8,445万9,000円から4万1,000円を増額し、補正後の額を6億8,450万円とするもので、その内容につきましては、26ページから27ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額12億3,563万2,000円を12億3,567万3,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額3億3,953万9,000円を1億401万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金について、既決額8億9,609万3,000円を11億3,165万5,000円に改めるものでございます。

補正予算書2ページを御覧ください。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、公共下水道管理事業の公共下水道管しゅんせつ外業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、607万3,000円を限度額として、公共下水道管理事業の鶴野四丁目21番地内配水管布設工事に伴う下水道管マンホール蓋取替工事は、令和5年度から令和6年度までの期間、10

1万円を限度額として、雑排水管等管理事業の雑排水管しゅんせつ外業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、265万9,000円を限度額として、公共下水道整備受託事業の連続立体交差事業に伴う公共下水道管移設工事設計業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、2,216万5,000円を限度額として、公共下水道整備受託事業の連続立体交差事業に伴う公共下水道管移設工事は、令和5年度から令和6年度までの期間、1,420万1,000円を限度額として、一般事務事業の上下水道ビジョン等中間見直し業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、975万7,000円を限度額として、公共下水道整備事業のマンホールトイレ設置工事第2工区は、令和5年度から令和6年度までの期間、5,895万5,000円を限度額として、公共下水道改築更新事業のストックマネジメント計画中間見直し業務委託料は、令和5年度から令和6年度までの期間、2,542万8,000円を限度額として、それぞれ定めるもので、その内容につきましては、21ページの債務負担行為に関する調書に記載いたしております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、既決額1億2,766万3,000円から48万1,000円を減額し、補正後の額を1億2,718万2,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから20ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

す。

以上、議案第70号、令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

（松方保健福祉部長 登壇）

○松方保健福祉部長 議案第71号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げ、人事異動などに伴う人件費の補正、保険基盤安定繰入金の確定による保険料及び繰入金の補正、産前産後保険料の免除のためのシステム改造委託料となっております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ948万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億3,908万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料1,615万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定などに伴うものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金720万3,000円の増額は、保険基盤安定繰入金などの確定による増額のほか、国保財政安定化支援事業繰入金、職員給与費等繰入金の減額によるものでございます。

款6諸収入、項1雑入53万4,000

円の減額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費950万5,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正による減額のほか、システム改造委託料の増額によるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳の変更でございます。

款5保健事業費、項2保健事業費1万7,000円の増額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、10ページからの給与費明細書に記載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第71号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第72号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げ、また、人事異動などに伴う人件費の補正及び要介護認定調査事業に係る債務負担行為となっております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億7,501万4,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金154万1,000円の増額は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正によるものでございます。

款7諸収入、項2雑入13万円の減額は、給与改定に伴う会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費331万円の増額は、人事異動等に伴う人件費の補正によるものでございます。

款1総務費、項3介護認定審査会費5万8,000円の増額は、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の補正によるものでございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費195万7,000円の減額は、実績に伴う人件費に係る不用額を減額するものでございます。

給与費全体の内訳につきましては、12ページからの給与費明細書に記載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、第2条債務負担行為につきましては、4ページ、第2表債務負担行為に記載のとおりでございます。

要介護認定調査事業につきまして、令和5年度から令和8年度までの期間、6,540万円を限度として設定するものでございます。

以上、議案第72号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）24ページからの新旧対照表も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして御説明申し上げます。

第12条の2につきましては、第20条の4に、出産被保険者に係る所得割及び均等割の減額賦課の規定を追加することに伴い、基礎賦課総額の算定を行うに当たっては、これまでの法定軽減及び未就学児に係る均等割軽減の規定に加え、同条の規定についても加味するとともに、国民健康保険法の改正による追加を行うものでございます。

第14条は、地方税法改正による項ずれの是正を行うものでございます。

第15条の5は、出産被保険者に係る所得割及び均等割の減額賦課の規定を第20条の4で追加することに伴い、一般被保険者と退職被保険者が同一世帯に属する場合の基礎賦課額の算定を行うに当たって、同条の規定についても加味するための改正を行うものでございます。

第15条の5の2は、第12条の2と同様に、第20条の4に出産被保険者に係る所得割及び均等割の減額賦課の規定を追加することに伴い、後期高齢者支援金等賦課総額の算定を行うに当たっては、これまでの法定軽減及び未就学児に係る均等割軽減の規定に加え、同条の規定についても加味するとともに、国民健康保険法の改正によ

る追加を行うものでございます。

第15条の6は、第12条の2と同様に、第20条の4に出産被保険者に係る所得割及び均等割の減額賦課の規定を追加することに伴い、介護納付金賦課総額の算定を行うに当たっては、これまでの法定軽減の規定に加え、同条の規定についても加味するとともに、国民健康保険法の改正による追加を行うものでございます。

第18条は、第20条の4に出産被保険者に係る所得割及び均等割の減額賦課の規定を追加することに伴い、賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合において、これまでの法定軽減の規定に加え、同条の規定についても加味するための改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

第20条は、地方税法改正による項ずれの是正を行うものでございます。

第20条の3は、第15条第1項の規定に合わせ、「保険料額」を「保険料率」とする文言の整理を行うものでございます。

現行の第20条の4及び第20条の5を第20条の5及び第20条の6に繰り下げ、新たに第20条の3の次に第20条の4として、出産被保険者に係る所得割及び均等割の減額賦課の規定を、第20条の7として、出産被保険者に関する届出の規定を追加します。

追加する第20条の4につきましては、これまで、低所得者への応益保険料の軽減措置、いわゆる法定の7割、5割、2割の軽減措置、また、未就学児に対しては均等割5割軽減措置が講じられてきました。しかしながら、少子高齢化が進む中で、子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国

民健康保険制度における出産被保険者に係る所得割及び均等割を軽減するために国民健康保険法が改正され、当該軽減措置については条例で定めるところにより行うとされています。本市国民健康保険条例を改正し、出産被保険者に係る所得割及び均等割の軽減措置の規定を新たに追加するものでございます。

改正内容といたしましては、世帯に出産被保険者がいる場合におきましては、出産予定月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合には、出産予定月の3か月前から6か月間を産前産後期間といたしまして、当該出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除する規定等を加える改正を行うものでございます。

第20条の6は、第20条の7の規定に合わせ、特例対象被保険者等に係る届出について規則で定めるとする改正を行うものでございます。

第20条の7は、出産被保険者に関する届出について規定するものでございます。

今回の改正条例の附則といたしまして、この条例は令和6年1月1日から施行するものでございます。

なお、準備行為といたしましては、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定による届出は、条例の施行前においても改正後の規定の例により行うことができるものでございます。

また、適用区分につきましては、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、令和5年度の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでござ

います。

以上、議案第77号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第89号から議案第92号まででございますが、これらは、いずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容の御説明をさせていただきます。

まず、議案第89号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立保健センターの指定管理者として、一般財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市保健センターの主たる事務所は、摂津市南千里丘5番30号で、代表者は、理事長、河野公一でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第90号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立休日小児急病診療所の指定管理者として、一般財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市保健センターの主たる事務所は、摂津市南千里丘5番30号で、代表者は、理事長、河野公一でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第91号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設の指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の所在地は、摂津市桜町二丁目1番7号で、代表者は、理事長、松嶋桂子でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第92号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立みきの路の指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の所在地は、摂津市桜町二丁目1番7号で、代表者は、理事長、松嶋桂子でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第89号から議案第92号までの指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 市長公室長。

（平井市長公室長 登壇）

○平井市長公室長 議案第74号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例

等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和6年度から対象となる会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するために、関係する条例について所要の改正を行うものです。

なお、議案参考資料（条例関係）の1ページから6ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、第4条第1項は、給与の種類に勤勉手当を加える旨を、第16条第1項は、文言の整理を行うとともに、第16条の2として勤勉手当の規定を加えるもので、第16条の2第1項は、基準日に在職する6か月以上の任期を定められた会計年度任用職員に対し、基準日以前における直近の業績評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて勤勉手当を支給する旨を、第2項は、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする旨を、第3項は、勤勉手当基礎額の算出方法を、第4項は、勤勉手当の支給停止及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による旨を、第17条は、地域手当等の支給方法に勤勉手当を加える旨を規定しております。

第2条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっており、第7条第2項は、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするよう、文言の整理を行っており

ます。

第8条は、文言の整理を行っております。

第3条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、第20条第1項は、会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加える旨を、第3項は、文言の整理を行っております。

なお、附則といたしまして、第1項には、本条例を令和6年4月1日から施行する旨を、第2項には、令和6年6月に支給する勤勉手当については、基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する旨をそれぞれ規定しております。

以上、議案第74号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第75号、摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、民間給与との格差及び人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ及び常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨等が示されました令和5年人事院勧告に伴うものでございます。

まず、会計年度任用職員以外の職員について、給料月額でございますが、給料表を見直した結果、本市の全会計の職員について、平均で約1.46%の水準の引上げとなります。

次に、期末手当でございますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数が0.05月分の引上げ、定年前再任用

短時間勤務職員の支給月数が0.025月分の引上げ、特定任期付職員の支給月数が0.1月分の引上げとなります。

次に、勤勉手当でございますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数が0.05月分の引上げ、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数が0.025月分の引上げとなります。

次に、会計年度任用職員について、給料月額でございますが、給料表を見直した結果、本市の全会計の職員について、平均で約5.10%の水準の引上げとなります。

次に、期末手当でございますが、支給月数が0.05月分の引上げとなります。

また、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の6月期、12月期の支給月数について平準化を行うもので、地方公務員法第14条に定めます情勢適応の原則及び同法第24条第3項に定めます均衡の原則に基づき、既に法律改正がなされております国の一般職の職員の対応を踏まえた形で改正するものでございます。

なお、本改正条例は四つの条文から構成されており、第1条では、会計年度任用職員以外の職員に対する給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げについて、第2条では、会計年度任用職員以外の職員に対する令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の平準化について、第3条では、会計年度任用職員に対する給料表の改定及び期末手当の引上げについて、第4条では、会計年度任用職員に対する令和6年度以降の期末手当の平準化について、それぞれ所要の改正を行っております。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

なお、議案第75号に係る議案参考資料(条例関係)7ページから21ページも併

せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第23条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数を0.025月分引き上げる改正を、第4項は、特定任期付職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を、第24条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げる改正を、別表第1は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額及び定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、国の一般職の職員に準拠した改正を、別表第3は、特定任期付職員の給料月額について、国の特定任期付職員に準拠した改正をそれぞれ行うものがございます。

第2条は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の令和6年度施行の一部改正となっており、第23条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の、第4項は、特定任期付職員の期末手当について、第24条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ平準化する改正を行うものがございます。

第3条は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正となっ

ており、第16条第2項は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、別表は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額について、摂津市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の改正に準じて改正を行うものがございます。

第4条は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の令和6年度施行の一部改正となっており、第16条は、会計年度任用職員の期末手当について、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ平準化する改正を行うものがございます。

附則といたしまして、第1項には、この条例は公布の日から施行し、第3条中摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例別表の改正規定は令和6年1月1日から、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日に施行する旨を、第2項には、改正規定の適用日を、会計年度任用職員以外の職員の給料月額は令和5年4月1日とし、期末手当及び勤勉手当は令和5年12月1日とする旨を、第3項には、旧摂津市一般職の職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、新摂津市一般職の職員の給与に関する条例の規定により、支給される給与の内払いとなる旨を、第4項には、旧摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の規定により、支給される期末手当の内払いとなる旨を、第5項には、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。

なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、全会計の総額で8,146万5,000円となっております。

以上、議案第75号の内容説明とさせて

いただきます。

○水谷毅議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 議案第76号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、本市手数料条例に規定しております液化石油ガスの保安に関する事務について、一部を改正いたすものでございます。

それでは、本条例の改正条文について御説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)22ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第11号に規定いたします液化石油ガスの保安に関する事務の表中、コ、手数料の額に高圧ガス保安法第39条の2第1項を追加いたすもので、高圧ガス保安法の改正に伴い、その引用箇所における規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたすものでございます。

続きまして、議案第78号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、本市火災予防条例に規定しております蓄電池設備及び対象火気設備等を設置する際の離隔距離に関する基準等について、一部を改正いたすものでございます。

概要といたしましては、脱炭素社会の実

現に向け、蓄電池設備のさらなる普及拡大、その材料、構造等の多様化の進展に伴い、従前は主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっておりますが、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しを行うものでございます。

また、主に業務用厨房設備について、固体燃料を使用する火器設備等の基準が見直されたことから、所要の基準の整備を行うものでございます。

それでは、本条例の改正条文につきまして、条を追って御説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)40ページから44ページまでの新旧対照表を御参照いただきますようお願い申し上げます。

第11条第1項第3号の2は、蓄電池設備を含む変電設備等において、キュービクル式のものに限定し、換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしておりましたが、キュービクル式以外のものに対しても、安全対策を目的として、同様に当該距離を保つことを求めるようにするため、字句の削除をいたすものでございます。

第11条の2第1項第4号は、雨水等の浸入防止の措置を講ずる対象を明確化するため、字句の追加をいたすものでございます。

第13条第1項は、蓄電池設備の規制対象に用いる単位を、アンペアアワー・セルから、安全性を分類する際に一般的に用いられているキロワット時に改めるとともに、規制対象から除く蓄電池設備については、4,800アンペアアワー・セル未満としていたものを、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものに改めるものでございます。

また、地震等による転倒防止措置を新たに規定するとともに、設置方法につきまして、開放型の鉛蓄電池を用いたもの以外のものについては、耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととするものでございます。

第13条第3項は、屋外に設ける蓄電池設備について、建築物から3メートル以上の離隔距離が必要となることを本項に規定いたすとともに、一定構造にあるものについては離隔距離が不要であることといたすものでございます。

第13条第4項は、屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置を講ずることについて追加し、所要の改正をいたすものでございます。

第44条第1項第13号は、蓄電池設備の設置に関する届出対象を明確にするため、字句の追加をいたすものでございます。

別表第3につきましては、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年1月1日から施行いたすものでございます。

経過措置としまして、改正条例施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている蓄電池設備等において、改正条例に適合していないものにつきましては、この規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。

また、改正条例施行の際、蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、現に設置されているもの及び施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、改正条例の規定に適合しないものに関しましては、当該規定は適用しないものとしたすものでございます。

以上、議案第76号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第78号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 それでは、議案第80号から議案第88号でございますが、これらは、いずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第80号、指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立正雀市民ルームの指定管理者として、株式会社ビケンテクノを指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社ビケンテクノの所在地は、吹田市南金田二丁目12番1号で、代表者は、代表取締役社長、梶山龍誠でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第81号、指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ301・303）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立市民ルームフォルテ301・303の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、摂津都市開発株式会社の所在地

は、摂津市千里丘東二丁目10番1号で、代表者は、代表取締役、豊田拓夫でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第82号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立コミュニティプラザの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、藤井智哉でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第83号、指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立別府コミュニティセンターの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、藤井智哉でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第84号、指定管理者

指定の件（摂津市青少年運動広場ほか8施設）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市青少年運動広場ほか8施設の指定管理者として、株式会社エスエスケイを指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社エスエスケイの所在地は、大阪府中央区上本町西一丁目2番19号で、代表者は、代表取締役、佐々木恭一でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第85号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立温水プールの指定管理者として、シンコースポーツ・日本管財グループを指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、シンコースポーツ・日本管財グループの所在地は、大阪府西区江戸堀一丁目2番11号で、代表者は、シンコースポーツ株式会社大阪支店、支店長、豆野伸彦でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第86号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市民文化ホールの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、藤井智哉でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第87号、指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市立葬儀会館の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、藤井智哉でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第88号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）について御説明申し上げます。

本件は、摂津市斎場の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は、理事長、藤井智哉でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第80号から議案第88号ま

での指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 建設部長。

（武井建設部長 登壇）

○武井建設部長 議案第93号及び議案第94号でございますが、これらは、いずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第93号、指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設）についてでございます。

本件は、摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設の指定管理者として、野里電気工業株式会社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、野里電気工業株式会社の所在地は、大阪市西淀川区柏里二丁目4番1号で、代表者は、代表取締役、藤川雅浩でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第93号、指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第94号、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）についてでございます。

本件は、摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議

決を求めるものでございます。

なお、摂津都市開発株式会社の所在地は、摂津市千里丘東二丁目10番1号で、代表者は、代表取締役、豊田拓夫でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第94号、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）についての提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 教育総務部長。

（安田教育総務部長 登壇）

○安田教育総務部長 議案第95号、指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター）につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

本件は、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者として、ナカバヤシ株式会社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、ナカバヤシ株式会社の所在地は、大阪市中央区北浜東1番20号で、代表者は、代表取締役、湯本秀昭でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第95号、指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター）についての提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

（大橋次世代育成部長 登壇）

○大橋次世代育成部長 議案第96号、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）につきまして、提案内容を御説明申し

上げます。

本件は、摂津市立第1児童センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所の所在地は、摂津市桜町二丁目1番7号で、代表者は、理事長、松嶋桂子でございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第96号、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第97号、指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、摂津市立児童発達支援センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津宥和会を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所の所在地は、摂津市桜町二丁目1番7号で、代表者は、理事長、松嶋桂子でございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第97号、指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）についての提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入りません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本30件のうち、議案第68号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程4、報告第9号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、報告第9号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第6号)専決処分報告の件につきまして、報告内容を御説明いたします。

本件につきましては、障害者相談支援事業に係る消費税について、市町村が行う障害者相談支援事業を民間事業者に委託して行った場合も消費税の課税対象となることが判明したため、相談支援事業及び基幹相談支援センター事業を委託する市内4事業所に対して、消費税及び延滞税等の相当額を負担するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をするものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,101万9,000円を追加し、その総額を473億1,790万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載

のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款19繰入金、項2基金繰入金2,101万9,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項1社会福祉費2,101万9,000円の増額は、相談支援事業委託料負担金でございます。

以上、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第6号)の専決内容の報告といたします。

○水谷毅議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第9号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程5、議案第98号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第98号、令和5年度

摂津市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に支援を行う観点から、令和5年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して給付金を支給するための予算を計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,689万2,000円を追加し、その総額を482億6,051万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金8億5,550万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2,139万2,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項1社会福祉費8億7,689万2,000円の増額は、物価高騰支援給付金の給付に要する費用の増加でございます。

以上、議案第98号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第8号）の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど御説明いただきました件でございますが、せんだって国で可決された補正予算に基づいて、さきに支給された3万円にプラス7万円が住民税非課税世帯に支給されるものだと思います。それにつきましては、せんだって我が党といたしましては、速やかにこの補正予算を受けて対応するようにと要望書も出させていたしておりましたので、このたび速やかに出していただいたことにつきましては感謝申し上げます。

まず、予定をされている対象の世帯数、それから、支給される時期をいつ頃に考えておられるのか、近隣各市の支給時期についてどのようになっているか、3点についてお伺いをしたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 まず、支給対象でございますが、今の段階で住民税非課税世帯として1万2,000世帯を想定しております。プラス、家計急変世帯についても200世帯を予定しております。

それから、スケジュール感でございますけれども、11月29日に国の予算が通りまして、12月1日基準で作業をする予定でございます。まずは、税情報を基に住住民税非課税世帯の対象者を抽出する作業を行います。その方々に対しまして振込通知を発送し、順次振込を行っていく予定でございます。ただ、ミスのないように慎重な作業が必要でございます。かつ、印刷・確認作業等の工程でも一定の時間の確保が必要でございます。しかしながら、制度の趣旨を考えますと、できるだけ早いタイミングで支給となるように、可能であれば年内に支給ができるよう処理を工夫し、庁内、委託業者とも調整をしながら行ってまいりたいと思っております。

それから、他市の状況でございますが、北摂の中では4市が12月中に支給の方向で動いておられると聞いております。

以上です。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

先ほど部長が御答弁いただいたように、趣旨から考えますと、できれば年内に支給していただくほうが効果があるだろうと思うんです。近隣の状況も言われましたが、私も聞いているところだと、高槻市や茨木市については年内に支給されるとお聞きをしておりますし、吹田市も実は今検討中であるということでございます。まさに近隣市が年内の支給になれば、本市はなぜとなりますから、ぜひともできれば年内に支給ができるように。ただ、間違いがあっただけではないのは当然のことでございますので、そういうこともよくよく加味をしながら、できれば年内に支給していただくことを強く要望しておきたいと思っております。

以上です。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。増永議員。

○増永和起議員 年内に支給というお話でありました。

対象者なんですけれども、住民税非課税世帯、それから、以前に3万円を支給した家計急変世帯は分かりやすいと思うんですが、それ以降に家計が急変した場合もあるかと思うんです。そこはどうするのか。また、周知についても教えていただきたいと思っております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 先ほど申し上げましたように、12月1日で住民税非課税世帯ということでございます。その後の家計急変

につきましても、ホームページ、それから庁内の掲示板等で周知をしながら、そういった方については、御相談をいただきまして、順次受付をさせていただきたいと思っております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 新たな方も対象になる可能性があると思いますので、そこはしっかりと周知徹底していただきますように、また、相談がありましたら、しっかりと丁寧に相談に乗っていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第98号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

本件については、議案第68号より先の議決となったことから、補正予算番号等の整理が必要となります。そのため、ただいま可決されました議案第98号におきまして、必要となる字句及び数字等の整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月5日から12月18日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水谷毅

摂津市議会議員 光好博幸

摂津市議会議員 嶋野浩一朗

摂津市議会継続会会議録

令和5年12月19日

(第2日)

令和5年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年12月19日(火曜日)

午前10時 開議場
摂津市議会 議場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	丹羽和人	生活環境部理事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

塚 本	崇	議員
光 好	博 幸	議員
出 口	こうじ	議員
三 好	俊 範	議員
西 谷	知 美	議員
増 永	和 起	議員
藤 浦	雅 彦	議員
嶋 野	浩一朗	議員
村 上	英 明	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○水谷毅議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び藤浦議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 それでは、通告順に従いまして一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。防犯カメラについて御質問させていただきたいと思っております。

本市における過去5年間の防犯カメラの新規設置の状況についてお答えください。

2点目でございます。サポートが必要な児童の通学支援サービスについてです。

サポートが必要な児童の通学や外出の支援について、本市の現在の取組状況をお聞かせください。

3点目です。3号街区公園についてです。

こちらはなかなか分かりづらいかと思いますが、明和池公園に隣接した公園で、現在、遊具がたくさん置かれているところが3号街区公園となっています。看板上は明和池公園と表示されていますが、行政上は3号街区公園となっています。

ここで現在進められている改装のプロジェクトについて、現在どのようなイメージで進められているのかをお伺いしたいと思います。

4点目です。旧三宅小学校の利活用についてです。

まず最初に、旧三宅小学校の現在の利用状況についてお伺いいたします。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 過去5年間における防犯カメラの新規設置状況についての御質問にお答えいたします。

本市では、令和元年度に6台、令和3年度に20台、令和5年度に20台の防犯カメラを新規設置しており、直近5年間では46台の増加となっております。

なお、現在の設置台数の合計は155台となっております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 サポートが必要な児童の通学や外出支援についての本市の現在の取組についての御質問にお答えいたします。

一人では外出困難な障害のある18歳未満の児童が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供する移動支援サービスを提供いたしております。

しかしながら、本市におきましては、未就学児や児童の外出に当たっては、社会生活一般において保護者が同伴するものであり、単独で社会生活上不可欠な外出や余暇活動等に参加することは想定いたしておりません。よって、児童の余暇活動のための移動支援サービスについては、原則、中学生以上を対象に運用いたしております。

また、通学支援につきましては、学校など教育機関による合理的配慮の対応や福祉行政と教育行政との役割分担などが明確になっておらず、国の社会保障審議会障害者部会でも度々議論されているところでござ

います。

そのような状況から、現在、本市におきましては通学支援を提供するに至っておりません。

○水谷毅議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 3号街区公園で進めているプロジェクトのイメージについての御質問にお答えいたします。

3号街区公園は、UR都市機構による吹田操車場跡地土地地区画整理事業として、平成28年3月に供用開始された公園であり、明和池公園やJR沿いの緑地帯とともに健都の憩いの場となっております。日頃より、親子連れをはじめ幅広い年齢層の利用者が集まるスポットとして多くの方々に御利用いただいております。また、春の桜まつりや秋フェス in 明和池公園のようなイベントも開催されております。

しかしながら、これまで、公園利用者やイベント開催時のアンケート等で、日よけや雨よけになる施設や、ゆっくり休憩できる施設が少ないため、新たな屋根などの設置について多くの御要望をいただきました。今回、これらの要望内容を検討した結果、土地地区画整理事業におけるUR都市機構からの負担金約1.8億円を原資として、公園内に大型の屋根や休憩施設等を設置するものです。

大型の屋根は、晴天時の休憩場所等として御利用いただけるだけでなく、雨天時でも利用可能な広場として、また、地域のイベント等に活用していただくことや、明和池公園と連携し、災害時の資材集積場所として利用するなど、防災公園としての機能強化を図ることも考えております。

今後、大屋根の利活用方法など、地域の方々や利用者の声を聴きながら、より一層

の公園の魅力向上に努めてまいります。

○水谷毅議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 旧三宅小学校の現在の利用状況についてお答えいたします。

初めに、旧体育館部分につきましては、隣接する子育て総合支援センターの遊戯室として活用しております。平日午後や夜間、土日祝日には、目的外使用として、市民の方がバドミントンやバレーボールなどのスポーツに活用されております。また、災害時の避難所に指定されており、水害ハザードマップにおきましては浸水しない施設となっております。

旧校舎部分につきましては、一部は、この施設を管理するせつつブルーウィングスの事務所や地域の活動で活用されるとともに、防災の資材の保管、地域の体育祭やお祭りなどの備品の保管場所として使用されております。

グラウンド部分につきましては、地域に開放しており、土日祝日を中心にスポーツや地域の行事に活用されております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、2回目以降、一問一答にてよろしくお願い申し上げます。

まず、防犯カメラについてでございます。

直近5年で46台の増設、もともと109台であったものが155台になったということで、42%増と。あともう一押ししっかりできたらと思うんです。それとは別に、市政モニターアンケートを日頃から行われていますが、市民感情的に、やはり安全・安心に市民の関心が非常に集まっていることが毎回結果として出てきていると

思います。

その中で、大阪府警察の提供している安まちメールというアプリがあるんですけども、皆さん、入れておられますか。このアプリは、皆さんがお住まいのところだけでも見ていただけるとすごく分かるんですが、本当は毎日のように何かしら犯罪が起こっている状況が分かるようになっています。

直感的に最近こうした犯罪が増えていると感じているわけですけども、私としては、どうしても防犯カメラをあともう一押し増設していただきたいと思うんですが、市の考え方を伺いたします。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 本市における犯罪発生件数は、令和4年1月から12月の間に586件となっており、令和5年1月から10月の間における暫定値は524件となっております。

大阪府警察本部は、犯罪発生件数は大阪府内全域で増加傾向にあり、その主な要因として、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和された影響があるのではないかとの見解を示されております。

本市における防犯に関する取組といたしましては、防犯カメラの設置だけではなく、防犯灯の設置や、防犯協会や摂津警察と連携した啓発活動なども行っております。引き続き、これらの防犯に関する取組をしっかりと実施するとともに、必要に応じて摂津警察と協議を行いながら、防犯カメラの増設についても検討をしております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ここからは要望とさせていただきたいと思いますが、防犯カメラの増設は毎年委員

会でも質問させていただいております。この155台を市で丸抱えするとすると、どうしてもインシヤルコストとランニングコストがかかってしまいます。私としては、この部分については、公助が非常に難しいのであれば、自助・共助をもって民間の力を利用して、民間が防犯カメラを取り付ける際に、最近は全方位型カメラもかなり普及していますので、補助をつけられるような工夫をしてはどうかと提案したいと思います。

大阪府は、刑法犯認知件数が2022年の段階で東京都に次いで2位、刑法犯検挙率でいくとワースト1位です。その中で摂津市がどういう立ち位置にあるかは皆さんも御承知だと思うんですが、やはり摂津市に住もうと思った段階で、家を買おう、じゃあ、治安はどうなんだというところも民間のシンクタンクなどの情報を見て調べられるわけです。治安のよいまちとして選ばれるためには、そういった取組を行って、しっかり安全・安心につなげていただければと思います。

この質問は以上で終わります。

続いて、サポートが必要な児童の通学支援サービスについてです。

未就学児や小学生については保護者が面倒を見るべきという御答弁だったと思います。とはいえ、これは子育て全般に言えることでもあると思うんですが、24時間365日お母さんでいることは非常に辛いと思うんです。やはりお母さん方にとってすごいストレスになるし、本当に助けてほしいという気持ちも持たれる。

こういったところを見ていくと、近隣周辺市だけでなく全国事例も含めた他市事例を本市でも参考に、通学を含めた移動支援などができないかと思うんですが、その辺

についてお伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

障害のある児童の育児には、御家族には大きな負担がかかり、レスパイトの必要があることは十分に認識しておりますが、移動支援サービスは、障害児者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のためのサービスであるため、保護者のレスパイト目的としては、日中、一時支援や短期入所など他のサービスを御利用いただいております。

また、移動支援サービスは、通年かつ長期にわたる外出は対象外となるため、通勤や通学などを理由とした利用は認めておりませんが、保護者の疾病などの理由により、一時的に送迎ができなくなった場合については、期間を定めた上で利用を認めておるところでございます。

障害児の通学支援につきましては、他市において様々な形で実施されていることは認識しております。本市が実施するに当たりましては、児童たちの登校時間帯は、移動支援を含め、障害福祉サービスの利用が集中している時間帯でもあり、サービスを提供する事業者や従事者の確保が課題であると考えております。

現在、第4次摂津市障害者施策に関する長期行動計画の中間見直しに向け、障害児者及び関係団体等へのアンケート調査を実施しており、自由記述やヒアリング等において、障害児の移動支援サービスの利用に対し様々なニーズがあることは認識しております。障害児の通学支援について、他市の取組を研究するとともに、子育て支援課など関係課と検討・協議を行ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

先ほどの御答弁でいきますと、やはり社会資本としての人材を確保することがすごく重要であるという課題が浮き彫りになったと思います。こうしたことは、やはり国としてもしっかり取り組んでいただかなければならないと思いますし、大阪府でも取り組んでいただきたいと思います部分なんです。大阪府でいきますと、これは市町村医療的ケア実施体制サポート事業費ということで予算要求を上げられています。額としてはそんなに大きくないんですけども、ただ、2分の1が市町村負担、2分の1は大阪府の補助というところで、その中に通学支援サービスなんかも含められていたりするんです。こういったところはしっかりとアンテナを立てていただいて、取りに行くところは取りに行き、福祉サービスとして役立てていくといったところはやっぱりやっていただきたいと思うんです。

さらに言いますと、先日の人権女性政策課のイベントで質問させていただいたんですが、サポートが必要な児童の親御さんに対する法的配慮は今後どうなっていくんでしょうかと聞いたところ、今回改正されて、4月1日から合理的配慮が義務化されるわけですけども、それについては本人までであって、御家族にまではまだ踏み込めなかったと。これは段階的にやらなきゃいけないところなんですけども、やはりそこを先じて、豊中市はすごく先進的で、通学支援サービスを展開していますので、この辺を見習っていただいて、我々も国とか大阪府にどんどん要望していきたいと思うので、市としてもぜひともよろしく願います。

この質問は以上で終わらせていただきます

す。

続いて、3号街区公園です。

大型屋根等を設置されるということですが、施設整備の具体的なスケジュールについてお尋ねいたします。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 3号街区公園における大型屋根等の整備スケジュールとしましては、今年6月に基本設計並びに詳細設計を発注しており、現在、令和6年度第1四半期の工事発注に向け、詳細設計業務を進めているところでございます。

工事につきましては、令和6年度中に3号街区公園の既存遊具の一部を明和池公園内に移設し、大型屋根等の設置工事を行う予定となっております。

令和7年度には、大型屋根周辺の園路や広場の整備工事を行い、人工芝やベンチなど、安全・安心に利用できる施設の整備を予定しております。

これらの整備により、明和池公園利用者の休憩場所等としても一体的に利用が可能となることから、地域における公園や健都全体の魅力向上に寄与するものと期待しております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

今後、この大型屋根等の設備とか人工芝なんかをすごく楽しみにしているわけです。

現在の問題としては、健都すこやか通りを歩いているときに、夏場は本当に地獄かという道で、日よけや雨よけがなくて、もう汗だくでJR岸辺駅まで歩いていかなきゃならないというところがあります。ちょっと一息つける場所として、ベンチは置いていただいていますけど、日よけとかはしっかりとやっていただきたいと思います。

そして、おにクルを先日見に行ったんです。11月26日に茨木市にオープンした複合化施設なんですけど、おにクルは、外にも遊具があるんですけど、施設の中にもあるんです。施設の中にも子供たちが遊ぶような設備があって、その中で子供たちが遊ぶ子育て施設になっていますので、そういったところもぜひ参考にさせていただいて、イメージパースを早期に出していただけるようお願いしたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

続いて、旧三宅小学校の利活用についてです。

旧三宅小学校の現在の利用状況については分かりました。今後の利活用の考え方についてお答えをお願いします。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 旧体育館部分につきましては、今後も子育て総合支援センターの遊戯室として活用しつつ、引き続き、平日午後や夜間、土日祝日につきましては、目的外使用として市民の方に御活用いただきたいと考えております。また、水害時にも浸水しない貴重な避難所として活用してまいります。

旧校舎及びグラウンド部分につきましては、今後の恒久的な利活用の方針が現在のところ定まってはおりませんが、引き続き、貴重な市有地を有効活用できる方策につきまして検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

部長からも御答弁いただきましたけども、ハザードマップにおいても、千里丘地域で非常に少ない浸水しない避難地域というところで貴重な存在なわけでございます。しかも駅前というところで非常に価値

は高いんですけども、この中でやはりしっかり要望しておきたいのは、今、特に三宅地区は公園がないんです。正直言って、ちょっとした子供たちの遊び場とかもないので、そこにしっかりと公園として、そして防災機能を持った防災公園として、本当に遊具の一つも置いていただけないかと思うんです。気軽に利用できる旧三宅小学校のグラウンドにつきましても御検討をぜひ進めていただきたいというところで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○水谷毅議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目のドローンの有効活用について。

本件に関しましては昨年の第2回定例会におきまして取り上げましたが、本年5月には、被災状況調査や捜索等を実施していただける事業者と災害時等におけるドローンによる支援活動に関する協定を締結されました。

改めて、協定を結ばれた狙いと現在の取組状況についてお聞かせください。

二つ目のファシリティマネジメントについて。

ファシリティマネジメント、いわゆるFMとは、日本語に直訳すると施設管理となりますが、本質的な意味合いは、管理の意味も含むものの、むしろ経営の意味合いが強いものと私は認識しています。

改めて、ファシリティマネジメントの現状の取組についてお聞かせください。

三つ目の摂津ブランドのさらなる構築について。

本市のブランドの一つとして、商品認定の摂津優品（せつつすぐれもん）が挙げられますが、令和4年度から、従来の摂津優品（せつつすぐれもん）に加え、企業の技術を認定する摂津優技（せつつすぐれわざ）が新たに創設されました。

改めて、その内容と、これまでの7年間の成果についてお聞かせください。

四つ目の地域コミュニティの活性化について。

本市でも、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士の交流やつながりが希薄化しております。

改めて、現在の自治会加入率及び自治会数のここ数年の推移と、これまでの自治会加入促進やコミュニティ活性化に向けた取組についてお聞かせください。

五つ目の災害対策の充実について。

今年の夏は、猛暑が続き、記録破りの異常気象や気候変動の影響が浮き彫りになったのではないかと感じます。

現在、地域防災計画の全面改訂に着手され、既に3年が経過していますが、改めて、重点的に見直されているポイントとスケジュール、そして、進捗状況についても併せてお聞かせください。

六つ目の鳥飼地域のまちづくりについて。

本件は毎回取り上げていますが、鳥飼まちづくりランドデザインが完成して以降、エリアごとに説明会が展開され、ワークショップも始まっております。

まずは、進捗状況をお聞かせください。

以上、6点です。

○水谷毅議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 ドローン事業者と災害時

応援協定の締結をした狙いと現状についての御質問にお答えいたします。

ドローンは、活動を開始するまでに要する時間が短く、広範囲にわたる活動を少人数で効率的に行えるという特徴がございます。この特徴を生かして、被災状況の把握、行方不明者の捜索、市民への情報伝達、救援物資の輸送のほか、被災建築物の応急危険度判定、罹災証明書発行時の被害認定調査などの災害応急対策活動に活用することができると考えております。

ドローン事業者にこうした災害時の多くの活動に従事していただくため、本年5月、5社と災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定を締結いたしました。本年9月には、協定を締結した事業者の皆様にご参加いただき、ドローンの飛行実演を行ったところでございます。

続きまして、地域防災計画の改訂に関する重点的な内容、スケジュール及び進捗状況についての御質問にお答えいたします。

地域防災計画の改訂に当たりましては、災害対策本部に関する機能の見直しや、応急対策業務に従事可能な人数を踏まえた班体制の再編、各応急対策業務マニュアルの作成や見直しに係る検討が重点的に実施する内容であると考えております。

スケジュールといたしましては、随時、庁内各課との調整を進め、令和6年8月頃に大阪府との最終確認を行い、11月頃には防災会議を開催し、パブリックコメントを令和7年1月頃を実施したいと考えております。

現在の進捗状況といたしましては、情報収集、伝達体制の見直し等、実効性の高い計画への転換に向けた課題の抽出及び抽出した課題の整理を進めており、高台まちづくりや防災サポーターに関する事項の反映

方法についても検討を進めているところでございます。

○水谷毅議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 ファシリティマネジメントの現状の取組についてお答えいたします。

本市におきましては、国の指針に基づき、平成29年3月に摂津市公共施設等総合管理計画を策定し、令和3年3月には本計画を改訂したところであります。

本計画では、基本理念として、公共施設等マネジメントの実践による高質で持続可能なサービスの提供と定め、本公共施設の長寿命化や予防保全による公共建築物の維持管理、施設の集約化、複合化などの再編に向けての考え方、将来の方向性等について示しております。

ファシリティマネジメントの毎年度の取組といたしまして、施設所管課に対し、施設の維持管理を行うためのマネジメント研修を実施しながら、調査・点検、評価検証、予算化、営繕をサイクルとしたPDCAの推進に取り組んでおります。

また、今年度の取組といたしましては、令和8年度末に法定耐用年数が到来する施設の再編等を検討するため、施設所管課のヒアリングを行い、現状におけるソフト・ハード両面の評価を行っているところでございます。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 今年度、摂津優技（せつつすぐれわざ）に認定された2件の紹介と、摂津ブランドの7年間の取組の成果についての御質問にお答えいたします。

今年度の摂津優技（せつつすぐれわざ）は、株式会社レイホー製作所の窯業・土石製品製造技術及び株式会社マスパックプロ

ダクツの紙・段ボール製店頭ディスプレイの製造技術の2件が認定されました。

株式会社レイホー製作所は、半導体、太陽電池、光ファイバーをはじめ、自動車部品、ガラス加工、航空宇宙産業などに至るまで、様々な分野の黒鉛製品の設計・製造・販売を行われております。最新鋭の設備による高精度・高品質の加工、他社にはまねのできない組合せや精密加工技術が強みでございます。

また、株式会社マスパックプロダクツは、紙や段ボールを加工して製作する商品を陳列するための化粧箱、ペーパーディスプレイの企画・デザイン、製造、梱包、出荷まで自社にてワンストップで行われております。ワンストップで行うことで、廉価で良質な商品を早くお客様に提供することができます。

これまでの摂津ブランドの取組におきまして、摂津優品（せつつすぐれもん）は19商品、令和4年度に創設した摂津優技（せつつすぐれわざ）は3技術となっております。

成果といたしましては、大阪勧業展や、きたしんビジネスマッチングフェア、摂津市ビジネスマッチングフェアなどの展示会や、高槻市、茨木市、守口市、門真市、八尾市、大東市の匠企業との交流、商談会への参加、摂津まつり、ガンバ大阪・摂津市民応援デーへの出展、J：COMの番組での放送などにより、摂津ブランドを市内外に発信したことで、ものづくりのまち摂津の認知が広がり、市のイメージアップにつながることができたと考えております。

続きまして、自治会加入率及び自治会数の推移と、これまでの自治会加入促進及び地域コミュニティの活性化の取組についての御質問にお答えいたします。

自治会加入率と自治会数につきましては、直近3年間の推移を申し上げますと、令和3年度の加入率が47.7%で、自治会数が105、令和4年度の加入率が46.1%で、自治会数が104、そして、令和5年度の加入率が43.4%で、自治会数が100となっており、年々減少している状況でございます。

次に、自治会加入促進の取組でございますが、市役所1階の市民課窓口におきまして、転入者に対して自治会加入案内リーフレットを配布しているほか、窓口案内システムの画面上に自治会加入を呼びかけるメッセージを流すなどしております。また、開発協議の際には、事業者に対し、自治会加入について入居者等に説明を行うようお願いしているほか、令和3年度には、「自治会を良くするための事例集」を作成し、自治会活動の一助となるよう、全自治会長に配布し、御活用いただいているところでございます。

地域コミュニティ活性化の取組といたしましては、平成28年度から、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の4団体と本市でつながりのまち摂津連絡会議を組織し、地域コミュニティの大切さを広く市民に伝える活動を行っております。

また、今年度からは、単位自治会の活性化が地域コミュニティの活性化にもつながると考え、これまで回覧物等の配布手数料として単位自治会に支給していたものを、自治会活動報償金として組替えを行い、単位自治会に対し手厚い支援となるよう制度を変更しているところでございます。

○水谷毅議長 市長公室長。

（平井市長公室長 登壇）

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインに関します説明会やワークショップの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインでは、四つのまちづくりエリアを設定しておりますことから、エリアごとに説明会を実施しております。

現在までに、居住性向上エリアのAエリア、Bエリア、Cエリア、企業と住民の共存発展エリア、田園（農業とのふれあい）エリアについては説明会を実施してきており、人とものが集まる賑わい（核）エリアについても、令和6年1月18日に説明会の開催を予定しており、今年度中に全てのエリアで説明会が実施されることとなります。

また、ワークショップにつきましては、居住性向上エリアAにおいて、魅力ある淀川河川敷をテーマとして、これまでに2回開催しております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行います。

一つ目のドローンの有効活用についてですが、協定を結ばれた狙いと現在の取組状況をお聞かせいただきました。

危機管理の観点から、私も防災拠点締結の必要性に関しましては提言してまいりましたので、この取組を高く評価させていただきたいと思います。

今回、5社の事業者と協定を結ばれましたが、有事の際、どのようなお考えで事業者に要請していくのか、また、災害活動での活用についても併せてお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 ドローン事業者への出動

は、今回協定を締結した5社から協定で定める順に要請することとしております。

災害活動におけるドローンの活用は、災害のフェーズごとに異なります。

発災直後の初動期におきましては、市内全域の被災状況の把握、特に道路、橋梁、水道施設などの市で管理しているライフラインの状況の確認、行方不明者の捜索、被災して身動きが取れない方の有無に関する状況調査等に活用することを想定しております。

避難所の設置後は、スピーカーを搭載したドローンを活用し、道路の状況に応じた避難経路の伝達や救援物資の配給に関する周知など、必要な情報を市民へ伝達することを想定しております。また、運搬用ドローンを活用し、陸路での輸送が困難となった地域へ食料や医薬品などを空路で輸送することも想定しております。

このほか、被災建築物の応急危険度判定や罹災証明書の発行時の被害認定調査などへの活用も可能と考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 改めて要請順や活用内容を事業者にご教示いただければと考えます。

災害はいつ起こるか分かりません。有事に備え、ドローン事業者とともに平時における実践的な訓練を展開する必要があると考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 ドローン事業者と災害時に円滑に応急対策業務を実施するためには、平時からの訓練が非常に重要であると認識しております。また、防災訓練を実施する際には、関係機関にも参画いただき、顔の見える関係性を構築しながら訓練を実施していくことがより効果的であると考え

ております。

ドローン事業者との訓練につきまして、例えば、情報伝達の際にドローン事業者を含めた関係機関にも参画いただくなど、具体的な訓練内容を検討してまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 これから実践的な訓練につなげていくものと理解しました。平時における事業者との関係づくりや備えが重要ですので、ぜひよろしく願いいたします。

一方、消防本部においても、独自でドローンを活用し、様々な活動を展開されております。現在の取組状況をお聞かせください。

○水谷毅議長 消防長。

○松田消防長 消防本部では、令和3年度から令和4年度にかけて、市内でドローンの取扱いをされている事業者様に御協力をいただきまして、各種の救助訓練や消防出初め式の開催場所で上空飛行を実施していただいた実績がございます。

特に、大規模な災害が発生した際には、俯瞰的な角度からの実態把握に大変有効である多方向からの映像撮影や情報収集に必要な操縦技術などを御披露いただきましたことは、消防本部におきましても、その機動性、有用性を改めて認識させていただき、運用についての検討材料としても大変有益であったものと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 大規模災害に限らず、常時発生する災害におきましても、ドローンの俯瞰的な視点からの情報収集や実態把握は非常に有用であり、消防本部においてもドローンの活用を推進されているかと認識しております。

これまで、消防本部独自のドローン導入

に向け、ドローン操縦資格の取得も検討されてきたかと思いますが、改めて、今後の方針や方向性についてお聞かせください。

○水谷毅議長 消防長。

○松田消防長 消防本部におけるドローンの活用につきましては、総務省消防庁からも整備推進について通知されており、令和7年度までに導入いたしますと、地方財政措置として機器購入経費の70%が交付税措置されることとなっているため、消防本部独自で導入を目指して検討を重ねてまいりました。

しかしながら、操縦資格の取得経費が1人当たり約50万円と高額であり、その上に、消防本部は2部制での勤務形態であることから、双方の部署に複数名の操縦資格を所持させるためには、資格取得だけでも相当額の費用が必要となること、さらに、ドローン本体の保険料や定期点検にかかるランニングコストなど、総合的に判断した結果、消防本部での導入につきましては、現在、まだ導入されていない他市の状況も見極めつつ、引き続き検討することといたしました。

そのような中、令和5年5月に、防災危機管理課がドローンの取扱事業者と災害時等のドローンを活用した支援活動に関する協定を締結されました。この協定につきましては、消防本部におきましても利活用ができるような内容となっており、また、防災危機管理課との連携も築いておりますので、当面はこちらの協定を活用した運用を考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 本市と消防本部がおのおの独自に展開されていましてことから危惧しておりましたけれども、防災協定を結ばれたことを契機に方針を見直されたと理解し

ております。特に、平時の活用や訓練等においては、協定範囲を超えた活動の必要性が生じることが考えられるため、適宜実態に合った協定内容にブラッシュアップしていただければと考えます。

また、ドローンの操縦資格取得は、いざというときの強みになります。引き続き御検討いただければと考えます。

ドローンは、様々な分野での活用が見込まれ、災害時はさることながら、人では確認困難な橋梁や高所での保守点検、輸送の期待もあります。また、シティプロモーションの観点や地域課題の解決、あるいは交流人口を増加させる施策においても、多分野でのドローンの活用を推進すべきと考えます。本市のブランディングの一つとして戦略的に推進することを期待しております。要望いたします。

続きまして、二つ目のファシリティマネジメントについてですが、ファシリティマネジメントの現状の取組についてお聞かせいただきました。

施設管理とファシリティマネジメントの一番大きな違いは、その目的です。施設管理は施設の維持・保全が目的となりますが、ファシリティマネジメントは施設運営の効率化を目的としております。

改めて、ファシリティマネジメントの本市の認識についてお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 ファシリティマネジメントとは、土地、建物、設備などを対象といたしまして、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最小化や施設の効用の最大化を図ろうとする総合的な経営管理活動でございます。

本市では、摂津市公共施設等総合管理計

画に掲げる基本理念を実現すべく、五つの基本方針を定めております。具体的には、限られた財源の有効活用、事後保全から予防保全への転換、最適な保有量と適正配置の実現、PDCAサイクルの推進、そして組織的・横断的連携と人材育成といたしております。

今後、生産年齢人口の減少に伴う税収減が見込まれる中、土地、建物、設備などの維持・保全のみではなく、資産のよりよい在り方を実現するため、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 認識が一致しているようで安心いたしました。

ファシリティマネジメントを推進するには、既存施設の点検のみならず、政策決定された新規案件などについても、統廃合の可能性や財政負担を鑑みながら、最適なアクションに結びつけなければなりません。

これから鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合も控えており、鳥飼グランドデザインも具現化されていく中で、施設の再編は必須であり、実質的にかかっていく必要があると考えます。施設再編について、具体的な今後の取組をお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 個々個別のファシリティマネジメントにつきまして主体的に取り組みますのは施設所管課になりますが、それを統括いたします資産活用課としましては、ハード面に対する技術的な助言をはじめまして、ヒアリングを通してソフト面での評価や方針検討にも関わりながら、施設管理と施設再編のPDCAサイクルの進行管理を行ってまいりたいと考えております。

また、施設再編の検討につきましては、全庁的な議論の場としてFM推進会議等を

活用することで、集約化、複合化、多機能化などの施設再編の手法について検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 FM推進会議を活用することで、御答弁にもありましたように、これは全庁的な議論の場でもありますので、ぜひうまく活用し、推進いただければと考えます。

ファシリティマネジメントは、国際標準化機構であるISOにおいて、企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を統合的に企画・管理・活用する経営活動であると定義されております。つまり、目先のコストだけではなく、将来やそこで働く職員などを見据えたファシリティの長期的な最適化を図ることがファシリティマネジメントであると言えます。そういった意味では、本市でも経営的な観点から統括的なファシリティマネジメント戦略を策定する必要があると私は考えております。部局横断の枠組みで、かつ経営戦略レベルでの対応を意識し、ぜひ本質的なファシリティマネジメントを展開していただきますようによろしくお願いいたします。要望といたします。

続きまして、三つ目の摂津ブランドのさらなる構築についてですが、新たな認定商品の内容とこれまでの成果についてお聞かせいただきました。

今年度は、摂津優技（せつつすぐれわざ）に2社が認定されました。本市は、これまで一般消費者向けを認定しており、企業向け商品、いわゆるB to Bという観点で企業のたくみの技にもスポットを当てるべきと私も提言してまいりました。この取組を高く評価させていただきますが、改めて、摂津優技（せつつすぐれわざ）を認定

した狙いを見込まれる効果についてお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 摂津ブランドは、当初、産業のまちであることを市民がイメージしやすいように、一般消費者向けの商品を摂津優品（せつつすぐれもん）として認定しておりました。しかし、市内企業は、消費者向けの商品を製作している企業よりも、ふだん目にすることがないため気がつきにくいですが、主に企業間取引を行う企業の中にたくみの技術を持つ企業が多くあり、そういった企業も応援するため、摂津優技（せつつすぐれわざ）を創設いたしました。

摂津優技（せつつすぐれわざ）を創設したことで、これまで市との接点が少なかった企業の話を直接聞くことができ、他市にも誇れる技術を持つ企業について、実態を把握することができました。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 誇れる技術を持つ企業と接点が設けられたとのことで、よい傾向かと思えます。

一方、市内事業者が4,000以上も存在する中、年々認定数が減少しており、今年度に至りましては摂津優品（せつつすぐれもん）の認定がございません。ここ数年、選定に苦慮されているようにも感じますが、これまで摂津ブランドに取り組んできた中でどのような課題があるのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 現状の課題でございますが、摂津優技（せつつすぐれわざ）の技術認定につきましては、一般的な製品の評価とは異なり、たくみの技術を審査する専門的な知識が必要となります。

これまで摂津優技（せつつすぐれわざ）の認定を受けた3社は、過去に大阪ものづくり優良企業賞を受賞されており、大阪府においてもその技術が高く評価されているため優先採択されました。市独自で審査が必要となった場合には、技術審査を外部機関に依頼するなどの工夫が必要になります。

また、令和5年度におきましては、摂津優品（せつつすぐれもん）の認定申請がなく、申請数は減少傾向でございます。摂津優品（せつつすぐれもん）につなげる取組としましては、ビジネスサポートセンターを開設して約3年間、新商品開発の支援を行ってきた成果の一つとして、摂津市商工会と協力し、12月13日から摂津市オンライン催事を実施しております。ここから摂津優品（せつつすぐれもん）につなげるとともに、様々な機会を捉えて摂津ブランドの認定を受けるメリットをアピールしてまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 これから新たに摂津優技（せつつすぐれわざ）を認定する場合は、専門性を要しますので、私も技術審査をアウトソーシングすべきと考えます。

また、令和5年度は摂津優品（せつつすぐれもん）の認定申請がなかったとのことですが、御答弁にもありましたように、市内企業の新商品を公開するオンライン催事が先日スタートしました。新たな可能性を見出すチャンスとなりますが、改めて、このスキームと期待される効果についてお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 摂津市オンライン催事は、主に一般消費者向けの新商品のクラウドファンディングを取り扱うプラットフォ

ームサイトのMakeに、摂津市特集ページを開設し、市内企業が開発した新商品の応援購入を募るもので、12月13日に8社11商品のプロジェクトが開始されており、12月20日には9社9商品のプロジェクトが開始されます。これらの商品の中から摂津優品（せつつすぐれもん）やふるさと納税返礼品につなげたいと考えております。

なお、この取組は、大阪・関西万博の共創チャレンジとしても登録し、いのち輝く未来社会の実現やSDGsの達成に貢献するものでございます。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 摂津市を知っていただくよい機会ともなりますので、ここから生まれる商品やサービスをうまく展開し、ぜひ新たな摂津優品（せつつすぐれもん）についても発掘いただければと思います。

シティプロモーション戦略では、代表的なブランドとして位置づけられるのが、この摂津優品（せつつすぐれもん）、摂津優技（せつつすぐれわざ）、そして、本市で唯一なにわの伝統野菜として認定されている鳥飼なすであります。これらのブランディングは、行政だけでなく、市民の方々や企業と団体と一緒にやっていくものと考えますが、改めて、本市のお考えとこれまでの取組をお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

シティプロモーションの目的でございますが、本市への愛着や誇りを醸成することや、本市の対外的な認知度やイメージを向上し、協働人口を増加させることとでございます。この目的を達成するためには、行政だけではなく、様々な方と一緒に力を合わ

せて摂津ブランドをつくり上げていくことが必要でございます。

このような視点の下、これまでの取組といたしましては、新たな摂津ブランドの構築に向けて、大阪銘木団地で開催する大阪銘木イベントへの運営補助を行い、この地域の魅力を市内外に発信してまいりました。特に今年度は、地元自治会にも積極的に御協力いただくなど、地域の皆様方が連携して取り組む機運が高まっており、今後、本市の代表的なブランドになるよう精いっぱい後押しをする所存でございます。

今後におきましても、ブランドやブランド要素に位置づけているものを効果的に情報発信していくことで、本市ブランドのイメージ向上に努めるとともに、庁内や関係団体と連携を図りながら、新たなブランドの構築についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 私は、いろいろな観点から、さらなるブランド構築に向け推進すべきと考えております。その上で、摂津ブランドも含めた本市に秘めているポテンシャルを市内外に広く知っていただき、新たな可能性を見いだす必要があると考えております。

摂津優技（せつつすぐれわざ）で例を挙げますと、企業のたくみを広くPRすることで、市内外でビジネスマッチングにつながり、技術イノベーションを促進していくという観点でございます。それを牽引するのがやはり摂津ブランドであり、より一層本市の魅力を発信すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 市内外に向けたシティプロモーションのPRにつきましては、主に

SNSを活用しております。

具体的には、若手職員で構成しているインスタ隊からの写真投稿をはじめ、市外在住の方にも応募いただけるフォトコンテストの開催、LINEによるイベント情報の発信など、様々な手法や視点で取り組むことで、本市のブランドや魅力を積極的にPRし、本市への愛着や誇りの醸成と、市外住民の摂津市を知るきっかけや来訪する機会につながるよう取組を進めております。

また、市全体のブランドや魅力を網羅している& s e t t s uにも磨きをかけ、摂津優品（せつつすぐれもん）や新幹線公園など、既存の都市資源を広くPRしてまいります。

今後におきましても、代表的なブランドである健康・医療のまちづくりや鳥飼なすなどを重点的にPRし、本市の特色ある魅力や認知度の向上を図ることで、市民や団体などがブランドに関心や関わりを持つ機会につながり、行政だけでなく市民や団体などからも情報発信していただくなど、産官学民が連携して取り組み、市全体でシティプロモーションを推進してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 市全体でシティプロモーションを推進していくとのことでございますけれども、シティプロモーション戦略が策定されてから既に3年が経過しております。現在、新たなブランド要素の芽が出始めていることが考えられ、大阪銘木団地におきましても、代表ブランドになれる可能性を秘めていると私は考えます。この戦略にこだわりを持ち、これからも新たなブランド創出に努めるとともに、既存ブランドに関してもブラッシュアップしていただきまして、その魅力を広く発信していくこと

を期待して、要望といたします。

続きまして、四つ目の地域コミュニティの活性化についてですが、現況やこれまでの取組をお聞かせいただきました。

御答弁にもありましたように、自治会加入率や自治会そのものが年々減少する中、現在、地域コミュニティの活性化に向けた条例制定に向け取り組まれているかと認識しております。改めて、この条例制定の検討に至った経緯と進捗状況、そして策定までのスケジュールについても併せてお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 地域コミュニティの活性化に向けた条例の制定につきましては、自治会の連合組織であります摂津市自治連合会から、令和4年5月に、自治会・町会のみならず、地域のこども会、老人クラブ、校区福祉委員会などの団体や市民活動団体、事業者などがつながり、地域活性化が図れるまちづくり条例の制定の御要望をいただいております。御要望から1年以上が経過し、遅くにはなりましたが、今年6月には、庁内の職員で構成する地域コミュニティの活性化に向けた条例制定検討委員会を設置し、現在、条例に規定する内容等について検討を進めているところでございます。

条例制定までのスケジュールでございますが、庁内職員による検討委員会を月1回程度開催し、今年度末頃には、検討委員会において条例の素案を作成してまいりたいと考えております。そして、来年度の上半期には、その素案を地域団体等に提示して、御意見をお聴きし、地域団体等の御意見を反映できるところは反映して素案を修正し、来年秋頃には、条例案について広く市民の意見を聴くため、パブリックコメン

トを実施してまいりたいと考えております。パブリックコメントでの意見を反映できるところは反映し、来年度末の令和7年第1回市議会定例会において条例案を提出する予定で現在作業を進めております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 本件は、御答弁にもありましたように、自治連合会から市長宛てに要望された事案でありまして、それを受け、検討委員会が発足し、議論されているかと認識しております。

御答弁では、令和6年度上半期には素案を提示し、意見を聴くとのことですが、パブリックコメントまで数か月しかなく、この時点で市民の意見や生の声が反映されるのか、あるいはスケジュール的に無理がないのか、危惧しているところでございます。

私は、素案完成後ではなく、作成段階において、大枠の方向性あるいは内容を開示し、広く意見を求めるべきと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 庁内職員による検討委員会において条例の素案を作成する前に地域団体等の意見を聴くべきではないかとのことでございます。市民の皆さんや団体の皆さんに御意見をお聴きする場合には、やはり御意見をいただく対象となるものを提示する必要があると考えております。条例のたたき台がない中で御意見をお聴きしたとしても、なかなか御意見も出しにくいものと思われま。まずは、検討委員会においてたたき台となる条例素案を作成してから、地域団体に提示して御意見をお聴きしてまいりたいと考えております。

また、条例素案が出来上がった後に地域団体等が意見を言っても修正が利かないの

ではないかということでございますが、検討委員会が作成する予定の条例素案は、あくまでもたたき台として提示するものでございますので、修正は可能でございます。地域団体等から有用な御意見をいただければ、条例案に反映させてまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 やはり素案完成後に御意見をお聴きするとの御答弁でございましたけれども、これはまちづくりの観点からも重要な条例となるかと思えます。御答弁では、あくまでもたたき台であり、修正可能とのことでございますので、地域団体などしっかりと議論し、意見を反映いただきますようお願いいたします。

この地域コミュニティの活性化に向けた条例制定を機に、かじを取るべきと考えますが、一方で、地域コミュニティの衰退は地域の防災力を低下させる懸念がございます。自治会が存在しない地域が増える中、自治会に入れない、または入っていない方が増えているのが現状でございます。これらの状況を鑑みた地域活性化策を本格的に仕掛けていく必要があると考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 議員が御指摘のとおり、これまでは自治会が地域コミュニティの中核であり、主に自治会が地域づくりの担い手でございましたが、近年はそれが難しくなっている状況でございます。

これからの地域づくりにおいては、市民公益活動団体や事業者など、地域の多様な担い手との連携が必要となってまいります。条例の制定はあくまでも手段ではございますが、まずは、現在検討しております地域コミュニティの活性化が図れる条例を整備し、地域コミュニティ団体や市民

公益活動団体、事業者など、多様な担い手による協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 現在、様々な分野で活動されている団体が存在する中、今こそ有機的に連携する仕組みづくりが必要かと私は考えております。地域コミュニティ活性化に向け、ぜひ他市での先進事例も参考にしながら、さらに一歩踏み込んだ取組をお願いし、要望とさせていただきます。

続きまして、五つ目の災害対策の充実・強化についてですが、地域防災計画改訂の進捗状況をお聞かせいただきました。

令和7年早々にパブリックコメントを実施することによって、内容の充実と記述にはこだわりを持って進めていただきますようお願いいたします。

まずはハード面についてお聞きしますが、この地域防災計画改訂においては、御答弁にもありましたように、高台まちづくりの考え方も反映されることになっております。改めて、本市における高台まちづくりの方針についてお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 高台まちづくりの考えについてお答えいたします。

本市は、ハザードマップでもお示しているように、洪水時に淀川や安威川が破堤すると、市内のほとんどが浸水し、想定最大の浸水深は7メートルを超え、想定最大の浸水継続時間も2週間以上になります。そのため、市民には摂津市以外の浸水しないエリアへ速やかに避難する広域避難をお願いしておりますが、広域避難が難しい障害者や高齢者などの避難行動要支援者の皆様に対しては、身近な場所に、浸水しない、一時的であっても避難できる場所を整

備していく必要があると考えております。

現在、高台まちづくりのハード面での取組に関しましては、河川防災ステーションのほか、とりかいこども園や（仮称）味生コミュニティセンターに水害時でも避難できる機能を付加して建設を予定しており、今後は、その他の公共施設においても、建て替えのタイミングに合わせて高台化を推進していくこととしております。

また、高台まちづくりに関しましては、本年9月に、先進地である東京都江戸川区や、高台まちづくりの研究を行っている公益財団法人リバーフロント研究所へお伺いし、意見交換を行ってまいりました。

江戸川区では、大規模水害時には、広域避難するよう呼びかける一方、再開発などに合わせて、船堀駅前地区などでは、周辺が浸水しても付近の人々が避難できる場所が確保された建物群を整備する計画が民間企業とともに進められております。さらに、江戸川という一級河川では、まちづくりと一体となった高規格堤防、つまりスーパー堤防の整備が進められており、海沿いの埋立地は浸水しない高さまで盛り上げて整備されておりました。

江戸川区の取組をそのまま本市で実施することは難しいとは考えておりますが、これらの整備手法も参考に、引き続き情報収集に努め、本市にとっての最適な高台まちづくりの方向性を整理してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 現時点でのお考えは理解いたしました。

防災の視点、あるいは鳥飼まちづくりの観点からも、この高台まちづくりの方針は非常に重要な位置づけとなります。いま一度深く検討し、本市にとって最適な高台ま

ちづくりを見いだしていただきますようお願いいたします。

ソフト面に移りますが、以前より災害種別に応じた避難所運営マニュアルの必要性を提言してまいりましたが、現在は市民向けの避難所運営マニュアル作成に着手されているかと存じております。その進捗状況をお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 災害時の避難所の運営につきましては、全ての避難所に対して十分な人数の市職員を派遣することが非常に難しいことから、円滑な避難所の運営を行うためには地域の皆様の御協力が必要不可欠と考えております。

このため、今年度は、旧三宅小学校を避難所のモデルとして、避難所の運営に関する地域の皆様と市職員の役割分担について検討を進めているところでございます。今月の17日に、三宅地区の自主防災会や防災サポーターの皆様に対して、作成した避難所運営マニュアルの案に関する説明会を実施したところであり、今後は、マニュアルの案に基づく訓練を実施し、その実効性を確認してまいります。

新たに作成した避難所運営マニュアルは、三宅地区以外の地区においても自主防災訓練等で参考にさせていただき、その地区に合った形に修正しつつ、定着していくよう努めてまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 今後も、自主防災組織や、あるいは防災サポーターなどと一緒になり検討していただきまして、実効性を高めていただければと考えます。

避難所の観点で申しますと、自治会独自の地域版防災マップにおきましては、これまで相当な労力をかけられ、緊急一時避難

の在り方や緊急避難所マップなどについても整備されてきたかと認識しております。しかしながら、作成された当初と現在では水害リスクの前提が変わっておりますので、せっかくの地域版防災マップが有事に生かせないのではないかと危惧しております。被害想定に合った内容に見直す必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 本市では、平成27年度から地域版防災マップの作成を進めており、現在約50の自治会・町会において作成を終えております。しかしながら、既存の地域版防災マップは、1年間に発生する確率が1,000分の1程度の想定最大規模降雨による浸水深及び浸水継続時間が考慮されていないため、見直しを進めていく必要があります。

本市では、淀川が想定最大規模で氾濫すると、最大浸水深は7.2メートルに達し、浸水継続時間が2週間以上になる地域もあると想定されます。また、水害時に避難者全員を避難所に収容することは困難であると認識しております。これらを踏まえ、既存の地域版防災マップは、広域避難を前提として見直ししていく必要があるため、今後、地域と連携しながら、地域版防災マップを順次更新・作成してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 見直しに着手されていると理解しましたが、御答弁にもありましたように、地域での広域避難の取組について検討が開始されたと私もお聞きしております。現在の取組状況についてお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 今年度は、本市の防災アドバイザーである香川大学創造工学部の竹之内准教授に御協力いただき、鳥飼北小学校区をモデルとして、校区内の自治会で組織される自主防災会、防災サポーター、民生児童委員、校区福祉委員、PTAの役員、小・中学校の教職員の方々が参加するワークショップを開催いたしました。

今月の9日に開催した1回目のワークショップでは、竹之内准教授が考案された避難カルテを用いて、広域避難の準備を開始するタイミングや避難所の選定などを具体的に検討いただきました。

今回のワークショップでは、実際に校区内を移動して、広域避難啓発動画や広域避難を前提とした地域版防災マップの作成に取り組み、参加者全員が確実に広域避難ができるようになっていただきたいと考えております。

令和6年度以降につきましても、今回のワークショップの内容を参考に、その他の小学校区においてもワークショップを実施し、広域避難に関する考え方の浸透を図ってまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 すばらしい取組かと思いますので、現況と照らし合わせた上でつくり込んでいただくとともに、ぜひその取組を市域全体に反映いただければと考えます。

本市として、今後起こり得る大規模災害を想定し、その想定からまちや人命を守り、いかにして被害を最小化するのか、検討・着手していかなければなりません。そのためには、やはりハード整備とソフト施策の一体的な取組を強化し、自助・共助・公助それぞれの防災対応力を高めることが重要であると考えております。これからも、災害対策の充実強化に向け、鋭意取り

組んでいただきますよう要望といたします。

続きまして、六つ目の鳥飼地域のまちづくりについてでございます。

進捗状況についてお聞かせいただきました。

居住性向上エリアAにおいては、魅力ある淀川河川敷をテーマとしたワークショップが2回開催されておりますが、どのような議論が展開されているのか、その内容についてお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ワークショップの内容についてお答えいたします。

居住性向上エリアAにおけるワークショップでございますが、1回目を令和5年9月26日に、2回目を令和5年11月17日に開催いたしました。テーマを魅力ある淀川河川敷として、昨年の説明会でいただいた御意見を含め、これまでいただいた御意見のうち、淀川河川敷に関連するものを、淀川の活用、スポーツ、ライフスタイル、教育その他に分類し、それぞれの小テーマに沿って、住民の居心地のよい環境づくりに資するものであるかどうかという観点から、重要度、難易度について御議論いただきました。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 小テーマに沿って議論されているとのことですが、このワークショップで整理した意見をどのように地域のにぎわいづくりにつなげ、また、これから展開しようとしているのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今回のワークショップでは、「淀川河川敷を整備していけば全体的に取組がつながると考えられるので、淀川

河川公園の整備は最重要と考える」や、「外来種駆除をイベント等で実施すれば淀川の生態系を学ぶことができるが、そのためにも景観の整備が必要」、「桜は堤防には植えられないので、菜の花などの植物を植えるほうが難易度も下がりそう」、「子どもが安心して遊べるためにはトイレの整備等も必要」などの御意見をいただきました。

今回いただいたいろいろな御意見を参考に、重要度が高いとされた淀川河川敷の活用に向けた取組について、住民等と、市、淀川河川事務所等を含めた関係者の役割の適切な分担等を検討し、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 淀川河川防災ステーションと河川敷の一体活用につきましては、ぜひ本市がイニシアチブを取って進めていただきますようお願いいたします。

特に河川敷の活用に関しましては、具体的な絵を描くべきと私は考えております。河川敷で多くの方ににぎわっていただくためには、防災ステーションに設置予定であります駐車場に加え、新設されたアクセス搬路の河川敷側にも新たな駐車場が必要です。これを機に、河川敷の樹木を伐採し、枚方地区の河川公園のような景観も必要かと私は考えております。ぜひ市民の声を具現化すべく、国へも強い働きかけをお願いしたいと考えております。

来年には、モノレール南摂津駅前を代表とする人ともものが集まる賑わい（核）エリアの説明会が予定されておりますが、これまでの説明会では、若年層の参加が少なく、世代に偏りが生じております。幅広い年代の方に参加してもらう必要があると考えますが、今後どのように広げようとしている

のか、お考えをお聞かせください。

- 水谷毅議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 議員が御指摘のとおり、これまでの説明会などにおいては、若い世代の参加は少なく、様々な世代に参加していただいている状況にはなっていないと認識しております。説明会やワークショップの開催のお知らせに関しましては、市広報紙や広報板以外にも、LINEやユーチューブを用いるなど、情報伝達媒体の多様化を図ってまいりましたが、結果として若い世代の参加につながってはおりませんでした。

そこで、10月26日に実施した田園（農業とのふれあい）エリアと居住性向上エリアのBエリアの説明会におきましては、開催方法についても改善することとし、オンラインによる参加も可能としたところ、30代と40代の方に御参加いただきました。

今後とも、鳥飼地域がよりよい地域になるよう、インターネットも活用した多様な情報伝達媒体の活用やオンラインによる参加など、忙しい若い世代でも参加しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

- 水谷毅議長 光好議員。
- 光好博幸議員 オンラインの活用は有効と考えますが、やはり新たな層を発掘し、幅広い世代の方に鳥飼のまちづくりに関心を持ってもらう必要があると考えます。

先日の12月16日には、初めてじゃないかもしれませんが、私としては初めてモノレール南摂津駅前イベントが開催されたかと認識しております。まさに鳥飼のにぎわいづくりそのものであります。私も企画段階から関わらせていただきましたけれども、こういった場面からランドデ

ザインの認知度を向上させ、一緒に取り組む仲間を増やしていくべきと考えます。そのことについて、本市のお考えをお聞かせください。

- 水谷毅議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 市といたしましては、鳥飼まちづくりランドデザインは、市民や団体、企業等、様々な関係者との協働により具現化していくものと考えており、鳥飼地域で行われるイベント等には積極的に参加し、ランドデザインの周知や説明会等への参加を呼びかけているところでございます。

イベントを実行している方々の中には、まちづくりに関心のある方もいらっしゃいますので、そのようなまちづくりに関心のある方々をはじめ、さらに多様な方々にワークショップに御参加いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

- 水谷毅議長 光好議員。
- 光好博幸議員 同じ思いを持った仲間は絶対にいますので、ぜひ積極的に出向き、つながりの輪を広げていただきますようお願いいたします。

ランドデザインの説明会は、今年度中に全エリアを完了する予定となっておりますが、やはり次のステップを考えておかなければなりません。中期的な視点に立って、スケジュールを明確に示した上で、市民の理解を得ながら進める必要があると私は考えます。

本年ももう終わろうとしています。来年度以降のスケジュールがまだ示されておりませんが、全体としてどのように進めるおつもりなのでしょうか。私は、到達点を定め、そこから逆算してスケジュールを立て、推進すべきと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりランドデザインの進め方につきましては、まず、ランドデザインに記載している将来予想を地域の皆様と共有し、その将来予想を実現するために必要な対策を地域の皆様と協働して実施していくこととしております。

今年度は、ランドデザインを知っていただくための説明会を順次実施しており、必要に応じて説明会での御意見を踏まえて、修正した将来予想の共有ができたエリアから個別の対策等を地域の皆様と議論するワークショップを開催しております。

来年度以降につきましては、説明会でエリアの将来予想の共有ができたところから順次ワークショップを開催し、個別具体の対策について議論させていただき、三、四年をめどに具体的な取組を住民の皆様と一緒に実施したいと考えております。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、ワークショップは、現在のところ、居住性向上エリアのAエリアを進めるところでございますが、市といたしましても、住民等の皆様と丁寧に意見交換を行いながら、引き続きほかのエリアにおいてもワークショップを開催し、住民等と市、関係者の役割分担等についても確認しつつ、具体的な取組をつくり上げ、ランドデザインの実現に向けて検討を進めてまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。

私は、2026年に実施される鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合や、2030年をめどに完成予定の河川防災ステーションなど、具現化される事案とまちづくり全体をひもづけし、スケジュールすべきと考えております。

小学校の事案では、交通の問題や校舎の

跡地活用の問題など、2026年からスケジュールを逆算し、いつまでに、誰が、何を、どうするのか、5W1Hの視点で明確にし、複合的に取り組む必要があると考えます。統合されてから跡地活用を考えていたのでは遅く、同時並行的に検討を進めなければなりません。

河川防災ステーションも同様に、さきの高台まちづくりの具体的な方針を明確に示した上で、網羅的にまちづくりを進めていく必要があります。

ぜひ志の高い仲間を見つけ、具現化に向けた地道な取組をお願いし、要望といたします。

以上で質問を終わります。

○水谷毅議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、出口議員。

(出口こうじ議員 登壇)

○出口こうじ議員 おはようございます。

順位に基づきまして質問させていただきます。

1番、市役所の窓口の手続について。

大阪府内の他市において、10月から、新しい住民サービスとして、マイナンバーカードやLINEを活用して、課税・非課税証明書や所得証明書のオンライン申請を始められました。

現在、本市において、税証明書発行に係る申請の方法及び発行手続はどのような手順となっておりますか、1回目、お聞かせください。

続きまして、学校統廃合について。

前回の定例会においても多くの議員が質問されておりますが、改めて、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合において、現在の進捗状況をお聞かせください。

続きまして、こども誰でも通園制度につ

いて。

今年の6月に、こども家庭庁は、少子化対策の一つとして、親の就労の有無に関係なく保育施設を利用できる（仮称）こども誰でも通園制度を示されました。この制度は、お子さんを預けられない専業主婦らの負担を軽減する狙いがあり、このたび、国の令和5年度補正予算に試行的事業が盛り込まれました。制度の概要を1回目にお聞かせください。

続きまして、空家対策についてです。

全国各地で増え続けて、大きな社会問題ともなっております。大阪府内でも対応を加速される自治体や業者が増えていると報道もされておりました。でも、解体費がかさむことや、その相続手続に手間がかかることなどを理由に、所有者が物件を放置してしまうケースも多いそうです。

本市における空き家の件数と、そして、特に状態の悪い空き家はどれくらいあるか、1回目、お聞かせください。

続きまして、職員の給与制度についてです。

来年度から、和泉市では、給料制度の改革を行い、初任給を全国トップに引き上げること、そして年功序列による昇給の見直しをするそうなんですけども、大卒の初任給を、現在、自治体の最高額の豊中市などの19万5,000円を大幅に上回る22万2,300円となるそうです。これらの条例案は、9月の和泉市議会において賛成多数で可決されました。やはり人材確保が難しくなる中で、採用希望者を増やすとともに、職員のやる気を引き出すのが狙いとのことでした。

そこで、本市の給料制度を改めてお聞かせください。

そして、令和5年度のラスパイレス指数

が幾つなのかもお聞かせください。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 現在の摂津市における課税・非課税証明書や所得証明書の取得に係る申請の方法及び発行の手続についての御質問にお答えいたします。

現在、個人住民税の課税・非課税証明書や所得証明書の交付につきましては、三つの方法がございます。一つ目は、証明発行窓口でのお渡し、二つ目は、コンビニ等でのマイナンバーカード利用による発行、そして最後に、郵送請求の三つの方法でございます。

窓口におきましては、申請者からの申請書の提出を受け、来庁された方の本人確認をさせていただき、交付をさせていただいております。

次のコンビニ等での交付につきましては、現年度分のみとはなりますが、マイナンバーカードを利用して、御本人がマルチコピー機を操作し、原則、朝6時半から23時までの間にお受け取りいただけるものがございます。

また、郵送請求につきましては、申請者御本人から御郵送いただいた申請書等及び発行手数料となります定額小為替を確認させていただいて、郵送で御返送させていただいております。

○水谷毅議長 教育総務部長。

（安田教育総務部長 登壇）

○安田教育総務部長 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に係る進捗状況についての御質問にお答えいたします。

令和4年度の摂津市立小中学校通学区域等審議会による答申を踏まえ、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画（骨

子案)を作成し、令和5年6月から8月にかけて、鳥飼小・鳥飼東小学校区の就学児、未就学児の保護者を中心に、地域や各団体の方々への説明会を実施いたしました。

この説明会等でいただいた御意見を踏まえ、8月、9月の教育委員会定例会で協議を重ね、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画(案)を作成し、10月2日から31日までパブリックコメントの募集を実施いたしました。パブリックコメントには16件の御意見が寄せられ、御意見に対する教育委員会の考え方については、現在、ホームページで公表しております。

その後、11月の教育委員会定例会にて、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画として決定をいたしました。

今後につきましては、令和6年第1回定例会にて、摂津市立学校条例の一部改正案を提出させていただく予定でございます。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 こども誰でも通園制度についての御質問にお答えいたします。

本年12月1日及び4日に、こども家庭庁において、こども誰でも通園制度の試行的事業の実施に向けた自治体向け説明会が開催されました。

説明会では、当該事業の目的として、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を見据え、試行的事業を実施すると示されました。

また、対象となる子供は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満とし、一人当たり月10時間を上限として保育所等を利用できることとなっております。

さらに、利用方法として、利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する定期利用、もしくは、利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する自由利用が、実施方法として、保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行い在園児と合同で実施する方法、専用室を設け独立して実施する方法、保育所等の定員の範囲内で受け入れる方法、または、これらを組み合わせて実施することが、市町村や事業所の選択により可能であることが示されました。

保護者負担としては、子供一人1時間当たり300円程度を標準とすることとなっております。

○水谷毅議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 本市の空き家の状況についての御質問にお答えいたします。

平成31年3月、摂津市空家等対策計画の策定時に、市全域で職員による現地実態調査を実施し、962件の空き家の存在を確認しております。

また、空き家の割合であります。抽出手法による国の平成30年住宅・土地統計調査によりますと、摂津市は13.8%で、大阪府の平均15.2%を下回っております。

本市では、空き家を増やさない方針で進めており、現在、特に状態の悪い空き家の6件に対し、助言等を行うなど経過監視をしております。そのうち、倒壊等を起こす

可能性のある正雀本町一丁目にある長屋住宅3軒を、令和3年10月に1軒、令和4年9月に2軒、特定空家等に認定しました。さらに、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、危険な建物を撤去するよう、今年11月1日に命令措置を行いました。その結果、12月2日から所有者による解体作業が進められております。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 本市職員の給与制度についての御質問にお答えいたします。

地方公務員法第24条第2項において、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されております。また、国においては、人事院が給与制度の研究を行い、毎年、官民給与比較及び生計費を考慮した人事院勧告によって国家公務員の給与が決定されております。

同種の職務に従事する地方公務員である本市職員の給与におきましては、これまでも国公準拠としており、地方公務員法の規定の趣旨に最も適合していると考えております。

なお、令和5年度のラスパイレス指数でございますが、99.9となる見込みでございます。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 御答弁ありがとうございました。

窓口手続についての2回目の質問でございます。

門真市がオンライン手続を始められたのですが、今後、市民の利便性を考えると、やはり本市でもこのような申請の取組が必要と考えられますが、今後の方向性に

ついて、どのようにお考えか、お聞かせください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 本市におきましては、これまでも、市民の利便性の向上、あるいは職員の業務生産性向上を目指しまして、デジタル化の取組を進めてきたところでございます。

今後につきましても、他市の事例も参考にしながら、市民サービスの向上につながると考えられます手続のオンライン化につきましては、関係課で連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 続きまして、お亡くなりになった際の手続なんですけれども、1か所に窓口が集約されていると御遺族の負担も軽減されると思うんです。

まずは、本市における死亡者の推移と死亡届の届出についてお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 団塊の世代が後期高齢者の75歳に到達し始め、国全体でこれまで以上に高齢化社会が進む中、摂津市における死亡者数も年々増加傾向にございます。直近3年間では、令和2年度767人、令和3年度886人、令和4年度928人となっております。今年度も11月末時点で597人となっております。前年同期比では同水準の推移となっております。

死亡届の届出につきましては、御遺族の方が直接市民課窓口に来庁されて手続を行うことはほとんどなく、多くは葬儀業者の方が御遺族に代わって市民課や夜間・休日窓口にて手続をされる状況にございます。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 お亡くなりになった後に、行く各種手続、例えば介護保険や年金等々

の手續が多岐にわたることから、やっぱり窓口が分かれているので御遺族の御負担もかなり大きいとお聞きするんですけども、本市ではどのような御案内、対応をされておりますか。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市民課では、親族を亡くされ、心理的な御負担も多い状況にある御遺族の心情にも配慮して、市役所庁内やその他各種機関における煩雑な手續種別を分かりやすくまとめたおくやみハンドブックを令和2年度に作成し、ホームページで周知するとともに、死亡届の届出で窓口に来られた御遺族または葬儀業者の方に直接お渡しをしております。

このおくやみハンドブックには、市役所における主な手續項目や届出期間、必要な持ち物、担当部署のほか、生命保険の請求や不動産登記、相続関係など、市役所以外で行う主な手續や、各問合せ先、よくある質問としてのQ&Aなどを掲載しており、御遺族が必要とされる情報を一元的に取りまとめた内容となっております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

ここからは要望となるんですけども、今年の10月から、松原市や、そして和泉市では、御家族が亡くなられたときの必要な手續を、本来であれば複数の窓口を回らないと駄目なんですけど、1か所で行うおくやみサービス、そういったコーナーを開設されたそうです。本市でも、御遺族の心情に寄り添った丁寧な対応を心がけていただき、少しでも御負担が軽減されるような取組をしていただくよう要望いたします。

また、オンライン申請も、費用対効果等が見込めるのであれば、積極的に取り組んでいってください。

続きまして、学校統廃合の件なんですけども、こちらでも要望とさせていただきます。

学校がなくなってしまうと、特に近隣のファミリー向けの賃貸住宅の資産価値等も下がる可能性もございます。そういったところ、悪いところ、両方しっかりと地域住民に伝えて、丁寧なやり方で進めていってください。

続きまして、こども誰でも通園制度についてです。

この創設の背景として、就園していない子供はゼロ歳児から2歳児の約6割を占めると言われており、現行の保育所等の制度では保育の必要性がある者を対象としていることから、専業主婦家庭等を含めた就園していない子供への支援を強化していく必要があるものと認識しております。

対象者は、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満とのことでありますが、本市における対象者はどの程度見込まれておりますか。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 本市におけるこども誰でも通園制度の対象者につきましては、令和5年10月1日現在における住民基本台帳上の対象年齢児童数から保育所等に通っている児童数を除いた人数を推計したところ、約1,100人になると見込んでおります。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 こども家庭庁では、今年の9月から、このこども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催しております。今月に中間取りまとめ、そして来年の3月に最終取りまとめが行われる予定であります。

現時点で、本市として、この制度の実施に向けた課題はどのようなことが見込まれますか。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 こども誰でも通園制度の実施に向けた一番の課題といたしましては、本制度の目的、趣旨の実現に向けたそれぞれの保育所等での受入体制の構築であろうと考えております。現行の一時預かり事業が保護者の負担軽減を主目的としているのに対して、本制度は、同じ年頃の子供との触れ合い、経験を通じた子供自身の成長や、保護者が園や保育士等と新たにつながることで、孤立感や不安感の解消につながったり、子供への接し方にもよい意味での変化が期待されており、これらの実現に向けた体制整備が大きな課題であると考えております。

また、安威川以北圏域では待機児童が発生していることから、その解消を優先することとなると考えています。

このようなことから、令和6年度における同制度の試行的事業については、本市は実施する予定はございませんが、現在、同制度の情報について、逐一、市内保育施設等へ提供・共有しているところでございます。

引き続き、同制度の本格実施に向け、試行的事業の実施状況に注視するとともに、市内保育施設等と密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ここからは要望となります。

安威川以北の待機児童対策は、本当にずっと前からあることで、まずこれはしっかり進めていただきたいと思えます。

そして、このこども誰でも通園制度は、

当初、来年度の予定だったんですけども、今年度に前倒しして、そして自治体への財政支援もあります。政府は、今年度中に事業の開始を希望する市区町村に、新たに配置する保育士の人件費などを支援する方向性だそうです。もちろん、安威川以北の待機児童解決は、同時進行で鳥飼地域においてこの事業を進めていただくと、鳥飼地域の子供たちの減少の食い止めには多少なりとも期待が持てるんじゃないかと思えますので、ぜひ前向きに検討してください。

続きまして、空家対策についてでございます。

泉佐野市では、耐震性に問題がある木造住宅などについて、一定の条件を満たす場合に、解体費の一部、上限130万円を補助してきていましたが、2020年度から条件外の空き家についても上限65万円までを補助し、もともと2016年に、本市と一緒に、約960件ぐらいの空き家があったのが、この取組の成果もあり、その後の5年間で約55%が撤去されたり再利用されたそうなんです。

本市では、この空き家の解体費などの補助制度はございますか。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 本市の空き家の解体に対する補助としましては、令和2年度より摂津市空家解体補助金がございます。本制度が補助の対象としておりますのは、特定空家等であることなど、早期に解体する必要性の高いものが対象となっておりますが、これまで補助の実績はございません。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 空き家対策において、地元の不動産業者との連携等はございますか。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 本市では、令和2年4月に、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部と空家等対策の推進に関する協定を締結しております。協定に基づき、地元を中心に、建物の管理等の相談に対応していただける業者を選定していただいた業者リストを市は空き家の相談者に通知するなど、連携を行っております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 今後も、こういった空き家が増えていかないように適切な指導や助言をしていただき、そして、この協定を有効に活用し、市民の皆さんが建物を適切に管理し有効に活用できるよう支援し続けていってください。

続きまして、職員の給与制度についてでございます。

1回目では摂津市の給料制度を確認させていただきました。ほぼ国家公務員に準拠しているとのことでした。そして、ラスパイレース指数も99.9ということで、ほぼ国家公務員と同水準の給料であることが理解できました。

恐らくほとんどの市町村が国家公務員給与制度に準拠していると思うんですけども、先ほど和泉市の話をしました。そして、箕面市でも同様に独自の給料制度を構築しておるそうです。こちらも国家公務員に準拠している給料表は、勤続年数に比重を置いた制度となっており、例えば、課長の給料が勤続年数の長い課長代理よりも低くなるケースがあり、これを解消するために給料表の見直しをされているそうです。今の給料表では給料と職責の重さに見合わない職員もいらっしゃるかもしれません。一生懸命頑張って努力すれば昇任できて給料も上がると職員が実感することがやる気

をさらに引き出すこととなると思うんです。そこで、摂津市の昇任制度と昇任試験における受験率についてお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 本市では、能力・実績主義による人材の育成と組織の活性化を図るため、昇任試験制度を設けております。

試験科目につきましては、副主査昇任選考は人事評価のみ、係長及び主幹昇任試験では、人事評価に加えて筆記試験、面接試験を実施しております。

なお、受験資格として、それぞれ一定の経験年数等を設けておりますが、係長級昇任試験を例に取りますと、副主査経験を2年、年齢的には最速で32歳になる年に受験が可能となります。

受験率につきましては、副主査昇任試験が70.5%、係長昇任試験が21.1%、主幹昇任試験が20.0%となっております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 副主査試験の受験率と、そして係長や主幹になるための試験の受験率にとっても大きな差があると思いました。この差は、もちろん給料だけの問題とは思いませんが、管理職を目指そうという職員が少ないのは非常に問題だと思います。

そこで、なぜ管理職を目指さないのか、そもそも職員のモチベーションが低下していないかと思ったりもするんですけども、職員の働く意欲を向上させるためにどのような取組をされているかをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 職員の働く意欲の向上の取組についてお答えいたします。

令和5年度に、係長級以下の職員を対象

に職員意識アンケート調査を行いました。やりがいを持って仕事をするために必要なものとして、「職場の人間関係が良好である」が最も高く、約63%、次が、「やりたい仕事ができる」、「仕事と私生活のバランスが取れている」であり、約31%という結果でございました。

職場の人間関係としましては、人事評価の項目にコミュニケーションを設定したり、研修を通じてその重要性を学んでもらったりするとともに、ハラスメント防止対策をしっかりと取り組んでまいります。

もちろん、やりがいを持って仕事をするために必要なものは一つではなく、職員によってその必要な要因は複数あり、また種類も様々であります。今後も、職員の働く意欲の向上に向け、様々な観点から人事制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

一般企業では従業員満足度というものがございます。業務内容や待遇、そして職場環境に対して職員がどれぐらい満足しているかを見極めるための指標であり、組織マネジメントに欠かせないものだと思います。

ただ、従業員満足度と申しましても、その内容は、給料、そして職務内容、組織方針、職場の人間関係、福利厚生等々多岐にわたると思います。全ての項目で従業員満足度を向上させることは本当に難しいとは思いますが、職員が不満を抱かないようにすることは可能だと思います。そして、組織には必ず求められると思います。

やはり組織が実績を上げるためには、顧客満足度はもちろんのこと、従業員満足度が上がらないと業績は上がらないと思いま

す。その両方とも満足度が高ければ、売上げは増加傾向になってくると思うんです。モチベーションが上がることによって、従業員の仕事に対する姿勢が前向きになって、そして仕事に対して情熱を注いで取り組むことになると思います。

摂津市はミスが何件かありました。やはりモチベーションとかやる気が上がっていけば、そういったミスも減るんじゃないかと私は思っております。職員のやる気を引き出すためにも、管理職の皆さんもしっかりとお手本というか、ハラスメント対策もそれぞれしていかないと駄目なんですけども、ひいてはそれが市民サービスの向上に当たると思いますので、ぜひしっかりとこういうことに取り組んでいってください。

私の質問は以上です。

○水谷毅議長 出口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時53分 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、一般質問を順位に従いましてさせていただきます。

大きく四つ質問させていただきたいと思っております。

一つ目、摂津市のオープンデータサイトについてです。

昨今、本当に昔と違いまして情報社会になっておりまして、昔は、先生に聞くとか、人に聞くとか、本を読むとかでしか知識が手に入れられない中、今は、インターネットを使って、50代、60代、70代

の皆様も情報を手に入れる社会になってきております。

そうした中、国で主導されて進めてきました摂津市のオープンデータサイトもあると思うんですけども、まず1回目は、そちらの経緯について、もう一度詳しくお聞きしていきたいと思えます。

二つ目の質問です。

摂津市のICT教育の現状と今後についてと題しましたが、ICT教育が、GIGAスクール構想を受けて、令和2年度から、摂津市でも大きく進んでまいりました。しかしながら、あまり活用できていないというニュースも他市では出てきております。摂津市の現状について、1回目、お問い合わせいたします。

三つ目です。正雀駅前広場の開発中止についてです。

こちらは、先日の総務建設常任委員協議会におきまして、摂津市は広場計画を白紙撤回するというお話をされました。そちらの中で私も多く苦言を呈させていただいたんですけども、改めまして、この広場計画が中止に至った経緯についてお教えいただきたいと思えます。

四つ目でございます。

先日の補正予算で中学校給食の債務負担行為が出ておりました。本市については、中学校給食は、今のデリバリー給食からセンター方式による全員喫食へと移り変わろうとされております。今回、デリバリー給食の委託業務が最後になるかと思えますけれども、契約期間についてどのようになっているのか、1回目、お伺いしたいと思えます。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 オープンデータサイトができた経緯についての御質問にお答えいたします。

本市のオープンデータサイトは、国が策定いたしました世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画におけます令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率を100%にするという目標に対しまして、大阪府において、令和2年度末にサイトを構築され、希望する市町村に提供されたものでございます。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 小・中学校のICT教育の現状についての御質問にお答えいたします。

本市では、国のGIGAスクール構想を受け、大阪府内でもいち早く令和2年度に一人1台タブレット端末を整備いたしました。令和3年度、令和4年度には、大阪府のスマートスクール実現モデル校として取組を進め、ICT教育の先進市として多くの市町村から視察を受け入れてまいりました。

現在、各学校において、インターネットを活用した調べ学習や、自分の考えを説明するプレゼンテーションを行う場面などで、タブレット端末を日常的に活用できるようになっております。

ICT教育を進める中で、子供たちが様々な情報を適切に活用し、問題を発見、解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である情報活用能力を育むことにつながっていると認識しております。

続きまして、中学校給食に係る委託業務の契約期間についての御質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、現在、デリバリー給食選択制を実施しており、中学校給食調理業務及び中学校給食予約システム運用等について、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの委託契約を行っております。

令和6年4月以降も途切れることなく中学校給食事業を実施できるよう、令和5年度中に次期業者選定を行い、委託契約を締結することとしております。

なお、令和6年度以降の委託契約期間といたしましては、令和8年度の3学期から全員喫食を実施する予定であるため、契約終了日が令和8年12月末日までの予定でございます。

○水谷毅議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 阪急正雀駅前の都市計画の広場計画案が中止に至った経緯についての御質問にお答えいたします。

阪急正雀駅東口につきましては、これまで進めてきた駅前の道路拡幅による交通安全対策と併せて、歩行者等の休息・交流によるにぎわい、まちの活性化を目指した広場の都市計画案を作成し、令和5年1月から都市計画法に基づき住民説明会を開催し、縦覧など住民参画による意見反映の手続を進めてまいりました。

これまで、地権者に対しましては丁寧な説明に努めてまいりましたが、現時点においても、計画区域内の地権者の方のみならず、地域の方々、市民の皆様に広場計画案が理解され定着する状態に至っておらず、また、道路拡幅事業も中断した状況が続いております。

したがって、このまま都市計画決定に関する手続継続は、市として総合的に見て断念せざるを得ないと判断し、広場計画案は

白紙にすることといたしました。

このため、阪急正雀駅前のまちづくりにつきましては、もう一度原点に立ち戻り、地域の実情を踏まえ、改めて検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 2回目からは一問一答でお願いいたします。

先ほどの答弁におきまして、オープンデータサイトに関しては希望する市町村に提供されたとおっしゃっていましたが、摂津市のオープンデータサイトを見てみると、あまり情報がないように思えますが、データサイトの現状と課題について、どう認識されているのか、お教えてください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 現在のオープンデータサイトでは、人口統計情報の一部などを掲載いたしております。

オープンデータ化におきましては、ニーズの把握や、データが何にどれだけ利活用されたのか、また、その結果がどのような効果を得られたのかという点を把握しづらいことや、データの作成、加工、提供等の作業に伴う業務負担などが課題となっております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 これは何も本市にかかわらず、見させていただいたところ、ほとんどの市が活用できていない状況でございます。しかし、隣の吹田市とかのオープンデータサイトを見ると、あらゆる情報が網羅されておまして、議員はもちろん、市民でも誰でもいろんな情報が見れる状態となっております。本市でも充実してほしいと考えておりますけども、どのように考えていらっしゃるのか、今後の取組についてお教えてください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 オープンデータは、行政の持つ情報を積極的に公開し、民間企業やNPO等に自由に利活用していただくことで社会全体の活性化を目指すという考え方に基づく取組でございます。

このため、本市におきましては、データの体系的な整理が可能で、データ検索を容易に行えるオープンデータサイトにつきまして、効果的に御利用いただけるよう整備していく必要があると認識をいたしております。

今後のオープンデータ化に向けましては、まずは庁内におきまして、2次利用しやすいオープンデータの形式、基準、そして業務の中で効率的にオープンデータ化を図ることができる運用ルール等を検討し、その上で取組を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 以前、私は、市のやること全てに対して、やったら終わり、全ての施策でしっかり見直していく必要があるんじゃないかと言わせていただいたこともあります。これも、令和2年度にやられて、そこからあまり見直しをされていない例なのかと思います。しっかりと見直しをかけて利便性のいいようにやっていただきたい。

そして、情報発信という観点からもう一つ質問をさせていただきたいと思います。先日12月4日、本会議場で、令和5年度撰津市物価高騰支援給付金、いわゆる7万円の給付の分に関して、即決案件として可決されました。しかしながら、市民の情報提供元でありますホームページは12月13日まで更新されなく、他市はすぐに出ておりましたが、この給付金に関して撰津市

民が知ったのは、本会議を聞いていなければ、12月13日が最短ということになります。そういったところから、情報発信が本市はかなり遅れていると思うところがあるんですけども、市民が知りたい情報について迅速に周知するべきであると考えますが、この辺りはどう考えているのか、お教えください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 議員が御指摘のとおり、市民の方々から様々な御意見が寄せられていることは認識しております。

現代社会は、多くの情報が日々インターネットやSNS等で発信されております。そのような中、市としましては、市民の方が知りたい情報やお知らせすべき情報についてホームページ等で発信していくことは、市民サービスの向上につながるものと考えております。改めまして、情報発信の必要性、迅速性、重要性について全庁で共有し、より適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 今回は例として出ささせていただきましたけども、これは本当に生活に困窮している人に対してやられる施策で、今年暮らせるかどうか分からない人たちに対して迅速に配っていきたいということで即決案件として私たちも賛成させていただいたわけです。その人たちに対して、やっぱり情報発信は本当に命に関わることだと思います。全庁的な部分になりますけれども、市長公室長がお答えいただいたので、しっかりやっていただきたいと要望してこの質問を終わりたいと思います。

ICT教育に関してですけども、ある程度やっていただいているという部分に関しては理解いたしました。ただ、まだ課題や

今後の方向性についてもいろいろあるんじゃないかと思うんですけども、その辺りについて教えてください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 本市の小・中学校においては、ICT機器を教育活動の様々な場面において日常的に活用する中で、今後は、授業等において、いかに効果的に活用するかが課題であると捉えております。

また、学校の授業以外で、児童・生徒が、SNS等、インターネットを介して犯罪などのトラブルに巻き込まれる可能性があることも課題として考えられます。

教育委員会といたしましては、ICT機器の効果的な活用について、学校に助言してまいりますとともに、子供たちが、ICT機器の活用能力のみならず、情報化社会を生き抜く力を育めるよう、学校のICT教育を支援してまいります。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 しっかりやっていただきたい。要望しておきます。

タブレットを使ってGIGAスクール構想、ICT教育をされているということですけども、先日の国会の補正予算で、ついにタブレット端末の更新に関わる部分が補正で上がってきました。その辺りについて、どういうふうにしていくのか、更新についての考え方をお尋ねいたします。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 本市のタブレット端末は、令和2年度にリース契約にて整備いたしました。これらの契約が令和7年7月末より順次終了期限を迎えることとなっておりますことから、子供たちの学びを止めないためにも、契約終了までには端末の更新を行いたいと考えております。

現在、その更新については、国より、都

道府県に基金を造成し、都道府県を中心とした共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進すると示されております。

教育委員会といたしましては、今後の国並びに大阪府の動向を踏まえ、更新の在り方について検討してまいります。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 今回、今までは市が調達していた部分が大阪府の共同調達になるというお話でありましたけども、その場合のメリットとデメリットについて、どうお考えか、教えてください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 都道府県を中心とした共同調達となった場合のメリットとしては、スケールメリットを生かしたコストの削減をはじめ、事務手続の効率化や、知見を共有・集約できることが予想されます。

一方、同時期に非常に多くの端末の調達が必要となる場合には、各市町村の更新時期に合わせ、希望するスケジュールどおりに配備されるのかという心配がございます。

共同調達の詳細についてはまだ決定されておりませんが、大阪府内の全市町村が参加する会議体が設置され、その中で端末調達の需要や希望するOS等の調査が行われる予定となっております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 国の補正予算において、前回と少し変わっている部分があると聞いておりますが、社会が物価高騰となる中、今回のタブレット端末の更新において、前回とどのような違いがあるのか、教えてください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和2年度にタブレット端末を導入した際の国の補助率は、1台

当たり4万5,000円を上限とし、児童・生徒数全体の3分の2の補助でございました。

議員が御指摘のとおり、物価の高騰によりタブレット端末の価格上昇も危惧されるところでございます。

そのような中、文部科学省より1台当たり5万5,000円の補助基準額が示されたところでございます。補助率は3分の2であり、予備機を含めた児童・生徒全員分の端末が補助対象でございます。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 前は4万5,000円が上限で、今回は5万5,000円ですけども、補助率は3分の2が上限だということです。実際問題、1台当たり三万五、六千円ぐらいの補助額だと思うんですが、前回、たしか摂津市は1台当たり10万円ほどかかっております。7万円近くが市費となると思うんですが、その部分に関して、更新に関わる財政負担等をどういうふうに考えていくのか。隣の吹田市とかは積立等をやっていますけども、本市ではどのようにやっていくのか、お答えいただきたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 議員が御指摘のとおり、タブレット端末を購入する場合、単年度に大きな財政負担が生じてまいります。現在のタブレット端末導入に当たっては、故障時の修理等の保守を含めた5年間のリース契約を行ったところでございます。

更新に当たっては、物価高騰の影響が心配されますが、大阪府の情報収集に努めながら、端末機器のほか、保守など維持管理も含めたコストを踏まえ、最善の選択をしてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 今はそれだけしか答えられないということだと思います。

今は5年のリース契約で、5年で分割して払われているので、単年度の部分はそんなに負担がないと聞いております。一方で、予想以上に故障が多くて、同じような金額で次の契約があるのかどうか、不安視されているとも聞いております。買ったほうが安いけども、お金がないのでリース契約しか選べないとか、そういうことのないように、これも予算としてしっかり用意していただきたい。要望しておきます。

そして、更新後に今まで使っていたタブレットが残ると思うんですけども、その使用用途について、どういうふうに考えていらっしゃるか、お教えてください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 現在本市で整備しております約6,800台のタブレット端末は、リース契約満了後に無償譲渡される条件となっております。

各自治体において、端末の更新時期が近づくことに合わせ、文部科学省より現行端末の再使用または再資源化の手法が示されました。学校での活用例といたしまして、学校図書館やスクールカウンセラー等の業務用端末、PTA活動への貸出しなどが示されております。

また、その他の施設等での活用例といたしましては、公民館や図書館における学習や貸出し用の端末が示されております。

さらに、端末の残存価値によっては有償売却や下取りが可能な場合があることも示されており、こうした例を参考にしながら、リユース等の適切な活用ができるよう検討してまいります。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 約6,800台のタブレッ

トの多くは多分売却されるのかと思うんですけども、日本全国に子供たちは1,400万人ぐらいいるわけです。この時期に一気に不要になるタブレットがそれだけ出るわけです。恐らく供給が多過ぎて、買取り価格も大きく下がると思います。その辺り、例えば希望される家庭に売っていただくとか、なかなか厳しい話もあるかもしれないんですけども、しっかり約6,800台の使い道を考えていただくよう要望して終わります。

阪急正雀駅前の開発中止に関して、丁寧な説明をしてきたと答弁がありましたけども、地権者が説明会に行ったときに、初めて自分の家が広場になると聞いてすごい驚いたという話を聞いております。自分の家が広場になるんだと訳分からん話を聞いているわけです。それは怒る話だと思うんですけども、本当にそれが丁寧な説明に努めてきたのかと疑問に思う部分でございます。以前も苦言を呈しましたので、今回はこの程度にしておきますけども、今後どういうふうにしていくのか、教えていただきたいと思っております。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 広場計画案は白紙撤回の判断に至りましたが、一方では、駅前の交通状況は依然改善されておらず、駅前交差点の五差路等の危険性は残されたままとなっております。

今後は、駅前の歩行者等の安全をできるだけ早期に確保する観点から、引き続き道路用地の取得を精力的に進めてまいりたいと考えております。

また、このたびの都市計画手続撤回の経緯を踏まえ、地域全体の合意形成につきましては、しっかり意見交換、対話を進めながら、地域の関係者の理解や熟度が高まる

ようなまちづくりの検討に取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 今から2問続けて地権者から言われていることを聞かせていただきます。

民地の境界確定ができていないと聞いておりますけども、市の見解としてどう思っているのか、教えてください。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 阪急正雀駅前の道路事業に伴う用地取得に当たりましては、平成20年度に、地権者との現地立会により道路や民有地との境界を確認いただき、道路拡幅用地に必要な面積を求める仮の丈量測量を行いました。その後、平成28年度に、沿道の地権者の現地立会による境界確認後、土地家屋調査士作成の筆界確認書に各地権者が記名押印していただいております。既に境界は確定されております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 2問目です。

道路の拡幅に伴う残地を交換できないかと市から提案があったと聞いておりますけども、どのように考えていらっしゃるのか、お教えてください。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 道路拡幅に必要な用地買収に伴い、個々の地権者に残地が発生することは認識いたしております。ただ、市が用地交渉を進める中で、残地の取扱いについては、基本的に買収もしくは代替地を提案させていただいており、市から土地交換という提案の事実はありません。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 さきの2点は、地権者の意見と市の見解が全然違うわけです。そういったところをきちっと整理していただいた

いと思っております。今回はそこは要望にしておきますけども、ちゃんとやっていただきたい。お願いします。

道路事業に関しては、あそこはほんまに危ないです。事故が起きそうなところを何回も何回も見ております。だからこそ早く完成させる必要があると思うんですけども、白紙に戻ったということで、今後、道路事業のスケジュールをどういうふうやっていくのか、お教えてください。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 道路事業のスケジュールにつきましては、今後の地権者との交渉状況にもよりますが、現時点においては、道路拡幅の完成、供用開始の目標としまして、令和9年度予定といたしております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 しっかりやっていただきたい。

先日の総務建設常任委員協議会でも私は問題点をいっぱい指摘させていただきましたが、改めまして市から、何が課題か、問題点と捉えているのか、お教えいただきたいと思います。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 課題の主なものとして、次の5点があると考えております。

まず1点目は、速やかに関係地権者に対して広場計画案の白紙撤回をお伝えし、改めて道路事業への理解、協力を求め、信頼関係を回復すること。

2点目は、家賃欠収補償の問題。1地権者において、既に店舗の借家人2者が退去されていることから、建物所有者に、家賃欠収が継続する期間への補償に関して、速やかに交渉再開が必要です。

3点目は、用地及び建物の相続未登記の問題。一部の地権者において相続手続が未

確定なものがあり、法定相続人により速やかに相続未登記不動産の遺産分割協議を整えていただくことが必要となります。

4点目は、補償建物の物件調査。一部の地権者におきまして、地権者交渉における補償価額算定に必要となります物件調査が残っております。専門調査業者による敷地内や建物内部への立入りが伴います。

5点目は、既に道路用地買収済みの地権者のうち、広場計画に賛同されていた残地買取り希望者に対し、市がこれから残地を取得できるか、その取扱いの検討が必要となります。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 おっしゃられた課題に対して、用地交渉の基となる人間関係の修復以外に課題が明らかとなっているのであれば、事前に整理、準備しておくことが大変重要だと思いますけども、どのように考えていらっしゃるのか、お教えてください。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 議員が御指摘のとおり、用地交渉における信頼関係の構築が基本であると認識しております。何よりも、これらの課題解決を図るためには、それぞれの個別事情に配慮した生活再建等を含めた補償交渉となることが考えられますことから、できる限り事前に課題解決の手法に関し整理・準備を行った上で、行政として可能な手続やアドバイスなど、地権者に寄り添い、信頼関係の再構築に向けて誠実かつ真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 今回、広場計画がなくなったことによって、既に道路用地を取得している部分に関して、残地買取りに賛同されている地権者は方法が変わると思うんです

けども、どのような手法を考えてやっているのか、おっしゃっているのか、教えてください。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 既に令和4年度に道路用地に御協力いただいた地権者につきましては、現在も残地買取りを希望されております。道路事業につきましては、公共用地取得の促進に寄与していることから、公共用地の取得に伴う譲渡所得税の特例措置が適用となります。ただ、残地取得に係る税制上の取扱いにつきましては、国税等関係機関との調整が必要なことから、引き続き、市による可能な残地取得の手法を検討してまいります。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 繰り返しになりますけども、もともと道路の拡幅という話は地権者はされておりました。説明会があるということで、道路拡幅の説明会があるんやと思って行ったところ、広場になると聞いて、ほんまに寝耳に水だと、訳の分からんことを市が言い出している。それは怒る話だと思います。自分の住んでいる家を出ていくことが決まりましたと言われているわけですから。

本当に信頼関係は地の底に落ちていると私は考えますが、それはそれで、やっぱりあそこの道路は拡幅しないといけない危険箇所だと思っております。本当は、広場案ということで、私も地権者と話し合いをさせてもらい、折衷案を提示させていただいて、別の形でできないかと思っていた部分は大いにありましたが、市はそれはしない、道路拡幅に向けていくということなので、それをきちっと令和9年度までにやるということであれば、早く確実にやっていただきたいと強く要望してこの質問を終わります。

次に、中学校給食についてですが、令和8年度の3学期までで委託業務を終わるといことで、必ずやっていくんだという意味はまだ強く残っていると認識しました。1年でも遅れると、子供たちは1歳年を取ります。中学校は3年間しかないですから、1年遅れることによってすごい人生が変わってしまう話だと思うんです。令和8年度中にやっていくこと、これも諸課題はいっぱいあります。用地で反対されている方もいらっしゃいます。そういったところをどういうふうにやっていくのか、やっていくことに変わりはないのか、教育長から強い思いを聞きたいと思います。

○水谷毅議長 教育長。

○箸尾谷教育長 教育委員会としましては、現在、中学校給食の全員喫食実施に向けてまして、ハード・ソフト両面、様々な課題はありますけれども、その解決に取り組んでおります。

御質問のございました開始時期につきましては、令和8年度3学期ということ、令和8年中ということに変更はございません。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 市長、教育長、必ずやっていただきたいと要望して私の質問を終わりたいと思います。

○水谷毅議長 三好俊範議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、順位に従いまして質問させていただきます。しっかりとした質問を行っていきたくと思います。

まず、市内全域を網羅するコミュニティバスの導入についてです。

摂津市内独自の様々な交通手段、セッピ

ィ号やシルバー人材センターの移送サービス、社会福祉協議会のボランティア、NPOによる移送サービスの有償ボランティアなどがございますが、こちらの年間の維持管理予算と稼働率についてお伺いしたいと思っております。

次に、旧三宅小学校を含む、市の資産活用についてお伺いいたします。

午前中の質問で、塚本議員が旧三宅小学校跡地について質問されておりましたが、ほかにも旧第45集会所などもございます。こちらは、活用の仕方によっては市民の暮らしに有益であり、地域コミュニティーの活性化にもつながる貴重な財産と考えます。今後の活用方法はどうかお考えでしょうか。お聞かせください。

3番目、こちらは本当に私の命題でございます。2021年12月、2022年6月、9月、12月、2023年6月、9月と、必ず質問してまいりました。摂津市にはない中間支援組織の構築について質問させていただきます。

自治会の加入率も減り、地域コミュニティーの維持は、先ほども触れましたが、地方自治体にとって課題となってきました。森山市長は、イベントに出席されるたびに、コロナ禍で住民によるイベントの担い手が減り、縮小や中止になっている現状を語られていらっしゃいます。中間支援組織がないことの弊害は感じられませんか。市の見解についてお伺いしたいと思っております。

4番目、摂津市の子育て施策についてです。

摂津市においては、待機児童問題もあり、子育てにおいては様々なサポートが必要になってくると思っております。午前中、塚本議員の質問にもありました、仕事をするに

当たって、やはり障害児がいらっしゃったら、送迎サポートが必要というお声が市民から上がっております。現状について、まずは待機児童の問題について説明をお願いいたします。

以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 市内公共施設巡回バス、通称セッピー号の年間の維持管理予算と稼働率についての御質問にお答えいたします。

セッピー号は、路線バスの補完を目的に、摂津市役所と鳥飼地域の主な公共施設や味生公民館をつなぐルートを阪急バスに業務委託しており、無料で平日のみ1日15便運行しております。

令和5年度の運行委託に係る予算は3,151万5,000円、令和4年度の平均利用者数は、1便当たり7.4人、1日当たりでは111.5人ございました。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 シルバー人材センターの高齢者移送サービス、社会福祉協議会のボランティア移送サービスについての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者移送サービスですが、車椅子を利用する高齢者が通院等で外出する際に福祉車両で移送する事業となっており、シルバー人材センターに業務委託を行っております。令和5年度の予算は、自動車借上料や委託料を合わせ、1,274万7,000円を計上しており、令和4年度は1日当たり3.55回の利用がございました。

次に、ボランティア移送サービスですが、車椅子を利用する方が買物等で外出する際に福祉車両で移送する事業となってお

り、社会福祉協議会の事業として実施されており、令和4年度は1日当たり1.04回の利用がございました。

それぞれの事業で、対象者の要件や利用目的、回数などは異なりますが、いずれも車椅子利用者の外出をはじめとする地域での日常生活を支える重要な役割を担われていると考えております。

○水谷毅議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 旧第45集会所の現状及び利活用についてお答えいたします。

旧第45集会所は、令和3年10月1日に市立集会所としての機能を廃止いたしました。

建物につきましては、平成8年に建築されてから25年が経過しておりますが、これまで適切に管理がなされてきたことから、建物としてまだ使用できる状態を保っております。

現在の利活用の状況につきましては、地域福祉活動をはじめとする公益的活動を使用目的とした暫定使用に関する基準を策定した中で、三宅こども食堂実行委員会が子ども食堂として活用されております。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 市民公益活動の中間支援組織についての御質問にお答えいたします。

中間支援組織は、行政と市民公益活動団体、事業者等の間に立って、団体の運営に関するアドバイスや情報提供などを行い、そのパイプ役として、中立的な立場でそれぞれの活動を支援し、結びつけることを目的とする組織でございます。

議員が御指摘のとおり、北摂他市ではNPO法人などが中間支援組織の役割を担っ

ており、本市におきましてもその必要性は認識しているところではございますが、北摂他市の状況を見ますと、市が市民活動支援施設を設置し、NPO法人などの団体がその施設の指定管理者となって運営を行っております。そして、その指定管理者が中間支援組織の役割を担っている状況でございます。

本市といたしましては、中間支援組織の必要性と同時に、中間支援組織が常駐してアドバイスや情報提供などを行う拠点の必要性も認識しているところでございます。今後も引き続き、北摂他市の状況を確認しながら、市民公益活動の中間支援について調査・研究を進めてまいります。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 保育所等の待機児童解消に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

令和5年4月1日現在における本市の待機児童は、全て安威川以北圏域であり、年齢は1歳児となっております。

本市の特徴の一つとして、保育所等の整備率では北摂各市の中で高い状況にはあるものの、需要がそれを上回っていることが挙げられます。

待機児童解消に向けた受皿の確保につきましては、民間園に御尽力いただいております。令和6年4月から、わかば保育園において定員30人の増加、せつつあそびまち遊育園においては、現在の定員50人から段階的に定員の増加を行っていただく予定でございます。また、定員19人の小規模保育事業所について、令和6年4月開設に向け取組を進めているところでございます。

加えて、待機児童が生じている要因の一

つとして、保育人材の確保の難しさがあると認識しており、保育人材の確保に資する取組につきましても検討しているところでございます。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 それでは、一問一答で続けさせていただきます。

様々な交通手段についての質問に回答いただきました。

特にセッピー号とNPOのボランティアについてなんですけれども、両方平日限定ということで、予算等も説明していただきましたが、セッピー号には、平日を260日で換算した場合、1日当たり11万円かかっていることとなります。NPOに至っては、1日4.9万円、約5万円かかっており、1日3.55回の利用ということで、かなり高コストな移送サービスとなっているかと思えます。3人から4人しか使っていないこととなります。

さらに、近鉄バスや阪急バスに自治体による協調補助も出ているかと思えますが、それらを総合するとかなりの金額になると思うんです。ですから、これらの交通手段は、その地域や対象が限定されており、利用しづらいというお声を市民の皆さんからいただいております。

健都や別府地域、鶴野地域、そういった市内の各地域の方から市内全域をカバーするコミュニティバスを要望されるお声がないかどうか、お聞かせください。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 摂津市内には、JR、阪急、大阪モノレールの鉄道路線のほか、JR千里丘駅などの駅を結ぶ千里丘三島線や府道大阪高槻線など、主要幹線道路に阪急バス、近鉄バス等の路線バスが運行しております。本市としましては、これからの

公共交通として、まずは既存の路線バスを確保・維持することが必要と考えております。

そのような中、令和4年3月に実施いたしました日常における移動に係る実態調査による市民アンケートの結果では、バス停や駅に遠い地域だけでなく、それらへの徒歩圏内の地域の方々からも、買物や通勤・通学、通院などの移動が不便といった回答があり、高齢化の進行等に伴い、こうした近距離の移動手段の確保に向けた御意見もいただいております。

コミュニティバスは、鉄道や路線バスがない交通空白地の解消を図るためのもので、導入に当たっては既存の路線バス運行に影響を与えないよう配慮する必要があります。交通事業者等との調整が不可欠となります。

今後は、令和5年度内に設置予定の法定協議会におきまして、バス事業者をはじめ、交通事業者や市民の代表の方など多様な関係する方々に御参画いただき、地域の実情を踏まえながら、誰もが安全・安心に移動できる便利で持続可能な交通手段の確保・維持・提供に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 会議を設置される方向とお伺いしておりますが、高齢者の方々にとっては本当に一刻も早く実施していただきたい要望だと思います。

最後、こちらは要望になりますが、金剛バスの件について、トラベルWatchというサイトでは、大阪近郊は朝晩満員なのに、なぜ金剛バスは消え行くのかという記事がありまして、こちらの中に完全に富田林市の失敗と書かれております。金剛バスに対しては自治体からの補助がなく、結局

廃止になってしまったために、この周辺の4市町村で減便にもかかわらず1.5億円も拠出しなければならない事態になっております。

ほかにも、伊丹市においては、阪急バス豊中西宮線や空港関連の路線が廃止、また、京阪バスも複数のバス路線廃止ということで、運転手が足りない問題があります。社会福祉協議会のボランティアの担い手の方々も、写真を拝見いたしますと高齢化は否めないと思います。

今後は、私たちが近鉄バスや阪急バスの事業者の方々と真剣に協議し、今後、バス路線を維持するために、例えば金銭的御負担も強いることにはなりますが、ミニセッピィ号といった小型の車を効率よく走らせ、外出機会が増えるような細やかな交通網の構築が早急に必要と考えますので、こちらは要望としておきます。

次に、二つ目の質問に参ります。

利活用に係る暫定基準を作成した中で、庁内で活用したい旨の意向はあるのかも含め、今後の旧第45集会所における活用についてお聞かせください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 旧第45集会所の庁内における利活用の意向でございます。

まず、利活用に係る暫定基準を庁内に周知いたしましたところ、子ども食堂以外の利用の意向は現在のところは確認しておりません。引き続き、旧第45集会所の暫定基準について、庁内で周知をさらに行いながら、公益活動を目的とした利活用を図ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 こちらは要望としておくんですけれども、次の質問に関係してくるんですが、前回の一般質問で中間支援組織に

ついて質問したところ、適当な場所を探しているという答弁でした。まずは駐車場もある旧第45集会所から準備段階で始めてみてはいかがでしょうか。いずれは旧三宅小学校の跡地を活用する形でコミュニティー施設を構築することを提案させていただきたいと思います。

先ほど塚本議員もおっしゃっていましたが、旧三宅小学校の跡地は、防災空地としてグラウンドは残して、一部を地域の方々が必要とされている公園に、そして、例えば建物は一旦全部壊してしまって、PFI方式により市の財源を大きく使わず公共施設を造って、例えば吹田市の南千里地域の例を参考に、広場と様々な機能を兼ね備えた施設へと整備することを要望したいと思います。そして、もちろんその中には中間支援組織のスペースも確保していただきたいと要望してこの質問を終わらせていただきます。

そして、次に中間支援組織についてです。

こちらは、常駐する場所が必要ということで、旧第45集会所も提案させていただいたんですけれども、コミュニティープラザ1階の現在工事事務所となっているところも活用すればいかかと思うんですが、御回答をお願いいたします。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 中間支援組織が常駐する場所の候補として、具体的に施設名を挙げていただきましたが、それぞれの施設を活用するにも様々な課題があると認識しております。

これまでも、北摂他市が設置する市民公益活動センターへ視察に行くなどしながら、中間支援を行う施設にどのような機能が必要となるのか、また、市内の市民公益

活動団体は中間支援組織にどのような役割を求めているかなど、現在、本市の実情に応じた市民公益活動の中間支援の在り方を模索しているところでございます。

今後も引き続き、北摂他市で設置されている市民活動支援施設や、その施設の運営を担っている中間支援組織の状況を確認しながら研究を進めてまいりたいと思えます。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 私は、もう2年間ずっと質問させていただいているんですけども、調査・研究、調査・研究ということでなかなか進捗が見られないように思います。遅過ぎませんかというのが感想です。

例えば、摂津市は8.7万人の人口がありますが、5万人程度の阪南市や、大阪南部の市、人口3万人ぐらいのところでも設置されています。逆にこういった人口が少ないところほど中間支援組織の必要性を感じているわけです。早急に事業計画を立てるべきではないのかと考えるんですけども、どう思われるでしょうか。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 中間支援組織の設置に向けての事業計画でございますが、現在、他市の状況を見ながら調査・研究を進めている段階でございますので、具体的な計画を示せる状況ではございませんが、中間支援組織の必要性は認識しております。時間を要することとなりますが、市民公益活動の中間支援につきまして段階を踏んで検討を進めてまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 私がNPOを運営してきたことは皆さん御存じだと思います。運営が安定するまでに3年を要しました。そして、安定してきたところにコロナ禍があり

まして、需要に変化があり、そういったときに相談する先がございませんでした。

また、市独自で、そういったコロナ禍で影響を受けた企業、団体に対する補助金もありましたが、NPOは該当していなかったということがあります。当事者だからこそその提案です。

このような経緯を聞いて、市長はどのようにお考えか、中間支援組織の設置に向けての市長の思いをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 西谷議員の質問にお答えをいたします。

中間支援組織については、もう何度も出ておりますので、ここで私が説明するまでもないと思えます。

西谷議員は、今日まで本会議があるごとにこの問題を常に説いてこられたことを記憶いたしております。私もその都度問題意識は共有いたしております。そして、原課にはしっかりと研究するようにと指示をいたしました。

ただいま担当からもいろんな説明をいたしておりますが、いろいろな課題があることも事実でございます。つくるだけではなく、つくる以上はしっかりと機能する中間支援組織をつくりたいということで、いろいろとああでもない、こうでもない、苦慮と申しますか、やっていることは確かであります。ほったらかしにはなっておりません。でも、またこの本会議でも調査・研究云々と同じような答えになってしまっております。さように、確かに難しくも大切な課題ではないかと思えます。

先ほど、事業計画云々の話も出ております。いつまでも調査・研究はもうぼちぼちええやないかとおっしゃっていると私は受け止めました。今日までの議論が無になら

ないように、時間はかかったけれども、しっかりとした支援組織ができたと思っただけのよう、まず、具体的な事業計画等々に向けて庁内で議論を進めたいと思います。

今のところは以上でございます。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 市長からの心の籠もった回答ありがとうございます。

今後は、後に答弁もあるようですが、重層的支援を国も重視していることもあります。この重層的支援に関しては、市民の力、市民団体の力が必要になってくると思います。北摂6市は、連携して北摂単位でコロナ禍の団体の窮状を解決するべく動いていました。この動きに続くためにも、早急に摂津市も具体的な計画を立てられるよう、令和6年度に対する予算化を要望してこの質問を終わります。

次に、子育て施策についてです。

池田市、茨木市では、もうずばりその名前になっていますが、市が認可外保育施設等の待機児童園を設置している事例があります。摂津市の考えはいかがでしょうか。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 待機児童解消に向けた取組の一つとして、議員が御指摘の認可外保育所を行政が運営していること、近隣自治体でそういった取組事例があることは承知しております。しかしながら、保育の受皿といたしましては、まずは子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園、保育所及び小規模保育事業等の地域型保育事業の整備により確保していくことが求められていると考えております。

したがって、先ほど御答弁申し上げました民間園における定員の増、新たな小規模保育事業所の設置及び保育人材の確保

策をはじめ、今後予定されている千里丘西地区における一定規模の新たな保育施設の設置を基本としつつ、今後の保育需要を十分に勘案し、待機児童解消に向けた取組を進めていく必要があると考えております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 あくまで小規模保育事業所等の整備ということではありますが、昔は、共働き家庭の多くが祖父母の近くに引っ越す、または同居するなどして、サポートしてもらって初めて両立できていたわけです。それが、近年、定年延長をするようになってサポートが得られなくなった、または家庭が複雑な状況にあるところが多くなっており、なかなかそういった近親者からのサポートが得られない家庭が増えています。

そういったことから、私が立ち上げたNPO法人は何をしているかといえば、シンプルにおじいちゃん、おばあちゃんの代わりとなるようなことをしております。需要があって、何とか全く摂津市からの補助なしで12年間運営してきたわけですが、活動が維持できているのは、大半が吹田市の方々が利用されているからです。摂津市の方々に御意見をお聴きしますと、利用料が高いといったお声をいただきます。

また、本会議には上がってきていないんですけれども、先日の議会運営委員会で就労のための認可外保育施設利用に対する補助金の設定等を求める決議の採択を求める陳情が上がっていました。残念ながら上程することはできなかったんですが、こういった形で、市民の方々からは、摂津市は何も努力していないとは思っていないんですけれども、努力が足りないと見えてると私は感じております。

今ある資源を最大に活用していけば、さ

つきお伝えした空いている公共施設で解決できる待機児童問題はたくさんあると思うんです。こども誰でも通園制度に国として予算をどれぐらい確保するのか不透明とはいえ、子育て総合支援センターの一時預かりも需要を満たしていません。小規模保育事業所等と一時預かりを兼ねた弾力性のある、先ほどお伝えした待機児童園といった新たな保育施設の獲得に向けて再考いただけるよう要望して質問を終わらせていただきます。

○水谷毅議長 西谷議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、PFOA汚染の調査・対策についてです。

有害な有機フッ素化合物（PFOA）が全国一の高濃度で摂津市の地下水から検出されています。主たる汚染源はダイキン工業株式会社です。

市民の一番の不安は、健康への影響です。市長は、第2回定例会、第3回定例会で、基礎自治体の長として、国に対して独自調査の可能性を模索すると述べられました。改めて、摂津市での血液検査、健康影響調査を国に求められるのか、お聞きします。

2番目に、大阪府国保統一化に反対し、保険料を引き下げることについて質問します。

来年度から完全実施する予定の統一化について、大阪府の運営方針（素案）が出され、市町村の意見聴取もされました。内容と市の出した意見についてお教えください。

3番目に、痴漢・性暴力被害防止の取り組みについての質問です。

インターネットでは、入試当日に学生を狙えば、試験に遅れたくないから被害を訴えないので痴漢のチャンスだという卑劣な書き込みがあふれます。痴漢は犯罪であり、性暴力です。高校、大学があり、電車の駅もある摂津市としての取組を伺います。

4番目に、生活保護利用者の通院移送費についてです。

保護費の基準引下げの取消しを求めるいのちのとりで裁判で、11月30日に名古屋高裁の画期的な判決が出ました。まず、判決への認識を伺います。

1回目の質問は以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに係る血液検査等についての御質問にお答えいたします。

PFOAに係る血液検査の必要性につきましては、国に設置された学識経験者等にて構成するPFOSに対する総合戦略検討専門家会議監修の下、国が令和5年7月時点の知見に基づき取りまとめたPFOS、PFOAに関するQ&A集において、どの程度の血中濃度で、どのような健康影響が個人に生じるかについては明らかになっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難なのが現状であるとの見解が述べられております。

一方、国は、同専門家会議から、一般的な国民の化学物質への暴露量を把握するため、モニタリング調査としての血中濃度調査について、調査規模の拡大や自治体との連携など、本調査の実施に向けた検討を進

めることが必要であるとも提言されております。

本市としましては、これまで国へは、人の健康への影響について、科学的な知見の集積、ガイドラインの作成などを要望しており、この提言を踏まえた今後の国の動向をしっかりと注視し、国が調査を実施する際には関係部署と連携しながら協力してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 次期国民健康保険運営方針(素案)の概要と、それに対する市の法定意見聴取の中身についての御質問にお答えいたします。

平成30年度からの国民健康保険の都道府県化、いわゆる広域化により、都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営並びに広域的・効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する方針を定めることとなっております。

現行の国保運営方針の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間で、令和5年度が見直しの時期となっております。

令和6年度からの次期国保運営方針の策定におきましては、本年9月に大阪府内市町村に素案が示され、法定による意見聴取が行われた後に、同年10月から11月にかけてパブリックコメントによる府民意見の募集が行われたところでございます。

次期国保運営方針(素案)の概要についてでございますが、主な特徴といたしまして、保険料については、これまで激変緩和措置を講じながら市町村独自の保険料率を設定してまいりました。大阪府の標準保険料率に統一化されるとともに、減免基準に

ついても、保険料や医療費の一部負担金において、これまで独自基準と大阪府内統一基準の両方を実施してまいりましたが、大阪府内統一基準のみとされます。

加えて、対象期間がこれまでの3年間から6年間とされるほか、事業費納付金を通じた保険料抑制などの新たな財政調整事業を実施することで、大阪府内統一保険料を抑制し、平準化を図ることとなっております。

なお、法定意見聴取における本市の意見といたしましては、次期国保運営方針がより実効性あるものとなるよう、対象期間をこれまでどおりの3年間とするよう求めるほか、財政運営の責任主体として、大阪府には、強いリーダーシップを発揮した上で、保険料や一部負担金減免制度の大阪府内統一基準そのものの拡充、医療費などの精緻な推計、財政調整事業の状況について見える化を図るよう要請する旨の意見を提出しております。

続きまして、生活保護費についての御質問にお答えいたします。

平成25年度から生活保護費の基準が段階的に見直しされたことに対し、自治体への処分取消しや国への賠償を求める訴訟は、これまでに各地で提訴されており、地方裁判所では23件の一審判決が、また、今回を含めて2件の二審判決がございました。

御質問のあった11月30日の名古屋高等裁判所における控訴審判決の内容は、国の行った基準額の見直しが厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱しており違法との理由で処分を取り消すとともに、同様の訴訟では初めて慰謝料として原告13人に一人当たり1万円の賠償を命じたものでございます。

なお、各地での判決の内容を見ますと、一審では11件が訴えを棄却、12件が処分の取消しを認めています。また、二審判決としては、大阪高等裁判所では訴えを棄却、今回の名古屋高等裁判所では処分の取消しを認めており、一審、二審ともに判断が割れている状況でございます。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 痴漢・性暴力被害防止の取組についての御質問にお答えいたします。

内閣府が2022年1月に実施した若年層の性暴力被害の実態に関するアンケート及びヒアリングによりますと、16歳から24歳の女性の10人に一人が性被害に遭っており、被害者の76.9%が10代、20代の若年層というデータとなっております。また、若年層に対する性暴力の主要な手口の分類別では、痴漢が最も高い結果であります。

痴漢は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、性犯罪であります。通学や通勤など、日々の生活の中で突如その被害に遭われた当事者は、深く傷つき、その恐怖や苦痛、心身に及ぼす影響は甚大であります。

このような状況を踏まえ、国では、令和5年3月30日に、痴漢撲滅に向けた政策パッケージを策定されました。また、痴漢撲滅に向けた取組の一つであります通学路等における安全確保と安全教育では、大阪府鉄道警察隊と摂津警察が、市内の私立中学校の生徒に対して痴漢撲滅学習を実施されたとのことであります。

市としましては、教育委員会より、本年4月に、市内全小・中学校に児童・生徒の痴漢被害への対応について通知をさせていただきます。痴漢は人権侵害であり、受験期を

狙った痴漢行為をあおる書き込みがネット上で見られることから、再度、人権女性政策課より学校を通じて注意喚起してまいります。

また、被害を受けた際には、すぐに相談できるよう、相談先の情報発信をホームページ等により行っております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。

まず、PFOA汚染についてです。

国は、基準がないから、汚染地域での血液検査はしない、基準づくりは知見が集まっていないからできないと言います。知見は検査をしなければ集まりません。堂々巡りです。国の実施待ちでは前に進みません。

日本政府の歩みは遅々としていますが、世界は大きく進んでいます。有機フッ素化合物の総称はPFASといい、1万種類ぐらいいると言われますが、世界はその全体を規制する流れです。さらに、毒性が強く、世界的に製造・使用が既に禁止されたPFOAについて、新たな発がん性の国際的基準が発表されたとのこと。説明を求めます。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 令和5年11月30日に、世界保健機関、通称WHOのがんの専門機関で、発がん状況の監視、発がん原因の特定、発がん性物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的に活動している国際がん研究機関、通称IARCが、PFOAの発がん性の分類をグループ2B（人に対して発がん性がある可能性がある）からグループ1（発がん性がある）に引き上げたことを把握しております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 今まで「発がん性の可能性がある」だったものが、2段階上の発がん性物質に国際的に認定されました。アスベストやカドミウムと同ランクです。

農林水産省のホームページでは、このランクは、人において発がん性の十分な証拠がある場合に適用されるとあります。

市のホームページは以前のままですが、現在、市として、PFOAが発がん性物質であること、国際的に評価されたことを認めますか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 内閣府食品安全委員会のPFOAに対する国際がん研究機関、通称IARCの評価結果に関するQ&Aによりますと、発がん性分類をグループ1とした根拠として、人に対するがんの証拠は不十分であるとしながらも、動物実験の知見で十分な証拠が得られていること等を理由に挙げられております。

また、この国際がん研究機関の発がん性の分類は、人に対する発がん性があるかどうかの証拠の強さを示すもので、その物質の発がん性の強さや暴露に基づくリスクの大きさを示すものではございません。

今後、飲料水の暫定目標値等が定められたように、国の科学的知見の集積が進むことで、発がん性の強さや暴露のリスクなどが明らかになってくるものと認識しております。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 内閣府の資料ということですが、そこで人に対しての発がん性が高くない、不十分だと書かれた資料があるということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それを後で請求いたします。

農林水産省のホームページにあります、グループ1、このカテゴリーは、人において発がん性の十分な証拠がある場合に適用される、また、暴露を受けた人において作用因子が発がん性物質の重要な特性を示す有力な証拠があり、かつ実験動物において発がん性の十分な証拠がある場合はこのカテゴリーに分類される可能性があるとなっています。人において発がん性の十分な証拠がある、これが条件なんです。もしくは、そういう発がん性の作用因子がはっきりしている、この二つがないとこのグループ1には入らないはずなんです。今の内閣府の話は到底信じられないと思って聞いておりますので、また資料を出してください。

それと、私の質問に答えておられません。発がん性があると摂津市が思っているのか、国際的に評価されたと思っているのか、この2点についてもう一度お尋ねします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 冒頭、1回目の御質問でお答えしましたように、国際がん研究機関、通称IARCの評価を国際的な評価として認識しております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、発がん性がある、国際的にも評価されたと認めたことになると思います。

発がん性物質がどのぐらい自分の体に入っているのか、行政が検査をしない中、京都大学と大阪民主医療機関連合会の協力の下、大阪PFAS汚染と健康を考える会という市民団体が立ち上がり、大阪府で千人規模の血液検査を実施する取組が始まっています。摂津市内でも4回、合計約200人の検査が実施されました。11月11

日には、環境省専門家会議の一員でもある京都大学原田先生より、摂津市内での2回の血液検査の速報も報告されました。(パネルを示す)ちっちゃくて見にくいかもしれませんが、これが原田先生のグラフです。

検査を受けた摂津市民80人のPFOA平均値は、血液1ミリリットル中10.8ナノグラム。この長い点々の棒グラフがそうです。それから、市外の方38人は3.9ナノグラム。このちっちゃいのがそうです。それから、他団体の検査ですが、東京都多摩地域803人は3.6ナノグラムが平均です。標準偏差を考慮しても、摂津市民の値が明らかに高いとのことです。

環境省も以前に血液検査をしたと聞きますが、その平均値は幾らですか。それと比べても摂津市民は高いと思いませんか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 環境省環境保健部環境リスク評価室が、化学物質の人への暴露量を明らかにするため、化学物質の人への暴露量のパイロット調査を行っており、PFOAの血液中の濃度測定結果は、令和4年度の平均値で2.0ナノグラム毎ミリリットルでございました。この数値と比較しますと、ただいまお聞きしました数値のほうが高い結果であると思われま

しかし、現時点で国際機関や政府レベルで定められた健康影響の発生を示す血中濃度指標は存在しないとのことですので、行政として血液検査をもって健康影響を評価することは困難であると考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市民の濃度は明らかに高いんです。

分析された原田先生は、現時点での見解としてこう述べられています。摂津市は、

以前からPFOAが高濃度で検出されてきた。血液中PFOA濃度は、大阪府内の他の地域、東京都多摩地区より高いことがわ

れる。血中濃度は、健康リスクが上昇し得る、ドイツ環境庁、全米アカデミーの指針値を超える割合が高い。過去の暴露の影響が、現在も続いているのか評価が必要とのこと

です。全米アカデミーは、七つのPFAS合計で1ミリリットル中20ナノグラムを超えると、腎臓がんなどのリスクを考慮した処置が必要としています。四つのPFASの合計だけでも、摂津市民80人のうち31人、約40%を超えています。アメリカなら今すぐ心臓がんの検査をしましょうと言われるのに、日本は放置したままです。ダイキン工業株式会社がPFOAの製造・使用をやめて10年以上たち、現在は大気にも排出していない、水道水は暫定目標値以下なのに、こんなに値が高い。過去に大量にダイキン工業株式会社が排出したものが体内に残っているんじゃないですか。知らない間に取り込んで、悔しい、恐ろしい、どうしてくれるんだという市民の思いが伝わりませんか。お答えください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 ただいま御質問にありました、別途PFOAの血液検査を受ければ健康影響を把握ということに対しましては、生活環境部長の答弁にもありましたように、現状では血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であるという回答が述べられていますので、その解説では、国は引き続き科学的知見の充実に努めていく旨が記載されている状況でございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 環境省は、国内においてP

FOAが要因と見られる健康被害は確認されていないとの立場ですが、摂津市も同様ですか。

- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 現時点では環境省と同様の考えでございます。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 PFOAの健康被害は、水俣病などと違って特別な症状が出るものではありません。腎臓がん、精巣がんなど既存の病気のリスクを高めることが健康への被害ですが、今まで腎臓がん等にかかった方とのPFOAの関連を調べた国内での調査を御紹介ください。
- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 現時点におきまして、特定の疾患に対してPFOAの検査をしたことは存じ上げておりません。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 がん等にかかった人のPFOA濃度を調べていないということです。健康被害は確認されていない、この言葉は、健康被害がないということではなくて、調べていないので分からないということです。確認したいです。
- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 繰り返しになりますけれども、現時点で国の全体のパイロット調査の中の結果ということでございます。
（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 私が言った質問に答えていません。摂津市は健康被害が確認されていないという立場だとおっしゃいました。健康被害が確認されていないということは、調査していないとその前に言われましたから、これは健康被害がないということではなくて、調べていないから分からないとい

うことですねと確認しているんです。

- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 お答えします。
国等がそういう特定の疾患を調査されておられないので、市としても把握しておりません。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 血液検査、健康影響調査を国はやっていないんです。だから早くこのことについて調査をしないといけないということなんです。
この検査結果を見ると、飛び抜けて高い部分があります。汚染された水や土壌で育てた農作物を今も食べておられる方ではないでしょうか。血液1ミリリットル中100ナノグラムを超えている方々がいらっしゃるんです。
摂津市民の声を受けて、摂津市が国に調査を要望した結果、国が農作物の調査を実施した事業がありました。この事業の内容と結果について教えてください。
- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 議員が御指摘の調査なんですけれども、農林水産省が令和4年度に実施した安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業という事業かと思います。
この事業は、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業についての調査で、水とか土壌等、農業環境からの農作物へのPFOA等の移行に関する基礎研究が行われておりました、農林水産省のホームページにもその結果が公表されている状況でございます。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 それは摂津市内で行われた調査ですか。

- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 現在のところ、農林水産省から地域の特定制ということはないので、市として、本市でされているのかどうかに関してのお答えは難しいかと思えます。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 せっかく要望したのに摂津市内の調査かどうかと言えない。内容もよく分からないし、結果も出ていますが、また5年後までとか、いつのことやら分からない、そういう内容です。農作物の基準をつくるためには重要な調査だと思いますけれども、同時に、今、市民の食べる農作物の安全調査が求められているのではないのでしょうか。国がやらないのなら市が自らやるべきではないですか。お答えください。
- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 国も、この基礎調査の後に、令和5年度から5年間の実態調査をされております。令和4年度のは予備調査でございます。令和5年度から5年間かけて、農作物中のPFASの分析法の確立、農地土壌、水等からのPFAS移行特性の解明をテーマにした研究が立ち上がっておる状況でございます。この調査によって農業環境の状況とかの研究が開始されておりますので、市として、この研究の状況を把握し、今、農地がどのような状況にあるのかを知見として確認されていくのではないかと考えております。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 市はやらないんですかと聞いているんです。今、血液中にPFOAだけで100ナノグラム毎ミリリットルを超えている方が摂津市民としていらっしゃるんです。これは発がん性物質です。そうい

う方々の不安に応じて、農作物は大丈夫か、食べてええんか、ここについての不安に応じてのような調査を市がやるべきじゃないですかと伺っているんです。5年も6年も先の国の結果、しかも摂津市の農作物かどうかとも言えないんでしょう。そういう調査では駄目なんです。

あれもこれも摂津市独自ではできないと言われます。しかし、全国でPFAS汚染が問題になる中で、対応している市町村があります。

静岡市には、映画「ダーク・ウォーターズ」でも描かれたアメリカのデュポン社の元グループ会社、現在は三井・ケマーズフロプロダクツの清水工場があります。以後は略して静岡市の会社と言います。

当時の従業員の血液検査の結果が超高濃度だったと最近報道され、工場周辺地下水等からも高濃度のPFOAが検出されました。静岡市のホームページには、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な調査や情報発信を行ってまいりますとあり、河川、地下水の調査と公表、希望者に地下水調査をしております。

摂津市からは、以前、別府地域、東別府地域での調査を大阪府に要望していただきましたが、大阪府は必要ないと応じませんでした。最近、太中浄水場の2号井戸のPFOA濃度が上がり、取水停止にしていますが、市民からは周辺調査も行ってほしいとの要望が出ています。大阪府がやらなくても、静岡市のように摂津市が調査をすればいいのではないですか。できないなら、その理由もお答えください。

- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 議員から他市の事例を御紹介いただいておりますけれども、まず、静岡市は政令市でございますので、本

市でいいますと大阪府の役割を担っている市と。そういうわけで直接されております。

本市の場合でしたら、市民からの相談につきまして、全般的なお問合せは生活環境部で受けさせていただいて、直接市民の方の御不安、例えば飲料水とか健康不安に関しては各課と連携させていただいております。御指摘にあるように静岡市の例は今からでございますけれども、水環境の継続監視を行う大阪府が神崎川水域PFOA対策連絡会議を主宰しておりますので、大阪府、市内化学メーカー、摂津市の各主体が取組内容を情報交換、情報共有して、実際に環境水及び排水中の濃度調査を効率的に進めるために、本市の場合は既に平成21年度から実施しておると考えております。この会議を通じ、摂津市として地域の意見を出させていただいておりますし、調査範囲の拡大等も大阪府にお願いしている状況でございます。

実際に、市内化学メーカーは、その取組内容の結果、下水道の放流水の濃度についても暫定値の指針の10倍を目標に管理を徹底させていただいておりますし、自主的な取組として、11月から遮水壁の設置等も考えられておるということでございますので、本市は静岡市の事例と比較させていただいてもしっかりと取り組んでいる状況であるとと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 あんまり聞いていないことまで話していただかなくてもいいんですけど。

静岡市は、市と会社と市民、この三者連絡会を設置しています。摂津市は、おっしゃっていたように、ダイキン工業株式会社と摂津市と大阪府とで3者会議をやっている

ますけど、市民も入った会議を設置するお考えはありませんか。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 静岡市の立場でしたら市民の方が入られていますけど、その立場として本市が入っておると考えておりません。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 全然違うと思いますけど。

静岡市の会社は、メディアの取材に対して、OBも含めた従業員に血液検査等を行うつもりだとのこと。ダイキン工業株式会社は、以前、PFOAに関する仕事に従事していた従業員の血液検査を行っていたと言っています。この値を公表させるおつもりはないでしょうか。

もう一個、ダイキン工業株式会社に対して、静岡市の会社と同じくOBも含めた血液検査を要請するおつもりはないですか。

二つです。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本市といたしましても、まずは市内化学メーカーの自主的な取組が大事かと思っております。まずは水質の関係の会議が前提でございますので、その中での取組と考えておる状況でございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 環境協定もありますし、いろいろ要望していただいたらいいと思うんです。静岡市の取組が満点だとは私も言いません。しかし、摂津市と比較すると大きな差を感じます。

静岡市は政令市だからとのお答えでした。しかし、ほかにも対応しているところがあります。

岡山県吉備中央町は、川やダムが汚染され、近くの資材置場に置かれた土のうに入

った活性炭から超高濃度のPFOAが検出されました。町長を本部長に対策本部を設置、周辺の水質調査だけでなく、農作物の調査も一般社団法人日本食品分析センターに依頼して、約2週間でスピーディーに結果を公表しています。水質検査、農作物の検査を、町ができていのに、なぜ市ができないのか、お答えください。

- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 調査の結果が公表されたことは私もメディア等で認識はしております。今、レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業などで国の基準を研究している段階でございますので、具体的な数値が入っていなかったのではないかとということで、市として具体的に調査する段階ではないと考えております。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 ちょっと意味不明なんですけど。岡山県の吉備中央町の調査は、濃度が出なかったということでホームページに公表されています。まずは数字を出してもらおうことだけでいいんです。それはできないんですか。
- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 基準がない中で調査等をするに関して、市として現状はそういうふうには考えていないとお話をさせていただいたと思っております。まずはしっかりと国の研究が進んで基準が明確になった段階で進めていくものではないかと思っております。本市独自でできることに関しましても、国の状況等を見ながらさせていただきたいと思っております。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 やらない言い訳を並べているだけです。

吉備中央町では、外部委員で構成する健

康影響対策委員会を町が設置して、血液検査の実施も議論されているということです。

市長に伺います。市長は、第3回定例会で、血液検査について国に要請する時期を見極めるとおっしゃいました。PFOAが発がん性物質に認定され、新たなステージとなりました。行くなら今です。環境省は動いていません。市独自で血液検査をやれないなら、せめて摂津市での血液検査を早急にやってほしいと直接談判してください。いかがですか。

- 水谷毅議長 市長。
- 森山市長 PFOA、PFOSにつきましては、議員が取り上げられて、もうかなりになります。今日では主要メディアが大きく取り上げるなど、以前と比べますと動きが急になってきたことはそのとおりだと思います。先ほどから話が出ておりますように、特に国際がん研究機関のIARCが「発がん性の可能性がある」から「発がん性がある」に見直して以来、そのことは顕著でございます。

先ほどからいろいろ御指摘をいただいておりますが、まちづくりの基本は、まずは市民の皆さんの安全・安心、そして健康づくりからだとは私はよく言っております。そういうことから言いますと、この見直しは一つの象徴的な事案でもあろうかと思えます。議会もそうだと思いますけれども、この見直しがあるなしにかかわらず、その前からいろいろな御指摘がありました。国の各省庁に何度もいろいろと陳情、要望等々について重ねてきたところでございます。

さっきも出ていましたけれども、今年度からは水や土からのPFOA等の移行性の解明をテーマとした研究が立ち上がった、これは大きな出来事というか、前進である

うかと思えます。現在のところ、もう何度も言っていますけれども、水に対する暫定基準の数値は国で発表されておりますが、まだ土とか野菜についてははっきりとした数値が示されておられません。農林水産省も環境省も、誰が、どこで、どなたがということとは分かりませんが、しっかりと我々の陳情を受けて、摂津市の土、農産物等についても調査をしていると私は思っております。水だけと違って、この研究機関が立ち上がったことによって、5年とは言わず、一日も早く土とか農産物に対する暫定基準が発表されることを、待つばかりと言ったらいけませんけれども、そういう状況にあります。

まだ言うてんのかと言われますけれども、環境行政というものは、非常に大切であるけど、何か分かりにくい雲をつかむような話だらけなんです。で、ほとんどの権限等々は中央省庁に委ねております。そういう意味から言いますと、これも何度も言っていますけど、我々の基礎自治体では靴の上からかゆいところをかくようなことがままあるんです。国に行っては、権限も何もくれんと何もでけへんがなと、私なりに言うんですが、それは、大阪府がその真ん中に立って、いろいろ市の代弁で国に対しても物を言っていたらいいと思うんです。

血液検査をしたらええやないかと議員はおっしゃいます。するのは、簡単ではありませんけど、できないことはないです。でも、やっぱり我々としては、しっかりと暫定基準、エビデンスが示されること、もしくは、国ができないのであれば、市にも権限とお金を渡すと言うてくれたらと、議員はいろいろ御指摘なさいました。しかし、これを調査して、いろんな数値があっ

ちでは何ぼ、こっちでは何ぼと出てきたとします。その後どないすんねんと。調査するのはできないことはありません。でも、その後のこともしっかりと責任を持って対応できるようにしておかないと、ただ混乱をつくって、いたずらに風評被害だけひとり歩きしてしまう。議員が健康に対してどう思っているのと、おっしゃっているのはよく分かるんです。しかし、風評被害のほうにばかり行ってしまっただけが残って問題は解決しないということになっても困るわけでありまして。両方併せて、もちろん健康被害については最重点と捉えて、そして一方では、早くこの10万人未満のちっちゃなまちでもそれなりにしっかりと調査等々の権限を持って対応できる、そういう環境行政も考えてくれと、今がタイミングがいいからどうやと言わはったから、年内は無理かも分かりませんが、年が明けたら行って陳情してきます。

以上です。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 靴の上から足をかいている場合ではありません。年が明けたら脱ぎ捨てて、ぜひ行ってきてください。環境省も暴露量の調査という血液検査をやる方向なんですけど、摂津市のような当地が嫌がっているみたいなことを言い訳にして、なかなか前に進めようとしません。ここからやってほしいという声を上げてもらうことが物すごい後押しになると思いますので、何でしたら一緒についていきます。ね、議長。ですので、議会も挙げて、ぜひ来年度は血液検査をやってくれと、年が明けたらすぐ言いに行っていたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、国保統一化についてです。

来年度からは、保険料も減免基準も全て

大阪府が決め、市町村はそれに従うだけ、しかも見直しは6年後とのことでした。

2017年度から今年度までの摂津市の一人当たり保険料の推移、6年間の値上げ幅、値上げの理由、基金の推移を教えてください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 一人当たりの保険料の推移について、調定ベースでお答えいたします。

広域化前の平成29年度が9万7,044円で、広域化初年度の平成30年度が9万9,285円、令和元年度が10万4,947円、令和2年度と令和3年度が11万2,077円、令和4年度が11万6,845円、直近の令和5年度が12万6,798円となっており、平成29年度から令和5年度との差は2万9,754円となっております。

改定理由といたしましては、広域化に限らず生じ得る高齢化等の構造要因による医療費の自然増への対応に加え、市町村標準保険料率との差がある本市においては、激変緩和措置を講じながら、その差を埋めることにより、被保険者の急激な負担とならないようにするため、また、それにより大阪府内被保険者間の負担の公平性の確保につなげるためでございます。

なお、基金の推移についてでございますが、国保における財政調整基金については平成30年度に設置しており、各年度末の残高で申し上げますと、平成30年度が3億6,262万3,550円、令和元年度が3億8,555万7,410円、令和2年度が4億1,984万4,273円、令和3年度が4億4,626万3,724円、直近の令和4年度が4億2,071万7,343円となっております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 グラフを持ってきました。

(パネルを示す) このグラフの折れ線が保険料で、上がっています。緑の棒が基金。これも増えています。一人当たり保険料が約3万円も値上がり。一方で、それまでなかった国保基金が4億円超え。摂津市民の暮らしを無視して黒字なのに値上げをする理由は、大阪府の示す保険料に追いつくことが公平だからとのこと。大阪府内市町村も同様の状態です。その結果、大阪府の保険料は全国一高い金額になっています。

所得200万円、夫婦と中学生、高校生の子供2人のモデルケースで、昨年度の統一保険料と摂津市保険料、それぞれ幾らかお答えください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 令和4年度の大阪府統一保険料率では年額で41万2,115円、摂津市独自料率では40万4,615円となっております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 所得200万円で保険料40万円超え。所得の5分の1が消えています。

同世帯で、神戸市は33万2,680円、東京都八王子市は27万8,184円、富山県富山市は23万3,760円です。大阪府内で公平でも、全国的に物すごく不公平になっているのではないですか。いかがですか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 御指摘の他府県の状況については詳細は把握しておりませんが、大阪府国保運営方針にあるとおり、国保制度は国によるナショナルミニマムであり、権限、財源、責任を国において一元的に担

うことが本来の姿であり、大阪府における広域化の取組は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点であるとされております。都道府県を超える圏域間の調整につきましては、今後、国において推進されていくものと認識しております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 いや、全国と比べて高いでしょう、不公平でしょうと聞いているんです。

ナショナルミニマムの意味、それは違います。一元化とは違いますから。

大阪府以外に来年度から保険料を統一する都道府県はありますか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 大阪府と同様に令和6年度から保険料率を統一する都道府県につきましては、奈良県がそうであると聞いております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 全国で二つだけ。どこもやらない。人気がないんです。大阪府は特殊なんです。

今年度、さらに値上げをしましたが、来年度の見通しはいかがですか。新たな保険料軽減の仕組みをつくったとのことですが、その内容、効果、摂津市の出す総額を教えてください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 現時点では、大阪府による仮係数に基づく令和6年度国保市町村標準保険料率仮算定結果が示されております。確定したものではございませんが、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による一人当たりの保険給付費の増加などを受け、本市における保険料収納必要額としては、一人当たり17万2,436円と、令和5年度の本算定結果である16万7,

955円と比較し4,481円の増となっております。来年1月に大阪府による本算定結果が示される予定となっております、その結果がどうなるか注視してまいりたいと思います。

また、平成30年度の広域化から、大阪府内全体の医療費や国保運営に必要な経費を賄うために、市町村は、それぞれの負担分を事業費納付金という形で、毎年度、大阪府へ支払う仕組みができております。令和6年度より、この事業費納付金の仕組みを通じて、全市町村が負担可能な範囲において、市町村の余剰金を大阪府が集めて保険料の抑制に充てるという財政調整事業が実施される予定となっております、一定の保険料抑制効果が図られるものと考えております。

あわせて、大阪府からの情報では、各市町村一律で令和6年度は一人当たり681円の納付を予定し、本市においては、およそ1,000万円程度になる見込みでございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 市町村のお金を府に集め、値下げをすると言うけど、その効果は僅か681円、それを差し引いても4,481円の値上げ。結局値上げではないですか。

運営方針の根拠法である国保法第82条の2では、医療に要する費用及び財政の見通しを定めるとなっています。しかし、今回、素案の段階では、数字の多くが黒塗りで、法律で定められた市町村の意見聴取が終わってから数字が出されました。この運営方針は法的に有効なんでしょうか。

数字を見てみますと、実績では医療費総額はどんどん減っているのに、今後の見通しとしてはどんどん上がる、増える、こういうふうになっています。実態に合わない

見通しで保険料を値上げ、結果、お金が余って市町村に黒字や基金が積み上がるという今までと同じことを繰り返そうとしています。大阪府の国保運営は失敗と言わざるを得ません。市民にとって統一化のメリットはありません。

国保は市民の暮らしを守る社会保障です。お答えください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 国民健康保険制度につきましては、社会保険の一つとして、日本の社会保障の中心をなす国民皆保険制度の基礎であると認識しております。また、そうであるがゆえに、持続可能な仕組みの構築を目指し、広域化の推進を図っているところでございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 社会保障なんです。仕組みだけ残っても、そこにいてる市民の暮らしを苦しめるような統一化は、社会保障としての国保の在り方からも外れています。国保法第1条で社会保障と明確に書かれています。

保険料を決める権限は、法的にはどこにありますか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 平成30年度からの広域化により、事業費納付金を市町村が都道府県に対して納める仕組みとなり、国民健康保険法上、保険料率の決定は市町村で行うこととなっております。一方で、市町村は都道府県国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 踏まえたというお話でございました。事務の実施に努めるもの、これは義務ではないんです。みんなでそういう方向で足並みそろえてやりましょうという

国の法律です。国保法第82条の2には、運営方針で保険料の額を市町村に義務化できる規定はありません。保険料の決定権は法的にあくまでも市町村にあります。保険料統一化は市町村の同意の下に成り立つ体制ですが、統一化先延ばしの意見を出した市も、今回、法定意見聴取の中でありました。

摂津市も減免制度の拡充などを要望されたと思います。しかし、それは反映されておりません。府の言いなりになるのではなく、大切な市の独自減免制度をしっかりと維持して、4億円の基金を使って来年度の保険料を大きく引き下げることが強く求めてこの質問を終わります。

次に、痴漢防止の対策についての質問です。

痴漢祭りという言葉があるそうでございます。インターネットにそういうのが出ているということです。受験期を前に、再度の要請を学校、鉄道会社、摂津警察に行って、市のホームページ等で目立つ形で周知することをぜひよろしくお願ひしたいと思います。やはりそういうことがあることで、痴漢、性犯罪、性暴力を許さない社会が広く皆さんに周知されていくことになると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

性暴力は魂の殺人とも言われます。大阪府にはSACHICOという被害者支援センターがあります。以前の質問で取り上げ、市のホームページに掲載していただきました。このSACHICOが、今、存続の危機だということで、新聞でもこうして取り上げられております。摂津市としてできることは何かないのか伺います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたしま

す。

議員が御指摘のとおり、性暴力を受けた際に相談できる機関としまして、NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICOがごぞいます。当該機関は、全国初の病院拠点型のワンストップ支援センターであり、性暴力被害者にとっては大変重要かつ先進的な施設であると認識しております。

なお、交付金においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、国から都道府県に交付されるものとなっております。

基礎自治体である本市といたしましては、性暴力・性被害が増えることがないよう、啓発活動に取り組み、未然防止に努めてまいりたいと考えております。

第4期摂津市男女共同参画計画では、性暴力被害の被害者にも加害者にもならないために、子供の頃からの教育が必要であると掲げておまして、市内中学・高校におけるデートDV出前授業において性教育を取り入れているところでございます。

先ほど申し上げました内閣府の性暴力被害の実態アンケート及びヒアリングでは、被害の相談状況についても、「どこにも誰にも相談しなかった」との回答が47.3%と最も多く、そういう意味では、当該機関は先進的な相談機関であることから、市のホームページにおいて周知しているところでございます。

性暴力のない社会にするために必要な取組としまして、性暴力被害の実態に関するアンケート及びヒアリングにおいて、社会全体に性犯罪、性暴力について広く知ってもらうこと、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための人権教育の推進との結果が出ておりますことから、本市におき

ましても、今後も性暴力のない社会となるよう、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 確かに、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育、こういう性教育等の活動は非常に重要なことだと思っております。摂津市はよく頑張っていたいただいていると思います。

同時に、今起きている性暴力の被害者について、この対応もやはり非常に重要なものなんです。これを大阪府ではSACHICOが一手に担っている。もちろん、関係機関、医療機関との連携もありますけれども、やはりその土台のところこういうふうになっております。ぜひこのことについても大阪府に要請していただきたいと思っております。

最後に、生活保護の問題です。

名古屋高裁で大変すばらしい判決が出たわけですがけれども、摂津市での医療機関に行くための移送費、この認識、周知について伺います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

通院に係る移送費は、申請に基づき、療養に必要な最小限度の日数で、傷病の状態に応じて、経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うこととなっております。

受診は、原則として比較的近距離にある医療機関に通院していただきますが、専門的治療の必要性、主治医との信頼関係、当該地域における同様の病状の方との均衡などを鑑みて判断すると国の通知で規定されております。適切な運用に今後も努めてまいります。

周知につきましては、生活保護制度の概

要を記した冊子に掲載しており、生活保護開始時にお渡しして説明をしているほか、受給者の方が来庁されたときや家庭訪問の際などに担当者から説明に努めております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 他市と比べて支給件数が非常に少ないと聞いています。これは資料が出ています。ぜひ、医療券申請時に再度説明するなど、周知徹底を強くお願いして私の一般質問を終わります。

○水谷毅議長 増永議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 2 時 5 4 分 休憩)

(午後 3 時 1 5 分 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、初めに、補正予算第 7 号の即決により非課税世帯に 7 万円の支給が決定しました。支給時期については、本年 1 2 月の支給を強く要望いたしましたが、担当部の御尽力によりまして 1 2 月 2 7 日支給とされたことに深く感謝申し上げます。

また、先日、定額減税が十分に受けられない、いわゆるはざまの方の対応と、子供加算の決定が内閣府から通達で送られてきたと思いますが、当然、年内支給は無理だとしても、年明けにできるだけ速やかに、また間違いのないように給付できるようにお願いしておきます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 番目、狹隘道路の対策についてです。

先日、神戸市で行われました狹隘道路についての講演会に出席しましたが、地震や火災の災害対策上から狹隘道路解消の必要性を改めて強く感じて帰ってまいりました。

本市においては、令和 3 年 4 月に、これまでの対策を変更して新たな対策に切り替えたと思いますが、その内容と、3 年を迎えようとしている中で、実績はどうであったのかについて御答弁をお願いいたします。

2 番目に、千里丘駅東口の再整備及び活性化について。

以前から、J R 千里丘駅西口の開発に合わせて、同時に完成を目指して再整備を実施するように訴えてまいりましたが、今回、実施設計の補正予算を上げられていることを評価いたします。改めて、改修内容について御答弁をお願いします。

3 番目、千里丘駅西地区の周辺整備についてです。

駅前再開発事業は、令和 9 年 3 月完成に向け順調に進んでいる中で、周辺の整備が必要になってまいります。その一つは、再開発区域に接続する都市計画道路千里丘駅前線の整備です。もう一つは、今回の開発区域以外の周辺区域を一体的に無電柱のまちにすることです。そのためには、今後整備を行う都市計画道路千里丘駅前線の無電柱化や、府道大阪高槻京都線の開発区域から千里丘一丁目交差点まで及び向かい側を無電柱化した一体的なまちにすることです。当市のお考えについて御答弁をお願いします。

4 番目に、竹之鼻ガードの出口の信号についてですが、竹之鼻ガードは幅が狭いため、慣れていないドライバーがゆっくり進むことにより出口の信号が赤に変わってし

まうため、手前で停止し、対向車がガードに進入できないトラブルが多発をしています。

初めに、市はどのように認識をしているのか、御答弁をお願いいたします。

5番目に、増加し続けるアライグマの対策についてです。

私の住んでいる千里丘地域で、家の裏手で子供を産んでいた、猫の餌を食べに来た、飼っていた金魚を取られたなど、目撃や被害情報が寄せられており、個体数が確実に増えているように思われます。

初めに、アライグマの目撃情報や被害報告などの実態及び予想される生息数の増加など、市の認識について御答弁をお願いいたします。

6番目に、重層的支援体制の整備についてです。

重層的支援体制の整備事業は、市町村において、全ての地域住民を対象とした包括的支援の体制整備を行う事業として社会福祉法に位置づけられています。現在のものとは別の新しい相談支援機関や地域の拠点を設けることが目的ではなく、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら市町村全体の支援体制をつくるのが目的です。そして、こうした支援体制をつくっていくプロセスこそ最も大切であり、事業実施主体である市町村と地域住民と地域の支援関係機関等が、自分たちの市町村にあってほしい支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働の在り方などについて、考え方や進め方などを共有しながら議論し、実際の取組に移していくプロセスを丁寧に行っていくことが重要です。

重層的支援体制の整備についてはこれまで何度も質問してまいりましたが、

これまでの庁内議論の進捗状況について御答弁をお願いします。

1回目は以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 本市の狭隘道路拡幅整備の制度内容と実績についての御質問にお答えいたします。

摂津市では、昭和45年の大阪万博前後の住宅開発等により、狭隘な道路が多数存在しております。緊急車両の通行、通過交通からの安全確保など、大きな課題があることから、その解消は市民の安全・安心な生活に不可欠と考えております。

そのため、平成20年4月に摂津市狭あい道路の拡幅整備等に関する要綱を策定し、建築確認申請前に、建築基準法における中心後退2メートルに加え、道路側溝40センチメートルを含めた後退整備の協議を行うことで狭隘道路の解消を図ってまいりました。

さらに、狭隘道路解消を効果的に促進するため、令和3年4月にJR千里丘駅前など三つの重点整備地区を指定し、助成の対象を重点化する改正を行いました。制度改正後の実績であります。令和3年度は、協議件数35件、うち重点化地区内が8件、重点化地区外が27件、助成金申請は1件でございます。令和4年度は、協議件数23件、うち重点化地区内が5件、重点化地区外が18件、助成金申請はございませんでした。

続きまして、JR千里丘駅東口再整備実施設計の内容についての御質問にお答えいたします。

JR千里丘駅東口は、千里丘駅前第一種市街地再開発事業により、平成5年に、住宅兼商業施設のフォルテ摂津を中心に、そ

こにつながる連絡通路、駅前広場などが整備されました。その後、完成から約30年が経過し、駅前施設の老朽化が著しく、連絡通路の屋根については雨漏りと天井板の剝離、また、この連絡通路や駅前広場の路面タイル割れや段差などが繰り返し発生しております。

これまでは、不具合が確認されるたびに修繕工事を実施してまいりましたが、老朽化が進んでいることから、抜本的な対策が必要な時期に来ていると考えております。

一方、JR千里丘駅西側では、市施行による再開発が実施されており、現在、令和8年度末完成を目標に順調に進んでおります。

今回、この千里丘駅西地区再開発事業に併せ、西側からのペデストリアンデッキ、駅改札口に至る自由通路、そして東側の連絡通路と駅前広場をつなぎ整備することで、JR千里丘駅東口駅前施設に必要な改修対策を行うとともに、西口の整備との相乗効果により一体感のある駅前空間を形成し、JR千里丘駅とその周辺のさらなるにぎわい創出、安全で安心、快適な駅前の通行空間を確保するものでございます。

実施設計の内容といたしましては、連絡通路の既存構造は活用しながら、屋根部分の改築及び橋脚等の美装化、駅前広場と連絡通路、2階デッキ部のタイル舗装の改良・貼り替え、バス停の屋根の改築及び周辺歩行者通路におけるバリアフリー化や、ベンチ、点字案内板等の改良などを予定しております。

続きまして、千里丘駅西地区の周辺整備についての御質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路千里丘駅前線の整備についてでございますが、同路線は、府道大阪高槻京都線から現在本市で実施してお

ります千里丘駅西地区再開発事業で整備する駅前広場へ接続し、再開発事業の目的の一つである交通結節機能の強化という観点からも重要な路線であると考えております。

同路線の整備の着手時期につきましては、本市の財政状況や事業の優先度等を踏まえ決定する必要があり、現時点で具体的にお示しすることはできませんが、再開発事業の進捗状況や完成時期を見据えつつ、着手時期について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、無電柱化についてでございます。

再開発事業に合わせて、事業区域内の建築敷地に接する側の府道部分や駅前広場などで、電線共同溝整備による無電柱化を実施いたします。

また、都市計画道路千里丘駅前線の整備に当たりましても、無電柱化を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、吹田市が事業主体として実施される都市計画道路千里丘朝日が丘線におきましても、電線共同溝整備による無電柱化の検討を行うと聞いております。

一方、府道大阪高槻京都線におきましては、道路管理者である茨木土木事務所から、再開発区域外の千里丘一丁目東交差点までの区間及び府道の反対車線側につきましては、現時点では無電柱化の実施予定はないと聞いております。

JR千里丘駅西地区周辺の無電柱化につきましては、景観のみならず、防災の観点からも一体的に整備されることが望ましいと考えておりますので、今後、様々な機会を捉えて無電柱化を実施されるよう、茨木土木事務所へ働きかけてまいりたいと考え

ております。

続きまして、市道千里丘37号線の竹之鼻ガードは、JR京都線をくぐり、西側の千里丘四丁目と東側の千里丘東五丁目を結ぶ、高さ2.1メートル、車道の最小幅員が2.2メートルの狭小な道路であります。この道路は、東西間の停止線から停止線までの距離が約230メートルもあるガード形状の特殊な構造の交差点となっております。交互信号によって片側交互通行の処理がなされております。

このような特殊な交差点を運転に不慣れたドライバーが低速度で通行することで、向かい側の車両が待つ位置に到達する前に信号が赤に変わり、その信号に従ってガード内で停車してしまい、対向車がガードに進入できない事象が発生することがあることは認識しております。

摂津警察署に確認しましたところ、警察署も同事象について認識されており、今回とは別の要因でガード内で発生した交通事故をきっかけに、交通状況や信号現示などを改めて検証した結果、令和5年2月に信号周期を見直し、ガード下の通行時間を長くする対策を取ったと聞いております。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 アライグマの目撃情報、生息数等の現状認識についての御質問にお答えいたします。

アライグマは、北米原産の動物で、ペットとして多く輸入されましたが、捨てられたり逃げられたりし、野生化するケースが全国各地で相次ぎ、農作物へ被害を与える状況等から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において特定外来生物に指定されております。

本市での目撃情報等の状況につきまして

は、直近3年間で年間平均35件程度の目撃情報があり、農作物の被害、家屋侵入等の相談の声が寄せられております。

次に、生息数につきまして、まず、大阪府内の状況は、大阪府の資料によりますと、平成14年度に大阪府内全体で8頭であった捕獲頭数が、平成30年度には約2,300頭になり、大阪府内の捕獲頭数は、毎年、多少の増減を繰り返しながらも増加傾向にあると評価されております。

摂津市内における捕獲頭数につきましても、平成20年代には年間一、二頭の捕獲であったのが、令和2年度に7頭、令和3年度に25頭、令和4年度に13頭の結果でございましたので、生息数は大阪府全体と同様の傾向がうかがえるものと認識しております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 重層的支援体制の整備に関する進捗状況についての御質問にお答えいたします。

現在、国において、地域住民や地域の多様な主体が、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指す地域共生社会の実現のため、重層的支援体制の整備が推進されております。

本市におきましても、複合的な課題を抱えるケースや、ひきこもり、制度のはざまにある福祉課題にしっかりと対応していくため、重層的支援体制の整備に向けた庁内関係課や摂津市社会福祉協議会を構成団体とする相談支援体制推進ネットワーク会議を令和5年5月に設置し、大阪府の支援も受けながら、課題の整理や手法についての検討を進めてまいりました。

8月以降には、庁内で主な相談窓口を持つ介護、障害、子ども・子育て、生活困窮

の4部門の所管課と、地域福祉を所管する保健福祉課及び摂津市社会福祉協議会で、令和6年度からの取組や実施体制について軸となる協議を行い、11月に開催した相談支援体制推進ネットワーク会議において、令和6年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始することとしたところでございます。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目に入ります。以後は一問一答でお願いします。

1番目の狭隘道路の制度は、茨木市内全域を対象に後退協議を実施され、実績も上がっていたように記憶をしています。当時は私も建設常任委員であり、必ず取り上げて進捗状況を確認してまいりました。

令和3年の第1回定例会において、今回の制度の変更をする案が出されました。市内全域から重点整備地区に変更され、建築行為を実施する土地以外に、4メートル未満の道路に面した土地で都市計画による開発行為を行う場合は、ほかの4メートルの道路に通じていることが許可条件となります。接続するまで他人地の前の拡幅改修についても補助金が出される仕組みになり、民間事業者により一気に狭隘道路問題の解決を狙ったものだと理解しています。

しかし、それは机上の空論であり、当初から私は反対でした。3年で見直すとの答弁があり、言葉をのみましたけれども、普通は慎重な皆さんですから、土地の後退協議がどれほど困難か分かっておられたと思います。当時の建設部長が強く推進されており、任期を終えて大阪府に戻るため、忖度があったのではないかと思えてなりません。また、狭隘道路解消に向けた情熱も萎えてしまったのではないのでしょうか。

それにしても、なぜこんなにも補助金申

請が少ないのか、また、拡幅整備の実態はどうなっているのかについて、近々検証をされるということでございますので、これはちょっと待ちたいと思います。

それで、明年で3年を迎えますけれども、見直しについての考えの御答弁をお願いします。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 制度の見直しについて考えていないのかとの御質問にお答えいたします。

狭隘道路の解消は、本市において安全・安心なまちづくりに欠かせない事業であり、これまで、協議、指導や助成制度により、その解消に努めてきたところです。

現在、令和3年制度改正の運用後、3年間の検証を実施しております。重点地区やその他の地区の実態、開発事業者などの動向等、摂津市における現状を改めて精査し、現行制度の課題、改善点など、見直しが必要なところは見直すべく検討しております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 狭隘道路の制度の見直しに当たっては、より実効性のある制度とされ、災害等に強いまちになるように要望しておきたいと思っております。

また、狭い土地は40センチ余分にセットバックをすることになりますけれども、それで建蔽率や容積率が削られるために、なかなか合意が難しく、しかし、任意での道路形状にしてもらうなど、狭隘道路解消に向けた市担当者の熱い情熱が必要です。狭隘道路解消に向けた唯一の政策でもありますので、どうか情熱を持って取り組んでいただきますようお願いしておきます。

狭隘道路と併せて本市の問題なのは、私道路の整備についてです。大阪府位置指定

道路や道路法第43条ただし書といったものが私道として扱われている道路です。市の管理外として舗装改修されることはありません。本市の現状についてお答えいただきます。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 私道の舗装等の改修についての御質問にお答えいたします。

道路を大きく分類いたしますと、自治体等の道路管理者が道路に供する土地の所有権や使用権を確保して管理する公道と、個人や事業者が道路用地を所有し管理する私道とがございます。一般的に、開発行為に伴い、建築基準法上の接道要件を満たすための位置指定道路や、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づき大阪府の建築審査会より許可を受けた道路は、いずれも私道に分類されます。

議員が御指摘のとおり、私道の中には、老朽化が進んでいるにもかかわらず、費用面や所有者不明等が原因で所有者による補修等が行われていないものもあることは認識いたしております。私道は、個人もしくは事業者の用に供するもので、私有物であり、所有者において適切な維持管理をしていただくものと考えております。

一方、本市では、現在、約200キロメートルの市認定道路を管理しており、日常パトロールや、5年に一度、路面性状調査を実施し、路面の状態を把握するとともに、これら点検結果に基づき、予防保全の観点から計画的な舗装の修繕を行っております。また、重車両や交通量の増加、近年の温暖化による夏場炎天下の路面温度上昇などに起因するひび割れやポットホール、わだちなど、舗装の急激な劣化も多く発生しており、緊急的な対応や事後保全型の対応も行いながら、安全に通行できるよう、

道路の適正な維持管理に努めているところでございます。

なお、私道でありましても、市で管理する理由が認められ、市が維持管理することができる道路構造に改築していただき、寄附もしくは使用契約の締結をしていただければ、市が維持管理することは可能でございます。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 部長、それは大変消極的な姿勢でございます。この私道には、損傷がひどくて高齢者が歩行するのに困難な状況の道路も多く、市民から改修の要望も寄せられております。以前に同じ質問をしたときの答弁では、私道舗装工事助成制度の創設について検討が必要と認識しているとの答弁もいただいております。ぜひとも市民の要望も多いことから前向きに検討をお願いしたいと思います。これは要望としておきます。

次に、2番目、JR千里丘駅東口の再整備についてです。

JR千里丘駅西口の整備効果等の相乗効果により、一体感のある駅前空間を形成し、JR千里丘駅とその周辺のさらなるにぎわいの創出、安全・安心で快適な駅前の通行空間を確保するという趣旨には共感いたします。

安全・安心においては、1階の通路のタイルが激しく割れています。これは大阪北部地震で亀裂が入ったものですが、できるだけ割れにくい材質での改修をお願いします。

また、バリアフリーについては、階段を使わなくてもタクシー乗り場を利用できるように、特にフォルテ摂津からのアクセスも十分に考慮して再配置を検討していただきたいと思います。

現在、朝9時から17時までは阪急バスも30分間隔で運行していますので、以前言われていたようなバスの待機場が不要です。以前、三保ヶ池行きというバス乗り場がありましたけども、この前を潰して早朝を除いてタクシー乗り場にすることは可能でございますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

さて、にぎわいの創出については、以前にJR千里丘駅西口に東口も併せたエリアマネジメントを実施していくとの答弁がありました。フォルテ摂津商人会に対する支援が必要ではないかと思いますが、御答弁をお願いいたします。

- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 フォルテ摂津の商業者で構成するフォルテ摂津商人会は、セッピィ割引チケット事業やスクラッチカード事業など、市の事業に協力していただき、商業活性化に尽力いただいております。

フォルテ摂津商人会は、摂津市商店連合会には加入されておらず、自律的にフォルテ摂津の商店活性化に取り組まれています。

市としましては、商人会の創意工夫と自助努力の下、商工業活性化補助金を活用して地域活性化につながる取組を行っていただきながら、必要に応じて取組を支援してまいります。

- 水谷毅議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 民間団体がイベントを企画されていますので、フォルテ摂津商人会が活性化するように強力に後方支援をお願いしたいと思います。

さて、今後、JR千里丘駅西口・東口及びその周辺も含めたエリアマネジメントを展開していかれますが、JR千里丘駅西口・東口を合わせて会議ができるような公

共施設は、フォルテ摂津3階の市民サービスコーナー跡と、フォルテ市民ルーム301、303だけです。今回の議案で摂津都市開発株式会社が5年間の指定管理を行いますけれども、その後は、エリアマネジメントの拠点として指定管理を担い、千里丘地域の活性化に永続的に取り組んでいけるように、これは提案しておきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

3番目、都市計画道路千里丘駅前線の整備については、令和4年第3回定例会でも同じ質問をしましたが、ほとんど同じ答弁でございました。また、一方で、これは担当課のスタッフの問題もあるようですけれども、ぜひともJR千里丘駅西口の完成と合わせて着手をいただけますように強く要望しておきたいと思います。

また、周辺の無電柱化について、これは前回よりも少し踏み込んだ答弁内容になっていますので、これからも一体的な無電柱化を目指しまして、粘り強く茨木土木事務所に要請していただきますように要望しておきます。

次に、4番目、竹之鼻ガード問題についてです。

頻繁に車詰まりのトラブルが発生して困っていると、ガードに接しておられる市民から、先日、改善要望をいただきました。改善策として、千里丘四丁目側の出口の信号を撤去することができないかと言われておりますけれども、それについての見解をお答えください。

- 水谷毅議長 建設部長。
- 武井建設部長 本市としましては、公安委員会が設置・管理する信号機の撤去に関する権限を有していないことから、本信号機の設置場所を管轄する摂津警察署に対して、千里丘四丁目側の出口向きの信号の撤

去の可否を含め、同所における交通の安全と円滑化対策を申し入れます。

また、本市も、同所における注意喚起看板の掲示など、効果的な安全対策を摂津警察署と連携して検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

竹之鼻ガードの対策について、警察と粘り強い協議の上で、両側の出口の信号を撤去できるよう、改善に取り組んでいただきますように要望しておきます。

5番目に、アライグマの対策についてです。

近年、確実に増加しているとの答弁でしたが、繁殖力が旺盛で、国内では天敵がいらないために確実に増加していると思われれます。夜行性で、昼間に目撃されることはほとんどなく、行動範囲は直径1から3キロメートルぐらいの範囲、繁殖は年に1回、3頭から6頭の子供を産みます。

現在、駆除の方法とさらなる強化について、どのように考えておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 アライグマの駆除につきましては、大阪府が策定した大阪府アライグマ防除実施計画に基づき実施しております。

計画に示された大阪府、市、市民の役割分担の下、市民からの目撃情報や相談を受けた際には、捕獲おりの貸出しを行い、捕獲の協力をお願いしております。それにより捕獲に成功した場合は、市が捕獲おりを回収し、大阪府が所管する施設に運搬し、措置を行っております。

また、近年のアライグマの相談件数の増加傾向を鑑み、貸出しする捕獲おりの保有

数の増強を行うとともに、広報紙や市ホームページを活用して普及啓発を実施しております。

今後も、計画に基づき、市民の皆様の協力の下、適切な防除を推進してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 アライグマの件ですけども、私も市民から言われて、3度ばかり、かごを借りましてアライグマの捕獲に向かいました。1回目が猫、2回目はイタチ、3回目はまた猫ということで、なかなかアライグマは素人が捕まえるのは難しいです。

最近、大阪府のホームページを見ますと、「アライグマを見つけたら」と題しまして捕獲器の使い方が記載されておりました。それによると、餌は甘いお菓子、トウモロコシとか果物、パン等を使用し、魚や魚介製品など猫の好む食品を避けるとなっています。これはソーセージを使ったので猫が捕れたんだと思います。また、アライグマは視力があまりよくないので、手で触って餌を確認するというので、キャラメルコーンとかの周りにトウモロコシなどのまき餌をすると捕まえやすいということも書いてありました。

なかなかそれは市のほうでは教えてもらえなかったもので、かごだけ貸してもらっても捕まえるのは難しいです。だから、もう少し親切に、こういう注意事項、こうやったら捕まえやすいということをよく勉強していただいて、かごを渡すときに手引書みたいなものを作っていただいて渡せる等、さらに強化をしていただき、アライグマだらけにならないように。もうしばらくすると摂津市がアライグマだらけになってしまう。天敵がいまませんので増える一方ですか

ら。真剣に取り組んでいただきますよう要望しておきたいと思います。

それから、6番目の重層的支援体制の整備についてですが、本市にあっては、重層的支援体制整備事業の実施に向け、全ての部署が主体性を持って取り組めるように慎重に協議を重ねてこられて、令和6年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始されるとのことです。今後はどのように進めていかれるのかについて御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 まず、今年度の取組といたしましては、2月頃をめぐりに第3回となる相談支援体制推進ネットワーク会議を開催し、重層的支援体制整備事業を既に実施している先行自治体の職員を招いた研修の実施や、令和6年度からの移行準備事業の開始から重層的支援体制整備事業の実施に向けてのロードマップ等についても協議を行ってまいりたいと考えております。

また、令和6年度からは、移行準備事業の必須の取組である庁内連携体制の構築と多機関協働を行ってまいります。複雑・複合化した事例に対応するため、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、事例全体の調整機能を庁内で新たに設けることとなります。

このほか、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、参加支援や地域づくりなどの必須となる取組についても、相談支援体制推進ネットワーク会議において協議の上、段階的に準備を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今後は、移行準備事業の必須の取組である庁内連携体制の構築、それから多機関協働を構築され、また、参加支

援や地域づくりも構築していかれると答弁をいただきました。

今年7月に、民生常任委員会で滋賀県守山市に視察に行かせていただきました。これまでほとんど支援の届いていなかったひきこもりを対象に支援体制が展開されました。相談場所及び居場所、就労支援場所として、空き店舗を借りて、NPO法人フードバンクびわ湖に事業委託をして展開されていましたが、先進事例として大変参考になったと思います。この場所を推挙いただいた担当課の方に大変感謝したいと思います。

このときは担当部長も一緒に行かれたと思いますけれども、本市においても大変困難であると思われるひきこもりの支援対策について、この重層的支援体制と併せてどのように考えておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 今年7月の滋賀県守山市への行政視察におきまして、先進事例として重層的支援体制の整備状況について御紹介をいただきました。

守山市におきましては、ひきこもり支援の分野において、専任のコーディネーターが配置され、ネットワーク会議で支援体制を構築される取組で成果につながっておられ、本市にとっても参考になる部分がありました。

今後、相談支援の取組のほか、参加支援や地域づくりなど、各分野の取組を進めていくこととなりますが、市や社会福祉協議会のみならず、市内の相談支援事業所やNPO法人など、地域の多様な主体の方々の協力も必要になってくるものと認識しており、他の自治体の取組も参考に、関係機関との協議、関係性の構築に取り組んでまい

りたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それで、貧困対策の取組として、以前に同じ民生常任委員会で前橋市に行きました。このときは現市長公室長も当時の保健福祉部理事として同行されたと思います。そのときに、フードバンクを運営しているということで視察をさせていただいて、それ以来、私はフードバンクの必要性を訴えて、また推進をしてきました。しかし、今、まだ実現には至っていないわけですが、フードバンクが実施をしている、例えばフードドライブであるとか、食材の配布であるとか、そういった活動についてはもう既に展開をされています。

また、子ども食堂支援も、補助金制度を創設していただきながら活動が活発に展開されています。こうした活動も重層的支援体制にとっては一翼を担う大変重要な取組であると思うんです。

いろいろお聞きをしていますと、重層的支援体制は令和8年度より本格的に稼働されるということでございます。そのときには、ぜひともこのフードバンクも、社会福祉協議会が事業主体として、本市が補助をする形で立ち上げて、そして、社会福祉協議会には場所がありませんので、近くに拠点を置いているNPO法人がありますから、ここに委託をして、そして民間とNPO法人と一緒に三位一体になって展開していくことを提案しておきたいと思います。

せっかく、守山市の先進事例を見に行きましたし、守山市と同じように、ここにひきこもりの人の相談窓口であるとか、それから就労支援とか、こういうものも併せて委託をすることを一つのモデルとして提案

しておきたいと思いますので、ぜひとも撰津市にあってほしい重層的支援体制を構築していただくことをお願いして質問を終わります。

○水谷毅議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、带状疱疹ワクチンの接種についてお聞きをしたいと思います。

この質問は、これまで他の議員が本会議の中でも質問をされてこられましたけれども、带状疱疹を引き起こす原因は、水疱瘡によるウイルスと同じものであり、ほとんどの成人の方はそのウイルスを保有しているということでございます。ただ、免疫によってそのウイルスを抑え込んでいるんですけれども、例えば疲労によって、あるいは加齢によって免疫機能が低下をしたときに带状疱疹が出てくる、そのことによって神経痛だったりとか様々な症状を引き起こされるとお聞きをしております。

これを防いでいくためにはワクチン接種が非常に有効であるわけなんですけれども、まず、この带状疱疹ワクチンの接種について、現状を1回目にお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2点目といたしまして、指定管理者制度についてお聞きをしたいと思います。

たしか我が市におきましては、平成18年度から指定管理者制度が導入されたと認識をしております。

当初の目的は二つあったと思うんです。一つは経費の削減であると。もう一つは、市民サービスに民間の様々なノウハウを導

入していくことだったとっておりますが、改めて、指定管理者制度を導入された当時の目的について1回目にお聞きしたいと思います。

続きまして、消防行政の広域化についてお聞かせいただきたいと思っております。

現在、我が市と吹田市の間で消防指令業務を共同で運用しております。今、様々な具体的な準備がされていると思っておりますけれども、いよいよ5市での共同運用が始まっていくわけでありまして。

そこでお聞きをしたいのが、2市での共同運用が始まってどのような成果がもたらされたのか、5市で共同運用することによって、さらにどのような成果を今見込んでおられるのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

4点目に、今回は中学生に限って学力の向上についてお聞きをしたいと思っております。

今年度の学習状況、学力テストの結果を拝見しておりますと、小学生の学力は非常に上がってきて、もう全国平均に並ぶところまで上がってきていると思っております。これは、これまで多くの関係者の皆様方が本当に様々な御努力を重ねてきていただいた、まさにそのたまものなのかということで、改めて敬意を表したいと思っております。一方で、中学生の学力につきましては、残念ながら横ばい傾向なのかと思っております。いかに中学生の学力についても向上させていくのか、これは摂津市におきましても非常に大きな課題であると認識をしております。

1回目にお聞きをしたいのは、現在の中学生の学力について、どのように捉えておられるのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

1回目は以上でお願いいたします。

○水谷毅議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 带状疱疹ワクチン接種の現状についての御質問にお答えいたします。

带状疱疹は、加齢や疲労などで免疫力が低下したときに、神経に潜伏感染している水痘带状疱疹ウイルスが再び活性化して起こる疼痛を伴う皮膚の疾患で、誰もが発症する可能性があるほか、特に50歳代以降で罹患率が高くなり、ピークは70歳代となっております。

現在のところ、带状疱疹ワクチンの予防接種は、希望者が各自で受ける任意接種に分類されておりますが、国においては、予防接種法に基づき市が主体となって実施する定期接種化が検討されております。

今年11月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会のワクチン評価小委員会では、疾病負荷の大きさ、ワクチンの有効性や安全性、費用対効果等についての議論や知見の整理が行われるなど、定期接種化に向けた検討が進められている状況でございます。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 指定管理者制度の導入の目的についての御質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、特定の分野において、高い専門的知識やスキルを保有する事業者を管理者に指定することで、施設運営に係る戦略的な方針を追求できるとともに、現場における迅速な意思決定も可能となるため、最適な市民サービスにつながることを期待できるものでございます。

また、指定管理者が施設運営に一定の権

限と責任を持って専門分野において業務に集中することで、市全体の業務の効率化と生産性の向上が図られるため、コスト削減にもつながるものと考えております。

本市におきましては、平成18年度から、市民サービスの向上とコスト削減の両方が見込まれる施設におきまして同制度を取り入れてきた次第でございます。

○水谷毅議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 2市指令業務共同運用の成果、また、5市になってからの指令業務共同運用での成果の見込みについての御質問にお答えいたします。

まず、吹田市・摂津市消防指令業務共同運用の成果につきましては、指令員の専従化、単独整備では導入できなかった高度な指令システムの導入、119番入電初期からの相互応援協定体制の強化などが挙げられます。

また、5市での消防指令業務共同運用後に見込まれる成果といたしまして、さきに2市でお答えいたしました成果に加え、現在、共同指令センターへ派遣している6名の職員を2名減じて4名とすることができると、本部や消防署にその2名を配置することが可能となります。

さらに、予算面での成果といたしましては、現指令センターそれぞれで更新整備するよりも、5市全体で約18億円、摂津市で約2億円が削減されます。2市から5市での共同運用となるため、共通機器に対する負担が減り、整備費用や保守費用の低廉化が図られた上、より高度なシステムが導入されることとなります。

応援出動につきましても、今回整備するシステムから、摂津市が火災の場合でも、応援出動する吹田市の消防署へ同時に出動

指令が出せるため、今まで以上に迅速な受援が可能となります。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 中学生の学力向上についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、令和5年度の全国学力・学習状況調査において、小学校では全国平均と並ぶ結果となり、年々学力向上が見られる一方で、中学校では依然として横ばい傾向となっております。小学校で力をつけた子供たちの学力をいかに中学校で高めていくのが今後の課題であると捉えております。

中学生の学力向上に向けては、各学校が義務教育9年間を見据えた小中連携を充実させ、合同研修会の実施や研究発表会の相互参加などを行い、授業改善を推進するとともに、子供たち自身が学ぶことを必要と感じ、自ら学習を進めていく力を育み、家庭学習等、学校以外の学習を充実させていくことが重要であると認識しております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 以降は一問一答方式でお願いをしたいと思います。

まず、带状疱疹ワクチンです。

国で定期接種化に向けて検討されているということなんですけれども、私が一番お願いしたいのは、国で定期接種化される前に摂津市として独自で助成ができないかということなんです。なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、ほとんどの成人が、今、体内にこの原因ウイルスを保有している状況です。85歳の方で、どうも約半数の方は带状疱疹を経験しているとお聞きしております。80歳までには3人にお一人の方が带状疱疹を経験しているというデータもあるそうです。しかも、怖いの

は、帯状疱疹によって神経痛が引き起こされた場合には、帯状疱疹が引いたとしても神経痛は残ることがあるそうで、これは非常に恐ろしいことだと思っております。

これに対して、当然ワクチンを打ってあげばいいわけなんですけれども、費用でいいますと2種類ありまして、生ワクチンを接種する場合に大体4,000円程度かかると。不活化ワクチンの場合にはもっと高くて、大体1万円程度するそうです。それを2回打たないかんといったことがありまして、なかなかワクチンの接種につながっていないことがあるのかと思っております。

全国的に見ると、自治体独自で助成をされているケースはあると思っておりますけれども、摂津市として助成していくお考えはないのか、お聞きをしたいと思えます。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 議員が御指摘のとおり、帯状疱疹後神経痛は帯状疱疹の合併症で、皮膚病変が治癒した後に残存する神経障害性疼痛ですが、痛みが数か月から数年にわたることや、症例の10%から50%の割合で生じることが国のワクチン評価小委員会において報告されております。

他市において、独自に助成制度を設けている団体は幾つかあることも承知しておりますが、本市といたしましては、ワクチン接種によって帯状疱疹や合併症の発症を抑える効果が期待されることから、速やかに定期接種化がなされるよう、大阪府市長会を通じて大阪府や国に対し要望を行っております。

また、国において定期接種化を検討しているワクチンは幾つかございますが、11月のワクチン評価小委員会で帯状疱疹ワクチンを議題とし、定期接種化に向けた条件整理や検討が進められていることから、引き続き、国の動向を注視し、必要な要望を継続してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 必要な要望を重ねていくとおっしゃられたわけで、私は、ぜひ一歩進んで、摂津市としても判断していただきたいと思っております。

3回目は市長にお聞きをしたいと思っております。生涯現役のまちづくりという言葉、これは以前からよく聞かれた言葉だと思います。生涯現役をこれから実現していこうとするならば、やはり健康で活躍していただくことが必要なわけです。その際に、例えば帯状疱疹を患ったことによって神経痛が引き起こされてしまった、その症状自体は治ったとしても、神経痛が残るということでは、これは生涯現役にほど遠いことなんだろうと思っております。全国の自治体を見てみますと、例えば東京都では77%の自治体で助成がされております。また、名古屋市においては、助成をすることによって、このワクチンを接種される方が倍に増えたこともあるわけなんです。実は大阪府でまだ助成をしている自治体は一つもないんですけれども、やっぱり摂津市として、大阪府で初の帯状疱疹ワクチンの助成をする自治体に手を挙げていただきたいと思っております。お考えをお聞きしたいと思えます。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 先ほど部長からお話ししたことで少し重なりますけれども、国において、ワクチンの安全性、有効性の持続期間や、対象者なども含めて評価・検討を進められておるとのことでございます。

本市としましては、引き続き、国や大阪府

府に対して、早期に定期接種化が実現するように、まずは要望等による働きかけを行ってまいりたい。それは分かっているという話で、摂津市で何とかならんのかということだと思えます。

また一方で、ワクチン接種の公費助成を実施している自治体もあるやに聞いておりますので、その情勢についてもしっかりと研究しながら、摂津市がどうあるべきか、一遍可能性も探っていきたいと思えます。

以上です。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 ありがとうございます。

実際に全国で見ると、多くの自治体で助成もされておられます。ただ、大阪府の中では残念ながらどの自治体も実施をしていない状況にあるわけなんです。今、ちょうど次年度の予算の編成に向けていろいろと協議を重ねておられる段階なのかと思っております。私は、これはまさに生涯現役を実現していく一つの方策につながっていくんだらうと考えておりますので、ぜひ実現に向けまして前向きに検討していただきたいと要望として申し上げて次の質問に移らせていただきます。

指定管理者の点なんですけれども、先ほど、この制度を導入した当時の目的についてお聞かせいただきました。

今回の定例会で、多くの指定管理者の指定について、議案として上がってきました。そこで私がちょっと驚いているのが、多くの指定の案件において1者しか手を挙げなかったことです。こういう状況がもしこのまま続いていくとするならば、当初の目的の一つであった経費の削減が果たして実現できるのかと疑問に思っております。もっと大きなことは、特定の事業者がその

事業を請け負っていくことがあたかも既定路線のようになっていくことが非常に大きな問題なのかとと思っているんです。今回の議案の点も含めて、現在の摂津市における指定管理の在り方をどのように評価されているのか、お聞きしたいと思います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今回の公募選定におきまして、管理運営に係る評価点が低い施設がございましたが、これにつきましては、近年の物価高騰によるエネルギー価格の高騰や人件費の増加により、予算の上限額と同じかそれに近い価格で委託料が提案されたことにより、費用面での評価が低くなったことが原因でございます。

また、議員が御指摘のとおり、応募事業者が1者しかいなかった施設が多かったことにつきましても、これもまた物価高騰などの影響により事業者側の採算見通しが立ちにくくなっていることが背景にあるものと考えております。全国的にも指定管理者を公募しても応募団体がない事例が多く出てきている状況でございます。

今回、指定管理者の公募に際しましては、物価高騰の影響を踏まえ、委託料の上限を設定し、広く公募したところでございます。結果的には、図書館の2施設を除いて、今年度までの指定管理者が引き続き選ばれることとなりましたが、学識経験者等の外部委員を含めた選定委員会におきまして、各事業者の提案書が仕様書の条件を満たしていることなどをしっかりと審査し、選定を行ってきたところでございます。1者のみの応募で決定した指定管理者におきましても、引き続き効果的な施設運営をしていただけるものと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 2回目、お聞かせいただ

きまして、評価点が決して高くなかったけれども、1者しか手を挙げてくれる事業者がなかったのでそこを選定したことがもし今後も続いていくとするならば、これはやっぱり今後の在り方についても私は一定見直しをしていくべきなのかと考えております。

じゃあ、直営なのかということではなくて、例えば一つの例でありますけれども、摂津市には、いろいろな経験を積み重ね、いろいろなノウハウを持った方がたくさんおられるわけです。そういった方が、例えばNPO法人のような組織をつくって、中心となって施設の管理だったり運営を担っていくような新しい発想で、指定管理者に代わる何か新たな方策を考えられないかと思っています。もちろん現在指定管理者制度を導入している施設に全て導入されるとは思っておりませんが、よくよく施設の中身を精査していくと、そういったことも可能なかと思っています。現在、何かお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

施設の運営につきましては、施設の設置目的に基づく事業の展開に加えまして、労務管理や建物のメンテナンス業務なども付随するということをごさしまして、これらの業務経験やノウハウを保有している事業者や団体に委託する必要があると考えております。

一方で、そういった施設で働く職員につきましましては、地域の優れた人材が採用されることで、施設と地域の結びつきを強め、地域に誇りと愛着を持ったサービスの展開が図れるものとも考えております。

このため、指定管理者の募集要項でございますが、新たな雇用を行う場合、市内在住者の採用を積極的に図ることを求めていると、現状、多くの施設で地元雇用を進めていると認識しているところでございます。

なお、議員が御提案いただいたとおり、施設によっては市民を中心に構成された団体等が担うことがよい結果をもたらす場合もあるものと認識しておりますので、その点も踏まえ、引き続き他自治体における先進事例などを研究してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 市長公室長の答弁の中で、今の事業者だって地元雇用で貢献してくれているでしょうというお話が1点あったのかと思うんです。そこは私も好意的には考えているんです。しかし、私が提案しているのは、ただ施設の管理なんかには地元雇用として雇われて専属として働いていただくだけではなくて、まさにその施設の運営であるとか市民サービスの提供そのものに自分のアイデアとしてしっかりと働きかけて、そこにまたやりがいを感じながら公的なサービスに関わっていくことが可能になるという違いがあるのかと思っています。

先ほどの帯状疱疹の質問ともかぶっていくんですけれども、本当に人生100年時代と言われるような状況の中で、やはりいかにやりがいを持って長く人生で活躍していただくのかは非常に重要なテーマであると考えております。先進事例も研究していくというお話がありましたので、ぜひ研究していただいて、導入できる施設があれば思い切って導入していただきたいと要望として申し上げて次の質問に移らせていただ

きます。

消防の広域化なんですけれども、経費の削減もそうでありまして、人員配置という点でも効果があったということでありました。また、経費を削減できることによって、システム自体、より高度なものを導入することができたので、受電から現地駆けつけるまでの時間も短縮されたことが非常に大きな効果だったのかと思っております。

2回目にお聞きをしたいのは、こういう効果が我が摂津市でもたらされているということですので、全国的に見ると広域化がどんどん進んでいるのかと思っておりますけれども、大阪府内で実際に消防の広域化はどのような取組があるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 消防長。

○松田消防長 大阪府内での消防の広域化の事例と進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず、平成25年に、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町が泉州南消防組合消防本部となり、平成26年には、大東市と四條畷市が一部事務組合へと広域化されました。平成27年には、豊中市と池田市が指令台の共同運用、枚方寝屋川消防組合と交野市が指令台の共同運用及びはしご付消防自動車の事務委託を実施、平成28年には、吹田市と本市が指令台の共同運用を開始し、豊能町が箕面市へ消防業務委託による広域化、令和3年には、大阪狭山市が堺市へ消防業務委託による広域化などが実施されました。

今後の予定でございますけれども、令和6年には、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、本市の指令業務の共同運用、大阪市と松原市も指令業務の共同運用、堺市と和泉

市も指令業務の共同運用を実施する予定でございます。また、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村の5市2町1村による消防広域化、令和7年には、高槻市と島本町の指令業務の共同運用が予定されております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 御答弁をお聞かせいただいで、大阪府だけでも広域化が非常に進んでいるという印象を私は受けました。今、摂津市は5市の消防指令業務の共同運用に向けていろいろ準備をされておられるわけなんですけれども、私は、もっと広い分野で消防の広域化を進めていくべきじゃないのかと思っております。

一例を挙げますと、今、高規格はしご車を摂津市でも1台保有していただいておりますけれども、先般の決算審査に係る委員会の質疑の中でも、はしご車についてはそこまで多くの出動件数がないという状況もお聞かせいただきました。そういうことを考えると、摂津市単独で特殊車両を維持することが本当に効率的なのかという視点も一方で持たないかんのかと思っております。こういったことも含めて、今後の広域化の在り方について、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 消防長。

○松田消防長 今後の広域化の方策についての質問にお答えいたします。

消防本部において、広域的に連携できる手段の一つとして、現在検討しておりますのは、特殊車両の共同整備・共同運用でございます。大阪府内におきましても、ここ数年で、特にはしご付消防自動車につきまして、車両購入価格や運用・維持に係る経費に対しての出動件数や活動内容を考慮

し、幾つかの市町で共同運用、広域連携といった形で運用される事例が増えてきております。

本市も、令和8年度に更新が迫りますはしご付消防自動車について、現在、先行して実施されている市町にお話を聞かせていただいで検討・研究しているところがございます。

具体的には、吹田市と、はしご付消防自動車の共同運用、広域連携の可能性を探るため、今月末にも勉強会を開始する予定となっております。しかしながら、共同運用、広域連携に関しましては、相手方にとってもスケールメリットがなければ実現しないものでありますので、様々な調査・研究を重ねながら、本市と相手方にとって最大限のメリットが出るような方法を探ってまいりたいと考えております。

また、今後も常に広く情報収集し、より安全・安心な消防行政が持続できるよう、広域化方策について検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 これは先般の決算審査に係る委員会の中でも少し触れた点ではあるんですけども、効率性だけを考えると、お互いにとってメリットのある形を探っていく。その結果として、特殊車両については、単独で持つのではなくて複数で持つていくことは一つの方策としてあると思います。一方で、摂津市として、そこまで出勤回数は多くないかもしれないけれども、これだけの設備を持っていることがもし市民の皆さんの安心につながっているとすれば、やはりそこもしっかりと効果として考えておくべきなんだろうと思っております。そういった様々な観点から今後の在り方について探っていただきたいと思ってお

りますし、広域化の在り方についても探っていただきたいと思っております。

結果として、もし特殊車両を他市にお願いすることがあったとしても、しっかりと訓練を重ねていただけるように強く要望しておきたいと思っております。

消防については以上で終わらせていただきます。

最後に、中学生の学力の向上です。

少し前に中学生の英検の受検に対して補助をしていくという方策が取られました。しかし、現在はなされておられません。今、子供たちの英語力の重要性が今まで以上に叫ばれている中で、私は、むしろ逆なのじゃないか、拡充していくべきじゃないのかと思っております。これに至った経緯についてお答えをいただきたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 実用英語技能検定の補助は、コロナ禍において一斉休校を経験した生徒の英語力向上のために、令和2年度当時1年生であった生徒が卒業するまでの3年間、実施したものでございます。

英語力の向上は本市においても大きな課題であると認識しており、言語である英語力を向上させるためには、生徒が英語で話したい、コミュニケーションを取りたいと感じる取組を実践することが大切であると考えております。

そのために、本市の英語教育を中心となって進める4名の教員を指名し、中学生が小学生に対して自分の学校を英語で紹介する授業を行ったり、外国人の英語指導助手の効果的な活用方法を研究したりしております。

また、来年1月には、市内中学校に26名の留学生に来ていただき、生徒が実際にほぼマンツーマンに近い形で英語を活用す

る機会を提供する予定としております。

教育委員会といたしましては、このような取組を充実することで中学生の英語力の向上を図ってまいります。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 先ほど申し上げた取組の始まった経緯については理解をしたわけがあります。ただ、1回目の答弁の中で、中学生の学力を上げていくためには、やはり学校以外での学習の機会をいかに持つのが大切なんだというお話があったと思うんです。ということを見ると、現在、公立の高等学校の入試を考えた場合には、英語については中学校の範囲以上のものが求められるところもあるんだろうと感じております。そういう点からいうと、例えば摂津SUN SUN塾で英語を教えていただいている先生方をお願いして、学校の授業以外でそのような指導をしていただくような場があってもいいのかと思っておりますので、ぜひその点は今後考えていただきたいと思っております。

最後にお聞きをしたいのは、私は以前から志教育を充実させていくことが特に中学生の学力についても大事だと思っているんですけれども、改めてその点の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教育委員会といたしましても、将来を見据え、夢や目標を持つことが学習意欲につながると捉えており、子供たちの夢や志を育むために、学校での学びと社会をつなげるキャリア教育の充実を図ってまいりました。

キャリア教育の中で、与えられた課題を解決することを通して、これまでの教科学習の中で身につけた知識や養った表現力、情報活用能力などの力が生きてくることを

実感することができ、さらなる学習意欲にもつながるものと捉えております。

また、教員や保護者以外の大人と出会い、共に考えることを通して、社会の中でのマナーやコミュニケーションの在り方を学び、社会に出たときに必要とされる力を知ることができると考えております。

引き続き、キャリア教育や様々な教育活動の中で、大人が社会に貢献し、生き生きと活動する様子を見聞きする機会を設け、ロールモデルとなる大人に憧れや尊敬の思いを持ち、自分自身が将来どのような人間になりたいのか志を持てるよう、学校の取組を支援してまいります。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 中学生の学力の向上を期待いたしまして質問を終わらせていただきます。

○水谷毅議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、市役所内の課名表示の外国語表記についてですが、近年、摂津市内や市役所内において外国の方々を見かける機会が増えていると感じています。

外国人市民を数的に見ましても、国籍数は、10年前の平成25年11月が35か国、本年11月が49か国と、1.4倍の14か国の増加、人口は、平成25年11月が男女合計1,065人、本年11月が1,966人と、1.8倍の901人の増加、また、世帯数は、平成25年11月が772世帯、本年11月が1,585世帯と、2.1倍の813世帯の増加となっている現状です。また、16歳未満の人口

を見ましても、平成25年11月が71人、本年11月が994人と、14倍の923人の増加となっており、家族での在住が増加しているのではと思っています。

摂津市国際交流協会は、今年の6月1日に創立30周年を迎えられ、先日10月29日に30周年記念式典を開催されました。当協会は、「我が市においても増加傾向にある外国人の方々にも住みやすいまちづくりや、地域に根差した市民ぐるみの国際交流を目指して私たちは活動しています」とされ、情報発信も含めて行っております。

外国の方々が増えている中で、市役所への来庁時において、市民等へのサービス向上という観点や、2年9か月前になりますが、令和3年3月に策定された「外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドライン」に分かりやすく工夫した日本語や多言語などを活用した統一的な運用を示すガイドラインを定め、多文化共生のまちづくりを推進していきますとの趣旨も考慮するに当たり、市役所庁舎内の課名表示板を平仮名や外国語を含めた外国人市民にわかりやすい表記にしていくことも必要なのではと思いますが、市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、2番目の市内広報板についてです。

現在、市内203か所となっている広報板がありますが、管理業務委託として、広報板の損傷などの点検、期限切れの掲示物などの撤去、掲示物の整理、使用していない画びょうの回収などの業務を毎月1回実施していただき、広報課に報告し、損傷状況によっては広報板の建て替えなどもあると聞いております。しかしながら、パネル周辺の浮き上がりや腐食が進んでいるもの

も目にすることもあり、画びょうが刺せない広報板も見受けられ、修繕が必要なものもありますが、修繕への考え方について改めてお尋ねをいたします。

次に、3番目の鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。摂津市内で、特に鳥飼地域の4小学校区域は少子高齢化が進んでおり、市内の他地域と比較しても人口の流出超過が目立ち、地域のさらなる希薄化が懸念されています。また、水害リスクが高いという地理的特性を踏まえ、安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指すと、令和2年度から専任体制で取り組まれ、令和4年3月30日に策定委員会からの答申を受け、令和4年7月に鳥飼まちづくりグランドデザインを策定されました。策定区域を四つのまちづくりエリアとして設定し、その中の居住性向上エリアを三つに分けて、地域資源や地域の個性、地域ごとの特徴別に分類した合計六つのエリアとして検討していくこととされています。

最初の頃の説明会などでは、賛否や厳しい意見、また建設的な意見もある中で、様々な事項をまとめられながら地道に進められ、ワークショップ形式での議論を始められているエリアもあります。

鳥飼まちづくりグランドデザインにおける現状をどのように評価されているのでしょうか。御答弁をお願いします。

以上で1回目の質問といたします。

○水谷毅議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 市役所における課名表示の外国語表記に関する御質問にお答え申し上げます。

本市では、令和3年3月に「外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドライン」

を策定し、日本人市民と外国人市民が平等に情報を受け取ることができるよう、分かりやすく工夫した日本語や多言語などを活用した統一的な運用を示し、多文化共生のまちづくりを推進しております。

このガイドラインでは、市役所各課に設置されております課名表示は、数年ごとの機構改革による課名変更や専門的な用語への翻訳対応が求められるなどの課題があるため、外国語表記ではなく平仮名を併記するよう記載されております。

市役所におけるスムーズな手続や相談につながるよう、外国人市民の方が訪れることが見込まれる課から優先的に課名表示の平仮名の併記に取り組んでまいります。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 市内広報板の修繕の考え方についての御質問にお答えいたします。

市内広報板は、市のお知らせや自治会などの地域のお知らせなどに御利用いただけるよう、現在、市内に203か所設置しております。

この市内広報板の管理につきましては、広報板の損傷状況や開催済みのイベント案内などの掲示物の撤去と処分、使用していない画びょうの回収などの管理業務をシルバー人材センターに委託し、実施していただいております。毎月提出いただいている業務報告書において、広報板に損傷等があれば、損傷内容について報告があり、この報告に基づき、担当職員が現場確認を行い、全体の把握をしているところであります。

広報板の修繕の実施に当たりましては、広報板の老朽化や損傷状況に応じて優先順位をつけ、適宜実施しております。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデ

ザインの現状の評価についての御質問にお答えいたします。

令和4年7月に鳥飼まちづくりグランドデザインが策定されて以降、これまで、鳥飼まちづくりグランドデザインの内容に関する説明会を各地で開催し、住民の方々の御意見を聴いてまいりました。

また、居住性向上エリアAでは、説明会でいただいた御意見も含めた当該エリアの将来予想を実現するための施策について、住民の皆様と一緒にワークショップ形式で議論を深め始めたところでございます。

来年1月に、人とものが集まる賑わい(核)エリアでの説明会を開催する予定としており、これで全ての地域において説明会が実施されることとなりますので、当初の予定どおりに進捗しているものと認識しております。

これまで、説明会への出席者、特に若年層の出席者が少ないとの御指摘をいただいておりますが、その対応策の一つとして、10月26日に開催した説明会では、オンラインでの参加を可能とし、子育て等で忙しく会場までお越しいただくことが難しい若い世代の方でも自宅から参加できるよう配慮いたしました。

10月26日の説明会では、直接会場にお越しいただいた方は20名、オンラインで御参加いただいた方は3名でございました。なお、オンラインの参加者は30代から40代の方で、一定の効果はあったものと考えております。

このほか、鳥飼まちづくりグランドデザインが策定されたことを知っていただき、より多くの方が説明会等にお越しいただくために、鳥飼方面で開催されるイベント、例えば淀川わいわいガヤガヤ祭や銘木フェスタ、鳥飼ワンド外来水草除去大作戦など

に参加し、グランドデザインの周知を行ってまいりました。

今後も引き続き、より多くの方に鳥飼まちづくりグランドデザインを知っていただき、説明会やワークショップに御参加いただけるよう、できる限りの努力を行ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは、要望に代えての発言も含めまして、一問一答にてお願いをいたします。

初めに、市役所内の課名表示の外国語表記についてであります。ふだんの生活をしている私たちの中で、平仮名、漢字、片仮名、アルファベット、アラビア数字の5種類もの文字を織り交ぜながら使っており、そのような国は世界広しと言えども日本だけかもしれないと言われております。

インターネットで見ますと、外国の方が日本語を学ぶ第一歩が46の平仮名と片仮名であるとされておりました。外国人市民の方は、永住、技能実習、国際業務、留学などが主であると思われまして、また、多くの方が平仮名と片仮名は学ばれていると聞いてもおります。

しかしながら、本年11月での外国人市民、49か国1,966人の全ての方が平仮名、片仮名を習得されてはいないと思っておりますので、補足への対応や、市内の公共施設名の表示板も含めて外国人市民に分かりやすい表記をお願いし、要望とさせていただきます。

また、少し角度は違いますが、市役所1階の担当課上部の表示板には、例えば、市民課のところでは住民票、印鑑登録、国保年金課のところでは国民健康保険の転入・転出・加入などの業務名の記載がありますが、課名のみ表示板や、業務用カウンタ

ー上に業務名を記載した卓上2面の板を設置している課など、不統一でありますので、課名看板に業務名を追加記載した表示などへ統一化していくことも含めて検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

次に、2番目の市内広報板についてですが、特にパネルの浮き上がりや劣化は早め早めの修繕をお願いしたいと思います。

先日も、広報板の周辺で画びょうを数個拾ったという市民の方が、掲示物が風や雨によって浮き上がり、そのときに画びょうが抜けたものと思われると言われておりました。また、画びょうが途中で折れて、針先がパネルに残っていたため、その先端だけがをされた方もいるとお聞きいたしました。この事象はお一人ではございません。パネルの貼り替えの修繕計画を立てての対策も必要なのではと思っております。

摂津市も、市ホームページ、公式LINEなどで、団体などからもインターネットなどで様々な情報発信をされています。その一方で、数年前から自治会などの組織の加入率減少や高齢化などが言われております。自治会未加入の方や高齢者の方々などへの情報発信として、また、広報板の前で立ち止まって掲示物を見ている方も少なくありませんので、広報板の役割はまだまだあると思っております。安全面をさらに考慮した管理をしっかりと行っていただきたいをお願いし、要望とさせていただきます。

また、他市ではホームページに広報板の場所を掲載しているところもあります。広報板に行事などの掲示物を速やかに貼って、行事が終わった後で掲示物を撤去していただくことにも役立つと思っておりますので、ホームページへの広報板の場所掲載を検討

していただきたいとお願いし、要望とさせていただきます。

次に、3番目の鳥飼まちづくりグランドデザインについてですが、私が出席させていただいた説明会やワークショップなどにおいては、説明会参加人数が少ないとか、また、若い年齢層の方が少ないなど、従前からの指摘事項への対応として、様々な工夫と知恵を出しながら行っておられます。そして、市民の協力を得ながら、説明会やワークショップ形式での議論を行う進行や雰囲気づくりも工夫し、また、鳥飼まちづくりグランドデザインの認知は、少しずつではあるかと思いますが、増えていると感じておりますので、一定の評価はできると思っております。

具現化に向けては、新たな意表をつくる考案などを出し合える雰囲気づくりが今後も必要と思っております。人口の流出超過などの課題解決へは、住み続けたい、住み続けられる地域へと具現化を早くしてほしいとの思いを持ち続けております。長期にわたる事業でもありますので、関係する地域の方々や担当する職員も変わっていきます。例えのよしあしもありますが、駅伝のように鳥飼まちづくりグランドデザインというたすきをつないでいていただきたいと、この件は切にお願いし、要望とさせていただきます。

そこで、質問としてですが、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合について、統合時期を令和8年4月として進められており、関係する保護者や地域の方々などへの説明会を開催してこられました。鳥飼東小学校での説明会においては、要望や賛成、反対などの様々な意見も出されていましたが、鳥飼小学校への統合に当たっては、特に登下校における安全対策についての内容が多く

あったと感じた中で、スクールバス導入の要望は強くあったと認識していますし、スクールバスを予算化して導入すべきと思っております。

前回の定例会における答弁の要旨として、スクールバスについては、セッピーバスの活用などの提案もある中で、関係機関と協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますとありましたが、その後のスクールバス導入に関しての検討内容について御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 これまでの説明会等の中で最も多くいただいた御意見は、登下校時における子供の安全についてであり、特に、統合により通学距離が長くなることに対する通学支援を求める御意見でございました。

具体的な内容といたしましては、スクールバスの運行や、保護者が送迎できる駐車スペースの設置等が挙げられており、通学路の安全対策も含め、何よりも子供たちの安心・安全を案じておられると認識しております。

教育委員会といたしましても、保護者や地域の方々の意見を深く受け止め、今般策定いたしました鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画において、児童の通学支援として、統合により通学距離が長距離となる児童に対してスクールバス等の通学支援に取り組むと明記させていただきました。既に関係機関と協議・検討を始めており、令和8年度の統合に合わせスタートできるよう、事業実施の予算化に向けて引き続き検討を進めてまいります。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 御答弁をいただきました。

統合による通学距離が長くなることや安心

感が向上することへの対応として、スクールバス事業の実施に向けた予算化をしていただきたいと思います。また、この件につきましては、公共交通問題とは切り離すことも含めて通学路の安全対策を向上させる対応をお願いしたいと思います。

また、災害の観点から申し上げれば、摂津市ホームページには、協定を締結した民間施設を含む避難所及び緊急避難場所は66か所とされていますが、鳥飼東小学校区域には、鳥飼東小学校と第五中学校、鳥飼東公民館、そして一つの民間施設の4か所のみとなっている現状です。統合後の鳥飼東小学校の敷地や校舎、体育館などの在り方は今後の検討になると思いますが、形状は別として、有事の際の避難所として地域では必要不可欠であります。今後も使用可能となる方向での検討をお願いしたいと思います。この件につきましては自主防災会の一員としても申し上げておきたいと思えます。

また、減災の観点で申し上げれば、高台まちづくりを進めるに当たっては、公共施設のみならず、民間で高台にした場合での助成や高台分の固定資産税減免などの支援策も検討していただきたいと要望し、私の一般質問を終わります。

○水谷毅議長 村上議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時47分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水谷 毅

摂津市議会議員 福住 礼子

摂津市議会議員 藤浦 雅彦

摂津市議会継続会会議録

令和5年12月20日

(第3日)

令和5年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年12月20日（水曜日）

午前10時 開議場
摂津市議会 議場

1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	安田信吾	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	丹羽和人	生 活 環 境 部 理 事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

安 藤 薫 議員
 香 川 良 平 議員
 三 好 義 治 議員
 森 西 正 議員
 福 住 礼 子 議員
 弘 豊 議員
 南 野 直 司 議員

- 2, 議 案 第 68号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）
 議 案 第 69号 令和5年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
 議 案 第 70号 令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）
 議 案 第 71号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議 案 第 72号 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議 案 第 73号 摂津市長期継続契約に関する条例制定の件
 議 案 第 74号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
 議 案 第 75号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 議 案 第 76号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
 議 案 第 77号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
 議 案 第 78号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
 議 案 第 79号 指定管理者指定の件（摂津市営住宅）
 議 案 第 80号 指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム）
 議 案 第 81号 指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ301・303）
 議 案 第 82号 指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
 議 案 第 83号 指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）
 議 案 第 84号 指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか8施設）
 議 案 第 85号 指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
 議 案 第 86号 指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
 議 案 第 87号 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）
 議 案 第 88号 指定管理者指定の件（摂津市斎場）
 議 案 第 89号 指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）
 議 案 第 90号 指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）
 議 案 第 91号 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）
 議 案 第 92号 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
 議 案 第 93号 指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設）
 議 案 第 94号 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）
 議 案 第 95号 指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）
 議 案 第 96号 指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）
 議 案 第 97号 指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）
 3, 議会議案 第 20号 パレスチナ自治区ガザへの攻撃中止と即時停戦を働きかける外交努力を求める意見書の件
 議会議案 第 21号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の件
 議会議案 第 22号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の件

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程3まで

(午前10時 開議)

○水谷毅議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。

それでは、昨日に続いて一般質問をさせていただきます。

最初に、鳥飼地域の学校統廃合計画についてです。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合を柱といたします鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画案は、子育て、教育環境、防災、地域コミュニティーなど、鳥飼のまちづくりに関わる大きな問題です。だからこそ、十分な情報公開と市民参加を保障し、少なくない反対意見にも耳を傾け、丁寧な説明で合意を得る努力を重ねることが重要であります。私は、その立場からこれまでもこの問題の質問を行ってきました。

本計画案は、約1か月間のパブリックコメントを経て、11月に計画策定に至りました。そこで、最初に、パブリックコメントで寄せられた件数や御意見、それに対する教育委員会の回答などについてお聞きいたします。

続いて、鳥飼地域の路線バス停留所の環境改善についてです。

路線バスの維持・充実を目指す摂津市として、バス停のベンチや上屋など、バス利用者の利便性を高めるために、バス事業者と連携した積極的な取組が求められています。

第2回定例会では、歩道幅員の設置条件

やバス事業者との合意などの課題があること、今年度中に設置する法定協議会でバス停の環境改善も検討していくとのことでありました。具体的な検討を期待するものがありますが、今回、直射日光や雨をよける役割を果たしている上屋の設置状況も含めて検討の状況をお聞かせいただきたいと思えます。

三つ目に、性的指向及び性自認、LGBT当事者が抱える課題解決に向けた取組について質問をいたします。

摂津市は、LGBTについて、公文書の性別記載欄の見直しや性の多様性に関するハンドブックの作成、また、市民への啓発活動などに取り組んできたと認識しております。今年6月、LGBT理解増進法が成立し、施行を受け、改めてLGBT当事者が抱える生きづらさなど、課題解決に向けた摂津市の考え方についてお聞かせください。

○水谷毅議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画のパブリックコメントに寄せられた主な意見と回答についての御質問にお答えいたします。

令和5年10月2日から31日までパブリックコメントの募集を行い、16件の御意見をいただきました。

寄せられた意見では、統合により通学距離が遠くなることについての御意見が最も多く、そのほかには、地域コミュニティーや防災、子育て等の拠点としての学校の役割についてなどの御意見がございました。

これらの御意見の中で、例えば通学路については、通学距離が長距離となる児童に対しては、スクールバスなどの通学支援に

取り組むこと、また、地域における学校の役割等については、これまで学校が果たしてきた学校の役割を踏まえ、関係部署と連携し、鳥飼東小学校跡地活用について市全体で協議を進めていくことなどを記載し、教育委員会の回答としてホームページにて公表しております。

○水谷毅議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 鳥飼地域のバス停の環境改善に関する上屋等の設置状況についての御質問にお答えいたします。

バス停のベンチや上屋等は、基本的にはバス事業者が設置及び維持管理を行います。しかしながら、バス利用者の利便性、快適性の向上、ひいては利用者数の増加、公共交通の確保につながることから、市としましても、その改善等について、その都度、意見交換や申入れを行っているところでございます。

ただ、その設置や改修には、歩道の幅員など構造上の問題や、設置、維持管理を行うバス事業者との合意などの課題がございます。

鳥飼地域には、現在、阪急バスと近鉄バスにより、府道大阪高槻線の鐘化前、新在家口、上鳥飼、鳥飼八防及び大阪モノレール南摂津駅の駅前広場の5か所のバス停に上屋等が設置されております。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 性的指向及び性自認の多様性に関する当事者が抱える課題解決に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

LGBTにつきましては、令和3年度に実施しました人権問題に関する市民意識調査の中で、「性的マイノリティーへの理解

や認識が不足している」との回答が61.4%という調査結果が出ております。

LGBTについては、第4期摂津市男女共同参画計画において、まずは社会全体が正しい知識を得ることが重要であるとの考えの下、当事者が抱える課題解決に向けた取組として、講座等を実施し、市民の理解促進に努めております。

また、第2期摂津市人権行政推進計画では、学校における人権教育の推進として、性の多様性に関して違いを認め、尊重し、差別や偏見を生まない意識を醸成するための教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、ジェンダー平等教育を推進するとしております。

本市としましては、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができるとの社会の実現に向けて、まず、性的マイノリティーへの理解を深めるための啓発・教育に取り組んでまいります。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目からは一問一答でお聞きしていきます。

学校の統廃合計画についてです。

さきの決算審査でも、私は、パブリックコメントについて問題意識を持って、いろいろと質疑をさせていただきました。

パブリックコメントの手続は一体どういったものなんでしょうか。摂津市パブリックコメント手続に関する指針によりますと、パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策に関する計画等を立案する過程において、その案を公表し、それに対して提出された市民などの意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。

令和8年4月までに鳥飼東小学校を廃止

して鳥飼小学校に統合する、また、中学校も適正配置のための検討を行っていくとした計画について、今回実施したパブリックコメント手続は、市民への説明責任を果たし、市民の市政参加を促進するというパブリックコメント手続の目的にかなうものになっていたのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 地域への説明とパブリックコメントの回答についての御質問にお答えをさせていただきます。

鳥飼小学校、鳥飼東小学校の小規模化の議論につきましては、過去には、平成14年頃の摂津市立幼稚園・小中学校適正配置等審議会から始まり、令和4年度に設置しました摂津市立小中学校通学区等審議会において、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置について本格的な議論が始まりました。

令和4年度に実施した保護者アンケートでは、鳥飼地域の未就学児、就学児の保護者を対象とするなど、幅広く御意見等を頂戴するとともに、保護者以外にも、自治会や青少年指導員を対象とした説明会、そして、対象者を限定しない説明会等を随時実施してまいりました。

また、パブリックコメントの意見募集時には、児童を通じて案内チラシを送付するなど、より丁寧な周知に努めてきたところでございます。

計画案の内容に対し、頂戴した御意見の回答については、教育委員会としてしっかりと議論し、回答させていただいたと認識しております。

今後につきましても、取組内容等の具体化に伴い、適宜周知に努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

今回のパブリックコメントの結果、意見の公表については、既に摂津市のホームページにも公開されています。そのパブリックコメントの結果、先ほど御答弁いただきました通学距離が長くなる問題とか、学校の役割についての意見のほかに、学校がなくなる地域にとって、ますますまちの活力が奪われて衰退してしまうのではないかと、いう鳥飼ランドデザインとの矛盾を指摘する意見や、小規模校のよさをもっと生かすべきだと統廃合そのものに反対する意見もあったと思います。

それらに対して教育委員会の回答はどうだったのか。回答を見てみますと、ランドデザインでは学校規模及び配置の適正化を図るとあり、それに基づいた計画であると、既に鳥飼ランドデザインに適正化を図るとして回答されています。小規模校については、審議会の議論や答申などから統合が適当と結論を得ているという回答であります。

もちろん、これまでの経過は十分理解をしておりますが、多くの市民の中には、まだこの計画のことを知らない人、または、計画に至る理由やこれまでの議論も御存じのない方もたくさんいらっしゃいます。こうしたパブリックコメントの回答では、せっかく意見を寄せていただいた方に対して、もう議論は終わっています、結論は出ていますという印象を与えかねないのではないのでしょうか。

私は、これまで、地域説明会にも参加させていただいたり、独自にアンケート活動にも取り組んでいく中で、様々な率直な御意見もお聞きしました。第3回定例会でも市長公室長にも質問しましたがけれども、統

合計画を知らなかった方、聞いたことはあるが内容は分からない方、反対だけれども行政が決めることだからと諦めている方、知っていたら鳥飼地域に引っ越してこなかったという方まで、私の限られた対話の中でさえ一定数いらっしゃいました。こういう声にこそ教育委員会の考え方を丁寧に返すべきだったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 丁寧な説明についての御質問でございます。

先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、私どもはこれまで多くの地域の方々への説明会等を実施してまいりました。その中において、やはりパブリックコメントにおきましても、学校を通じて皆様に周知を行うとともに、丁寧なお知らせ等をしてきたところでございます。今後につきましても地域の方に引き続き丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

丁寧な説明というのはいろんなところで使われる言葉です。大事な言葉ではありますが、その中身の捉え方は、行政と、それから受け取る側の市民によって大きく乖離があります。その乖離を埋めるための行政の歩み寄り、もしくは行政の努力が必要だと申し上げておきたいと思えます。

今回、学校の適正規模・適正配置計画や、鳥飼グランドデザインでの住民説明会、意見交換会などの一連の取組では、コロナ禍という大変な時期でありながら、様々な取組、努力を重ねてこられたことを十分理解しておりますし、その点については評価するものであります。しかし、子育ての拠点、まちづくりの拠点である学校施

設の存廃についての重大な計画策定のパブリックコメントだからこそ、今後の学校や地域づくりに御協力いただく市民との信頼を築いていく、そうした姿勢で、よりもっと丁寧な回答を行うべきだったし、今後の説明や議論には生かすべきだと申し上げておきます。

次に、統合後の学校の教育環境の充実に向けた取組内容として示されている特色ある学校づくり、人材配置の充実についてお聞きします。

統廃合後の学校は、新しい環境の下、子供たちはもちろん、保護者や教職員などの不安や負担が大きくなることが十分予想されます。さらに、統合後の児童数は、二つの学校を合わせて減ることはありません。

一方で、教職員ら学校関係者の人数は、もちろん学級編成数によって上下動はあるものの、減少することは間違いありません。特色ある学校づくりで示されている文部科学省の特例校制度など、先進的な教育活動やコミュニティスクールなどが示されていますが、その実践には、新たな研修・研究、教職員間や地域との打合せ、会議など、新たな負担が増えることが心配されます。

まずは、人材配置の充実にあるサポーター体制の強化だけでなく、常勤職員を増員し、統合前よりも少人数学級編制を拡大するなどして、子供たちとしっかりと向き合い、見守ることができる体制をつくることこそ優先されるべきだと考えますが、見解を伺います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校の統合に向けましては、両校の教育目標をそろえ、子供たちに未来を切り開く力を育むための教育内容をつくり上げるため、両校の教職員が丁寧

な意見交換と議論を行う時間が必要であると
考えております。

教育委員会といたしましては、教員の時間
を生み出すためにも、支援人材や加配教
員の役割、配置割合の増加などについて
検討をしております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 二つの学校を一つにするこ
とになります。統合後の学校が統合前より
教職員が多忙になる、1学級の児童数が増
える、通学の危険が増えることがないよう
に、より具体的な対策を早急に保護者や地
域、学校現場などに示していくことを求め
ておきたいと思っております。

最後に、本計画にある中学校の適正配置
計画の検討についてお聞きします。

第五中学校では、8年後の2032年頃
に1学年1学級になる見込みであるとして
、鳥飼地域全体の学校規模適正化を検討
していくことになっております。小規模校は
統合するという考え方からすれば、鳥飼地
域からどんどん学校がなくなり、鳥飼のま
ちの衰退につながりかねません。改めて、
地域の全ての子供を包摂する公立学校とし
て、また、コミュニティーや防災などまち
づくりの拠点として、鳥飼小学校や鳥飼東
小学校の統合問題の延長線ではなく、一か
ら検討していくべきだと思っておりますが、お考
えをお聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校の統合について
は、単学級化が見られれば即統合とするも
のではございません。今回の統合では、単
学級化に加え、令和9年度には鳥飼東小学
校において1学級を構成する児童が10名
程度になる状況を踏まえ、適正規模・適正
配置について市民の皆様の御意見を聴き、
議論を踏まえた上で教育委員会として統合

という結論に至ったものでございます。

一方、今後、中学校につきましても、多
様な人間の中で様々な経験や学びの場が重
要と考えております。中学校の適正規模・
適正配置については、小学校区にも影響が
あるため、丁寧な議論・検討が必要である
と認識しております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 丁寧という言葉は何度も繰り
返されています。名実ともに丁寧な、そし
て、意見の一致までに至らないまでも、お
互いの信頼関係を築けるかみ合った議論を
住民の皆さん、学校現場と行っていただく
ように求めておきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。鳥飼地
域の路線バス停留所の環境改善です。

狭くて設置条件のないバス停が摂津市に
は多い中で、上屋が設置されている鳥飼地
域のバス停が5か所あると御答弁いただき
ました。しかし、その現状は、写真を撮っ
てまいりました。(パネルを示す)これは
新在家口のバス停でございます。見ていた
だけでしょうか。傍聴の方にも見ていた
だきたい。上屋がある5か所のうち3か所
がこういった状況なんです。

せっかくですから、もう一つ。(パネル
を示す)鳥飼地域で利用者が比較的多い鳥
飼八防のバス停です。これは上屋でござい
ます。骨組みだけなんです。風雨などで飛
ばされてしまったと思うんですが、路線バ
スなど公共交通の充実に向けて、庁内での
あり方検討会、調査やアンケートなどを
行って、法定協議会を開いて議論していく
ことは十分承知しております。しかし、ま
ずできることから、目の前にある問題か
ら一つ一つ改善していくことが求められて
いると思っておりますが、お考えを改めて
お伺いします。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 これまで、鳥飼地域におきましては、上屋やベンチ等の設置が少ない状況を踏まえ、また、6月定例会でも議論がありましたことから、設置主体の阪急バス、近鉄バスの路線バス事業者に対し、既存上屋等の改修や新設に関する意見交換や要望を行ってまいりました。

しかしながら、バスを取り巻く経営環境は、物価高騰や運転手不足などから一層厳しさを増しており、現時点では早急な対応は大変難しいとの回答をいただいているところです。バス事業者など様々な関係機関の方々に御参画いただく法定協議会において、地域の実情を踏まえながら、路線バスの利用促進のためのバス停等の環境改善につきましても検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 第2回定例会で、吹田市が市内バス停の実態を調査して、計画的にベンチの設置など環境改善を図っていることを紹介しました。大変厳しい状況にあるバス事業者に対しても、バス停の環境改善に補助金制度を創設して連携した取組が行われています。ぜひ摂津市でも早期に具体化を図っていただきたいと思っております。

公共交通の充実は鳥飼グランドデザインの大きな課題でもあります。鳥飼まちづくりグランドデザインの視点からどう考えているのか、お聞きいたします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインにおきましても、公共交通に関しましては、エリア全体に係る取組の方向性の中に、利用しやすい公共交通という項を立て、各エリアの現状と課題をまとめて記載しております。

また、公共交通の今後については、人口減少により交通事業者の経営環境はますます厳しいものとなり、不採算路線の撤退の可能性について指摘する一方で、自動車運転免許を返納する高齢者の割合が増加し、買物等の移動に対する公共交通の果たす役割は一層重要になるとしております。

これらの課題解決には、交通事業者を含め、周辺地域と連携しつつ検討を進めていく必要があります。法定協議会でしっかりと議論いただけるものと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 バス利用者の利便性はもちろんのことですが、にぎわいの創出、まちのイメージアップも鳥飼グランドデザインの具現化を図っていく上で重要な視点だと思っています。鳥飼グランドデザインは、もちろんこれからどういったものを具体化していくかも重要ですが、それに至るまでの住民説明会を何度も繰り返していく中で、住民の皆さんの身近な暮らしづらさ、生活しづらさをお聴きして、できることは対応していきながら積み上げていく過程も非常に重要だと思うんです。そういったことから考えると（パネルを示す）、苦情が住民の方からも寄せられているんです。グランドデザインの本気度がまさに問われている問題として、法定協議会の開催を待たずして、早期にバス事業者とも協議をして対応していただきたい、そのことを強く要請しておきたいと思っております。

続いて、LGBTの問題についてお伺いします。

LGBT理解増進法第12条、留意事項として、全ての国民が安心して生活できるように留意するという文言が加えられました。これは、多数派の権利擁護も必要として設けたもので、この発想が、性的マイノ

リティーの人権や尊厳はマジョリティーが認める範囲内でしか認めないというメッセージにもなりかねないと、当事者団体からも強い反発の声が出ています。

法案審議の過程では、LGBT当事者の直面する差別や偏見、生きづらさや不安を解消していく問題ではなく、トイレなど女性スペース問題ばかりが取り上げられました。性自認と犯罪を行うなりすましを混同させ、トランスジェンダー当事者の苦しみをさらに広げてしまっています。

こうしたバックラッシュとも言える一連の動きは、これまでに摂津市が進めてきた取組と相反するものと考えますが、見解をお伺いします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 LGBT理解増進法につきましては、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、国民の理解の増進に関する施策の推進を定めた法律でございます。一方で、多数派の安心といった点を口実に理解を広げることを妨げ、性的マイノリティーの人々を苦しめていくことにつながるのではないかという御意見があることも認識しております。

LGBT理解増進法第3条の条文には、基本理念として、全ての国民が、性的指向またはジェンダーアイデンティティーにかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであると明記されております。また、第5条では、地方公共団体は、国民の理解の増進に関する施策を策定し、実施するよう努めることを求めています。

本市としましては、今後も、性の多様性に寛容な社会の実現を目指し、様々な取組を推進してまいります。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 LGBT理解増進法は、もとも同性婚の法制化や差別を禁止する具体的な方針を示されない曖昧な理念法でもあります。LGBT当事者が抱える生きづらさを解消するために、地方自治体から具体的な取組を広げていく必要があると思っています。

その一つとして、大阪府や近隣市でも実施しているパートナーシップ制度や、LGBTの理解者を示すアライ宣言、レインボーフラッグの掲示など、目に見える形で発信していくことが社会全体をさらに前に進めていくことにつながるとは思いますが、見解を伺います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 LGBTの当事者の方々に対する差別発言や、当事者の方々が生きづらいつと感じる状況は、改善すべき人権問題であると認識しております。

本市では、先ほど申し上げましたとおり、第4期摂津市男女共同参画計画、第2期摂津市人権行政推進計画の取組項目であることから、性的マイノリティーの方への理解の促進や差別の解消に向けて、各種講座の開催、啓発リーフレットの発行等を通じて、教育・啓発等に取り組んでいるところでございます。

自分の性別に違和感を持つ性的マイノリティーの方への配慮として、令和2年7月には、公文書に関する性別記載欄の指針を策定しております。その後も、各種申請書等の性別記載欄について、不要な場合は削除するなどの見直しを進めるため、定期的に各職場の様式変更の調査を行っております。

本市としましては、摂津市人間尊重のまちづくり条例に基づき、様々な差別をなく

し、全ての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進してまいります。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ぜひ前進させていただきたいんですが、先日、画期的な最高裁の判決がありました。トランスジェンダーの方が戸籍上の性別を変えるのに生殖能力を失わせる手術を必要とする性同一性障害特例法の要件が違憲で無効であるという画期的なものです。裁判官15人全員一致での結果であります。

その意見書の中に、社会の状況の変化として、地方自治体でパートナーシップ制度が飛躍的に拡大し、多様な家族の在り方に関する社会的状況にも変化が示されたと書かれています。市民に一番身近な地方自治体からこうした制度や条例をつくって全国に広げていくことで、国を動かして法制化につなげていく、これがこの間の人権擁護の歴史です。ぜひ前進を求めておきたいと思えます。

終わります。

○水谷毅議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度は、平成20年の創設から15年が経過し、当初は81億円ほどだった寄附金総額が、令和4年度は過去最大の9,654億円となったことが総務省の発表で明らかになっております。今や国民の支持を得ている制度になってきたと言っても過言ではありません。

御承知のとおり、ふるさと納税で2,0

00円を超える寄附をすると、年収や寄附額に応じ、所得税と住民税について税額控除が受けられ、その上、寄附者に対し自治体から地元産品などが返礼品として送られます。この返礼品の魅力がふるさと納税の拡大を大きく後押ししました。

ただ、返礼品の価格は寄附額の3割が目安とされていたにもかかわらず、豪華な返礼品で寄附を集める自治体が続出したため、総務省は返礼品競争を是正し、返礼品の割合を3割以下にすること、返礼品は地場産品にすることが決まりました。

この地方税改正により、各市が平等な寄附獲得の考え方で運営できるということで、本市においても昨年度よりふるさと応援寄附金推進事業が実施されることとなりました。地場産業の活性化とシティプロモーション戦略の観点から、摂津市の魅力発信、魅力づくりにつなげることができると大変期待をしております。

そこでまず、ふるさと納税の本市における現状についてお聞きします。令和4年度からのふるさと納税収入額と件数についてお聞かせをください。

次に、地震対策についてでございます。

本市で大きな被害がある地震として想定されているのが、上町断層帯地震A及び南海トラフ巨大地震であります。これまでも本会議等の場で被害想定について説明をされてこられました。改めてそれぞれの地震の主な被害想定についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、令和6年度予算についてでございます。

令和6年度の予算編成方針が発表されました。併せて予算編成方針に当たっての留意事項も示され、昨年度と違う点や、同じような言い回しも見受けられます。

自治体経営において予算編成は大事であり、長期のスパンを考えていく上で注視しなければならない点があると思います、予算について質問をいたします。

まず、1回目は、令和6年度予算編成方針と令和5年度予算編成方針の一番の違いについて御答弁をお願いいたします。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 令和4年度と令和5年度の市へのふるさと納税に関する寄附金額などについての御質問にお答えいたします。

令和4年度のふるさと納税に関しまして、返礼品の提供を行った方が512件、寄附額は1,146万6,000円でございます。返礼品の提供がない方は7件、118万円で、全体としまして519件、寄附額は1,264万6,000円ございました。

令和5年度のふるさと納税に係る寄附金は、12月19日現在で、返礼品の提供を行った方が435件、1,684万1,000円、返礼品の提供がない方は4件、12万円で、全体としまして439件、1,696万1,000円でございます。

○水谷毅議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 上町断層帯地震A及び南海トラフ巨大地震の被害想定についての御質問にお答えいたします。

上町断層帯地震Aが発生した場合の本市の主な被害といたしましては、平成19年3月に大阪府が算出された被害想定によりますと、建物の全壊6,000棟、半壊5,200棟、死者110人、負傷者1,100人、避難所生活者数1万1,000人と推計されております。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合の本市の主な被害想定といたしましては、平成25年10月に大阪府が算出された被害想定によりますと、建物の全壊232棟、半壊2,225棟、死者10人、負傷者259人、避難所生活者数4,654人と推計されております。

なお、現在、大阪府において地震・津波被害想定の見直しを進められており、現時点では、上町断層帯地震を含む直下型地震の被害想定の公表は令和7年度下半期、南海トラフ巨大地震の被害想定の公表は令和6年度末の見込みであるとお伺いしております。

○水谷毅議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 予算編成方針についての御質問にお答えいたします。

令和5年度の予算編成におきましては、まだコロナ禍での制約を受ける中で、感染症対策やロシアのウクライナ侵攻を背景とした物価高騰対策をはじめとする市民の安全・安心な暮らしを実現する取組を積極的に展開していくこととしておりました。今年の5月には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類に移行し、行動制限が撤廃されたことにより、市民活動が徐々に以前の姿に戻りつつある中での令和6年度の予算編成となっております。

そうした中で、千里丘西地区再開発事業をはじめ、阪急京都線連続立体交差事業、環境センターの廃炉と跡地活用、とりかいかども園や味生コミュニティセンターの建設など、大型事業が本格化してまいります。

令和6年度の予算編成に際しましては、ビルド・アンド・スクラップの考え方を基本に、将来の財政状況を見据えながらも、

現在取り組んでいる事業を着実に進めていくことが重要であると考えております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

それでは、2回目以降は一問一答方式にて質問をいたします。

ふるさと納税です。

1回目で本市の寄附金に関する状況について御答弁をいただきました。

ふるさと納税の返礼品の提供が開始されたのが令和4年9月1日からであり、令和4年度の実績は、実質4か月で約1,200万円が集まったと思います。令和5年度は、答弁から、12月19日現在で439件、1,696万1,000円ということで、あまり伸びていない印象でございます。この状況については分析をしていただいて、ぜひ寄附金が増えるような取組を行っていただきたいと思います。こちらに関しては後ほど触れさせていただきます。

2回目にお聞かせいただきたいのが、令和4年度から令和5年度、摂津市民が他の自治体にふるさと納税をされた金額と件数について、また、それに伴う市民税の影響についてお聞かせをください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 市民が他の自治体に向けて寄附した金額などにつきましては、令和3年1月から12月の間に寄附した金額が令和4年度の市民税に控除対象額として反映される仕組みでございます。

具体的には、令和3年中に他の自治体に向けて寄附を行った人数は6,152人で、金額は約4億5,868万円、これにより令和4年度の市民税への影響額は約2億2,112万円でございます。

同様に、令和4年中に他の自治体に向けて寄附を行った人数は7,291人で、金

額は約5億5,621万円、これにより令和5年度の市民税への影響額は約2億6,761万円でございます。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 次に、ふるさと納税に係る経費の部分についてお聞かせいただきたいと思っております。

返礼品の代金や配送料、運営事業者への委託料とふるさと納税に係るそれぞれの経費についてお聞かせください。

あわせて、総務省が2023年10月から新たに示した費用算定の見直しを踏まえ、今後の対応についてもお聞かせをください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 令和4年度の経費でお答えさせていただきます。

経費の内訳につきまして、返礼品代338万4,061円、配送料49万425円、チラシなどの印刷代6万8,530円、ふるさと納税運営事業者への委託料151万3,512円で、合計で545万6,528円でございます。この結果、ふるさと納税の受入額に占める割合は43.1%でございます。総務省の定める募集に要する費用の基準でございます5割以下に収まっているところでございます。

また、総務省は、新たに寄附金に係る受領証の発行事務に要する費用やふるさと納税業務全般に係る人件費などを費用として算定することと示しております。この結果、経費の割合が高くなるため、返礼品に要する費用を5割以下とする基準を満たせなくなるおそれがありますことから、経費の割合を抑えるために寄附金の総額を増やす必要があると考えております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 寄附金の使い道について聞

きます。

寄附金の使い道は、住民自治、都市整備、上下水道、危機管理、環境、人権、福祉、教育、地域経済、行政経営、市長におまかせの11の中から寄附者に選んでいただく形となっております。各項目ごとの実績についてお聞かせください。

また、寄附金がどのようなことに使われているのか、事業への割り振りをどのように行っているのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 まず、本市のふるさと納税の寄附金の使い道でございますが、先ほど議員が御指摘のとおり、住民自治や都市整備など行政経営戦略に掲げる10分野に加えまして、使い道を指定しない市長におまかせを加えた11の使い道を設けまして、寄附者に選択していただいている状況でございます。

寄附金を充当する事業につきましては、原則として一般財源のみを活用する事業を対象とし、現在、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間に受領した寄附金を令和6年度の各分野の政策予算に反映すべく、財政課と担当課において協議を進めているところでございます。

また、市長におまかせにつきましては、その時々的重要な課題の解決に対する施策に充当するというのが基本的な考え方でございまして、この考え方に基づき、最終的に市長に決定していただくこととなります。令和5年度、つまり今年度の予算につきましては、コロナ禍や物価高騰による影響を踏まえ、民間保育所等における給食材料費の増額に充当したところでございます。

なお、使い道ごとの寄附金につきましては、市長におまかせが450件で1,12

9万1,000円と最も多く、次に、教育83件、168万5,000円、福祉27件、74万6,000円などとなっております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

ホームページを見ていますと、市長におまかせの部分は、新型コロナウイルス感染症の影響が様々な分野に及んでいることから、市長におまかせを選択していただいた寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する取組に優先的に活用させていただきますとあります。

一応もう1回聞きます。市長におまかせの寄附金は450件、1,129万1,000円ですね。もう一度答弁をお願いします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

市長におまかせにつきましては、使い道で最も多い状況でございます。先ほど御答弁させてもらいましたけども、基本的な考え方としましては、先ほど議員が御指摘のとおり、昨年度でありましたらコロナ禍云々がありまして、それを踏まえまして、その時々的重要な課題の解決に対する施策に充当するというのが基本的な大きな考え方としてございます。

今年度の予算につきましては、昨年がコロナ禍でありまして、物価高騰もございまして、そういった影響がいろいろな分野にありましたけれども、その中で民間保育所等における給食材料費の高騰にも影響がございましたので、その予算に充当したところでございます。

実際には、今年寄附していただいた使い道につきましては、次年度の予算化に向けて、現在いろいろ庁内で議論しているところ

ろでございますので、まだ決まっておりますが、最終的にはまた市長に決定していただくことになるかと考えております。

以上でございます。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。また教えてください。

さきの答弁にありましたが、2023年10月からの法改正により、ふるさと納税業務全般に係る人件費についても経費にオンした上で5割以下にしないといけないルールになりました。こういった基準を満たすためにも、寄附金はもっともっと増やす必要があると市長公室長も認識されているようであります。寄附金を増やすためには、返礼品の数を増やすことやポータルサイトの増設などが有効であると考えますが、本市の考え方について御答弁をお願いします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 返礼品を充実することで、より多くの方に本市を知っていただく機会が増えますし、より多くの事業者に販路拡大のメリットが生じますことから、商工会と連携し、合同説明会の開催や個別の事業者を訪問するなど、事業の周知を図り、返礼品の充実に努めているところでございます。

また、ポータルサイトの増設につきましても、全国の皆様方に本市を知っていただく入り口が増えることになることから、今後検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 今後検討してまいりますということで、前向きな答弁であったと認識しておきます。今後、ふるさと納税の寄附金収入を増やしていただくためにも、ポータルサイトの増設をぜひ進めていただきま

すようお願い申し上げます。

次に、地震災害についてでございます。

1回目で、上町断層帯地震A及び南海トラフ巨大地震における被害想定についての御答弁をいただきました。

地震発生時には、災害の応急対策のために多くの人員が必要になることが想定されます。特に、避難所運営には多くの人員が必要であると思います。地震の規模にもよりますが、道路の通行止め、また、公共交通機関の運行停止の影響で職員が登庁できないことも十分に考えられます。人員確保の対策が必要であると考えますが、どのような対策を行っていくのか、お答えください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 市の限られた職員数では、非常時優先業務を確実に実施しつつ、避難所の運営に多くの職員を配置することが非常に困難な状況にあります。そのため、特に避難所の運営につきましては、自主防災組織や防災サポーターの皆様にもぜひ御協力をいただきたいと考えております。

そこで、今年度は、旧三宅小学校をモデルとし、市民用の避難所運営マニュアルの作成に取り組んでおり、今月17日に、三宅地区自主防災会及び三宅地区に居住されている防災サポーターの方々へ当該マニュアルの案について御説明させていただきました。今後、マニュアル案に基づく訓練を実施し、その実効性を確認してまいります。

新たに作成した避難所運営マニュアルは、三宅地区以外の地区においても自主防災訓練等で参考にさせていただき、その地区に合った形に修正しつつ、定着していくよう努めてまいります。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 避難所運営には、自主防災組織や防災サポーターの方々の御協力が不可欠であります。このような状況にあることから、災害は自分自身に起こることであるという認識を持ち、日頃から災害に備え、地域の人々による組織的な防災活動を行い、地域防災力の向上を早急に図ることが求められております。

そのようなことから、平時における自主防災組織や防災サポーターの方々の支援についての必要性を感じます。どのような取組を実施しているのか、お答えください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 自主防災組織への支援といたしましては、自主防災訓練が実施される場合に、企画段階から担当職員が参画し、訓練内容の提案等を行っております。また、訓練開催時には、職員が訓練の講師等を務めております。

そのほか、5万円を上限に、自主防災組織が防災に関する活動を行うために必要な物品を支給しており、近年は、防災用アルミシートやペーパー歯磨き、携帯用トイレ等を支給しております。

防災サポーターへの支援といたしましては、本年10月に、元一般財団法人日本国際協力システム技術顧問の長谷川庄司氏を招聘し、災害マネジメントサイクルにおける支援と受援体制をテーマとする防災講演会を開催いたしました。

そのほか、市が防災に関する講座等を開催する場合は、随時、防災サポーターの皆様にメールやチラシで御案内を行っております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 引き続き、地域防災力向上の支援をよろしく願いいたします。

先ほど御紹介いただいたように、自主防災組織や防災サポーターの方々は、平時から防災訓練等を行っていることから、防災意識が非常に高い方々であると認識しております。一方で、そういった組織に属していない一般の市民に対しての防災意識の啓発についても必要であると考えます。どのような啓発を行っているのか、お答えください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 平常時は、出前講座や広報紙への啓発記事の掲載等により啓発を行っております。

今年度は、自治会や町会、校区等福祉委員会、PTA、事業所等から出前講座の御依頼を現時点で20件受け付けており、地震の被害想定や各家庭における食料等の備蓄、家具の転倒防止、有事の際の避難行動、火災による2次被害の防止等について講義を行っております。

また、特に重要と考える内容につきましては、広報せつつ12月号に特集記事を掲載し、啓発を行ったところでございます。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 自助・共助の取組について質問をしましたが、やはりまずは行政が行う公的な支援、公助の機能がしっかりと果たされなくてははいけません。

実際に災害が発生した際は、応急対応業務を防災危機管理課の職員だけで担うことはできません。各部署で役割を分担して対策を進めていくことと思います。そういったことから、職員の防災意識の向上が必要であると考えますが、どのような取組を行っているのか、お答えください。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 本年10月に開催した防災講演会は、防災サポーター向けの講演会

とは別に、職員向けの講演会も開催しております。また、職員の防災士資格取得を推進しており、今年度も5名の職員が研修を受講する予定となっております。さらに、今年度中に職員の非常参集訓練を実施する予定としております。

今後も、これらの取組等を通じて市職員の防災意識の向上に努めてまいります。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 治にいて乱を忘れずという中国の教えがあります。平穏な日々が続くのは喜ばしいことではありますが、永遠に続くわけではないと誰しもが理解をしています。しかし、平穏が日常的になると、どうしても気が緩み、まれに起こる非常事態にあたふたと混乱してしまうでしょう。日頃から緊急時に備え、危機意識を維持することが大切であると教示しています。平和で平穏な日々を過ごせることに感謝をしながら、防災意識の向上を図り、いつ起こるか分からない災害に対してしっかりと備えていただくことを要望して質問を終わります。

次に、令和6年度予算についてでございます。

1回目の御答弁にもありましたが、令和6年度の予算編成方針の一文を紹介させていただきます。各部局においては、従来の形に縛られず、ビルド・アンド・スクラップの考え方を基本に、見直すべきところは見直し、まちづくりの目標に向け、「やる気」・「元気」・「本気」・「勇気」を持って積極的に取り組んでもらいたいとあります。

「ビルド・アンド・スクラップの考え方を基本に」というのは、昨年度の予算編成方針にはなかった点で、大型事業が本格化していく中で、財源には限りがあります。

各事業の見直しは当然行っていかなければならないと私も感じております。

2回目では、このビルド・アンド・スクラップの考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、令和6年度に予定されているスクラップする事業について、御答弁をお願いします。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 ビルド・アンド・スクラップの考え方についてお答えいたします。

現在、令和6年度の予算編成の査定中でございます。何か特定の事業をスクラップすることが現段階で決まっているわけではございません。今後、非常に短期間のうちに大型の建設事業が進んでいくことに鑑み、その財源確保策といたしまして、国・大阪府の補助金、地方債の活用、また、主要基金の活用などを考えておるところでございます。

例年、事業の見直しなどを行いまして予算編成を行っておりますが、今回のように大型事業に充てる財源を確保するためには、特に、経常経費の見直しによる歳出削減や、低未利用地の貸付けや売却といった歳入確保の取組が大変重要になると考えております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

現時点でスクラップする事業は決まっていないということでありました。何もやみくもにスクラップしなさいと言っているわけではないです。予算編成に書かれている以上、見直すべきところは見直すというスクラップの必要性は認識されていると思いますので、従来の形に縛られない各事業の見直しを行っていただきたいと思います。

現時点での主要基金の残高について質問

します。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 主要基金の残高についてでございますが、財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の主要3基金につきまして、この第4回定例会で提出させていただきました補正予算編成後の年度末の見込高でお答えいたしますと、合わせて約96億8,000万円でございます。内訳は、財政調整基金が約38億2,000万円、減債基金が約16億1,000万円、公共施設整備基金が約42億5,000万円となっております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 公共施設整備基金の残高が約42億5,000万円ということですが、中期財政見通しのおりていきますと、公共施設整備基金の取崩しが令和6年度は14億4,400万円、令和7年度は24億1,400万円、令和8年度は4億900万円となっており、令和8年度で公共施設整備基金が枯渇する見通しとなっております。

この中期財政見通しにおける数字は、米印で記載されているように、最大限の見込みの数字であって、変わっていくものと理解はしていますが、現時点でこのような数字が示されている以上、質問させていただきます。

中期財政見通しで公共施設整備基金が令和8年度で枯渇する見通しですが、それについてどのようにお考えなのか、お答えください。

○水谷毅議長 総務部長。

○山口総務部長 中期財政見通しでは、このまま大型事業を進めていきますと、令和9年度予算編成時には主要基金がほぼ枯渇する想定となっております。しかしながら、

基金が枯渇するようなことになると、財政健全化の対象となる危険性が懸念されるところであります。そのような事態に陥ることがないように、中期財政見通しでは懸念をお示しさせていただいたところでございます。

引き続き、ビルド・アンド・スクラップの考え方の下、事業の取捨選択を進め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 香川議員。

○香川良平議員 公共施設整備基金が枯渇することのないよう健全な財政運営をお願いいたします。

今回示された中期財政見通しで四つの追加事業が挙がってきています。ここに挙がっていませんが、FMにおいて、長寿命化の方針である既存の公共施設の建て替え等の問題が今後ないとは言えません。何が言いたいかと申しますと、お金は全然足りないと思います。部長が繰り返し答弁していましたビルド・アンド・スクラップで見直すべきところはしっかりと見直していただいて、本当に必要なところに必要な投資を行っていただきますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○水谷毅議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、順位に従いまして質問していきたいと思っております。

まず、1点目の結婚、子育て支援施策についてですが、近年の少子化は、人々が子供を持ちたいと希望しなくなったことに起因するものではなく、人々の子供を持ちたいという希望がかなえられないことによる

ものとも昨今言われております。

子供を持ちたいという人々の願いをかなえるために、少子化対策は必要ですが、少子化対策がなかなか進んでおりません。日本の少子化対策が空回りした要因として、これまで子育て支援にばかり目が向き、結婚支援が必要という認識が希薄だったことと、経済的理由から結婚、子育てを断念する傾向を把握できなかったことの2点だと言われております。

このような中で、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援することも家庭庁が推進する制度として、地域少子化対策重点推進交付金があります。もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思を決定するものであって、社会の在り方として、結婚や子供を産み育てることに対する多様な価値観、考え方が尊重されることが大前提です。その上で、若い世代の誰もが結婚や子供を産み育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会をつくらない限り、少子化の歯止めが利かない状況になります。

このようなことから、地域少子化対策重点推進交付金は、結婚支援及び結婚に伴う新生活を経済的に支援するための交付金です。結婚支援に対する取組を摂津市はこれまでどのように認識し、どのような取組を行ってきたのか聞かせてください。

次に、高齢者対策についてです。日本は25年前から高齢社会へと突入し、高齢社会は既に日本にある問題として施策が取り組まれておりますが、最近、年金や介護などの社会保障を中心として様々な影響が出てきております。

高齢社会は、今もなお進行し続けている

ことから、すぐに解決はできない課題となっておりますが、もう一つの課題として、単身世帯が増加し、家族や人間関係が希薄となりつつある日本社会の一面を表すものとして、無縁社会、孤独・孤立を深める社会という言葉があります。無縁社会が進んだ背景には、急速に進む少子高齢化による核家族化、非正規雇用の拡大に伴う生涯未婚率の増加、プライバシー意識の浸透によるコミュニケーションの在り方などの変化及び離婚率の増加などが原因と言われております。無縁社会を招いたのは血縁、地縁、社縁の崩壊であるというのですが、単身世帯の増加により、血縁と地縁が崩壊し、会社の右肩上がりの成長が終わったことにより社縁が崩壊したとも言われております。

こうした流れを止めようとすることは現実的ではないかも分かりません。むしろ、個人を単位とした社会福祉制度を構築すること、これからの無縁な人々に対するセーフティネットを充実させることが重要と言われております。

個人の価値観にもよりますが、老後を豊かに楽しく過ごしたい、この願望は時代とともに薄れてきているように思われます。摂津市の一人暮らし、高齢者及び孤独死・孤立死の現状を教えていただきたいのと、また、社会の希薄化を検証するために、葬儀内容や熟年離婚の実態について、どのように推移しているのかも教えていただきたいと思っております。

次に、高齢者の活躍について。

日本人の平均寿命は延び続けており、人生100年時代へと着実に近づいています。老後の経済的な不安を抱える人も多い中、高齢者をはじめとしたあらゆる人が元気に安心して活躍し続けられる社会をつく

っていくことは重要であります。そのためには、高齢者を正しく理解し、活躍できるような環境を整えることが求められています。

近年、高齢者の健康寿命は延び、体力も向上しております。社会はこうした高齢者の変化を積極的に生かすべきであります。高齢者には長年の経験による知識や対応力といった強みがあり、社会が高齢者を十分に生かせないのは極めて大きな損失です。

健康寿命が延びていく中、働き手の確保等で定年延長が加速しておりますが、摂津市における非常勤特別職の確保も難しくなってきていると思います。年齢制限等は現在どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

1回目の質問は以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 結婚支援に対する取組についてお答えいたします。

議員が御指摘の地域少子化対策重点推進交付金につきましては、こども家庭庁が所管する制度であり、自治体における少子化対策として、結婚に対する取組及び子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組、並びに婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策を推進することを目的としております。

本市における少子化対策としましては、子育てしやすい環境を整えていくことで、市民の子供を産み育てていく意欲を高め、少子化を抑制していくという考えの下、出産や育児などの子育て支援策の充実に最優先に取り組んできたところであり、現在、結婚に対する取組は行ってはおりません。

なお、地域少子化対策重点推進交付金に

つきましては、子育て支援策の取組として、地域子育て支援拠点における父親支援事業に同交付金を活用しているところでございます。

続きまして、本市における、非常勤特別職の年齢制限についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成29年より、原則として、選任時において満75歳に達していないことを年齢要件としております。

なお、国におきましては、例えば、法務局の人権擁護委員の年齢制限は70歳までとし、75歳までの再任は、専門性、能力、人格などから判断して特例を認めるものとしております。

また、他団体の状況でございますが、例えば大阪市におきましては、特に必要がある場合を除き、70歳を超える者を委員に選任しないこととしており、おおむね70歳を年齢要件としている行政機関が多いと認識しております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 本市の一人暮らし高齢者及び孤独死・孤立死の現状についての御質問にお答えいたします。

本市における一人暮らし高齢者世帯数は、2017年の6,192世帯から2022年の5年間で996世帯増加し、7,188世帯となっております。今後もさらに増加し、高齢者人口がピークを迎える2052年には1万709世帯になる見通しとなっております。

本市における高齢者の孤独死・孤立死の件数につきましては、孤立死防止を目的に庁内関係部局で構成しております摂津市安否確認ネットワーク会議が把握している件

数で、令和元年度及び令和２年度に各４件、令和３年度に７件となっており、増加している状況でございます。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 葬儀内容や熟年離婚の実態についての御質問にお答えいたします。

５年前と比較しますと、平成２９年度は、摂津市民の死亡者７５５人に対して、メモリアルホールの利用者が２４５件、その他は５１０件、令和４年度は、市民の死亡者９２８人に対して、メモリアルホールの利用者は１６９件、その他は７５９件となっております。

近年は、小規模な民間葬儀会館が増加しており、メモリアルホール以外で葬儀を行う事例が増加傾向にあります。

葬儀内容につきましては、メモリアルホールで執り行われた数値として、平成２９年度は、全２４５件のうち家族葬が９１件、一日葬６件、一般葬１４８件、令和４年度は、全１６９件のうち家族葬７０件、一日葬１９件、一般葬８０件となっております。家族葬や一般葬の割合が高くなっていることが最近の傾向でございます。

その他、通夜や告別式を行わず、直接御遺体を火葬する、いわゆる直葬につきましては、正式な集計を行っておりませんが、簡易集計で、平成２９年度３０件、令和４年度は５０件となっております。

離婚件数につきましては、摂津市に届出がなされた人口動態調査ベースを令和以降の経年で比較しますと、令和元年度は１６２件、うち、夫婦いずれか、あるいは両方が６０歳を超えている熟年離婚につきましては１５件、令和２年度は、離婚件数が１５８件、うち熟年離婚が１１件、令和３年

度は、離婚件数が１１９件、うち熟年離婚が１５件、令和４年度は、離婚件数が１５０件、うち熟年離婚が２５件となっております。令和２年度以降、熟年離婚の割合が高くなっている傾向がうかがえます。

○水谷毅議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それでは、一問一答で質問していきたいと思っております。

結婚、子育て支援ですが、これまで、子ども未来戦略方針に基づいて行ってこられた、伴走型相談支援とか出産育児一時金の引上げ、つどいの広場における父親支援などの取組は一定評価しております。

地域少子化対策重点推進交付金事業は、結婚に対する取組を支援するものです。先ほどの答弁で、市としてこういったことは行っていないということでございますが、これまでもいろんな相談があったと思っております。摂津市の相談窓口や組織は現状であるのかないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で申しましたとおり、市としまして結婚に対する取組は行っていないということでございまして、特に担当課や相談窓口は設けていない状況でございます。

○水谷毅議長 三好義治議員。

○三好義治議員 大阪府内の他市の事例では、もう平成２８年度から、結婚支援事業として出会いの場を提供したり、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる取組も行ってきております。その中で、この市は、市民意識調査において、独身である理由として「適当な相手に巡り会わない」と回答した人が４５％いたところに着眼し

ながら、希望をかなえるために結婚支援事業に取り組まれております。

少子化対策の一環として、摂津市の現状を把握して市民ニーズに対応すべきだと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

市としまして、これまで子育て支援策の充実を最優先に取り組を進めてきたことは、少子化の抑制に一定程度寄与してきたものと考えております。しかしながら、本市におきましては、安威川以南における人口減少、少子化が進んでおり、さらなる取組が求められていることも認識しているところでございます。

また、今月11日に政府からこども未来戦略案が公表されまして、今後3年間で集中的に取り組む加速化プランの施策が明らかになってきたところでございます。今後、閣議決定の後、詳細が示されるものと思われませんが、これらの内容も踏まえ、少子化対策について検討してまいりたいと考えております。

地域少子化対策重点推進交付金における結婚支援の事業実施につきましても、財源と人的資源を投下した分の効果が得られるかは、なお検証していく必要があるものと考えております。今後は、本市の状況を踏まえ、結婚に対する取組も含めた少子化対策について全庁的に検討していく必要があるものと考えております。

○水谷毅議長 三好義治議員。

○三好義治議員 前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ調査・検討していただきたいと要望しておきたいと思っております。

この質問はこれで終わります。

次に、無縁社会についてですが、葬儀内容及び熟年離婚の実態については、葬儀は家族葬及び直葬が年々増加していると伺いました。いろいろな理由があると思いますが、社会とのお付き合いがなかった、あるいは今後お付き合いをしない傾向が見られたと思います。

離婚については、年間150件から1600件程度を推移していて、離婚の原因は、性格が合わない、異性関係、暴力を振るう、精神的虐待、生活費を渡さないが、今日、上位を占めております。熟年離婚については若い頃から考えていたけど、子供が独立するまで我慢して、子供の独立、夫の退職などをきっかけに離婚が増えてきて、結果的に孤独・孤立につながっておるのが現状でございます。

また、社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染拡大は、これまでの社会環境の変化等により、社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させました。あるいは、一層深刻化させて危機的になったと考えられております。新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化したことにより、孤独・孤立の問題がより顕在化してきた中で、孤独・孤立をできるだけ減らす対策として、現状はどのような取組をしているのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

孤独・孤立をできるだけ減らすための対策といたしまして、ライフサポーターによる一人暮らし高齢者訪問を行うとともに、75歳到達者訪問を行っております。そのほか、乳酸菌飲料を配達し安否確認を行う愛の一声訪問事業や、バランスの取れた食事を配達し安否確認を行う配食サービス事業、さらには緊急通報装置の貸与を行って

いるところでございます。

- 水谷毅議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 国として、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行されます。こういった情報は知っていると思いますが、これに向かって市としてどのようにしていこうと考えているのか、お聞かせください。

- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 お答えいたします。

第9期せつつ高齢者ががやきプランの策定に当たり実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、一人暮らし高齢者は、健康や日常生活の情報を友人や近所の人から得ていると回答した方が多い一方で、ほかの家族構成の世帯に比べて周りの人とのつながりが薄い傾向がございました。

このことを踏まえ、第9期せつつ高齢者ががやきプランの計画期間におきまして、一人暮らし高齢者が近隣住民とのつながりを持つことができるような環境づくり、必要な方に必要なサービスを行き届かせる地域全体での見守り体制の強化に取り組んでまいります。

また、機器の活用の観点におきましては、現状の本市の緊急通報装置はボタンを押すことで通報する仕組みになってございますが、それ以外に、開閉を感知するセンサーや人体の熱を感知するセンサー等により通報する技術的な仕組みもあると聞いております。そういったものも含めて今後研究をしてまいりたいと考えております。

- 水谷毅議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 法施行も間近にあります。それに向かってまた取り組んでいただくよう要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者の活躍推進についてですが、摂津市の非常勤特別職の年齢制限は、引き上げてもう10年になります。ここ最近、民間企業では70歳まで雇用延長が増えてきておりまして、いろんな人材の確保が公的にも難しくなっていると思います。行政がこれまで取り組んでいた対応に一方ではひずみが生じてきているのではないかと感じております。一つは、シルバー人材センターの人材確保も民間事業者の雇用延長が影響していると思いますが、現状はどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、老人クラブ連合会の加入率も減少してきていると思います。これは、定年延長だけではなく、いろいろなことが要因と思いますが、老人クラブ連合会の状況についても伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 シルバー人材センターにつきましては、令和5年3月31日時点の会員数が988人で、入会率が3.7%となっております。また、老人クラブにつきましては、令和5年4月1日時点の会員数が1,946人で、加入率7.4%となっております。いずれも減少傾向にございます。

減少の要因といたしまして、就労年限の上昇、趣味やボランティアなどの社会参加の方法の多様化、地域住民とのつながりの敬遠が挙げられます。

- 水谷毅議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 シルバー人材センターの会員数の維持ですが、もともとシルバー人材センターは、高齢者生きがい公社として、就職、仕事のあっせんからスタートしたんです。今、シルバー人材センターでは、な

なかなか人材の確保ができない過渡期になっていると思います。一方、高齢者生きがい公社という部分では、老人クラブ連合会の会員数も減少しておりますが、こちらのほうのニーズが非常に高くなっているのではないかという中で、こういったことが何とかリンクできないかと思っております。

老人クラブ連合会については、地域集合型のコミュニティーの集団であって、だんだん自治会が減少し、こども会がなくなってきたりという影響が出てきているんです。そういった中で、シルバー人材センターを活用しながら取り組んだらどうかというのが1点です。もう1点は、老人クラブ連合会会員の60歳という年齢をおおむね65歳以上にしてはどうかという考え方もあるんですが、これについて考えを聞かせていただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

シルバー人材センターにつきまして、会員数の維持に向け、高齢者のニーズに合った取組の研究が必要であるとは考えております。

老人クラブにつきましては、令和4年度に、ニュースポーツであるボッチャの体験会、万博健康ウォーキング、ゴルフコンペ等のイベントに非会員が参加することを認め、新規加入につなげる試みを実施し始めており、今後も実施いたす予定でございます。

高齢者の中には、就業や地域活動への参加を積極的に行いたい方がいらっしゃる一方で、積極的には行いたくない、あるいは行うことができない方もいらっしゃいます。様々なニーズがあることを踏まえまして、健康・生きがい就労トライアルによる就労を希望する人が体調に応じた働き方が

できる環境の整備や、つどい場など的高齢者の通いの場が少ない地域への積極的な働きかけ、生活支援、有償ボランティア、よりそいクラブの市全域での展開、様々な対象・内容のスマートフォン講座の開催等、高齢者の活躍に係る取組の充実を図り、より幅広くニーズに対応してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好義治議員。

○三好義治議員 高齢者の健康もそうですが、どんどん定年が延びてきているので、この辺の社会ニーズに十分に対応できる体制づくりは、老人クラブ連合会もそうですけど、シルバー人材センターや各種団体で必要になってきております。十分検討していただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○水谷毅議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

1、地域密着型サービスの未整備についてですけれども、これは以前より民生常任委員会で質問をさせていただきました。なかなか整備が進んでおらないところがありまして、事業所の設置状況と、第8期せつつ高齢者かがやきプランにおける計画の位置付けと現状についてお聞きをしたいと思っております。

2、自転車ヘルメット推進についてです。

自転車用ヘルメットが令和5年4月から着用努力義務化とされましたけれども、現況についてお聞きをしたいと思っております。

3、狭隘道路の拡幅整備についてです。

先日、市民から、とある戸建て住宅で家

を触られているところがあって、その前面道路が4メートル以上ないのではないかという声があり、後退させなければならないのではないかと担当課に話をさせていただいたんですけれども、担当課は、幅員は4メートルあるということで、4メートルあるかないというやり取りをしたんです。昨日、藤浦議員も質問をされておりますけれども、市内には幅員の狭い道がまだまだ多くあります。狭い道路の幅員を確保すべきではないのかと思うんですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

4、薬物問題についてですけれども、薬物依存症に係る本市の取組についてお聞きをしたいと思います。

5、鳥飼なすについてですけれども、市内の栽培農家の現状についてお聞きをしたいと思います。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 地域密着型サービスについての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、現在、地域密着型通所介護が6事業所、認知症対応型通所介護が4事業所、認知症対応型共同生活介護が4事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホームが各1事業所、計18事業所でございます。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期におきましては、小規模特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の整備を計画に位置づけております。

看護小規模多機能型居宅介護が令和4年6月に千里丘地域に開設された一方、小規模特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護につきましては開設に至っていない状況でございます。

次に、薬物依存症に係る本市の取組についての御質問にお答えいたします。

薬物をはじめとする依存症は、特定の物質の使用や行為を繰り返すことで、それが身体的、精神的になくってはならない状態になり、自分ではコントロールできなくなる病気であり、日常生活や社会生活に支障が生じることから治療が必要となります。

市としましては、依存症が誰でもなり得る病気であることや、症状の具体的な例示など、市民が正しい理解を深めていただける情報に加え、保健所や大阪府の相談窓口も併せてホームページに関連情報を掲載するほか、リーフレットの配架をするなど周知に努めているところでございます。

○水谷毅議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 自転車用ヘルメットの現状についての御質問にお答えいたします。

令和5年4月から、道路交通法改正により、自転車用ヘルメットの着用が全年齢対象となり、努力義務化されたところです。

本市では、法改正施行の当初から、摂津警察署と連携・協力して、街頭での啓発指導や交通安全教室等の開催を実施しております。さらに、警察署では、最近の大阪府内の死亡事故多発を受け、府道大阪高槻京都線など市内の主要な道路を自転車指導啓発重点地区及び路線と位置づけ、交通指導や取締りを強化されております。

また、本市独自の取組としまして、今年度は、高齢者の運転免許自主返納者のうち

御希望の方へ、法改正のPR及び啓発として自転車用ヘルメットを限定100個支給しており、現時点で配布数に達していません。

なお、自転車用ヘルメットの着用率につきましては、秋の全国交通安全運動に当たり、警察庁が、令和5年7月時点の調査結果として、全国平均13.5%、一方、大阪府は4.2%と、全国に比べ低い着用率であるとの現状が示されております。

続きまして、狹隘道路拡幅整備についての御質問にお答えいたします。

昨日の藤浦議員の質問でも答弁させていただきましたとおり、摂津市には、昭和45年の大阪万博前後の住宅開発などにより狹隘な道路が多数存在しており、狹隘道路の解消は今後の市のまちづくりに欠かせない事業と認識しております。

本市におきましては、まず、市の開発審査会に係る開発行為に関しましては、開発協議の中で、戸建て住宅の建て替えなどは、大阪府の建築確認申請の前に道路後退方法の協議・指導をしております。

開発審査会に係ります開発行為の道路後退は、大阪府の都市計画法開発許可制度の運用を適用し、開発地に接する道路の幅員を有効幅員として4メートル以上確保するよう協議・指導しております。

一方、戸建て住宅などの建て替え時の道路後退協議は、建築基準法におきまして、道路とは幅員4メートル以上のものと定義されており、接道する道路の中心からの後退で協議・指導をしております。

今後も、狹隘な道路の解消を目指し、努めてまいります。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 市内の鳥飼なす生産農

家の現状についての御質問にお答えいたします。

鳥飼なすは、本市鳥飼地区で江戸時代から栽培されている丸ナスの一種であり、大阪府のなにわの伝統野菜として認証されております。最盛期の昭和初期には栽培農家は約60軒ございましたが、大量の水を必要とし、連作障害が生じるなど、生産性を上げることが難しいことから、栽培農家が減少し、昭和40年代に1軒のみとなったこともございました。その後、市としても鳥飼なす保存奨励事業に取り組み、現在は市内3農家と摂津市農業振興会が栽培・出荷しているところでございます。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いしたいと思います。

地域密着型のサービスの未整備についてですけれども、さきの決算審査に係る委員会では、特別養護老人ホームの待機者数が100名を超えているとの答弁でありました。第7期以前からの計画で安威川以北に整備ということでありましたけれども、達成されておられません。整備に至らない理由、課題をどのように認識しているのか、お聞きします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 地域密着型サービスの整備が進まない理由といたしましては、用地取得に係る問題に限らず、建設資材価格の高騰、人員確保等の面で収支の均衡が取れないといった懸念事項もあるとは認識しております。

小規模特別養護老人ホームは、他のサービスと併設したときにおいて人員基準の緩和が認められる場合もございます。そのため、人件費の面で収支の均衡が取れる場合

も想定されます。社会福祉法人等のヒアリングも通じ、様々な可能性を探ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、民間での用地確保が困難な場合ですけれども、介護施設単独ではなくて、保育施設、障害者施設なども含めた共生型サービスも考えられます。見解をお聞きしたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

共生型サービスの展開につきましては、富山型デイサービスといった、高齢者や障害者、子供など、誰もが一緒に身近な地域で、デイサービスの提供に加え、共生型グループホームなど、高齢者と障害者が一つ屋根の下で生活する施設が整備されているなどの事例がございます。このような先進事例も踏まえ、地域の特性を勘案しつつ、庁内関係部署と協議を行うなど、有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 整備が進まない課題の一つである用地確保については、やはり民間事業者だけの力では限界があると思うんです。

それでは、公共用地の活用について、奥村副市長に市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、御答弁申し上げます。

今後の地域密着型サービスの整備につきましては、現在策定中の第9期せつつ高齢者かがやきプランにおいて、サービス見込量の推計等も踏まえた検討を進めているところでございます。

今までには、公共用地を無償提供いたし

まして、民間活力の有効活用により施策実現を図った例はありますが、今後については、同様な対応ができるかどうか見通せておりません。

人口減少、高齢社会は既に始まっており、社会経済構造の変化は、当然のことながら、行政サービスの原資となる税収の伸び悩みにもつながります。また、福祉・社会保障分野の財政需要の増、インフラをはじめとします公共施設の老朽化問題等、財政危機は避けて通ることができないと考えております。

もちろん、健全財政の維持は重要ではありますが、一方、市民サービスの展開も必要不可欠であり、さらなる歳出削減・歳入確保策が求められております。

未利用地であっても、市民全体の財産であり、経営資源であることから、未利用地から得られる利益は、基本的には市民に還元しなければならないと考えております。その利活用の検討に当たっては、市民のコミュニケーション拠点、防災拠点といった公共的な用途としての活用方法を検討することは第一義ではございますが、民間活力の有効活用、民間資本導入による効率的・効果的な行財政運営、市有財産の縮減による行政スリム化などの観点から、民間への売却、または、資産を保有しながら長期的かつ安定的に財源が確保できる定期借地権による貸付けなども視野に入れていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、未利用地の利活用については、将来を見据えた慎重な取扱いが求められ、拙速に判断をせず議論を尽くすことが必要だと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 奥村副市長から御答弁をいただいたんですけれども、団塊の世代の方が

2025年には後期高齢に入られるということでもありますし、これは身近に必要な施設でありますから、その点は早急に検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、自転車用ヘルメット推進についてです。

大阪府では着用率が全国に比べ低いと言われております。着用の推進に当たっては、警察や行政からの啓発指導だけではなくて、自治会を通じて市が購入補助をする制度構築が必要ではないかと私は思うんです。自治会員だけのメリットとして購入意欲を高めて、自治会加入促進の一つの方策として併せて考えるという考えはないのか、お聞きをしたいと思っております。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 自転車用ヘルメットの装着率向上のための施策検討に関する議員の御提案についてお答えいたします。

警察庁からは、自転車運転時におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて約2.1倍高いことが示されております。

交通事故発生時において頭部損傷の被害を軽減するためには、自転車安全利用五則に基づき、自転車利用者がマナーを守り、自転車用ヘルメット着用を推進することが重要なものと認識いたしております。このため、議員が御提案の購入支援に係る助成制度等を構築されている自治体の実態や効果等を検証し、調査・研究してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 かつて本市は、市民はくみ取券を自治会から得るとなっておりまして、くみ取券を得れないと、し尿があふれてしまう問題があるので、自治会に必ず加入し

なければ生活に支障を来すということだったんです。私は、自転車用のヘルメットの購入だけでなく、様々な物品購入とかサービスについて、自治会員による物品購入、サービスについては補助を考えて、自治会に加入するメリットをつくるべきだと思うんです。ぜひともその点は検討していただきたいと思っております。自治会に入っておられない市民からは、自治会に入っているメリットがないという多くの方の声を聞いていますので、ぜひとも御検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、続いて狭隘道路の拡幅整備についてです。

開発行為の道路後退は道路の有効幅員の4メートル以上の確保、戸建て等の建て替え時の道路後退協議は建築基準法で道路幅員の4メートル以上となっているという答弁でありました。仮に車道が2.5メートルで、ガードレールを挟んで歩道が1.5メートルならば、道路幅員は4メートルあることになるわけで、そうすると後退しないことになります。

先日、市民からの声で、道路は水路端から道路として認定されておいて、ガードレールがあつて車道があると。車道の有効幅員は4メートルなく、でも、ガードレールの向こうの水路端から4メートルの道路幅員があるから後退はないんだということであつて、そしたら担当課からは、そのような道路はたくさんあります、これは法的にどうしようもないんですという話で、地権者に協力をいただくしかないんですということだったんです。しかしながら、緊急車両が進入とか通行できないということになりますと、これは市民の生命に関わる重大な問題が生じることになります。法ではそうはなっていますけれども、市民の命を考

えると、そこは何とか狭隘道路拡幅整備に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。これは強く要望させていただきますので、よろしくお願ひします。

続いて、薬物問題についてです。

大学の運動部や大麻グミなどの薬物問題の報道を目にする機会が多くなっておりますけれども、本市の実態や傾向についてお聞きをしたいと思ひます。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 大阪府警察が公表している大阪府内の令和4年中の薬物事犯の検挙人員は1,478人で、前年比はほぼ同数となっております。概況といたしましては、覚醒剤事犯は16%減少したものの、大麻事犯は25%増加しており、近年、若年層における大麻の乱用の拡大が危惧される状況となっております。

この間の市の取組といたしましては、相談窓口の一つである茨木保健所と連携し、市の健康まつりにおいてブースを設けて幅広い世代に啓発を行うほか、薬物を含む依存症に関するリーフレットを二十歳のつどいにおいて配布し、若年層に向けた周知啓発にも取り組んでおりますが、引き続き効果的な啓発の手法についても検討を行ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、小・中学校の学校教育でどのような取組をされているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 本市の小・中学校の薬物問題への取組については、小学校高学年や中学校の保健体育の授業の中で、シンナーや麻薬、覚醒剤などを使用したときの人体への影響や依存性の高さなどを学習しております。

また、市内全校の小学校高学年や中学生を対象に実施している摂津警察や少年サポートセンター等関係機関と連携した非行防止・犯罪被害防止教室の中で、薬物乱用について、外部講師からの講話やロールプレイなどを通して子供たち自身が薬物乱用の危険性を考える取組を実施いたしております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 私も当初、これはどこの課かと思ったんです。薬だから保健福祉部なのかどうなのかとか、これは市の中でも窓口というか、対応するところがないのが現状だと思うんです。

教育委員会からも聞きましたが、小・中学校からの教育もそうですけれども、やっぱり特に高校生とか大学生の薬物教育は必須であるべきだと思うんです。その点は今回聞きませんが、そこは高校、大学とも連携を取りながら、ぜひとも薬物教育と、そして社会全体でもっと啓発に取り組むべきだと思うんです。例えば、キャンペーンであるとか、啓発期間を持って取組を進めていくべきだと思います。今は学生や未成年でも簡単に薬物が手に入ります。私は分かりませんが、マスコミとかでそういう報道をされています。薬物は人間を破壊するものでありますから、根絶するよう、本市から全国に広がるような取組をぜひとも考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続いて、鳥飼なすについてです。

10月26日の鳥飼まちづくりグランドデザインにおける田園（農業とのふれあい）エリア、居住性向上エリアBの説明会において、鳥飼八町の方が、田園エリアとなっておりますけれども現状を理解していますかと。事業所の資材置場があつて、市は

鳥飼なすと言いますけれども、鳥飼八町で鳥飼なすを栽培している農家は1軒だけですよ。なぜ鳥飼なすが栽培されないのかは、先ほど答弁でありましたけれども、手間と栽培費用がかかって採算が取れないから栽培しないんだと。鳥飼なすを勧めるのならば補助を出すべきだとおっしゃっておられた参加者がおられたんですけども、鳥飼なす普及促進のために農家への補助金制度創設についての見解をお聞きます。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 現在、摂津市花とみどりの景観事業におきまして、市街化区域にある一団面積200平方メートル以上の農地など、一定の補助要件はございますが、鳥飼なすを奨励作物として指定し、補助金を交付しております。

本市といたしましても、先人たちが守り続けてきた鳥飼なすの保存、普及、ブランディングに取り組んでいるところではございますが、生産性を上げるための品種改良も難しく、今の栽培農家の方々の高齢化が進むことを考えると、鳥飼なすを支える人材の育成と技術の継承に一層取り組んでいかなければならないと認識しております。

今後も、鳥飼なすの保存奨励のみならず、生産者の拡大と出荷数の増加により、鳥飼なすの発祥地として広く全国にブランド発信していくための方策について、引き続き調査・研究してまいります。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 私も今まで、ふるさと納税の返礼品にとか、市場に多く出回るようにと言ってきたんですけども、やはり補助金制度の創設とか、一定の買取価格を決めるとか、そうでないとやっぱり普及しないと思います。今までは保存奨励でありましたが、これからは普及ということで、ぜひと

も補助金を考えていただいて、多くの農家が作られることになりませうように、ぜひともお願いをして質問を終わりたいと思います。

○水谷毅議長 森西議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

公的通知への音声コードの添付について。

障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通が図れるよう、令和4年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。この背景には、2011年東日本大震災で、避難を呼びかけたけれども、聞こえない人、目が見えない人、足が不自由な人は自力で逃げられない状態にあり、命を落とした人が多く、障害者の死亡率は住民全体と比較して約2倍に上ったこと、また、避難所においては、貼り紙の情報やアナウンスでは支援が受けにくい状況を強いられたことなどがあり、それが契機となって、障害者の情報利用、意思疎通に焦点を当てた法整備となりました。

同法の基本理念に、地域にかかわらず等しく情報取得などができるようにする、障害者でない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが掲げられています。

そこで、本市の視覚障害のある方への情報伝達の現状についてお答えください。

次に、初回産科受診料の助成についてです。

子育て世代を取り巻く環境が一昔と比べて大きく変化していることを踏まえて、子育てするなら摂津市を目指して、保健、福祉、教育の各分野を融合させた子育て世代包括支援センターが、令和2年、開設されました。毎年、母子保健に関わる支援の拡充と子育て支援の環境整備に取り組まれていることに感謝をいたします。

令和5年度予算にあります子ども家庭庁が示された母子保健医療対策総合支援事業の内容について、本市が実施する支援の進捗状況を伺います。

次に、令和6年度高齢者肺炎球菌定期予防接種の対象者についてです。

成人が日常生活でかかる肺炎の原因で、最も多い細菌は肺炎球菌です。悪化すれば、肺から血液まで菌が回る菌血症になり、約3人に一人が亡くなると言われ、日本人の死因割合の高い順から、がん、心疾患、3番目が肺炎です。

平成26年から高齢者の肺炎球菌定期予防接種が始まり、本市も自己負担2,000円でワクチン接種が受けられます。定期接種の対象者の現状と今後についてお答えください。

次に、男性のHPVワクチン接種費用助成についてです。

HPVワクチンについては、子宮頸がんワクチンを推進する観点から、女性への接種に関する質問を重ねてまいりました。現在、子宮頸がんから命を守るため、がん検診と個別通知による定期接種の推進に御尽力をいただいております。

令和4年度に女性の定期接種対象者に積

極的勧奨が再開されまして、今年度は9価HPVワクチンも接種が可能になりましたが、女性の接種の状況についてお伺いします。

次に、北別府自治会独自の近鉄バスアンケートについてです。

なぜアンケートを実施することになったのか。そのきっかけは、町内に住む一人の女性が、近所を訪ねて、車で送ってほしいとお願いをされていることが自治会長の耳に入ったことでした。この女性は、グラウンドゴルフを熱心にされている方で、車で遠方にもゲームをしに行かれています。しかし、家族からは運転免許証の返納を勧められ、運転免許証を返したことで行きたいところへ行く手段がなくなり、御近所をお願いをされていたようです。とはいえ、自転車に乗るといっても、府道は狭く、高齢者には安全とは言えません。行きたいところへ行けなくなる、このままでは北別府町が交通困難地域に陥るのではないかと考えられて、住民の声をまとめて市に対して働きかけるためにアンケート調査を行われました。

10月初めに、地元の自治会長より、アンケートは町内で143枚を配布して、62枚の回収をし、結果をまとめたので、近鉄バスルートの変更を市に要望したい旨のお話を伺いました。直後に、会合で福渡副市長と同席になり、御相談をしたところ、建設部から詳細を伺いたいとの御連絡をいただき、自治会長との面談をする運びになったわけでございます。

アンケートの内容は、近鉄バスの利用状況、行きたい場所、希望する時間帯などですが、アンケート結果と自治会長との面談をされて、所管する部署としてどのような考えに至られたのかをお伺いしたいと思

ます。

以上、1回目を終わります。

○水谷毅議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 視覚障害のある方への情報伝達の現状についての御質問にお答えいたします。

現在、視覚に障害のある方は、市内に185名居住しておられ、うち重度と言われる1級及び2級の障害者手帳をお持ちの方は122名おられます。

障害福祉に関するお知らせなど情報伝達の現状につきましては、本人あるいは障害福祉課で把握いたしております家族を含む支援者の元へ文書発送を行っております。

なお、市広報紙と市議会だよりにつきましては、声の広報として現在8名の方々にお届けいたしております。

次に、高齢者肺炎球菌定期接種の対象者の現状と今後についての御質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、肺炎球菌による肺炎などの感染予防と重症化予防を目的として、65歳の方及び60歳以上65歳未満の呼吸器等の機能に障害を有する方を対象に実施しております。

また、多くの人に接種機会を設けるために、平成26年度から平成30年度までの5年間、経過措置として、70歳から100歳までの5歳刻みの対象年齢に該当する23価成人用肺炎球菌ワクチン未接種者を対象に加え、令和元年度から令和5年度までの5年間においても、再度の経過措置として期間延長がなされました。

今後の予定でございますが、令和5年度末で経過措置の期間が終了し、令和6年度からは、65歳の方及び60歳以上65歳

未満の呼吸器等の機能に障害を有する方を対象に定期接種を実施することになるものでございます。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 母子保健医療対策総合支援事業の実施状況についてお答えいたします。

こども家庭庁が次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策として示す母子保健医療対策総合支援事業は、対象事業が11事業示されており、そのうち5事業が市町村に関するもので、6事業が都道府県、指定都市もしくは中核市等を対象とした事業となっております。

本市が対象となる5事業のうち、妊娠・出産包括支援事業、産婦健康診査事業、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の3事業については完全実施できており、残る2事業のうち母子保健対策強化事業についても、視力屈折検査機器やオンライン講座の機器を導入するなど環境整備を進めており、より安全・安心に出産、子育てが可能となるよう、妊産婦に寄り添った支援の充実を図っているところでございます。

しかしながら、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業については実施ができておらず、今後の課題であると認識しているところでございます。

続きまして、HPV、すなわちヒトパピローマウイルスワクチンの接種の状況についてお答えいたします。

厚生労働省通知に基づく令和4年度からの積極的勧奨再開に伴い、これまで、定期接種の対象である小学校6年生から高校1年相当の女子とその保護者及びキャッチアップ接種の対象である平成9年度から平成18年度生まれのHPVワクチン未接種の

方とその保護者に対し、子宮頸がんという病気や、それに対するワクチン接種の効果とリスクについて説明したリーフレットを個別送付してきたところでございます。

令和4年度の本市におけるHPVワクチンの接種率についてでございますが、定期接種が7.9%、キャッチアップ接種が5.6%となっております。また、大阪府全体での接種率については、定期接種が7.0%、キャッチアップ接種が4.6%でございます。

令和5年9月末時点の本市における接種率は、定期接種が6.2%であり、キャッチアップ接種が3.4%となっております。大阪府全体では、概算値ではありますが、定期接種が6.2%、キャッチアップ接種が2.9%となっております。

○水谷毅議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 市内循環バスに関して北別府自治会が実施されたアンケートと自治会面談結果に対する市の考え方についての御質問にお答えいたします。

北別府町は、摂津市の中西部に位置し、安威川と番田水路に囲まれた地区で、阪急正雀駅から約800メートル、大阪モノレール南摂津駅から約1,500メートルの圏内にあります。地区の西側には府道正雀一津屋線が通っており、国の許可を受けた営業路線として、近鉄バスが地域西部を運行する市内循環バスを市の補助金も受けて運行しております。

先日、自治会長様と面談させていただいたところ、独自に実施された自治会アンケートの結果を踏まえ、路線バスのルートや時間帯が住民ニーズに合っていない、比較的駅から近く路線バスが走っている北別府町においても高齢化が進み、交通困難な地

域になりつつあるとの御意見をいただきました。また、市内循環バスはあるが行きたいところに行けない、運転免許返納後の移動手段への不安などの実情や、将来が不安との御意見もございました。市内の地域ごとにそれぞれ事情は異なりますが、路線バスの住民ニーズとの整合や近距離移動手段の確保等が喫緊の課題であることを改めて痛感したところでございます。

今後、具体的な取組を進めるに当たり、大変参考になり、また、住民の方々が公共交通に関心を持ち、地域ごとで主体的に参画いただくよききっかけになるものと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 一問一答で質問させていただきます。

公的通知への音声コードの添付についてです。

市内在住の視覚障害の方は、家族や支援者が文章を読み上げて情報取得されるのですが、文字情報を取得する方法には点字と音声に変換する装置などがあります。ただし、点字を読める方は少数です。日常生活用具給付事業にある活字文章読み上げ装置は、一定条件が必要になるため、情報取得には様々苦勞が伴います。

最近、スマホアプリ「ユニボイス」を使って、音声コードを読み取ると紙面の内容を読み上げるシステムがあり、公的通知にこの音声コードを導入する自治体があります。視覚障害の方へ情報提供する方法として、音声コードの活用について、市の考え方をお伺いします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

視覚に障害のある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声

や拡大文字によって情報を得られております。

これまで、文字情報を音声にする方法といたしましては、声の広報のような補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報、音声コードに変換し、印刷したものを、活字文章読み上げ装置を使って音声化する方法がございました。

しかし、近年、ワード文書を音声コード化し、印刷媒体の音声による情報提供を実現するために、特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会が、新たな音声コード読み取りアプリを一般に無償頒布し、コード作成アプリを国、自治体、公益団体に無償貸与しておられます。

この新たな音声コードにつきましては、国を中心に、大阪府内自治体におきましても活用の動きがあることを承知いたします。本市におきましても、まず、障害福祉課で試行導入させていただき、その労力や効果などにつきまして検証する準備を進めているところでございます。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 ぜひ早い段階で実施をお願いします。

まず、封筒に音声コードを添付すれば、何の通知か分からず放置あるいは誤って捨てられることを防ぐことができます。市の通知はたくさんあり、投票所入場券やワクチン接種券、支援金の通知、年金のお知らせなど、一刻も早く伝えるべき情報には音声コードの添付が必要だと考えます。

先日、人権を考える市民のつどいの講演で、佐藤聡さんは、障害は個人にあるのではなく社会の環境にある、社会的障壁の除去が必要だと、自らの経験を通してお話をされていました。市民生活に携わる私たち

は、誰一人取り残さないとの精神を養い、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指す摂津市でありたいと考えます。

音声コードの添付は、全庁的な取組として積極的な活用を要望いたします。

次に、初回産科受診料の助成についてです。

母子保健対策はおおむね実施できているとのことで、担当課の積極的な姿勢を実感いたします。

実施をされていない低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業についてですが、事業の目的を踏まえて市の見解をお答えください。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 現在、出産育児課において、初回産科受診により、医師の妊娠判定を終えた妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健康診査受診券を交付しており、妊娠から出産までの間の健康診査において自己負担が生じないよう支援しているところでございます。しかしながら、初回産科受診については妊婦健康診査受診券の対象としておらず、また、健康保険の適用外であることから、一般的に1万円から2万円程度かかる費用は原則全額自己負担となっております。

この費用負担を苦に、初回産科受診をちゅうちょし、市への妊娠届の提出に必要な医師の妊娠判定を受けなかった場合、その後の妊婦健康診査受診に必要な受診券の交付を受けることができず、妊婦健康診査の未受診につながってまいります。この未受診の状態が続くと、母体や胎児の健康確保が困難となり、最悪の場合、胎児の死亡につながった事例も報告されております。

このようなことから、低所得の妊婦に対

する支援として、令和4年度に国において補助制度が創設され、大阪府内でも、同制度を活用し、既に10自治体が低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業を実施しております。

本市といたしましても、支援の必要性を認識しており、早期の実施について検討をしているところでございます。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 ありがとうございます。前向きな検討をお願いいたします。

現在、大阪府は、妊娠経過を通じてほとんど医療機関を受診していない、あるいは分娩直前になり救急搬送要請が起きる未受診や飛び込みによる出産は、ハイリスク妊娠であること、社会的な問題が含まれること、母体や胎児の健康確保が困難であること、医療機関にリスクの高い分娩を強いられること、虐待死亡事例などの要因になるといった重要な課題があることから、平成21年度より、大阪産婦人科医会に委託をして、未受診や飛び込みによる出産の実態調査を行っています。

妊婦健康診査を受けない理由には、経済的問題、知識の欠如、妊娠に対する甘さ、妊娠の事実の受容困難、孤立など、理由が重複しています。年齢は、大阪府内の出産年齢のピークが30歳から34歳に対して、未受診または飛び込み出産の年齢は二十歳から24歳がピークとなっており、14年間で低年齢化の傾向にあります。

未受診のまま出産した事例には、トイレで産み、胎児をそのままに放置した例や、生活背景にDV、児童虐待やネグレクトに至るなどの報告がまとめられ、医療機関を受診しない妊婦への支援は多くの機関が必要ということになります。

北摂で助成制度を実施しているのは、豊

中市、吹田市、島本町です。方法としては、市内産婦人科との間で、利用券発行もありますが、償還払いが多く、一旦立て替える必要があるため、本人負担が伴わない方法が望ましいのではないかと考えます。

例えば、各種病院や薬局にパンフレットを置く、また、妊娠検査薬購入時にお知らせカードを渡す、相談窓口で妊婦健康診査等の助成制度を知らせることが大事です。初回産科受診を受け、母子健康手帳申請の際に保健師との面談ができれば、出産まで必要な支援に導くことが可能になり、母親も子供もその後の育児を見守ることにつながります。

母子健康対策に取り組んできた市として、初回産科受診料の助成は低所得者にとって欠かせない支援です。どうか早期の実現を強く要望いたします。

次に、高齢者肺炎球菌定期予防接種の対象者についてですが、本来は、65歳と60歳から65歳未満の心臓や呼吸器機能、免疫機能の障害を持つ方が対象ということです。今年度で経過措置期間が終了することをどの程度理解されているのかが気になります。それは、高齢者同士で、今年受けなかったら次は5年先に打つ、または、一生に1回打てばいいという会話を聞くからです。経過措置が延長されたことによる勘違いなのか、定期接種で受けるのが一生に1回という誤った捉え方をしているのではないかと危惧するところです。

令和5年度も残り数か月ですので、今年度の対象者にどのような周知をされるのか、お伺いします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

対象者への周知につきましては、毎年3月に案内チラシと予診票を次年度の対象者

へ個別に送付し、御自身が対象者となることを御案内するとともに、4月の広報紙において高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種に関する案内記事を掲載するほか、年間を通じて、市ホームページの接種情報掲載や市内医療機関でのポスター掲示等、周知に努めているところでございます。

また、接種をお忘れの方も再度御検討いただけるよう、1月または2月の広報紙でも同様に案内記事を毎年掲載しておりますが、今年はさらに市公式LINEや地域福祉通信を活用した情報発信を検討しており、定期接種に関する情報が対象者に行き届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 間違った捉え方で接種機会を逃すことがないように、対象者に情報発信をお願いいたします。

既に令和元年から令和4年までの対象者は接種機会が終わりましたので、未接種の方は自己負担でワクチン接種をすることになります。また、肺炎球菌定期接種の23価ワクチンの効果は5年程度と言われており、2回目を希望する方も任意接種になります。自己負担額は8,000円程度必要ですので、今年度対象者に情報がしっかり行き届くようお願いをいたします。

昨日、嶋野議員が带状疱疹ワクチンについて質問をされておりました。带状疱疹ワクチンは、2回接種の費用が4万円から5万円の自己負担になるため、公明党としましては定期接種化に向けて取り組んでいるところです。高齢者にメリットがある肺炎球菌と带状疱疹のワクチン接種は予防効果があると、これらの助成制度を実施する自治体も出てまいりました。病気にかかって医療費が増えるか、予防で医療費を抑えるか

ということになりますが、健康寿命の延伸を掲げる市としても今後の検討課題として取り組んでいただくことを要望したいと思います。

次に、男性のHPVワクチン接種費用助成についてですが、御答弁では、女性のHPVワクチン接種率は、1割までまだまだ遠いといった状況です。HPV感染は、女性から男性へ、男性から女性への感染であることから、男女とも若い段階でワクチン接種するのが望ましいことが理解できます。ただし、男性のHPVワクチン接種は、承認はされましたが、全額自己負担ですから、3回接種の費用が5万円前後かかるため、接種したくてもハードルが高いのが現状です。

海外では、男女とも定期接種に取り組む国が徐々に増えております。日本でも、男性の接種に独自の費用助成をする自治体もあります。また、国際基督教大学の学生グループが、男性にも定期接種として無料で受けられるよう、1万5,000人分の署名を厚生労働省に提出するなどといった活動もございました。

男性のHPVワクチン接種費用助成について、市はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 HPVワクチンの男性への接種については、令和2年12月に厚生労働省において、肛門がんや性感染症の尖圭コンジローマ等の予防を目的として4価HPVワクチンが承認され、任意での接種となりますが、9歳以上の男性についても接種が可能となったところでございます。男性に対する接種は、HPV、すなわちヒトパピローマウイルスが性的接触により感染することから、男性自身の疾病を予

防するだけではなく、女性、パートナー等への感染防止や、社会全体への感染の広がり防止できる効果が期待できると考えられています。実際、国外に目を向けますと、公費接種の対象に男性を含めている国も数多くございます。

しかし、日本では、男性への任意接種が始まったところで、現在、男性への接種に対し、単独で費用助成を開始・検討している自治体もあるようですが、本市では現時点で費用助成は考えておりません。現在、国の厚生科学審議会において、男性に対するHPVワクチン接種について、定期接種に位置づける検討を開始することについての議論が行われていると聞いておりますので、国の動向を注視するとともに、他市状況の把握に努めてまいります。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 女性のHPV感染による子宮頸がんの患者数は年間1万人を超え、約2,800人が亡くなっています。また、患者の年齢は、20代から増え始め、妊娠・出産年齢とも重なり、将来の出生数にも影響があるのではないかと考えられます。

御答弁にありました男性の疾病予防のほかに、最近では、国内外で発症数が増加傾向にある中咽頭がんがHPVの関連を指摘されています。早期発見・早期治療が難しい中咽頭がんの予防としても接種動機にはなるのではないのでしょうか。

若年層の男女に対するHPVワクチンの情報と接種の効果の周知をもっと広く図っていただき、接種向上に努めていただきたいと思います。そして、ワクチン接種を希望する男性に対して、感染予防対策として費用助成の検討をお願いし、要望といたします。

次に、北別府自治会独自の近鉄バスアンケートについてですが、路線バスと住民ニーズの整合性、近距離移動の手段の確保が喫緊の課題であると痛感されたという御答弁でした。具体的な取組が必要であることを御理解いただけたのではないかと思います。

アンケートの近鉄バスで行きたいところという問いに対して、モノレール南摂津駅と、その周辺の商業施設や病院など、鳥飼方面を希望する回答が多くありました。現行の近鉄バスの運行ルートは江口・正雀・千里丘方面であり、住民ニーズとのずれがあることが見えてまいります。

この回答について、自治会長は、市内の商業施設を利用すれば市にメリットがある、高齢者が外出を控えることは、介護や医療費が増えていくことになり、市としては望ましくないはずだと主張されています。

これまで、多くの議員と本会議での議論をされる中で、市は、公共交通に関する市民アンケートや庁内公共交通のあり方検討会を踏まえて、法定協議会を設置して、地域公共交通計画策定に向けて取り組んでいくとの御答弁を聞いてまいりましたが、今後の方向性について、どのように反映していかれるのか、お伺いいたします。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 令和4年3月に市が実施いたしました日常生活における移動に関わる実態調査の市民アンケート結果では、移動に不便を感じている人が安威川以南地域を中心に多く見られ、また、どの地域でも60代以上の外出頻度が低くなっていることや、その理由として、公共交通の本数が少ない、近くに駅がない、渋滞しているなどが挙げられております。

アンケート結果や現状把握を踏まえ、令和4年度から専門家指導の下で実施している公共交通あり方検討会におきまして、摂津市の将来像をイメージし、本市の地域特性を加味して、路線バス運行やセッピー号等の交通手段など、課題の掘り下げを行ってまいりました。

具体的には、検討会では、大阪都心から近く、平坦な地形で自転車や徒歩での移動が容易であるといった地理的特性や、自家用車に頼らざるを得ない地域が多く、渋滞による路線バスの利用率が低い状況など、本市の強みや弱みから将来状況を想定し、目指す将来像とその実現に向けた今後取り組むべき方向性の案を整理いたしました。

摂津市の将来は、安威川以北地域での駅前再開発や幹線道路の整備等により利便性や快適性が向上し、さらなる人や物の集積が進み、移動の活発化が期待できる一方、少子高齢化の進展に伴い、摂津市内全体としての移動量は減少し、運転手不足も相まって路線バスが減便または撤退し、高齢者を中心に外出しにくい状況となることが想定されます。

こうした想定される将来の状況を踏まえ、「誰もが気軽に出かけられる移動にフラットなまち」を目指す将来像と設定し、その実現に向けた公共交通の方向性を、路線バス等基幹交通の確保・維持と日常生活の移動を支える近距離交通のネットワーク形成を大きな柱として、具体的な対策について検討を進めているところでございます。

今後、令和5年度内に地域公共交通活性化再生法及び道路運送法に基づく摂津市地域公共交通協議会を設置いたします。バス事業者をはじめ多様な関係機関の方々に参

画いただくこの場において、あり方検討会で取りまとめた方向性や具体策の案についても、地域の実情等を踏まえながら議論を深めてまいります。そして、市民や関係者との合意形成を図り、さらに数年をかけて摂津市地域公共交通計画策定を目指し、市民との協働による便利で持続可能な摂津市の公共交通の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 今年度中に摂津市地域公共交通協議会を設置されるというお答えをいただきました。一足飛びに交通整備を図ることは難しいと思います。しかし、高齢者、また障害者、そういった弱者にとっては一日も早い実現を願うものであります。

北別府自治会長は大変行動力のある方で、今年7月に行われた市長との対話集会でも市長に直接質問をされました。また、別府連合自治会の会長会でも公共交通改善に協力をお願いされており、別府連合会としても高い関心を持っておられます。先ほども、何で北別府地域にはセッピー号が走れへんねん、聞いてくれと言われたところでございますが、最後に森山市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 福住議員の質問にお答えをいたします。

釈迦に説法になると思いますが、そもそも公共交通は、その会社の判断で廃線とか減便、変更はできないことになっていたんです。しかし、今から十五、六年前ですか、法律が変わって、バス会社、電鉄の都合によって廃線、減便、変更が、全てとは言わないんですけども、できるようになったんです。そのときにも私は、個人的にはえらいこっちゃと。時代がどんどん変

わっていった、そういう変化がありました。今までなら考えられないことなんですけれども、あの法律の変更以来、摂津市だけじゃなく、全国的にこの話題があっちこちで取り上げられております。

あるときに、摂津市内で、いろいろ御指摘のあったようなことについて陳情を受けたことがあります。これは、減便と時間の変更で、こんなことしてもうたら困るやないかという話を私は直接受けまして、これは補助金が足らんのかと。御案内のとおり、昨日からも話が出ていますけれども、路線バスはもちろん、巡回バス等々に数千万円の補助金を投入いたしております。だから、お金を出して走ってもうてる状況になっているんですけれども、減便とか、これはもうちょっと金を出さなあかんのかと、実際そういうことを思ったんです。

それで、会社の関係者に困るやないかと厳しくお願いと指摘をした経緯があります。そのとき返ってきた返事が、いや、お金と違うんですと。補助金を増やしてもうたらうれしいけど、お金の話と違えますと言われまして、理由を聞いたら、今よく言われている人がいてないんですと。これを言われてしまうと、即対応して、こちらも代わりに私が運転しますと言うわけにいかん。今、そういう現実があって、いろんな問題があっちこちで出ていることは確かでございます。

今、もう既に安威川以南でも、慌てて何町か集まって協議会をつくるのかという話が出ておりますけれども、このまま放置すると、同じように、もう走らんとくわと言われかねません。減便どころか、走りませんとなったら大変なことでございます。

話は逆になりますけれども、御案内のごとく、安威川以北はまだ東西の鉄軌道が走

っております。安威川以南は東西の鉄軌道が走っておりません。ひたすらバス路線に委ねるといえるか、頼っておるところでございます。そんな中、駅から500メートル以上離れている交通空白地域がたくさんあるんです。それで、地域の公共施設巡回バス等々、今、補助金を出しながら走らせておるところなんです。

そういう中で、今、巡回バスが回っていないところとか、きめ細かく走らせる方法はないものか。この走らせ方も考えないと、さっきの話じゃありませんけれども、路線バス以上のことをやれば、路線バスはもうさいならと言って廃線してしまうおそれがあるんです。怖がっていたらあかんですけれど、ほんまにそうなったら大変です。だから、あくまで路線バスを補完するバスでしかあり得ないわけです。

狭い市域なので、どこかで競合するといえるか、かち合ってしまうので、この辺の兼ね合いをうまく考えながら、路線バスも成り立って、それで我々の独自の公共バスもうまく走らせる方法を考えなあかんと思います。

そういうことで、さっきから話が出ていますけれども、行政はもちろん、バス関係者、その他行政関係者、そして市民の皆様も参加していただく中で、既に協議会とか、あり方検討会とか、いろんなことをやっています。早急に地域公共交通計画をつくって、安威川以南のようなことになってからでは遅いので、御指摘のことについて、ある意味では嚴重に、抗議じゃないけれども、しながら何か応えていかないといけません。

正月早々、阪急バス、近鉄バス、両社の社長とお会いする機会があります。そのときには、私からこのことについて直訴をい

たします。そして、社を挙げてでも一遍これを考えてくれという話をしてみようと思いますので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

以上です。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 ありがとうございます。市長の直訴に後ろの皆さんもついていくかと思えます。

自治会、団体の市民活動も活発になってまいりました。市民生活に対して市民からの働きかけがあることを受け止めていただいて、市民との協働で地域の実情を酌んだ取組を進めていただくことをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○水谷毅議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って一般質問を行います。

1点目は、生活困窮者支援の現状についてです。

今定例会の議案で物価高騰対策の補正予算が審議されましたが、非課税世帯への7万円の給付金がなければ年を越せないという声を何人かの方から聞いています。生活保護を受けておられる方も、これまでの度重なる保護費の減額に、最低生活が維持できないとおっしゃっている。そこに物価高騰が追い打ちをかけています。また、3年半に及ぶコロナ禍を経験し、この間に、生活困窮者支援制度で何とか乗り切ってきた方も、続く物価高騰の下で厳しい状況に陥っています。仕事がなくなって暮らしていない、収入が減って家計が苦しい、そうした方々の最後のセーフティネットと言わ

れる生活保護制度の役割が、今の情勢の下、一層求められているとも言えるのではないのでしょうか。

そこで、この間のコロナ禍、物価高騰の下での生活困窮者支援制度の状況と、併せて生活保護制度の利用状況をお聞かせください。

2点目は、子どもの貧困対策についてです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立して今年でちょうど10年になりますが、厚生労働省が今年7月に発表した国民生活基礎調査によると、子供の相対的貧困率は2021年の数字で11.5%となっています。これは、ピーク時の2012年の16.4%と比べると改善はしているものの、ひとり親家庭では44.5%と大変厳しい状況が続いています。

この10年を振り返ったとき、低所得世帯も、子供の給付型奨学金制度の新設であったり、児童扶養手当や未婚のひとり親に対する税制の改善などに取り組みまれたりはしましたが、国の対策は物足りないという声もあります。

摂津市としても、この間、子供の貧困対策として取り組まれた施策が幾つかありますが、その内容と評価についてお聞かせください。

以上、1回目の質問とします。

○水谷毅議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活困窮者支援の現状についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対しては、社会福祉協議会が窓口になっている貸付制度や、貸付けが終了してもなお困難な世帯に

対する新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金がございましたが、それぞれ令和4年9月及び12月で受付が終了いたしました。この間に制度を利用された方の人数は、貸付制度が1,570人、自立支援給付金が183人でした。

また、生活保護の推移は、全国的に申請件数が増加傾向にあり、本市でも同様となっております。ここ数年の申請件数は、月平均で12件程度でしたが、今年1月以降は20件を超える月もあり、平均すると月17件となっております。これに伴って保護世帯数も増加傾向にあり、令和4年4月時点の1,177世帯から令和5年11月では1,232世帯と、55世帯増加している状況でございます。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 子どもの貧困対策についての御質問にお答えいたします。

本市では、第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画において、子供の将来がその生まれ育った環境において左右されないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子供の貧困対策を推進することとしております。

これまでの主な取組といたしましては、経済的な理由により教育の機会が奪われることのないよう、就学援助制度における支給費目の拡充や、22歳までの大学生等を対象としたひとり親等に対する医療費助成などを実施しております。

また、コロナ禍においては、市独自の施策として、児童扶養手当受給世帯に対する給付金の支給や、貧困世帯を地域で見守り支える環境づくりを目的に、子ども食堂運営事業補助金を創設するなど、貧困対策に

取り組んでおります。

しかしながら、子供の貧困は捕捉が大変難しく、支援を必要とする世帯へのアウトリーチが大きな課題であると認識しており、今後も、子供に関連する関係機関が連携し、支援を必要とする世帯の把握に努めてまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目からは一問一答でお願いします。

生活困窮者の支援についてですが、これまで、新型コロナウイルス感染症の特例制度で、社会福祉協議会の貸付けや自立支援の給付金で何とかしのいでこられた方が相当数いらっしゃいます。そうした制度も今は終了し、生活保護に至るケースも増えている状況がうかがえます。

一方で、これは次の質問にも関わる問題ですが、ひとり親の母子世帯の生活保護受給者は減っていると聞きました。直近の状況についてお答えください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 生活保護受給世帯のうち、18歳未満の子供と母等のみで構成される母子世帯の推移を見てみますと、令和3年度は年間平均で78世帯、令和4年度は年間平均で65世帯、令和5年度は11月までの平均で66世帯という状況でございます。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 やはり減っているのが気になります。これが他制度、他施策でそうしたものが拡充した結果であればよいのですが、どうでしょうか。

生活保護制度の対象となる人の中で、実際に利用されている人の割合を捕捉率と呼んでいますが、この捕捉率は2割から3割とも言われています。漠然としたネガティ

ブなイメージ、また、制度が正しく理解されていないことも大きな要因として挙げられています。加えて、生活保護利用者に対する無慈悲なバッシングから、制度利用者以外にも理解が進むような広報や啓発の仕組みが欠かせないとも私は思っています。その点での市の考え方についてお聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 生活に困窮されたときに、相談先として生活困窮者自立支援相談窓口や生活保護制度の案内を市ホームページに掲載しております。生活保護のページには、「生活保護の申請は国民の権利です」と文言を入れて、相談をためらうことのないよう配慮しております。

また、令和5年度からは、重層的支援体制の整備に向けて、相談業務を行う庁内の各課で相談支援体制推進ネットワーク会議を開催しており、福祉的なニーズのある世帯をどの部署で把握したときでも必要な支援につなげるように、関係課で連携した取組を進めてまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 御答弁がありました重層的な支援も含めて、必要な方々がしっかりとそこに結びついていけるような支援をぜひお願いしておきたいと思います。

また、ホームページの改善等は、前向きな改善点として評価していますけれども、インターネット上、SNSなどでは、依然、生活保護への否定的な書き込みが多く見受けられます。そういった中で、生活保護は国民の権利とは言われましたけれども、それと併せて、困っている人をみんなで支え合う制度なんだという意識の醸成も広く共有できるような発信をお願いしておきたいと思います。

続けて、子どもの貧困対策についてです。

具体的な取組について幾つか聞いておきたいと思いますが、まず、生活支援課が行っています学習支援制度の状況について伺います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 生活困窮者自立支援事業の一環として実施しております学習支援事業は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、令和2年度、令和3年度は集団での開催を休止しておりましたが、令和4年9月から再開し、コロナ禍以前と同様に、大阪人間科学大学の学生ボランティアにも参加いただき実施しております。学習面の効果だけでなく、学生ボランティアが関わることで、大人にはあまり話をする事のない趣味の話や日常の出来事なども会話の中でお聞きできるため、子供や世帯の理解を深めながら支援につなげている状況でございます。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 次に、就学援助についてです。

近年、利用が減少していると聞いておりますけれども、どうでしょうか。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 令和4年度の就学援助の利用状況は、小学校の認定者が744人で、認定率は17.8%、中学校は、認定者が430人で、認定率は21.2%でございます。進級時に学校を通じて全児童・生徒に制度案内を配布するなど、制度周知に努めてはおりますが、小・中学校とも、平成22年度、平成23年度の認定率約40%をピークに減少が続いております。

就学援助率につきましては、本市同様、全国的に減少しており、文部科学省の就学

援助実施状況等調査結果によりますと、主な減少要因として、児童・生徒数の減少に加え、経済状況の変化が挙げられております。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 次に、就学援助にも関わりますが、教育総務部で所管している学校医療券の利用状況についてお聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校医療券につきましては、就学援助の認定者を対象に、医療費の自己負担分を補助するものでございます。

医療券の対象となる疾病は、学校保健安全法施行令第8条に規定される10の疾病であり、結膜炎や白癬、中耳炎、齲歯、寄生虫などが対象となっております。

利用状況といたしましては、小学校では令和元年度49件、令和2年度29件、令和3年度18件、令和4年度が1件、中学校では令和元年度9件、令和2年度25件、令和3年度21件、令和4年度が5件と、それぞれ減少傾向にございます。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 次に、委員会でも伺いましたが、子どもの医療費助成制度の入院時食事療養費について、これは現在、非課税世帯のみとなりましたけれども、この制度改正後の状況についてお聞かせください。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子ども医療費助成制度のうち、入院時食事療養費の助成につきましては、平成28年4月診療分から、健康保険制度上の低所得者に限り対象としております。

直近5年間の助成件数につきましては、平成30年度が10件、令和元年度が9件、令和2年度が1件、令和3年度が2

件、令和4年度がゼロ件でございます。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 幾つかの制度についてお聞きしてきましたけれども、最初に伺いました生活困窮の学習支援などは、本当に貧困の連鎖を断ち切るという意味でも重要な取組だと考えています。コロナ禍の間はできておりませんで、心配しておりましたけれども、再開されているということで、しっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。

あと、就学援助や医療券、あと入院時食事療養費の制度などについては、どれもこの間、利用が減っていて、その要因がやっぱり気にはなっています。先ほど、部長の答弁の中で、文部科学省によると子育て世帯全体の経済的な状況の変化とおっしゃられましたけれども、以前から摂津市は、就学援助については、利用率が他市と比べても数段高かった分が減っておりますし、入院時食事療養費に至っては昨年度ゼロ件ですから、これについてはしっかりと中身の分析もしていただきたいと思うんです。制度改正のときに、私どもの会派は、非課税世帯にとどめずに、全体が受けれる制度であってほしいと求めてきましたけれども、やはり子供全体が捕捉される中で困窮世帯も捕捉されていく、こういうことなんじゃないのかということも申し上げておきたいと思っております。

1回目の部長答弁の中で、子供の貧困は捕捉が大変難しい、アウトリーチが大きな課題ともおっしゃっておりました。一つ一つの制度の捕捉率を上げていくことについてもお願いしておきたいと思っております。

また、9月の定例会でも紹介しましたが、学童保育におやつ代、それからお弁当代を持ってこれない子供がいるケースもあ

ります。家庭や親が困窮している状況にあるんじゃないのか、ネグレクトのような状況に陥っているんじゃないかと心配もするところです。こうしたケースの場合、状況把握、それから対策をどのように取られているのか、伺っておきたいと思います。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 ネグレクトに至る背景は様々でございますが、生活が困窮していることから、学校や保育所等で必要な準備物がそろわないといったことや、同じ服を着回し、季節にふさわしくない服装での登校・登園といった情報を家庭児童相談課に御連絡いただくことがございます。このような寄せられた心配情報が、経済的な理由だけなのか、それ以外に、保護者が健康面や心理面、養育面での課題を抱えていないか、児童の発達課題により忘れ物が多くなっているのではないかなど、学校等の所属や関係機関から情報収集を行った上で、ネグレクトに当たるかどうかの判断を行っております。

ネグレクト家庭へのアプローチにつきましては、関係性の観点から、まずは学校等の所属先から保護者に対応を行っていただき、それでも改善が難しい場合につきましては、家庭児童相談課につないでいただき、保護者のニーズや気持ちに寄り添いながら、状況に応じて家事援助などの養育支援訪問事業を勧めたり、地域で実施されている子ども食堂を案内したり、他の支援機関と連携しながら対応を行っているところでございます。

いずれにしましても、児童・生徒と日々接する学校や保育所等の現場の先生方が心配な情報をしっかりとキャッチしていただくことが大切であると考えておりますので、先生方が児童虐待に対する感度を高め

られるように、引き続き児童虐待防止等の研修に取り組んでまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 ネグレクトの件でお聞きさせてもらいました。こうした虐待事案の多くは、親の精神面や身体面、それから家庭の困窮実態などが合わさって起こっているとも聞きます。これらの実態をしっかりと把握していく上では、先ほど言いました学童で必要なお弁当を持ってこれていないということもあるかもしれませんし、また、学校医療券とかで、例えば虫歯とかでよく言われていますけれども、通院治療が必要なのにほったらかされている、そうしたものなどもしっかりとアンテナを張って見ていくことも必要だと思っております。こうした実態把握から適切な支援につなげるためにも、これは繰り返しになりますけれども、いろんな制度の捕捉率を上げていくこと、利用が少ない制度があるなら、なぜ少ないのか、そうしたこともしっかり分析を行って行っていただきたいと思っております。

最後になりますが、今年度市政方針では、第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子育て世帯の現状やニーズに関するアンケート調査を実施していくと、また、子供の貧困に対して効果的な支援の在り方を検討するため、大阪府と共同で子どもの生活実態調査を実施していくと述べられています。この調査の分析と、それから、今後の具体的な施策への検討、次期計画策定についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子どもの生活実態調査につきましては、小学5年生と中学2年生の児童・生徒及びその保護者を対象に、子供には生活状況、学習状況、居場所の利

用状況など、保護者には就労や所得、子供との関わりなどを調査項目として、本年7月に大阪府と共同で実施いたしました。

現在は、委託先であります大阪公立大学において集計及び分析作業が行われており、その結果は令和6年3月に公表される予定でございます。

調査結果につきましては、令和6年度に予定しております第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画の策定に活用してまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 今回取り組まれている調査は、この時期なので、もう少し詳しい中身が聞けるのかとも思っていましたけれども、大阪府との共同の中では、3月以降でないとなかなか詳しい中身についてお聞きできないということで、少し残念に思っています。ただ、今回取り組まれている調査は、単なるアンケート調査にとどめることなく、摂津市で暮らす子供たちの実態としっかりとリンクさせていただいて、市長も市政方針で述べられたように、子供の貧困に対して効果的な支援の在り方を考える、その検討をするためのものとして、実効性のあるものとして生かしていただきたいと思いますと考えております。

また、子供を取り巻く様々な制度に取り組まれてきていますけれども、中学校給食も今後前進させていくとか、また、給食費の無償化も訴えてきました。少子化対策ということで、政府のこども家庭庁の中ではいろいろと取り組まれている部分もあると思うんですが、子育て支援、少子化対策ももちろん重要だけれども、本当に貧困とリンクさせた、困っている方に手の行き届くような支援のありよう、そうしたものを併せて取り組んでいくようにと、ぜひ最後

に重ねて申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○水谷毅議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、一般質問をさせていただきますと思います。

阪急京都線庄屋ガード「高さ制限1.7m」の安全対策についてでございます。

本年6月の第2回定例会におきましても質問をさせていただきましたが、庄屋ガードへ進入してしまう車高1.7メートル以上の車両を防止するこれまでの取組について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 阪急京都線庄屋ガードの高さ制限1.7メートルを超える車両の進入を防止するためのこれまでの取組についての御質問にお答えいたします。

庄屋ガードの市道庄屋5号線及び西側の千里丘東54号線と東側の庄屋7号線におきましては、道路法第47条第3項の規定に基づき、道路構造に係る通行規制を車両の高さの最高限度1.7メートル未満として、これまで、道路管理者による標識、桁下高さ制限を明示した車高制限装置に加えて、看板や電柱幕を設置するなどにより、運転者への注意喚起を行ってまいりました。

令和5年5月には、車両誤進入の未然防止を図るため、カーナビゲーション地図を所管する一般財団法人日本デジタル道路地図協会に対し、この路線を案内対象から外すよう要望を行いましたところ、同協会から次の回答を得ております。協会員で、実

際にカーナビゲーションを製造販売する4社のうち2社につきましては、既に通過ルート案内対象外や積極的な案内を避ける設定になっております。一方、残りの2社は、幅員が3メートル以上あることから現状のままとの内容でありました。

さらに、スマホ地図アプリのグーグルマップに対して、誤解を招く情報で誘導していることから、令和5年4月17日に、ガードには桁下制限高さがある旨を連絡しましたが、現時点ではグーグルにおける対応は検討中とのことであります。

今後も引き続き、阪急京都線庄屋ガードの通行状況や、車載のカーナビゲーション機能、スマホの地図アプリにおける対応状況等につきまして注視してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 部長から詳しく御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、スマホの地図アプリでございます。私はiPhoneを持っております。グーグルマップは現在検討中と御答弁がありましたけれども、東正雀の交差点から鳥山公園、あるいは千里丘小学校を検索しますと、ルート案内からもう既に外れていますので、何とか構築はできているものかと思っております。一度また試していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一つ、ヤフーのカーナビアプリがありますけれども、あれもよく使っておられる方がいらっしゃいます。あれもルート案内から外れておりますので、ぜひ確認していただきたいと思っております。

肝腎なiPhoneの純正の地図アプリは、ルート案内で一番最短で行けますということで庄屋ガードを案内します。これもウェブから改善の要望ができますので、僕

もやりますけれども、どうか市のほうからもしっかりとやっていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、カーナビゲーションにつきましては、地図を所管する日本デジタル道路地図協会に対しまして、庄屋ガードをルート案内から外すよう要望を行っていただきました。結果、カーナビゲーションを製造販売する4社のうち2社につきましてはルート案内から外していただきましたけれども、残る2社につきましては、幅員が3メートル以上あることから現状のままの御答弁がありました。どうか再度、市から改善を要望していただきたいと思っております。

そして、阪急電鉄も大きな防犯カメラを二つつけていただいておりますので、必ず映像が残っておりますので、その映像を基にナビゲーションの改善の要望をしていただきたいと思っております。

それから、もう一つは、大きな事故につながるおそれがありますので、摂津警察からもナビゲーションの改善を要望していただきたいと思っております。これは要望とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

私自身も、現場で庄屋ガードに進入してしまった車両を何度も誘導させていただいております。運転手の方に確認しましたところ、ほとんどの方がやはりナビゲーションで進入されておりました。この庄屋カードをナビゲーションのルート案内から外していただくことが進入を防止する大きなキーワードになると確信しますので、どうか粘り強い要望をよろしく願いいたします。

(パネルを示す) ここでもう1点お聞きしたいのは、ドライバーの方への注意喚起のため電柱に設置していただいております

看板です。

右側の写真ですけれども、特に電柱幕が直射日光や雨の影響で色あせたりちぎれたりしておりますので、再度点検をしていただき、取替えをお願いできないでしょうか。

また、こっちの写真ですけれども、皆さんから見て右、ラミネート加工の看板につきましても、これは電柱に巻いていただいているもので、劣化が心配ですが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 電柱に設置されたガードの桁下制限高を周知する看板等の劣化についての御質問にお答えいたします。

現在設置しておりますガードの桁下制限高を周知する電柱幕につきましては、一定の耐久性や耐候性を有する材質で製作しておりますが、屋外の設置となりますことから、中には設置より年数が経過したものもあり、議員が御指摘のとおり、長期間、紫外線や風雨にさらされることで劣化が生じ、標示の文字の薄れや一部破損したものがあことは認識いたしております。文字が薄れて見にくくなったものや一部破損した電柱幕等につきましては、点検を実施し、継続して利用できるものと交換が必要なものを見極め、必要なものは取替えを行ってまいります。

なお、現在、新たに設置しているラミネート加工の看板につきましては、文字だけではなく、イメージ図により、ドライバーが自身の車の車高とガードの高さ関係を視覚的に、かつ直感的に分かるよう製作したもので、今年7月頃に設置いたしました。今後、その効果を検証し、デザイン等の見直しや耐久性等を考慮して、劣化しにくい材質の看板に変更してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 どうか電柱幕につきましては早期の交換をお願いしたいと思います。

ここでもう1点お聞かせいただきたいのですが、本年7月に設置していただきました、こちらの写真の右側、ラミネート加工の看板につきましては、効果を検証し、デザイン等の見直しや耐久性と耐候性を考慮した劣化しにくい材質の看板に変更されると部長から御答弁いただきました。提案なんです（パネルを示す）、これは例えば東正雀の交差点なんです。これはもう正音寺会館のフェンスに設置させていただいているんですけれども、できるだけインパクトのある大きな看板を設置していただきたいと思っております。新たな道路標識設置の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 議員が御提案の新たな道路標識設置による桁下制限高の周知拡大方法の検討についての御質問にお答えいたします。

御提案の大きな道路標識の設置につきましては、日本道路協会の道路標識設置基準に定めております路面から標示板までの標準設置高さ5.0メートルの確保や、ドライバーが交差点内に進入する前に桁下制限高の標示を視認できるような設置箇所の選定、交通管理者である摂津警察署との協議などが必要でありますことから、今後は、各関係機関と連携・協議し、道路標識の設置や周知方法について研究してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 東正雀の交差点、あるいは鳥山公園付近に、庄屋一丁目サイド、そして庄屋二丁目サイドの2か所にインパクトのある看板をどうか設置していただきます

よう、よろしく申し上げます。これは要望とさせていただきます。

ここでもう1点お聞かせいただきたいのが、他市の救急車が庄屋ガードに進入する事案が発生いたしまして、私自身も実際目撃しましたので、これはどないかせなあかんということで、消防長に進入防止対策についての周知の相談をさせていただきましたが、どのように対応していただいたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○水谷毅議長 消防長。

○松田消防長 庄屋ガードへの救急車両の進入防止対策についての御質問にお答えいたします。

本件につきましては、令和元年に国立循環器病研究センターが吹田市岸部新町に移転されて以降、特に遠方の消防本部が当該センターに救急搬送される際に、救急車両のナビゲーションで目的地を設定いたしますと、高さ制限のある庄屋ガードを抜けるように誘導されることがあり、救急車両がガード手前まで進入し、通行できずに転回している事例が多くあると議員から御相談をいただき、同時にガード周辺の住民の方からも情報提供をいただきました。

このような事例が複数あることを受け、令和5年10月19日付で、大阪府内全消防本部に対しまして、このガードについて、高さ制限があり、緊急車両が通行できない旨の注意喚起を、周辺地図等を添付し、通知させていただいたところでございます。

今後、まだ頻発するようであれば、近隣他府県の消防本部に対して通知することも検討してまいります。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 消防長から対応について御答弁いただきました。

私も目の当たりにさせていただいたときに、隊員の方には話しかけることはできなかったんですけども、恐らく国立循環器病研究センターへ搬送される途中なのかと認識しました。くも膜下出血、あるいは脳梗塞、心筋梗塞の方を搬送しているとなりますと、やはり1分1秒を争うことでございます。大阪府内の全消防本部に注意喚起していただきましたけども、僕が見たのは奈良市の救急車やったと。そして、もう1台見たのが、東という字が見えましたので東大阪市か大東市やったと。ぜひ、例えば和歌山県、奈良県、京都府、滋賀県、三重県辺り、やっぱり国立循環器病研究センターですから全国から搬送されるものかと思えますので、早期に他府県にも伝達、注意喚起していただくように要望とさせていただきます。よろしくお願いたします。

もう1点お聞かせいただきたいのは、阪急京都線連続立体交差事業の庄屋二丁目地区における付け替え道路の整備スケジュール及び供用開始予定についてお聞かせいただきたいと思えます。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 阪急京都線連続立体交差事業の庄屋二丁目地区における付け替え道路の整備スケジュール及び供用開始予定についての御質問にお答えいたします。

本工事は、令和6年度以降に始まる阪急京都線連続立体交差事業の仮線施工に伴い必要な鉄道東側の市道庄屋1号線の付け替え道路工事です。

整備スケジュールにつきましては、今年度、隣接する農地との境界に土留めのための鋼矢板を設置する工事を行い、令和6年度の上半期より、水道や下水道、大阪ガスの移設工事を始めます。その後、付け替え道路の整備工事に着手し、令和6年度未完

了、供用開始は令和7年4月を予定しております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 庄屋二丁目地区における付け替え道路について御答弁を部長からいただきましたけども、庄屋一丁目側も併せて、鉄道工事着手までの庄屋ガードに進入してしまった車両の例えば迂回やUターンの対策についてお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 鉄道工事着手までの庄屋ガードに誤進入した車両の迂回、Uターン等の対策についての御質問にお答えいたします。

西の庄屋一丁目側につきましては、庄屋ガード直近の道路交差点に位置する電柱が鉄道工事で支障となるため、関西電力と協議し、令和6年度上半期での移設を予定しております。電柱移設後は、道路と隣接する買収地を活用することで、進入車両のUターンスペースの確保等ができないか、検討を進めたいと考えております。

また、東の庄屋二丁目側につきましては、付け替え道路の供用を令和7年4月に予定しており、整備された付け替え道路を利用して迂回することが可能となります。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 庄屋一丁目側につきましては、令和6年度上半期予定で電柱の移設、そして、庄屋二丁目側につきましては、付け替え道路の供用開始が令和7年4月の予定と御答弁をいただきました。どうか一日でも早く実施していただきますよう、よろしく申し上げます。これができますと、大きく安全対策が図れると確信するところでございますので、よろしくお願いをいたします。要望とさせていただきます。

もう1点お聞かせいただきたいのが、鉄道工事期間における庄屋ガード付近の安全対策について、阪急電鉄との連携の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 建設部長。

○武井建設部長 鉄道工事期間における庄屋ガード付近の阪急電鉄の安全対策の取組についての御質問にお答えいたします。

当該箇所につきましては、市が市道庄屋1号線の付け替え道路を整備した後に阪急電鉄が仮線工事に着手する予定としております。

工事に向けて、阪急電鉄とは、事業主体である大阪府とともに、今年7月から工事担当部署との毎月1回の定例会議を開催しており、庄屋ガード付近の安全対策についても毎回懸案事項として認識を共有しております。

その会議の中では、工事期間中の交通誘導員の配置や、庄屋ガード近接に設置する予定の工事用ゲートを道路から控えて設置することで一般車両の転回スペースを確保すること、また、仮線施工に伴い移設が必要となる防護柵の設置位置等についても検討しており、できる範囲の安全対策は実施すると阪急電鉄から聞いております。

今後も引き続き、鉄道工事期間における安全対策についてしっかり協議してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 どうか阪急電鉄との連携で、できる限りの交通誘導員の方の配置やUターンスペースの確保など、工夫をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

最後に、市長に御答弁いただきたいと思っております。

市長、庄屋ガードからずっと千里丘地域

のほうに行きますと、JRの竹之鼻ガードがございまして、その手前には、市長も気にしていただいておりますけども、立派な歩道を設置していただきました。近隣の皆さんは安全対策を図っていただいたと本当に喜んでいただいております。

この庄屋カードは、私も家の近くということで何度も何度も現場へ行かせていただいて、例えば、午前中ですけども、連続立体交差推進課長と、そして職員の方と3人で話していたときに、1.7メートル以上の車が4台入ってきたんです。そのうち2台は、こつんとガードに当たらないと止まらなかったんです。やっぱりそれぐらいナビゲーションを見ながら走っておられるんだと思ひまして、このナビゲーションの会社等と対応させてもらっているんです。あとは、近隣の建物のフェンスが、Uターンしようと思ってバックして当たってぐしゃってなっていたり、農業用水路にワンボックスカーが脱輪したり、水みどり課がつけていただいた水路のフェンスがぐしゃっと潰れていたり、電信柱の横にはガラスが散乱していたりと、本当に1分1秒でも早く対策を練っていかないとあかんの違うかと思ひて、もう毎日毎日夢を見るぐらい、毎日現場に行かせていただいているんです。

今回、もうこの質問は最後にしたいと思ひますけども、どうか建設部だけじゃなくてオール摂津で取り組んでいただきたいと思ひます。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 南野議員のトリの質問に答えたいと思ひます。

いろいろお話を聞いておりますと、やっぱり抜本的な解決には一日も早く阪急京都線連続立体交差事業の完成が待たれるわけ

でございます。これまで地元の皆さんにもいろいろ御迷惑をおかけいたしておりますが、そういう意味でも一日も早くの完成をまた当局にも求めてまいりたいと思ひています。

ところで、いろいろお話がございましたけれども、私もあそこで何回か天井をすったり、選挙のときに看板を当ててしもたり等があります。大概この摂津市内の道を知り尽くしているはずの私ですらそういうことがままあるということでもありますから、市外から来た人、またアルバイトの配達員等々があそこへ入っていくことはもう避けられないというのは分かります。特に最近、見たらいかんナビを見ながら走っているのもたくさんおりますから、そういうことがしょっちゅうあることもよく伝わってまいりました。

そういうことで、ナビ対策とか、それから付け替え道路の話とか、一定それなりに取組が始まって取り組まれているようでございます。結局はあそこに入らんようにせなあかんわけですから、ちょっと外れとるから、かなり距離があるのでどうしても無理があるようですが、何とか入らんようにせないかんということだと思ひます。それが我々地元の自治体としてできる大きな取組だと思ひます。

ただ、公道でありますから、地元の警察、そして公安委員会等々の御意見も聴きながら、我々としてどういう取組が可能なのか、これは別に道路交通課だけじゃなくて、職員みんなの知恵を絞って考えてみたいと思ひますので、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 市長に力強い御答弁をいただきました。どうかよろしくお願ひしま

す。

また、教育委員会の皆さんにも聞いておいていただきたいと思います。通学自体は、庄屋ガードをくぐる子は少ないと思いますが、多くの子供があそこを通ることはしっかりと認識していただいて、どうかオール摂津で取り組んでいただきますようお願いし、要望といたします。

以上で質問を終わります。

- 水谷毅議長 南野議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第68号など30件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

- 三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第73号、摂津市長期継続契約に関する条例制定の件、議案第74号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第75号、摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第76号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件、議案第78号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件、議案第79号、指定管理者指定の件(摂津市営住宅)、議案第93号、指定管理者指定の件(摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設)及び議案第94号、指定管理者指定の件(摂津市立フォルテ摂津自転車駐

車場)及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場)、以上9件について、12月6日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

- 水谷毅議長 文教上下水道常任委員長。(村上英明文教上下水道常任委員長 登壇)
- 村上英明文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第69号、令和5年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第70号、令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第74号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第95号、指定管理者指定の件(摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター)、議案第96号、指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)及び議案第97号、指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター)、以上7件について、12月5日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

- 水谷毅議長 民生常任委員長。(増永和起民生常任委員長 登壇)
- 増永和起民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第71号、令和5年度摂津市国民

健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、議案第80号、指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム）、議案第81号、指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ301・303）、議案第82号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）、議案第83号、指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）、議案第84号、指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか8施設）、議案第85号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）、議案第86号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）、議案第87号、指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）、議案第88号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）、議案第89号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）、議案第90号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）、議案第91号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）及び議案第92号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）、以上17件について、12月5日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○水谷毅議長 議会運営委員長。

（村上英明議会運営委員長 登壇）

○村上英明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分について、12月15日、委員全員出席

の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○水谷毅議長 駅前等再開発特別委員長。

（塚本崇駅前等再開発特別委員長 登壇）

○塚本崇駅前等再開発特別委員長 それでは、ただいまより、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第68号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分について、12月8日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、これを報告いたします。

○水谷毅議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第68号から議案第97号を一括採決します。

本30件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、本30件は可決されました。

ただいま可決されました議案第68号につきましてお諮りします。

本会議初日に可決されました議案第98号は、字句等を整理し、補正予算第8号から補正予算第7号へ変更しております。

議案第68号につきましても、可決後に補正予算番号等の整理が必要となりますこ

とから、これを議長に一任されたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議会議案第20号など4件を議題とします。

お諮りします。

本4件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第20号、議会議案第21号、議会議案第22号及び議会議案第23号を一括採決します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和5年第4回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後2時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水谷毅

摂津市議会議員 安藤薫

摂津市議会議員 野口博

☆ 添 付 資 料

令和5年第4回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
12 / 4	月	本会議（第1日）	議会運営委員会（第一委員会室）	9:30
			提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			（議会議案届出締切 17:15）	
5	火		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
6	水		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			（常任委員会予備日）	
			（一般質問届出締切 12:00）	
7	木		（常任委員会予備日）	
8	金		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
9	⊕			
10	⊙			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
16	⊕			
17	⊙			
18	月			
19	火	本会議（第2日）	一般質問	10:00
20	水	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議 案 付 託 表

令和5年第4回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案 第 68 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案 第 73 号 摂津市長期継続契約に関する条例制定の件
議案 第 74 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第3条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
議案 第 75 号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 76 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 78 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 79 号 指定管理者指定の件（摂津市営住宅）
議案 第 93 号 指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設）
議案 第 94 号 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案 第 68 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案 第 69 号 令和5年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
議案 第 70 号 令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案 第 74 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第3条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案 第 95 号 指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター）
議案 第 96 号 指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）
議案 第 97 号 指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 68 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
議案 第 71 号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案 第 72 号 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案 第 77 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 80 号 指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム）
議案 第 81 号 指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ301・303）
議案 第 82 号 指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
議案 第 83 号 指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）
議案 第 84 号 指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか8施設）
議案 第 85 号 指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
議案 第 86 号 指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
議案 第 87 号 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）

- 議案 第 88 号 指定管理者指定の件 (摂津市斎場)
議案 第 89 号 指定管理者指定の件 (摂津市立保健センター)
議案 第 90 号 指定管理者指定の件 (摂津市立休日小児急病診療所)
議案 第 91 号 指定管理者指定の件 (摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)
議案 第 92 号 指定管理者指定の件 (摂津市立みきの路)

〈議会運営委員会〉

- 議案 第 68 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算 (第7号) 所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案 第 68 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算 (第7号) 所管分

令和5年 第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | | | | |
|-----|--------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 塚本崇議員 | 2番 | 光好博幸議員 | 3番 | 出口こうじ議員 |
| 4番 | 三好俊範議員 | 5番 | 西谷知美議員 | 6番 | 増永和起議員 |
| 7番 | 藤浦雅彦議員 | 8番 | 嶋野浩一朗議員 | 9番 | 村上英明議員 |
| 10番 | 安藤薫議員 | 11番 | 香川良平議員 | 12番 | 三好義治議員 |
| 13番 | 森西正議員 | 14番 | 福住礼子議員 | 15番 | 弘豊議員 |
| 16番 | 南野直司議員 | | | | |

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 塚本崇議員

- 1 防犯カメラについて
- 2 サポートが必要な児童の通学支援サービスについて
- 3 3号街区公園について
- 4 旧三宅小学校の利活用について

2番 光好博幸議員

- 1 ドローンの有効活用について
- 2 ファシリティマネジメントについて
- 3 摂津ブランドのさらなる構築について
- 4 地域コミュニティーの活性化について
- 5 災害対策の充実・強化について
- 6 鳥飼地域のまちづくりについて

3番 出口こうじ議員

- 1 市役所窓口の手続きについて
- 2 学校統廃合について
- 3 こども誰でも通園制度について
- 4 空家対策について
- 5 職員の給与制度について

4番 三好俊範議員

- 1 摂津市のオープンデータサイトについて
- 2 ICT教育の現状と今後について
- 3 正雀駅前広場開発の中止について
- 4 中学校給食について

5番 西谷知美議員

- 1 市内全域を網羅するコミュニティバスの導入について
- 2 旧三宅小学校を含む、市の資産活用について
- 3 中間支援組織の設置について
- 4 摂津市の子育て施策について

6番 増永和起議員

- 1 PFOA汚染の調査・対策について
- 2 大阪府国保統一化に反対し、保険料を引き下げることについて
- 3 痴漢・性暴力被害防止の取り組みについて
- 4 生活保護利用者の通院移送費について

7番 藤浦雅彦議員

- 1 狭隘道路の対策について
- 2 千里丘駅東口の再整備及び活性化について
- 3 千里丘駅西地区の周辺整備について
- 4 竹之鼻ガードの千里丘4丁目側出口の信号について
- 5 増加し続けるアライグマの対策について
- 6 重層的支援体制の整備について

8番 嶋野浩一郎議員

- 1 帯状疱疹ワクチン接種について
- 2 指定管理者制度について
- 3 消防行政の広域化について
- 4 中学生の学力向上について

9番 村上英明議員

- 1 市役所内の課名表示の外国語表記について
- 2 市内広報板について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて

10番 安藤薫議員

- 1 鳥飼地域の学校統廃合計画について
- 2 鳥飼地域の路線バス停留所の環境改善について
- 3 性的指向及び性自認の多様性に関する当事者が抱える課題解決に向けた取組について

11番 香川良平議員

- 1 ふるさと納税について
- 2 地震対策について
- 3 令和6年度予算について

12番 三好義治議員

- 1 結婚、子育て支援施策について
- 2 高齢者対策について
 - (1) 無縁社会対策について
 - (2) 高齢者の活躍について

13番 森西正議員

- 1 地域密着型サービスの未整備について
- 2 自転車ヘルメット推進について
- 3 狭隘道路の拡幅整備について
- 4 薬物問題について
- 5 鳥飼なすについて

14番 福住礼子議員

- 1 公的通知への音声コードの添付について
- 2 初回産科受診料の助成について
- 3 令和6年度高齢者肺炎球菌定期予防接種の対象者について
- 4 男性のHPVワクチン接種費用助成について
- 5 北別府自治会独自の近鉄バスアンケートについて

15番 弘豊議員

- 1 生活困窮者支援の状況について
- 2 子どもの貧困対策について

16番 南野直司議員

- 1 阪急京都線庄屋ガード「高さ制限1.7m」の安全対策について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 9 号	令和 5 年度摂津市一般会計補正予算（第 6 号）専決処分報告の件	1 2 月 4 日	承認
認定 第 1 号	令和 4 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 2 号	令和 4 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 3 号	令和 4 年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 4 号	令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 5 号	令和 4 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 6 号	令和 4 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 7 号	令和 4 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
認定 第 8 号	令和 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 4 日	認定
議案 第 68 号	令和 5 年度摂津市一般会計補正予算（第 8 号）※	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 69 号	令和 5 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 70 号	令和 5 年度摂津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 71 号	令和 5 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 72 号	令和 5 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 73 号	摂津市長期継続契約に関する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 74 号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 75 号	摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 76 号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 77 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 78 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 79 号	指定管理者指定の件（摂津市営住宅）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 80 号	指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 81 号	指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ 3 0 1 ・ 3 0 3）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 82 号	指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 83 号	指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 84 号	指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか 8 施設）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 85 号	指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 86 号	指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 87 号	指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 88 号	指定管理者指定の件（摂津市斎場）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 89 号	指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）	1 2 月 2 0 日	可決

議案 第 90 号	指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 91 号	指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 92 号	指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 93 号	指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 94 号	指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 95 号	指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センター）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 96 号	指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 97 号	指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 98 号	令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）※	1 2 月 4 日	可決
議会議案 第 20 号	パレスチナ自治区ガザへの攻撃中止と即時停戦を働きかける外交努力を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 21 号	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 22 号	認知症との共生社会の実現を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決
議会議案 第 23 号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の件	1 2 月 2 0 日	可決

※議案第68号は令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）として上程されていましたが、

議案第98号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第8号）が議案第68号よりも先に可決されたことから、議長によって字句及び数字等の整理を行いました。

議案第98号を「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第8号）」から「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）」に、議案第68号を「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第7号）」から「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第8号）」に整理しました。